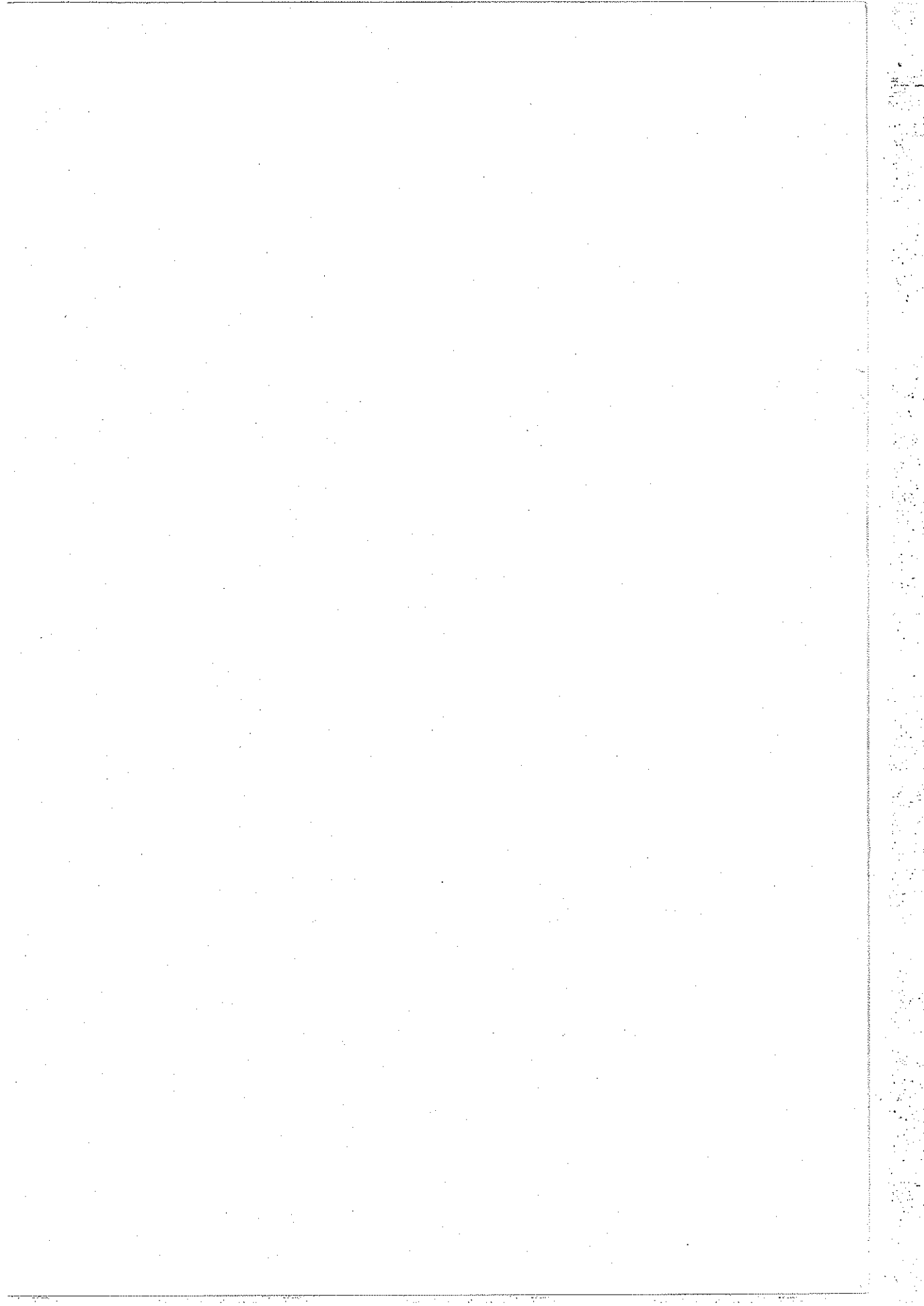


昭和62年7月14日開会  
昭和62年7月17日閉会

# 和泉市議会第2回定例会会議録

第 2 号

和 泉 市 議 会



# 和泉市議会第2回定例会会議録目次

## 昭和62年7月14日(火曜日)第1日目

○ 出席議員・欠席議員	1 頁
○ 議事説明員、その他	1 〃
○ 議事日程	3 〃
○ 開会宣告(午前10時00分)	3 〃
○ 市長開会挨拶	5 〃
○ 日程第1 会議録署名議員の指名について(天堀 博・西村慎太郎・勝部津喜枝)	5 〃
○ 日程第2 会期の決定について(7月14日~7月17日 4日間)	5 〃
○ 日程第3 一般質問について	7 〃
1 番に 21 番 若 浜 記久男 君	7 〃
2 番に 8 番 穴 瀬 克 巳 君	21 〃
3 番に 16 番 天 堀 博 君	41 〃
4 番に 27 番 金 谷 衛 君	55 〃
5 番に 20 番 坂 口 敏 彦 君	62 〃
○ 散会宣告(午後4時32分)	68 〃

## 昭和62年7月15日(水曜日)第2日目

○ 出席議員・欠席議員	69 頁
○ 議事説明員、その他	69 〃
○ 開会宣告(午前10時10分)	71 〃
○ 議事日程	71 〃
1 番に 7 番 藤 原 正 通 君	71 〃
2 番に 17 番 西 村 慎太郎 君	83 〃
○ 散会宣告(午後1時24分)	100 〃

## 昭和62年7月16日(木曜日)第3日目

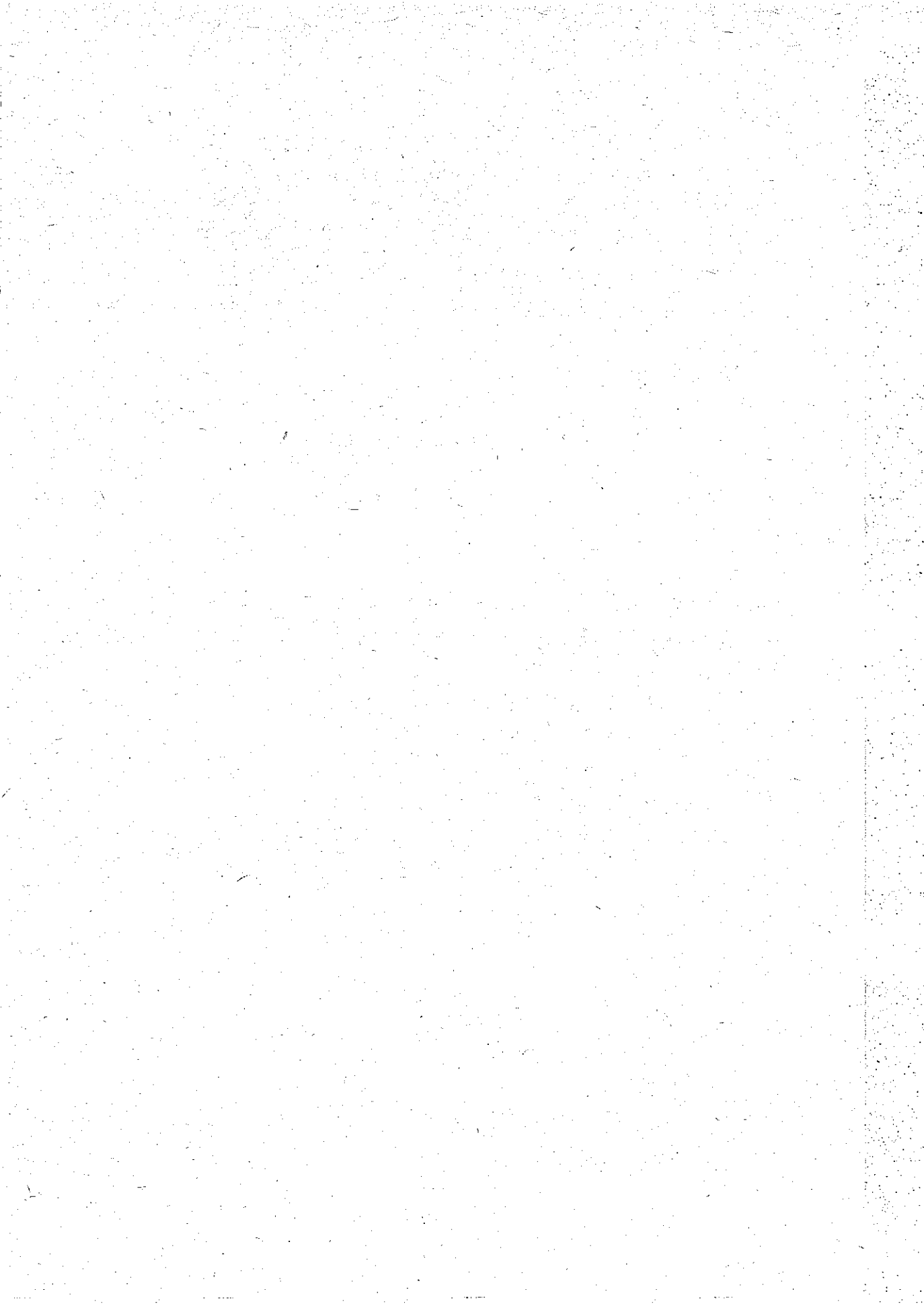
○ 出席議員・欠席議員	101 頁
○ 議事説明員・その他	101 〃
○ 議事日程	103 〃

○ 開会宣告(午前10時07分)	
○ 日程第1 例月出納検査結果報告(収、入役扱 昭和61年11月分)	
○ 日程第2 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱 昭和61年11月分)	
○ 日程第3 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱 昭和61年11月分)	
○ 日程第4 例月出納検査結果報告(収入役扱 昭和61年12月分)	
○ 日程第5 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱 昭和61年12月分)	
○ 日程第6 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱 昭和61年12月分)	
○ 日程第7 例月出納検査結果報告(収入役扱 昭和62年1月分)	
○ 日程第8 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱 昭和62年1月分)	
○ 日程第9 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱 昭和62年1月分)	
○ 日程第10 例月出納検査結果報告(収入役扱 昭和62年2月分)	
○ 日程第11 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱 昭和62年2月分)	
○ 日程第12 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱 昭和62年2月分)	
○ 日程第13 定期監査(昭和61年度第2次分)結果報告	
○ 日程第14 障害児の医療・療育・保育をよくするための請願(厚生病院委員長報告)	} 111頁
○ 日程第15 市民の生活実態に即した保育料の改善を求める請願(厚生病院委員長報告)	
○ 日程第16 和泉市土地開発公社昭和61事業年度決算書類の提出について	117頁
○ 日程第17 財団法人和泉市商工業振興会昭和61事業年度決算書類の提出について	} 一括 125頁
○ 日程第18 財団法人和泉市商工業振興会昭和62事業年度事業計画書類の提出について	
○ 日程第19 財団法人和泉市文化振興財団昭和61事業年度決算書類の提出について	} 一括 134頁
○ 日程第20 財団法人和泉市文化振興財団昭和62事業年度事業計画書類の提出について	
○ 日程第21 財団法人和泉市公共施設管理公社昭和61事業年度決算書類の提出について	} 一括 142頁
○ 日程第22 財団法人和泉市公共施設管理公社昭和62事業年度事業計画書類の提出について	
○ 日程第23 財団法人和泉市公園緑化協会昭和62事業年度事業計画書類の提出について	157頁
○ 日程第24 専決処分の報告について (歩行者専用道路における事故に係る損害賠償の額の決定と和解)	165頁
○ 日程第25 専決処分の承認を求めることについて (和泉市中学校生徒災害事故に係る損害賠償の額の決定と和解)	} 一括 168~ 169頁
○ 日程第26 専決処分の承認を求めることについて (交通事故に係る損害賠償の額の決定と和解)	
○ 日程第27 専決処分の承認を求めることについて (市管住宅道路における事故に係る損害賠償額の決定と和解)	176頁
○ 日程第28 専決処分の承認を求めることについて (和泉市税条例の一部改正)	178頁
○ 日程第29 専決処分の承認を求めることについて (昭和61年度和泉市一般会計補正予算(第6号))	180頁
○ 日程第30 専決処分の承認を求めることについて (昭和61年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号))	184頁

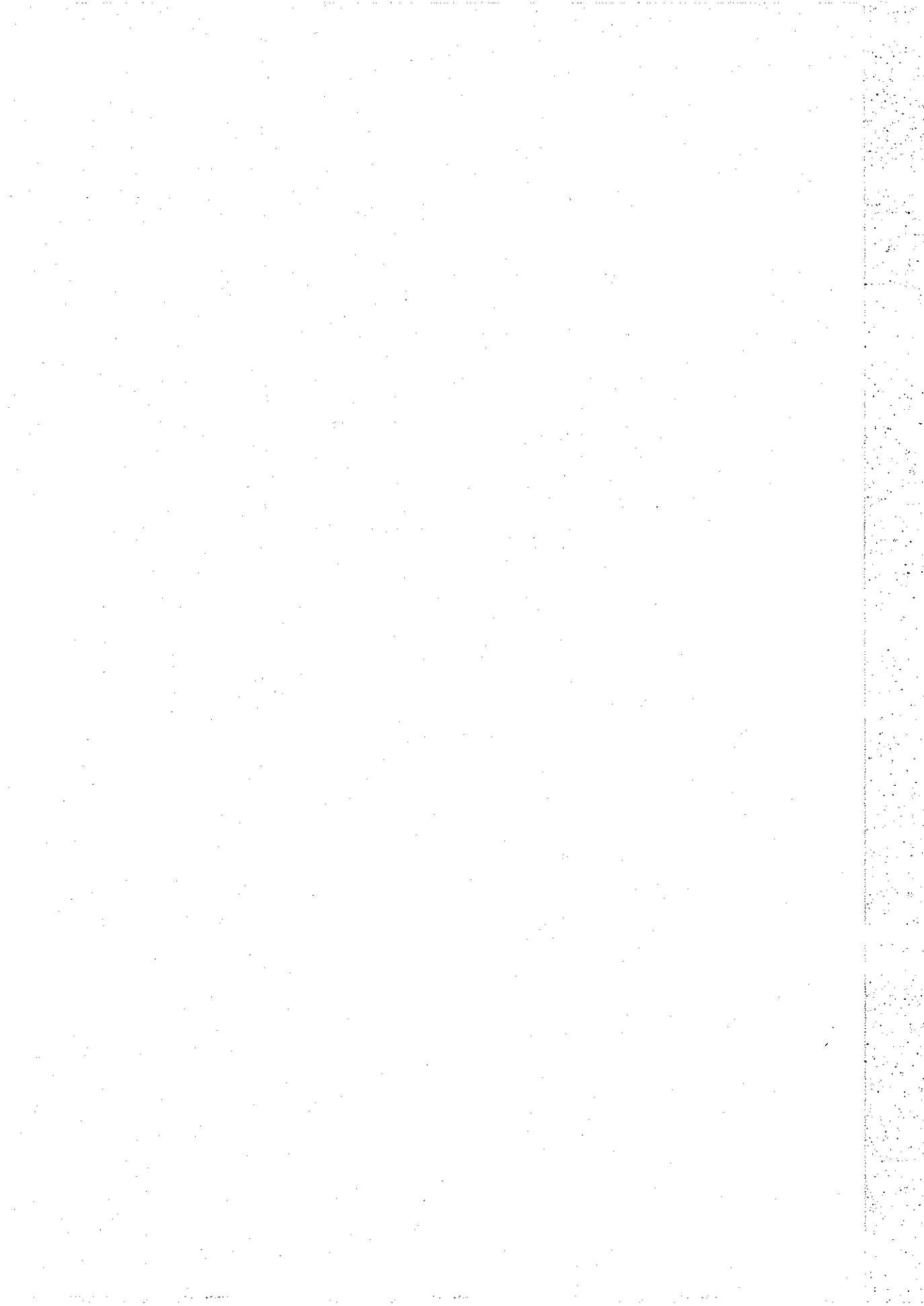
○ 日程第31	専決処分承認を求めることについて (昭和62年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算(第1号))	186頁
○ 日程第32	昭和61年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	一括 188 } 193頁
○ 日程第33	昭和61年度和泉市公共用地取得事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について	
○ 日程第34	昭和61年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について	
○ 日程第35	昭和61年度和泉市一般会計予算事故繰越し繰越計算書について	196頁
○ 日程第36	工事請負契約締結について(仮称)永尾団地4棟及び5棟建設工事)	198頁
○ 日程第37	和泉市立総合福祉会館条例制定について	206頁
○	散会宣告(午後4時48分)	215頁

昭和62年7月17日(金曜日)最終日

○	出席議員・欠席議員	217頁
○	議事説明員、その他	217頁
○	開会宣告(午前10時55分)	219頁
○	議事日程	219頁
○	日程第1 昭和62年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について	220頁
○	日程第2 昭和62年度和泉市一般会計補正予算(第1号)	222頁
○	日程第3 昭和62年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号)	230頁
○	日程第4 昭和62年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)	232頁
○	日程第5 和泉市農業委員会委員の推薦について	234頁
○	日程第6 泉大津市・和泉市墓地組合議会議員の選挙について	235頁
○	日程第7 森田紡績企業再	237頁
○	日程第8 長期営農継続農地制度の堅持ならびに都市農業確立施策の実施に関する意見書	240頁
○	日程第9 保育所措置費の国庫負担率引き上げ等必要な財源を求める意見書	241頁
○	市長閉会挨拶	243頁
○	議長閉会挨拶	243頁
○	閉会宣告(午前10時50分)	244頁



第 1 日





昭和62年7月14日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員（24名）

1番	飯坂楠次君	17番	西村慎太郎君
2番	奥村圭一郎君	18番	勝部津喜枝君
3番	田中昭一君	19番	原重樹君
6番	赤阪和見君	20番	坂口敏彦君
7番	藤原正通君	21番	若浜記久男君
8番	穴瀬克己君	22番	西口秀光君
9番	並河道雄君	23番	柳瀬美樹君
10番	竹内修一君	25番	大谷昌幸君
11番	仁井明君	26番	池辺秀夫君
12番	竹下義章君	27番	金谷衛君
15番	松尾孝明君	28番	出原平男君
16番	天堀博君	29番	田中包治君

欠席議員（1名）

13番 貝淵博治君

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

市長	池田忠雄	総務部次長	森利治
助役	坂口禮之助	総務部次長	奥村富彦
収入役	中塚白	財政課長	阪豊光
市長公室長	杉本弘文	同和対策部長	橋本昭夫
市長公室理事	逢野一郎	同和対策部理事	生田稔
市長公室理事	神藤恒治	同和対策部次長	向井洋
市長公室理事	隆琦大我	福祉事務所長	中川鉄也
市長公室企画室長	稲田順三	福祉事務所次長	原美助
秘書課長	井阪和充	市民生活部長	中西淳富
人事課長	西岡正徳	市民生活部理事	中上好美
企画課長	今村堅太郎	市民生活部次長	岸田秀仁
総務部長	麻生和義	市民生活部次長	坂田平之
総務部理事	大塚孝之	産業部長	松村吉堯

産 業 部 次 長	高 三 一 行	消 防 本 部 次 長	一ノ瀬 喜 広
産 業 部 次 長	赤 田 備 信	用地担当理事 土地開発公社事務局長	明 坂 貞 士
建 設 部 長	浅 井 隆 介	用地担当参事 土地開発公社事務次長	中 辻 寿 夫
建 設 部 理 事	前 田 守 正	教 育 委 員 長	堀 内 由 延
建 設 部 次 長	山 崎 琢 磨	教 育 長	西 川 喜 久
都 市 整 備 部 長	萩 本 啓 介	管 理 部 長	逢 野 博 之
都 市 整 備 部 理 事	高 橋 欣 吾	管 理 部 次 長	白 樫 通 有
都 市 整 備 部 次 長	三 井 義 秋	指 導 部 長	崎 山 繁
改 良 事 業 部 長	富 田 宏 之	指 導 部 次 長	鹿 島 賢 昌
改 良 事 業 部 理 事	堀 宏 行	社 会 教 育 部 長	青 木 孝 之
改 良 事 業 部 次 長	笠 木 恒 忠	社 会 教 育 部 理 事	竹 田 明 郎
改 良 事 業 部 次 長	大 宅 清 臣	社 会 教 育 部 理 事	佐 原 行 雄
水 道 部 長	田 中 稔	社 会 教 育 部 次 長	明 坂 文 嘉
水 道 部 理 事	岩 井 益 一	社 会 教 育 部 次 長	北 野 喜 平
水 道 部 次 長	岸 本 孝 二	会 計 課 長	藤 木 意 継
水 道 部 次 長	仲 田 博 文	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	高 橋 正 道
病 院 長	竹 林 淳	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	農 端 小 一
病 院 事 務 局 長	藤 原 光 夫	監 査 委 員	庄 司 清
病 院 事 務 局 次 長	藤 原 清 司	監 査 事 務 局 長	吉 田 陽 三
病 院 事 務 局 次 長	谷 上 徹	農 業 委 員 会 会 長	森 口 義 忠
消 防 長	角 谷 泰 夫	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信 田 種 行
消 防 本 部 次 長	高 宮 武 男		

※備考 各課長級の職員は、議案説明の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中 野 満 男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北 野 敦 雄
次 長	河 原 茂 隆
主 幹	大 中 保 一
係 長	佐 土 谷 茂 一
係 員	井 之 上 光 一

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和62年和泉市議会第2回定例会議事日程

(7月14日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3		一般質問について	

(午前10時00分開議)

- 議長(赤坂和見君) おはようございます。議員の皆さんには、公私何かとお忙しいところ、多数御出席くださりまして、まことにありがとうございます。

、会議に入る前に御報告をいたします。

去る6月25日、東京都で開催されました第63回全国市議会議長定期総会において、当市では永年勤続議員10年表彰に仁井 明議員、大谷昌幸議員、不肖、私の以上3名が表彰を受けました。その表彰状並びに記念品等の伝達は過日、受賞のお祝いを申し上げて参りました。

なお、全国議長会の会議に提案されました諸議案は、別紙のとおり印刷・配付させていただきましたが、全議案を満場一致で可決いたしましたので、御了承を賜りますようお願いいたします。

第63回

定 期 総 会 議 案

I 会長提出議案

1. 全国市議会議長会会則施行規則一部改正案

II 部会提出議案

- |                                  |       |
|----------------------------------|-------|
| 1. 地方財政の充実強化について                 | 九州部会  |
| 2. 地方財政対策と財源の充実強化について            | 四国部会  |
| 3. 今後予定される内需拡大策(公共事業)に係る財源措置について | 北海道部会 |
| 4. 法定外公共物管理法の制定促進について            | 中国部会  |
| 5. 市街化区域内における緑の保全施策の充実に関する要望     | 関東部会  |
| 6. 住宅新築資金等貸付助成事業の適用拡大について要望      | 近畿部会  |

- |  |       |
|--|-------|
| 7. 国保制度改正に伴う地方財政影響の改善について                  | 東海部会  |
| 8. 国民健康保険制度の改善について                         | 中国部会  |
| 9. 国民健康保険財政の健全化について                        | 四国部会  |
| 10. 児童厚生施設（児童館）の財産処分制限年数の緩和措置等による制度の拡充について | 北海道部会 |
| 11. 福祉関係における国庫負担金の負担率回復について                | 北信越部会 |
| 12. 養護職員、栄養職員並びに事務職員の定数確保とその予算化について        | 東海部会  |
| 13. 保育所施設改良補助対策枠の拡大について要望                  | 近畿部会  |
| 14. 円高不況克服及び中小企業対策について                     | 九州部会  |
| 15. 鉄鋼産業政策の確立について                          | 北海道部会 |
| 16. 特定地域中小企業対策融資原資の増額による貸付規模の拡大について        | 中国部会  |
| 17. 食糧政策の確立と米の消費拡大施策の拡充強化について              | 北信越部会 |
| 18. 木材の需要拡大について                            | 東北部会  |
| 19. 道路整備の促進と所要財源の確保について                    | 東北部会  |
| 20. 下水道の整備促進について                           | 北信越部会 |
| 21. キャブシステム（電線の地中化）事業の推進について               | 東海部会  |
| 22. 東北新幹線の東京駅始発全面開業及び盛岡以北の早期建設について         | 東北部会  |
| 23. 九州における高速交通ネットワークの早期実現について              | 九州部会  |
| 24. 国鉄跡地の有効利用について                          | 四国部会  |

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

（市議会事務局長報告）

- 市議会事務局長（北野敦雄君） 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは23名でございます。貝淵議員さんから欠席の届け出がでございます。現在、23名でございます。

- 議長（赤阪和見君） ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより昭和62年第2回定例会を開会いたします。

- 議長（赤阪和見君） 本日の会議に出席を求めた者の氏名並びに議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承をお願いいたします。

- 議長（赤阪和見君） ここで、市長のあいさつをお願いします。

（市長登壇、あいさつ）

- 市長（池田忠雄君）一言、ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに昭和62年第2回定例議会をお願いをいたしましたところ、議員皆様方には、公私ともに何かと御多忙の中にもかかわらず御出席をいただき、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきまして御提案を申し上げます議案は、「和泉市立総合福祉会館条例制定について」外5件、報告20件、監査報告13件でございます。議案の内容につきましては別途、御説明を申し上げますが、何とぞよろしく御議決、御承認を相賜りますよう、よろしく願いを申し上げる次第であります。

また、先ほど赤阪議長さんから御報告がございましたように、全国議長会より永年勤続議員として表彰を受けられました赤阪議長さん、仁井議員さん、大谷議員さんには、永年にわたりまして和泉市発展のために御尽力をいただいております。ここに深く敬意を表しますとともに、御受賞を心からお祝いを申し上げ、今後、ますますの御活躍と御健勝をお祈りを申し上げます。

はなはだ簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつといたします。どうかよろしく願いを申し上げます。

- 
- 
- 議長（赤阪和見君） 市長のあいさつが終わりました。

それでは、これより日程審議に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

本件は、会議規則第103条の規定に基づき、16番・天畑 博君、17番・西村慎太郎君、18番・勝部津喜枝君、以上、3名の方を指名いたします。

- 
- 
- 議長（赤阪和見君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、さきの議会運営委員会の決定に基づき、本日から7月17日までの4日間といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から7月17日までの4日間と決定いたしました。

---

○

一般質問発言者及び発言の要旨（昭和62年7月第2回定例会）

① 21番 若浜 記久男 議員

1. 産業行政について
  - (1) 森田紡績の一連の事件について
  - (2) パート労働者退職金共済制度について
2. 総合福祉会館について
  - 事業内容と運営について

② 8番 穴瀬 克己 議員

1. 総合計画に基づく実施計画について
  - (1) 道路政策について
  - (2) 総合健康運動センター計画について
  - (3) 地場産業の振興について
  - (4) 駅前再開発について
  - (5) 緑のマスタープランについて
  - (6) コスモポリス計画について
2. 公共施設の管理運営について
3. 開発指導要綱と負担金について

③ 16番 天堀 博 議員

1. 出張所と電送システム導入などのサービス業務の充実について
2. 消防行政について
  - (1) 山間地域への救急車の配備について
  - (2) 一般市民の簡易な火災訓練について
3. 「非核・平和都市宣言」事業について

④ 27番 金谷 衛 議員

1. 和泉中央丘陵等開発事業の将来像について
2. 市内交通体系の整備について

⑤ 20番 坂口 敏彦 議員

1. 植樹祭について
2. 市立横山幼稚園について

⑥ 7番 藤原正通 議員

1. 環境保全について
  - (1) 屋外燃焼行為について
  - (2) 河川、水路等へのゴミの不法投棄について
2. 福祉行政について
  - 独居老人給食サービスについて
3. ダイエー出店計画進捗状況について
4. 都市整備について
  - (1) 和気交差点歩道設置について
  - (2) 岸南線小田町の進入路について
5. 小田公園整備について

⑦ 17番 西村慎太郎 議員

1. 交通政策について
  - (1) 非常事態宣言について
  - (2) 自転車等通勤通学対策について
  - (3) まちづくりについて
2. 商工政策について
  - スーパー対策について
3. 福祉政策について
  - 「福祉都市指定」事業等について

○ 議長（赤阪和見君） 日程第3「一般質問について」を行います。最初に、21番・若浜記久男君。

（21番・若浜記久男君登壇）

○ 21番（若浜記久男君） 通告に基づき質問要旨の説明をいたします。

特に質問に入る前に、森田紡績の地方出身女子労働者、勤労学生を中心とした組合員への温かい御支援に対し心からの感謝の意を述べさせていただき、広く市民各位、議会の先生方にも詳しく経過を通告し、さらなる御理解と御支援を賜りたく存じます。

すでに新聞、テレビで御承知のことと存じますが、昨年より不当解雇撤回争議、会社幹部による労働組合役員、組合員への暴行傷害事件、女子寄宿舎の寮生らへの人権侵害など組合つぶしが続いておりました。

森田紡績株式会社（資本金8,000万円、明治19年創業）が6月2日、大阪地方裁判所の自己破産の申し立てを行い、全員解雇、工場閉鎖の暴挙に出てまいりました。この破産申し立ては、不渡手形も全く出さない正常な企業運営の中で突如としてなされた計画的なものであり、主要取引先の役員派遣も行っていた大手商社伊藤忠商事株式会社と共謀し、原材料を出荷した後に行った破産法違反の企業犯罪を含むものであります。

また、全員解雇は、組合と本人の同意を必要とする労働協約違反であり、解雇予告手当を支払わない即日解雇としても違法であり、無効であります。さらに、工場閉鎖は6月10日結審、組合側勝利、宮阪組合長不当解雇の地位保全仮処分事件全面勝訴に至っておりますが、これらの判決の直前になされた偽装閉鎖であり、組合を嫌悪した不当労働行為であります。労働組合は、これら会社ごとの組合つぶしという計画的破産申し立て、債権資本である伊藤忠商事の企業犯罪、組合つぶしのための全員解雇と偽装閉鎖に反対し、企業債権、労働債権確保の闘いを続けているところであります。

以上が、森田紡績の争議の概要であります。すでに争議は40日を経過し、たくさんの市民の支援、思想信条を問わず働く仲間、政党の激励に組合員は一条乱れず頑張っております。

情勢についてであります。6月2日、森田菊三郎会長が自己破産申し立て後一切団体交渉に応じず姿をくらまし、その後、社長の森田豊成氏は、「債務超過ではないので会社再建が望ましい」と裁判所に対して破産申し立て取り下げの上申書を提出しております。さらに、大口債権者住友銀行、伊藤忠商事も支払い猶予が可能であることから、労働組合といたしましても、破産申し立ての取り下げを求める上申書を提出しているところであります。

以上にかんがみ、裁判所も慎重審理の基本方針を堅持しているところでございます。6月18日、当事者同士の交渉で破産申し立てを一時凍結する旨の上申書を森田菊三郎代表取締役会長名で提出をいたしております。いまだに破産宣告は出されておられませんし、争議は長期化の様相を呈しております。特にふるさとを遠く離れ、希望に胸をふくらませて会社に集団就職した女子労働者らは就学権すら奪われようとしており、家庭を持った通勤者らも、その生活を根底から覆されようとしておりますし、150名労働者、その家族は、生存権すら踏みにじられようとしておるわけでございます。

つきましては7月8日、森田紡績の組合員が直接市長に窮状を訴え、支援を要請いたしました3件について御答弁をいただきたいのでございます。

1つ目は、大阪地方裁判所事件昭和62年フク491号に対し、破産申し立てを取り下げるよう上申書の提出を願いたい。加えて、森田紡績株式会社森田菊三郎会長に対し、地場



産業育成の立場から会社再建に向けた行政指導を行っていただきたい。

2つ目に、企業再建に向けて聞いている組合員への住民税の徴収猶予及び減免と教育費補助、生活資金の貸し出し等の助成措置を図られたい。

3点目に、失業者対策就労事業、アルバイト等のあっせんを行うこと。

以上の点についてどのように考えておられるかをお聞かせ願いたいと思います。

次に、(2)パート労働者退職金共済制度についてでございます。従前より和泉市の労働団体パート労働者グループは「パート労働者にも退職金制度導入を」と訴え、対市交渉を含め検討を要請しているところでありますが、すでに大阪府下の3市で制度化されておりますし、とりわけ、先日6月22日の新聞を初めテレビ、ラジオ等で報道されましたように、お隣の泉大津市が制度化を固め、近日中にも実施する意向を公表しているところであります。特に泉大津市とは隣接市だけではなく、泉北環境、泉北水道企業団事業等密接な関係があり、当然、本市も同時に制度化されるべきだと思いますが、その点どのようにお考えでしょうか、御答弁をお願い申し上げます。

次に、第2点の総合福祉会館についてお尋ねをいたします。

この件については、今議会の議案書の中で条例制定を含めて審議されることになっておりますが、60年に委員会に請願が付託されています。さらに、昨年、本年5月と新たな障害者を持つ親の会から請願要望が私のところに届いておりますので、あえて一般質問をさせていただきます。

御承知のとおり、大阪府下で療育訓練施設、障害児簡易通園事業を行っていない自治体は和泉市だけという、きわめて貧困な福祉行政であったところですが、このたび長年の市民の願いがかない、10月には開館の運びとなった朗報は、障害者を持つ関係者には、ひとしおの喜びであろうと察して余りあるものがあります。特に障害児の教育については、民間施設を利用する以外に方策がなく、週1日ないし3日の非常に困難な中での予約を取り、大阪市内まで通園しなければならない実態でありましたし、療育はもちろん、能力、経済的にも厳しい環境にあったであろうと推察できます。

その意味では、このたびの開館は大変意義あるものとして評価するものであり、内容の充実が今後の最大の課題であろうかと思えます。そこで結論が固まり、また、種々の問題点も残っているとは思いますが、具体的な事業内容と運営について御説明を願います。特に機能訓練の器具、専門の先生の確保、さらには、療育施設の運営の状況等については、詳しく御答弁をいただきたいと思います。

以上をもちまして私の質問の要旨説明を終わります。答弁のいかんによっては、自席からの

再質問の権利を留保させていただきます。

- 議長（赤阪和見君） 理事者答弁。
- 産業部長（松村吉堯君） 若浜議員さんの御質問に対しまして、産業部長松村よりお答え申し上げます。

先ほどの御質問にございましたように、森田紡績の件に関しましては、そうした経過の中で事業閉鎖がされたものでございます。森田紡績の従業員の皆様方が工場再建を目指して頑張っておられることに関しましては、まずもって敬意を表したいと思ふ次第でございます。

先生の御質問の中にこれらの経過がございましたので、答弁の中では、この経過につきましては省略させていただきますが、端的に御質問がございました3点につきまして御答弁を申し上げたいと存ずる次第でございます。

御質問の点につきましては、去る7月3日、泉州労連の代表である近森氏を初めといたしまして、森田紡績労働組合の代表である宮阪氏ほか約20名の方々が市長に本問題解決の要請においてになり、現況の御説明をいただきますとともに要請をされたものでございます。要請の3項目につきましては、直ちに関係各課と検討を重ねてまいっておる次第でございます。

第1項に関する考え方といたしましては、大阪地方裁判所に対し準破産申し立てを取り下げるよう申請を提出願いたいということではございましたが、過去におきましては御案内のとおり織維さらしあるいは染色加工業の市新工業の件につきまして、議会等の御意向をいただく中で上申書を提出したという経過がございます。しかしながら、今般の準破産申し立てとは内容に若干の相違がございます。その相違と申し上げますのは、会社内部の役員の見解が分裂し、会長が準破産の申し立てを行いました。一方、代表権を持つ社長からこの申し立てに対して取り下げを意図した申請が提出される、こういう中で会社側と労働組合の間におきまして過去2回、団体交渉がされておるといふ現状があるわけでございます。したがって、これらの動向を十分見きわめながら議会関係の皆様方と御協議をいただく中、この問題については検討してまいりたい、このように存ずる次第でございます。

2点目の企業再建に向けて闘っておられる組合員の皆様方の税の徴収猶予あるいは減免、教育費補助、生活資金の貸し出し等の助成措置でございますが関係各課と協議をした中ですが、住民税の関係の徴収猶予の件でございますが、猶予申請に基づきまして対処していきたいということでございます。ただ、減免につきましては、今後の動向を見定めた上で検討させていただくということでございます。

次に、教育費補助、生活資金の貸し出し等の助成措置につきましては、教育費の補助制度そのものはございませんけれども、それにかわるべきものとしていたしましては、和泉市奨学資金の

貸付制度がございます。本制度は、市内在住の高等学校もしくはそれに相当する専門学校等に就学する学生に適用いたしてございます。ただし、本制度に所得制限がございますし、また、教育委員会にて一定の審査が行われることになってございます。その他の奨学資金制度といたしましては、財団法人大阪府育英会、また、日本育英大阪支部がございます。これらの制度は、お互いに併給はできないことになってございますけれども、以上のほかに大阪府下の各公立高等学校におきましては、授業料の減免制度がございます。これらを活用いただければと思ふ次第でございます。

生活資金の貸し出しにつきましては、本市の福祉の方で扱ってございます生活福祉資金の貸付制度がございます。1人最高5万円でございますが、本市在住者で1つの制限といたしましては、世帯主に限るといふことがございます。その他社会福祉協議会が取り扱っております大阪府の駆け込みの貸付制度がございます。これは1人最高10万円でございますが、20歳以上の者で大阪府下に在住する者となっておりますが、これらを活用いたされたいと存ずる次第でございます。

3項目の失業対策就労事業、アルバイト等のあっせんにつきましては、雇用対策の一環として職業安定所とも協議を重ねてまいっておりますが、職業安定法第20条におきましては、労働争議中は求職者を紹介してはならない、ということがありますので、今後の推移を見定めたと安定所とも十分協議をいたしまして、本問題については、鋭意努力してまいりたいと存ずる次第でございます。

以上が、森田紡績の件に関する答弁でございますが、この件につきまして御答弁申し上げました内容につきましては、各課と協議の途中経過でございますのでその辺を御了承願いたい、このように存ずる次第でございます。

- 議長（赤阪和見君） 理事者答弁は一括して行い、その後の再質問は大きい項目ごとに分けてお願いしたい、このようにお願いいたします。

理事者、続けて答弁願います。

- 産業部長（松村吉堯君） 続きまして、2点目のパート労働者の退職金共済制度につきまして御答弁を申し上げたいと存じます。

御案内のとおり、本市の中小零細企業につきましては厳しい経済環境の中、より活路を求めているのが優秀な人材の確保とその定着が必要な課題でございます。とりわけ、パートタイマーが社会ニーズとして高まる中、労働条件の向上、身分保証の拡充が要請されてまいっております。本市の市内における事業所の多くは中小零細企業でございまして、特に中小零細企業で働くパート労働者を含んだ従業員の身分保証は、非常に不安定なものがございます。その大半

は退職金制度がないのが実情でございます。

大阪府下では、摂津市と貝塚市が小規模企業の従事者を対象に退職金に係る制度化をされてございます。その従業員の中にパートタイマーが含まれております。従来から小規模企業の従業員を対象に政府の特殊法人でございます中小企業退職共済事業団が運営する共済制度がございまして、本市におきましても、市広報や商工会報を通じまして中小企業者に呼びかけております。したがって、61年7月11日現在、64事業所、849人がこの制度に加入されてございます。

また、商工会を窓口としております商工会特定退職金共済制度がございまして、これも62年6月現在、197事業所、1,090人が加入してございます。また、一部自治体におきましては、これらの制度を活用いたしまして加入を進めるため、会費の一部を一定補助する制度を設けているわけでございます。本市におきましても、労働福祉向上を図る上からも、これらの制度の活用状況の調査研究に取り組んでまいっているところでございます。

こうした中昭和61年12月24日、パート労働者退職金制度化、待遇改善を求める署名が泉大津和泉実行委員会の団体から出され、署名者8,200人という多数の署名を添えて市長に要請がございました。これに対して本市といたしましては、多数の署名でありかつ円高不況の中、企業雇用等地域経済全体が厳しい状況にある折からこれを重大に受けとめまして、本市と泉大津市が境界を接し就労者の往来も多いということからも、当時、泉大津市と連携しながら対応する、旨の回答をした経過がございました。

しかしながら本来、退職金等の労働条件につきましては、雇い主である事業主と雇われる労働者の間で話し合いの上決められるべきものでございます。現状では、自治体が企業者のすべてを肩がわりをするということではできませんが先ほど申し上げました中退共あるいは中退金制度への加入促進を図るため、一定の助成措置を行うなどを含めまして検討を進めているところでございます。この場合でも事業主の対応を無視することはできませんし、さらには、これらの制度の制定になりますと、議会の皆様方とも御相談申し上げなければならぬということもございまして。

なお、すでに御案内の6月22日の新聞報道、すなわち泉大津市のこの制度に伴います対応でございますが、新聞報道されました翌日、早速泉大津市に確認をしたわけでございますけれども、あの報道によりますと、この制度を中小企業あるいは300人を超える事業所を含めまして、市独自で何かの共済制度を興すような報道がなされたわけでございますが、中身につきましてはそういうことなく、先ほど申し上げました制度を利用しての一定の助成措置ということとございましたので、現在も泉大津市と和泉市は密接した関係がございまして、これ

らの問題につきましては、緊密な連携をとりながら本市としても対応していくつもりでございますので、よろしく御理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

○ 議長（赤阪和見君） 次。

○ 福祉課長（金谷宗守君） 第2点目の総合福祉会館の事業、運営に関しまして、福祉課長金谷からお答え申し上げます。

まず、総合福祉会館の事業を総括的に申し上げますと、その1つとしては、生活などの指導あるいは相談業務。2番目に、身体の機能回復訓練、教養の向上あるいはレクリエーション事業、さらに講習会あるいは講演会の開催事業、各種福祉団体に対する活動の場の提供事業。

以上が、概括的な福祉会館の事業内容でございます。

次に、そのうち特に療育訓練事業につきましてお答え申し上げます。

就学前幼児の療育訓練事業につきましては、先日の厚生病院委員会におきまして市当局の考え方を述べたところでございます。就学前幼児の療育訓練事業は来年度から実施いたしたく、その実施内容等について目下、検討中でございます。それまでの間は、保健所が従来、市立保健センターで就学前幼児を対象に実施しております親子教室を福祉会館の1室を使用して行っていたいただき、それを利用していただく予定でございます。

また、この療育訓練事業に係る医師、理学療法士などの確保につきましては、特に理学療法士につきましては、全国的にも不足していると聞いておりますので、その確保はきわめて困難でございますが、医療機関にお願いし、医師あるいは理学療法士など必要な職員を派遣していただけるよう努力してまいりたい所存でございます。

以上でございます。

○ 21番（若浜記久男君） 1点目の件につきまして再質問させていただきます。

1点目の裁判所に対する上申書につきましては議会の御同意をいただく中で、という御答弁でございますが、現在、各議員さん方にもお願いいたしておりますし、最終日も議会サイドでの決議も出していきたいというふうに思います。その中でやはり地場産業を守っていく立場から、議会、行政挙げてこの問題を解決していくために御努力をお願いしておきたいと思うわけでございます。

まず、企業再開が最優先でございます。その意味で現状を見てまいりますと、非常に時間がかかるのではないかと予想されます。いま、全くの無収入であるということの中、現在、組合といたしましても、安定所に対しまして雇用保険仮給付の申請をいたしておるわけでございます。組合員が一生懸命に生きていくための努力をしております。皆さん方の温かいカンパをい

ただいたことに対しましても、非常に喜んでおるわけでございます。改めてお尋ねするのも何ですが、議会の要望もあれば、ということのできるだけ早い時期というお考えはあるわけですか。

○ 産業部長（松村吉堯君） 先ほど御答弁申し上げましたように、議会等の御意向も十分にいたどく中、この問題につきましては、十分に協議し対応していきたいと存じます。

○ 21番（若浜記久男君） いずれにいたしましても、この件はいろんな後の問題が若干引っかかってくるので、そのときに解決というか、実現を見た中で改めて御協力をお願いしたいと思えます。

それからもう1点、企業の救済と申しますか、その意味での税あるいは融資などの面で、行政が対応し得る範囲というのはどれくらいあるのか、あるいは考えられるのか、その点の御答弁も合わせてお願いしたい。

○ 産業部長（松村吉堯君） 企業自体の救済措置でございますけれども、行政が行える範囲というのは、正常に営業している企業に対する融資等の制度というものはございますが、現在、かかる状態になっております企業に対する抜本的な対策というものはないというのが実情でございます。御理解いただきたいと思えます。

○ 21番（若浜記久男君） 確かに現在の企業の姿勢を見ますと、いろいろ問題点もあるわけでございますし、相手もあるわけでございます。会長の事業撤退の姿勢も固いようでございますし、今後の状況を見きわめながら、この問題につきましては、改めて今後の課題にしておきたいと思えます。

次に助成措置の件でございますが、すでに原課において税の徴収猶予等について御配慮いただいております。先ほど述べましたように、収入の道が全くないという状況の中、多くの女子労働者は定時制の高校に通っておりますそれらの教育費、また、家族や子供の義務教育費の負担が大変であるということで、何とか御理解がいただけないものかどうか。先ほど、公立高校以上には補助があるということですが、義務教育には、給食等も含めて拡大解釈はできないのかどうか、それらの点もお願いしたいと思えます。現在、組合といたしましても、支援団体といたしましても、大阪府や学校当局にも状況説明を行っておりますが、どういう手続きをすればいいのか。個人で教育委員会を通じてやってもらえるのか、その点での考え方をいま一度御答弁いただきたいと思えます。

○ 管理部長（逢野博之君） それでは、教育費の問題でございますので、私の方から御答弁申し上げます。

先ほど、産業部長の方から高校生に係る制度について一定の御答弁がございました。これは

御承知のように、昨年度制定されました和泉市の奨学資金制度によりまして、一定の時間、給付ではなく貸し付ける制度でございます。向学心に燃えながらも、経済的な理由から就学困難な者に対し貸し付けるという制度でございます。高校生の方につきましては、この制度を適用していきたい。この手続的な面につきましては、私どもの指導部の方で受け付けております。一定の申請期日もあるわけでございますが、現状認識に立ってその辺の配慮をさせていただくという考えてございます。

それから、義務教育費に係る御父兄の就学援助の問題でございます。これは補助制度という形ではございませんけれども、一定の所得基準等がございますが、一般的な形では、就学援助制度がございます。これにつきましても、一定の申請期日あるいは所得基準、これは前年度の所得を対象にして認定しておりますが、現状認識の上に立って、その辺の配慮は十分にさせていただきまします。したがって、学事課の方へ申請手続をお願いできましたら、私どもの方でその調査はさせていただきたいと思っております。

以上、教育関係の御答弁にかえさせていただきます。

- 21番（若浜記久男君） 適切な評価だと思っておりますが、いま申し上げましたように雇用保険の仮給付の申請をしているわけですが、その見通しもまだはっきりしておりませんので、全くの無収入でございます。この所得制限というものは、現在、所得が全くないわけですので、現状認識ということで申請すれば御配慮いただけると理解していいわけですか。

- 管理部長（逢野博之君） 先ほど言いましたように、所得基準というのは前年度の所得を基準にしての認定をいたしております。いま、おっしゃいますように現在、所得が全然ないということでも、給与所得者でございますので、昨年度の所得ということで一定の所得が出ておるわけでございます。私が申し上げました現状認識と申しますのは、議員さんが申されましたように、現状で所得がないという実態をとらえ、認定の際に考慮してまいりたいということでございます。

- 21番（若浜記久男君） わかりました。

次に、当面の生活資金の面について再度、質問させていただきますが、生活資金の5万円、それと駆け込み資金が最高10万円という制度があるということですが、これらについても現状、所得が全くない状況でございます。近い将来、何らか一定のめども立ってくると思っておりますが、この生活資金あるいは駆け込み資金を合わせて借用できるものなのかどうか。

それと、これらの理由づけと申しますか、こういう労働争議の中での理由づけによって借用が可能なのかどうか、その点についても御答弁をお願いしたいと思います。

- 福祉事務所長（中川鉄也君） 生活資金と駆け込み資金の関係でございますので、福祉事務

所の方から答弁させていただきます。

生活福祉資金は、市の方で直接やっておる事業でございまして、最高5万円でございます。それから、駆け込み資金は最高10万円ですが、制度そのものは、社協でやるのと市でやるのとで相違がありますが、原則としては重複貸し付けはできないとなっておりますが、ケースバイケースでその対応は考えていけると思います。ただ、社会福祉協議会という別の機関でございますので、その点も含めてすべて私どもの方で責任をもって答弁をするということには至りませんので、その点は御理解願いたいと思います。

それから、貸し付けについては一定の条件、例えば和泉市内に引き続き3カ月以上居住しているとか収入の問題、それから、自立更生の効果を上げられると認められれば、貸し付けの対象にはなるということで取り扱っていきたいと思います。

- 21番（若浜記久男君） 改めて一定の御答弁もいただきましたので、原課においてまた詳細についてお尋ねしながらもお願いもしていきたい、このように思います。

3点目でございますが、非常にむずかしい要望でもあり、答弁も形式的なものでありますので、この件については、深く論じ合うことは控えておきたいんですが、本件だけでなく、全国的に失業率が3.8%といわれております。泉大津の職安の管内でも近年、非常に失業率が高くなっておりまして、本市でも昨年暮れの森田綿業、黒鳥の好本織布の工場閉鎖というように、有力企業が倒産あるいは事業撤退に追い込まれており、非常に失業者がふえてきておる状況を直視していきますと、これでいいのか、という疑問も起こるわけなんです。もっと積極的な対策が必要なんじゃないかと思えます。

先端産業構想も結構ですが、長期的な展望だけでは遅いと思います。現在、国会で論議されております5兆円の補正予算、内需振興の論議もされておりますし、その意味で繊維の町、構造不況という位置づけでそれらをにらみつつ、新しい企画なり計画というものができないのかどうか。この点でのお考えを聞きながら終わらせていただきたいと思えます。

最後に、御礼を申し上げておきたいと思えます。

本事件につきまして、行政がとっていただいた登生の食事の確保、水やごみの問題、遠い九州から出て来ておられる地域への配慮等いろいろやっていただきました。それなりに大きく評価いたしております。この際、市長にもこの問題について、森田会長にお会いしていただきたいと思えますが、その意味も含んでのお言葉がございましたら、よろしくお願ひいたしたいと思えます。

- 議長（赤阪和見君） 市長答弁。
- 市長（池田忠雄君） 若浜議員さんの締めくくりの御質問に対して市長よりお答えさせてい



ただきたい、このように存じます。

先ほど来、担当の産業部長からいろいろ御答弁させていただいたわけでございます。まことに構造不況とはいいながら、創業100年の歴史を持つ地元の伝統ある名門企業、森田紡績の今回の件に関しましては、私も残念でならないわけでございます。また、労働者の方々の40日間にわたります御苦勞につきましても、痛いほどわかるわけでございます。大変な事態になったということで議員さんが御指摘のとおり、行政としての可能な範囲内におきましての御協力というものにつきましても、私たち一同、惜しむものではございません。

でき得べくんば構造不況の中、大きな欠損、赤字も出ているような御報告も聞いておるわけでございますので、再開に向けての議会あるいは私たちの願い、組合員の皆さんの願い、これは同じでございます。ただ、破産に対する経営陣の意見不一致という点もございまして、また、労働組合と森田会長が2回にわたって団交もしておられるという事実もお聞きをしております。さらに、議会の要望決議も出されるやにお聞きをしておりますので、議会との御協議、また、森田会長さんとも何とか近いうちにお目にかかり、組合員、議会の皆さん、また、われわれ市民の皆さんの気持ちを率直にお伝え申し上げ、何とか再開に向けてもう一度お考え直しのできないものか、森田会長に直接お目にかかって真意をただしたい。そして、でき得べくんば再開に持っていっていただきたい、このように存じております。ただ、民間企業の厳しい経営実態がございまして、いかがな返事がくるかわかりませんが、私たちに率直な気持ちをぶつけて会長さんにもお話してまいりたいと存じます。

いずれにしても、長期化いたしますと、労働者の方々の生活不安という問題がございまして。現実の御不安は痛いほどわかるわけでございます。何とか早期解決に向けて私たちにできるだけの努力はいたしてまいりたい、このように考えておるわけでございます。議員さんにも、この件につきましても何かと御尽力をいただいてまいりましたことを心から敬意を表させていただきます。また、組合員の皆さんの御苦勞を私どもの痛みとして感じつつ今後とも努力をさせていただきたい、このように決意いたしておりますので、よろしく御理解と一層の御尽力のほどをお願い申し上げます、御答弁にかえさせていただきたい、このように存じます。

- 21番(若浜記久男君) 市長から大変結構な御答弁をいただきましたが、何かと御苦勞もおかけするかと思いますが、ひとつよろしく願いしておきたいと思っております。

次に、退職金共済制度の導入の件でございすけれども、前向きに検討されているという御答弁ですが、泉大津とは常時、情報交換も行っていると聞き及んでいるわけですが。泉大津市が導入を固めた中、本市がなぜ情報交換をしながらおこなっているのか、改めてお聞きをしたいと思っております。果たしてどこまで検討が進んでいるのか、いつごろになったら実施できる

のか、その辺での御答弁をお願いをしたい。

合わせて、何か新聞報道が間違っているんじゃないかという御答弁でございますけれども、私どもは、その記者会見の状況が、責任ある立場の経済部長あるいは課長が同席の中で発表されたということもお聞きをしておりますので、間違っていないんじゃないかという認識もしております。泉大津が導入をすれば、和泉市、志岡町もすぐに同調して導入をするんじゃないかという発言も、非公式の場ではあったように聞いておりますが、その辺での御答弁もお願いしたいと思います。

- 産業部長（松村吉堯君） 再度の御質問でございますが、泉大津市の新聞報道に係る部分につきましては、先ほども御答弁申し上げましたように、あの内容というものは、担当者あるいは市のトップも含めまして、私どもにそれらの内容の違いというものを伺ってございます。特に報道どおりの制度をやるのではなく、従来の中退共なり中退金の制度の上に立っての制度というふうに一定考えてございまして、市独自の共済制度という報道の中身とは考え方が違っているんだということで、泉大津市当局も私どもに対して、新聞報道との違いについて非常に迷惑をかけたという言葉までいただいております。

私どももこの制度につきましては、中退共あるいは中退金の制度の中での条例措置ということで検討いたしておるところでございます。それでは、いつから実施するんだと相なりますと、何月の何日からとはなりません。まだ内容につきましても、一応、泉大津市あるいは近隣都市の情勢もながめながら問題点の整理が残されてございます。議会の皆さん方、事業主の皆さん方のいろいろコンセンサスを得なくてはならない問題もございまして。行政独自で突っ走るわけにもいきませんので、その辺の作業もこれから鋭意進めてまいりたい、このように考えてございます。

- 21番（若浜記久男君） 確かに前向きに検討もしていただいておりますので、あえて再々質問というわけにはいかないかと思いますが、和泉市、泉大津市という形になりますと、公務員職場、保母職、病院とかのアルバイトなど、そういうところにも該当する人も対象に含まれていると新聞に書いてあるわけです。それに本市も準ずるとなりますと、当然、同じような形になるわけだと思っておりますが、その意味では、やはり率先してやっていただきたいという気持ちもございまして。

いま、森田紡績の問題を取り上げましたが、森田紡績の従業員150名中の50%がパート労働者というようなことも踏まえましても、労働力の主流というものがパートの従事者で賄っておられるという状況でございますし、そのパートの身分を守り確立する上で、1日も早い導入を期待申し上げながら、この件については終わらせていただきます。

次に、2点目の福祉会館についてでございますけれども、私の方からいわゆる療育機能訓練事業にしほって再質問をさせていただきたいと思っております。各団体からいろいろ私の方に届いている関係で、議案審議の中で質疑を行えばよかったです、あえて一般質問で申し上げたいと思っております。

市長は、常日ごろから福祉は原点だ、障害者福祉が原点だ、と非常に響きのいい言葉を口ぐせのように申されております。私も全く同感であります。私どもが町の中あるいは駅頭で見かけます身体障害者を持ったお母さんの姿、不自由な手足でお母さんにしがみつき、お母さんは心を鬼にして、という感じで、暑い満員電車に乗りながら、大阪市内の療育園まで通っている光景をしばしば見受けるわけでございます。非常に哀れと申しますか、厳しい状況を見せつけられているわけでございます。

今回、福祉会館内において療育事業が事業化されるということで喜んでいただいているわけなんですけど、そこで、先ほどの御答弁をお聞きいたしますと、アルバイトとか医療機関からの派遣とかいうようなことで、専任の理学療法士さんが人材難で確保がむずかしい中で対応していきたいということでございますが、これでははっきり言って余り役に立たないんじゃないかという懸念を持つわけなんです。

障害というものは非常に複雑でございます、二次的な障害が出てくるわけです。そういうものを十分認識しながら対応していくためには、どうしても専任の先生が必要だというふうに思っております。ぜひ無理をしても何とか専門の理学療法士の雇用、確保に努力していただきたいと思っております。いま、市立病院にも無資格の先生を含め5名の先生がおられるやに聞いておりますが、それらの先生をそちらに派遣することはできないものか、あえて再質問させていただきます。

○ 福祉事務所長（中川鉄也君） それでは、福祉の方から答弁いたします。

先生が御指摘のとおり、専任の理学療法士を確保していくのが形態として望ましいことは、われわれとしても十分理解できるわけでございますが、こういう療育訓練施設で専任の理学療法士を確保しようと思えば、れっきとした医療法人もしくは社会福祉法人が経営するという形態が十分整ったところであれば、専任の先生をお招きすることも可能かと思っております。

しかし現在、近隣の市でも行っております療育訓練施設のほとんどが無認可の療育訓練施設であるということで、本市の福祉会館で行うのも、設備の面からいって認可の対象になるほどの大きな設備ではないわけです。したがって、専任の理学療法士さんを福祉会館で雇用することは困難であるという見解でございますので、よろしく御了解願いたいと思っております。

○ 21番（若浜記久男君） そうしたら、就学前の療育事業については、来年度から実施とい

うことなのですが、そのときには、いろんな先生が毎日変わるということになるわけですか。

○ 福祉事務所長（中川鉄也君） それらのことにつきましては、先週の6日に厚生病院委員会の開催をお願いいたしまして、市として請願に対する見解を述べさせていただいております。それらについては、療育訓練事業については来年度から実施いたしたく、その事業内容につきまして検討中でございますという、いまのところはそういう見解でございますので、それ以上の詳細については、まだ市の考え方を述べる段階ではございませんので、ひとつその点を御了解願いたいと思います。

○ 21番（若浜記久男君） わかりました。福祉所長さんもその点は十分に御理解いただいているわけなのですが、最終決定は市長がされるわけです。市長も、これがオープンするところには選挙準備をされている時期だと思っておりますが、当然、信望厚い福祉の市長と私どもも思いたいわけなんです。その意味では、当然立候補されるでしょうし、私どももそれ以上の支援をしていきたいと思っております。できるだけ同じ専任の先生、担当の先生がおられ、病状の変化、経過などを十分把握するのが一番いいわけですので、ぜひそういう場の配慮をお願いしたいと思います。

もう1点、詳細は今後の検討となりますが、機能訓練も含めまして作業所等もつくられるようにお聞きしておりますが、そこまで通り交通費の問題が大変なんです。それらに対して何らかの配慮が考えられないものか、あるいは福祉バスのようなものが考えられないものか、その点のお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

ここで、せっかくの議会でありますので、皆さんも御承知かと思いますが、私どもの方で調査した資料の中で、どういう状況にある障害者がどれくらいおられるか。これだけの方がいるのだから、どうしても前向きの内容が充実したものにしていこうと考え方を改めていただくためにも、ちょっとここで述べさせていただきます。

昨年度の新生児が約1,600人、その中で早期療育訓練が必要な子供が30人くらいあるという保健所の把握でございます。毎年、これくらい早期療育訓練が必要な子供がいるということでございます。障害の種類もいろいろあるわけですが、肢体不自由児が13%、奇形11%、耳の障害が5%、染色体異常3.7%、視力障害が2.9%、発達のおくれが60%となっております。また、和泉市内での療育訓練の場を求めている人、どうしても療育してもらいたいという人が130～140人おられるという実態を認識していただきたいと思っております。りっぱな入れ物ができましたが、今後は、一層内容も充実していただきたいことを切に要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○ 議長（赤阪和見君） 次に、8番・穴瀬克己君。

（8番・穴瀬克己君登壇）

○ 8番（穴瀬克己君） 通告順に従いまして、趣旨の説明をいたします。

総合計画が策定されてはや3年が経過しようとしております。関西空港並びに和泉市においても中央丘陵開発が着実にスタートされており、わが和泉市の歴史においても重要な時代を迎えております。これらのビッグプロジェクトが持つインパクトを最大限に活用し、おくれた都市基盤の整備に最大の効果をもたらさなければならないときであります。そういった意味で3カ年の実施計画を取りまとめたことに対し大きく期待をするところであります。ここで数点にわたってお伺いをいたします。

まず最初に、道路政策についてであります。

過去20数年来の道路整備計画は、いまだに完全に完成したものはありません。今回の実施計画においても、広域幹線道路並びに都市幹線道路、すなわち泉州山手線、外環状線、岸和田南海線、泉大津松原線、近畿自動車道、和泉中央線、池上下宮線等については大阪府並びに関係機関に要望する、とありますが、年度別内訳表には何ら記載はされておられません。これでは実施計画になるのか非常に不安でありますので、御答弁をお願いいたします。

また、「和泉都市計画道路網検討業務」とありますが、具体的な考え方をお聞かせ願いたい。次に、総合健康運動センター計画についてお伺いをいたします。

松尾寺公園を中心としたリゾートゾーン構想であります。レジャー、スポーツ施設、農業振興等を含め、質の高い都市的レジャー施設の構想だと思いますが、具体的にどのような推進を図っていくのか、お聞かせ願いたい。また、周辺でゴルフ場誘致の話がかなり進んでいるように聞き及んでおり、ゴルフ場用地として基本構想に位置付けられ記載もされておりますが、市としてどのようなかかわり合いを持っているのか、お聞かせ願いたい。

次に、地場産業の振興についてであります。不況が慢性化した厳しい環境の中、商工業並びに農産業の実態は大変苦しんでおります。ここで既存の商工業と中央丘陵内のシビックセンターとの整合性をどのように考えているのか。また、大型店舗進出と地元商店街の考え方はどのような状況になっているのか、お聞かせ願いたい。また、コスモポリス計画と地場産業との関連性はどう持たせていくのかも聞かせ願いたい。さらに、都市農業についてはどのような方向付けを考えているのか、お聞かせ願いたい。

続きまして、駅前再開発についてであります。

中央丘陵開発が進む中、今後の和泉市の既存市街地の位置付けが非常に重要な課題であります。駅前再開発が叫ばれてかなり長い年月がたっております。いよいよ空港関連もあって地区

再生基本計画が調査される段階に入りました。特に府中駅前商業ターミナル機能並びに本市の玄関口であります周辺整備が緊急の課題であります。どのような手順で進めていくのか、お示し願いたい。実施計画には府中駅前を都心とし、中央丘陵の新駅周辺を副都心とする構想になっておりますが、シビックセンター構想が具体的に検討されているのか、お聞かせ願いたい。また、信太山、北信太駅についての構想も合わせてお聞かせ願いたい。

次に、緑のマスタープランであります。和泉市も開発が進み、人口14万人を有する中堅都市となつてまいり、さらに、中央丘陵開発等都市化がますます進んでまいり、緑豊かな郷土和泉市をつくるための基本的な施策であります。そこで、緑のマスタープランが策定され、年次計画等具体的な取り組みをお示し願いたい。

次に、コスモポリス計画についてであります。地権者との話し合いもかなり進んでいるように聞き及んでおりますが、進捗状況についてお聞かせ願いたい。また、企業並びに大学誘致等についても、それらの進捗状況をお聞かせ願いたいと思ひます。

次に公共施設管理運営についてお伺いをいたします。

特に市庁舎の老朽化も激しく狭い中、日夜、市民生活の安定のために御努力いただいている職員の皆様方には大変な御苦勞をかけておりますが、総合計画の中にも庁舎整備構想が位置付けされておられません。当然、中堅都市づくりを目指す上においても、避けて通れない課題であると思ひますが、理事者の御答弁をお願いいたします。

また、公共施設においても老朽化の進んでいるものがたくさんありますが、なかなか年次計画で整備されていないのが実態であります。市民会館、老人集会所、青年の家などは特に老朽化が進んでおります。また、新しい施設もやがては老朽化してまいります。適切な管理運営、整備計画を明確にすべきだと思ひますが、お聞かせ願いたい。

最後に開発指導要綱と負担金についてであります。本市も都市開発が非常に進んでまいりました。開発指導要綱については、時代に合った指導をすべきであると思ひますが、地域環境も旧来とは大変変わってまいっております。他市の動きを見ますと、開発負担金は減少の傾向にあります。本市においては、何年に開発指導要綱が策定され、今日までどのような経過をたどっているのか、お聞かせ願いたい。また、阪南7市の状況も合わせて御答弁をお願いいたします。

以上で一般質問の要旨の説明を終わります。答弁のいかんによりましては、自席での再質問の権利を留保して終わります。

- 議長（赤阪和見君） 理事者答弁。
- 市長公室企画室長（稲田順三君） それでは、総合計画に基づきます実施計画につきまして、

企画稲田よりお答え申し上げたいと存じます。

なお、質問の内容がたくさんございますので、若干、時間がかかるかと思いますが、御理解賜りたいと存じます。

まず、総合計画の実施計画でございますが、御質問の答弁に入らせていただく前に、このたびの実施計画の策定に当たっての考え方あるいはその趣旨について若干、御報告申し上げたいと存じます。

昭和59年10月に策定いたしました本市第2次総合計画の実行性を確保するため、このたび初めての試みとして昭和62年度を初年度とする3カ年のローリングによります実施計画を策定し、先般、御配付申し上げたところであります。

実施計画の策定に当たっての考え方を申し上げますと、このたび実施計画を策定いたしました目的の1つは、計画的、効率的に行財政運営の推進を図り、総合計画に基づく緊急性、必要性の高い施策事業から順次、実施してまいることにあるかと存じます。

実施計画の策定に際しまして何を重点に取りまとめたかと申しますと、本市の従来からの重点事業の1つである和泉中央開発事業については、積極的な事業推進により61年4月に着工したところであります。今後とも本事業をさらに強力に推進していくとともに、国家的プロジェクトであります関西国際空港建設のインパクトを最大限に活用し、「調和と活力ある人間都市・和泉」を基本テーマとして、定住魅力と活気のある町づくりを推進していく必要があると考えるものであります。

そのためには、都市の骨格を形成し、土地利用のあり方を大きく方向づける道路整備を中心とした都市基盤の整備が喫緊の重要課題と考えております。したがって、市民生活の利便性と快適性の向上を図り、産業の活性化を促すためにも、これら道路を中心とする都市基盤の整備を、今回の実施計画の主要な重点事業として位置付けたところであります。今後、本実施計画を本市町づくりを推進する上での基本と位置付け、予算編成に当たっては、財政当局と密接な連携を保ってまいりたいと考えております。しかし、財政状況の変化、また、事業計画の熟度等の状況によりまして事業年度が若干ずれることもあろうかと存じますので、その点はよろしく御理解賜りたいと思います。

それでは、第1点目の道路政策であります。ただいま御質問がございました本市の重点事業であります道路施策につきましては、本市を通過する広域幹線道路であります近畿自動車道と歌山線、大阪外環状線、泉州山手線、大阪岸和田南海線、池上下宮線については、本市町づくりの上で早期整備が重要であると考えております。このような観点から国、府等の関係機関に要望する立場で特に取りまとめたわけでありまして、そういった関係から事業年度は3カ年以

上に延びておりますが、その点よろしく御理解賜りたいと思います。

また、本市が事業主体として取り組まなければならない市道整備につきましては、本年度においては、先ほど御質問いただきました市道網のあり方につきましては、縦軸については一応整備されるとしても、横軸については非常に甘いのではないかという考え方もあります。将来を見通した上に立つてのきちんとしたマスタープランづくりは、この際必要だという考え方に立ちましてまとめておるところであります。そして、この計画に基づきまして、国、府の補助枠の拡大を要望しつつ、市道整備を鋭意推進してまいりたいと考えておるところでございます。

なお、本市の都市軸である和泉中央線につきましては、国道26号線から大阪和泉南線までの間の早期整備について大阪府に要望するほか、和泉中央丘陵開発区域以外の観音寺町地内では、光明池春木唐国線までの未整備区間約300mにつきましては、住宅・都市整備公団と事業主体等について鋭意協議を行い、調整を行ってまいりたいと考えておる次第であります。

2点目の総合健康運動センター構想計画であります。総合計画にも示されているとおり、広域的に利用が図れる一大拠点施設となる総合スポーツ・レクリエーション施設の建設について、積極的に検討を進めようとしているところであります。

今回、専門的な研究所によりその基本構想を取りまとめました。過般、議員先生に御配付申し上げたいいわゆる「いずみラーバン・ライフ構想」なるものであります。ラーバン・ライフということですが、それは自然を味わいながら都会的サービスを受けられるレクリエーションの場という考え方であります。場所といたしましては、松尾寺公園を含め、本市中央丘陵部に位置する約200haの用地で、その中に一大リゾート地をつくろうという構想を考えているわけであります。

まとめられた構想内容につきましては、すでに御承知いただいていることと存じますが、今回、週休2日制が定着する中、若者たちあるいは家族団らんの休日の過ごし方、レジャー志向、スポーツの動向、遊びの実態等を調査し、これらに向けての施設の構想等を取りまとめた段階であります。今後、この構想をもととして積極的に事業参加を図る中、研究会を設け事業計画、実施計画、事業方式等一元化に向け検討してまいりたいと考えておるところであります。

本事業が仮に実現されるならば、高齢化社会の中における老人の生きがいの問題あるいは大阪都市圏からの広域的な利用、また、関西国際空港の完成による旅客、外国人等の余暇利用にも寄与するものと考えております。さらには、地場産業の活性化を初め、雇用対策にも大きく寄与するものと、われわれとしては大きな期待を持ちながら、実現化に向けて取り組んでまいりたいと考える次第であります。

また、ゴルフ場の問題であります。まず、現在の状況について御報告申し上げたいと存じ



ます。

本事業は、大阪府の知事認可となってございまして、大阪府との関係から申し上げますと、大阪府内におけるゴルフ場につきましては、去る48年秋のオイルショックを契機として開発がストップされていたところであります。しかし、最近の経済情勢及び市民のゴルフ場建設のニーズの高まりの中、多数のゴルフ場開発申請が大阪府に提出されているところであります。大阪府においても極力抑制基調を堅持しながらも、ゴルフ場開発に関する取り扱い方針が策定されたところであります。

現在、大阪府に対し事前協議の事前協議ということで、事前の法律的なチェックを受けている状況であります。この開発のめどが間もなく示されるものと考えております。大阪府において開発が許可されるめどが立てば、正式に事前協議書が和泉市に提出されることとなるわけであります。当然、そのときには、今後の用地集約についても関係してくるものと考えております。

そこで、和泉市の考え方ではありますが、これはあくまでも先生が御指摘のかかわり合いの問題であります。民間主導による開発であるという位置付けをされております。また、当該地区周辺で計画中のコスモポリス構想とか総合健康運動センター構想あるいは中央丘陵開発等に対しまして、それぞれの相乗効果があると考えられるわけであります。また、かなりの地元雇用が発生、さらには、一定の市税収入も見込まれる等に加えて、和泉市にはゴルフ場が1つもない中、周辺地区にはゴルフ場がいろいろ設置されております。このような状況の中から地元合意を前提として、開発に伴う災害防止、開発条件が整えば、市として推進いたしたく考える次第であります。

次に、地場産業の振興であります。和泉市の地場産業につきましては、農業を初め商業、工業等が、厳しい局面に立たされているのは御指摘のとおりであろうかと思っております。特に本市の農産品でありますみかんも、全国的な豊作により値崩れが生じている状況であります。商業につきましても、高度成長期は別として安定成長期の現在では、小規模店舗の集積度が低いこと、また、購買力の市外流出、多様化する消費者ニーズへの対応も十分とはいえない状況であります。また、工業におきましても、繊維産業、人造真珠に至りましては、繊維産業の構造不況と特に最近の円高不況の直撃を受け、厳しい局面を迎えているのが実態であろうかと考えます。

以上のとおり、本市の地場産業は総じて厳しい状況にあると認識しているところであります。

これら地場産業、地域経済を活性化するためには、やはりきめ細かな行政施策が必要であろうかと考えますが、短期的にはなかなか解決できるものではないと認識いたしております。や

はり長期にわたる地道な施策が必要であります。特に現在、和泉市に国道、府道を中心とする幹線道路網の整備、また、中央丘陵開発、コスモポリス構想の推進、ラーバン・ライフ・リゾート構想並びに和泉府中駅前の再開発等を総合的に実施することによりまして、その解決の方途を見出さなければならないと考えるところであります。いずれにしても、地場産業の活性化は大変むずかしい問題であります。長期的展望に立って検討してまいりたい、このように考える次第であります。

次に、駅前再開発問題ですが、まず、その経過を御報告申し上げたいと存じます。

和泉府中駅前再開発につきましては、地区再生基本計画策定調査につきまして、現在までの状況をまとめて御報告申し上げます。

地区再生基本計画策定調査につきましては、建設省の新規施策として本年度から創設された制度であることから、現在、建設省において事業制度要綱素案を作成し、大蔵省協議を行う予定になっておるところであります。この大蔵省協議が整い次第、これを受けて補助申請の手続を行う準備を進めてまいりたいと考えております。

今回の調査区域及び計画内容につきましては、今日まで建設省及び大阪府と打ち合わせを行う中、当初予定しておりました府中東地区の約7haを中心として、駅裏を含む周辺市街地区についても、一体的な整合を図る必要があるという御指摘をいただいております。このことから、旧小栗街道から国道26号線近辺までの区域約47haを今回、調査対象地区と予定したいと考える次第であります。

なお、調査対象地区のうち当初予定の駅前東地区約7ha区域につきましては、整備方式、公共施設の整備計画の内容等に至る計画策定を行う予定であります。また、計画策定に当たりましては、学識経験者を初め建設省、大阪府、JR西日本株式会社、地元商工会、商店連合会、市の代表者等をもって策定委員会を設置し、関係住民の理解と協力を得ながら基本計画策定に取り組む予定であります。

なお、国の補助金につきましては今回、補正予算をお願いしておりますとおり、調査区域の拡大により去る5月末の補助内示に基づきまして調製したものでございますので、よろしく御願い申し上げたいと考えるわけであります。いずれにしても、駅前再開発事業は大変な事業であることから、行政の積極的なかわり、また、地元の方々の積極的な理解と協力も必要であろうかと考える次第であります。

次に、緑のマスタープランづくりであります。総合計画の中では「緑豊かな活力あふれる都市の基盤を築くまちづくり」を基本計画と定められ、泉と森のネットワーク化を図り、快適な生活環境を整備しようといたしております。緑のマスタープランにつきましては、国における

策定推進についての指導を受け、和泉市のマスタープランを策定いたしました、その後の本市の地域開発等も進み変貌する状況の中、その見直しを現在、行っているところであります。

本市におきましては、槇尾山周辺、松尾寺公園、光明池緑地、黒鳥山公園等々の整備推進を図ってきたところであります。さらに、市街地の広がりに応じた公園、緑地などの整備、緑道のネットワーク化を図るとともに、公共施設、事業所、住宅地の緑化推進に努める考えであります。これらの趣旨からも、また、緑と自然の管理という考え方も含めまして、和泉市公園緑化協会の設立を図り、その充実に努めてまいる所存であります。

次に、コスモポリス計画であります。コスモポリス計画の概要につきましては、去る2月21日に開催されました委員会におきまして御報告申し上げ、委員皆様方の御賛同を賜ってまいったところであります。これを踏まえまして、本年4月から企画室におきましてコスモポリス課を新設願ったところであります。1つは、用地集約に向けての地元及び地権者に対する事業説明を行ってまいりました。2つ目には、事業主体となる第3セクターの設置に向けて準備を進めてまいったところであります。

地元及び地権者の方々に対する説明につきましては本年4月21日以降、地元町会及び地権者の方々に説明を行い、6月末までに市との正式な窓口となる対策委員を選任願ったところであります。これら4町会以外の地権者の方々に対しましては担当職員が個別に訪問し、事業についての説明を行ってまいったところであります。今後は、速やかに地元町会長、地権者代表及び地元農協組合長から成る連合対策委員会を組織願ひ、用地集約に係る諸問題について、具体的な協議を進めてまいりたいと考えております。

また、事業主体となる第3セクターの設立につきましては、各種設計、環境アクセス、行政機関の調整等、企画調査的性格を持つものとして、本年秋の設立を目指して準備作業を進めていく考えであります。まだ詳細につきましては、議会に御報告できる段階に至っておりませんけれども、その点よろしく御理解賜りたいと存じます。

以上でございますので、よろしく御願ひ申し上げます。

- 議長（赤阪和見君） 次、2点目。
- 総務課長（池辺 功君） それでは、2点目の公共施設管理運営のうち庁舎問題について、総務課池辺よりお答えさせていただきます。

ただいま御質問の庁舎狭あいと市庁舎建て替えでございますが、庁舎の狭あいについては御指摘のとおりでございます。特に会議室の必要性は不可欠の要因になっており、他の公共施設で対応しているのが現実であります。今日まで他の目的の公共施設建設の折は、複合施設等も含め解決に向け検討してきたところでありますが、建て替え敷地、立地条件等の規制から根

本的な解決に至っておりません。

限られた敷地内では、抜本的な検討が必要であります。今後、検討課題として市庁舎建て替え計画については、現場所をもつての土地利用、中央丘陵開発並びに20万都市の構想、市民サービスと市民ニーズのあり方等の検討と合わせ、21世紀の行政水準と行政の位置付け等、全般的な公共施設と本庁舎のあり方等について十分検討を重ねてまいりたい所存であります。しかしながら、関西新国際空港関連事業として泉州地区の大開発プロジェクトがございます。和泉市といたしましても、都市基盤整備を最優先にしながら財政運営の見通しも加味し、今後の検討課題として取り組む姿勢でございますので、現状の御認識と御理解をお願い申し上げる次第でございます。

以上でございます。

○ 議長（赤阪和見君） 次。

○ 都市整備部長（三井義秋君） 3点目の開発指導要綱と負担金につきまして、都市整備部三井からお答えいたします。

まず、1点目の和泉市宅地開発指導要綱につきましては、和泉市宅地開発地域の良好な生活環境を確保するための事前協議に関する条例が昭和49年4月に制定され、53年11月に一部改正の上、現在に至っております。

また、2点目の阪南7市の負担金の状況でございますが、各市とも指導要綱の中身につきましては、いろんな方法で指導をしておりますが、和泉市と比較した考え方で調べた場合、堺市で1戸当たり15万円、高石市5万円、泉大津市35万円、岸和田市64万円、貝塚市63万8,000円、泉佐野市70万円、泉南市77万円という状況になっております。

以上でございます。

○ 議長（赤阪和見君） 次の答弁。

○ 産業部長（松村吉堯君） 御質問の中の大型店の現在までの進捗状況につきまして、産業部松村からお答え申し上げたいと存じます。

御承知のように、昭和55年5月にダイエー及び同年9月にニチイが相次いで本市に出店の申し出がございました。以来、今日まで7年の歳月が経過いたしております。大型店側は、地元小売り業者団体の同意を得るべくいろいろ交渉を重ねているわけでございますが、一方、小売り業者側は現状の厳しい情勢の中、2店の進出については死活にかかわるといふことで、具体的に申し上げまして、その間、2年間の国における大型店進出の抑制期間はございましたが、現在までは、「聞く耳持たぬ」という形でやっております。

しかしながら、昭和60年に至りまして、通産局から窓口の商工課に対し、そうした状態の

ままで硬直しているのは好ましくない。窓口を開けて交渉すべきである、という行政指導をいただいたわけでございます。その中で昨年3月、初めて地元業者団体の商店連合会の役員の方々と進出業者間で名刺交換という形で接触が持たれました。さらに61年9月に至りまして、大型店側の出店概要の説明が行われ、本年2月以降に至りまして、これらの事前協議に伴います諸問題についての小売り団体との間の事前交渉というものが持たれてまいったわけでございます。

現在もその交渉が続行中でございますが、内容といたしましては、商調協でも論議されますが、出店面積、売り場面積、営業時間、休日問題の4項目を含め、それらの協議が現在も続けられておりますが、小売り業者等の要望もございまして、現時点では、何1つ妥協点に達していないのが現状でございます。通産局当局といたしましても何とか早く、ということもありませんが、何しろ大型店2店の同時進出という大きな問題でありますので十分な交渉が必要であるという観点から、なお、時間をかけての交渉を重ねているのが現状でございます。現時点では、結論が出るまでには至っていないのが現状でございます。

○ 議長（赤阪和見君） 次。

○ 社会教育部長（青木孝之君） 公共施設管理の中で、施設の老朽化につきまして社会教育関係で2点の御指摘をいただいておりますので、社会教育からお答え申し上げたいと存じます。

1点目の市民会館の老朽化についてでございます。本来、市民会館は、全市民を対象といたしました行事や各種の催し物を行行場として、市を代表する施設の1つでございます。このような中で昭和36年に建設され、現在までほとんど大きな改築、改造は行ってまいりません。その設備、備品につきましても、かなりおけていることは事実でございます。

このようなことから昨年度、約500万円を投じまして一応の修理を行った次第でございます。今後、市民の皆さん方の幅広い活用をしていただける施設にするため最善の努力をしてみたい、かように存じます。

それからもう1点、青年の家の老朽化でございます。青年の家が設置されて24年を経て今日まで、青少年の健全な育成、宿泊のできるただ1つの研修施設として、青少年の集団生活指導並びに情操教育の向上に努めてまいったところでございます。この施設もここ数年老朽化が進み、建て替えの必要に迫られてございます。

このようなことから私ども、府に対して建て替え補助についての要望をいたしてまいりました。建て替えにつきましては、補助対象としていただけなかったという経過の中で今回、国の内需拡大政策の一定の方向性の動きが出てまいったわけございまして、何とか補助対象としていただくための最善の努力をしてみたい、このように存じておりますので、よろしくお

願ひ申し上げたいと存じます。

○ 議長(赤阪和見君) 次。

○ 福祉事務所長(中川鉄也君) 同じく公共施設の管理運営の中で老人集会所の問題も御指摘いただいておりますので、福祉事務所の方から答弁させていただきたいと思ひます。

現在、市立の老人集会所は15カ所建設されております。そのうちかなり古いところにつきましては10年以上経過しておりますので、老朽化の著しいものを年次計画により1年に2カ所という目標を持ちまして、本年度より営繕関係の維持管理ということと事業化を決定しております。それ従つて本年度は、まず、伯太老人集会所、南松尾老人集会所を重点的に修理し、維持管理に努めていきたいと思っております。

○ 議長(赤阪和見君) ただいま穴瀬議員の一般質問の途中であります。再質問は午後にお願ひいたしまして、ここでお昼のため暫時休憩いたします。

(午前11時46分休憩)

(午後1時05分再開)

○ 議長(赤阪和見君) 午前に引き続き一般質問を行います。

穴瀬議員から再質問を受けます。

○ 8番(穴瀬克巳君) 総合計画の実施計画ということとまとめられたということでは、一定高く評価をしているわけですが、62年から64年ということで、もう1年目がスタートしております。こういう段階で非常に多岐にわたつて実施計画が網羅されておまして、細かく質問させていただきたかったんですが、時間の都合で端折つて簡単に質問させていただいております。なかなか具体的な答弁をしていただけないのは残念でありますけれども、再質問では、簡単明瞭に御答弁をお願いしたいと思います。

まず、最初の道路施策であります。都市幹線道路整備というところで企画室長の答弁がありました。担当の都市整備部長さんからの答弁をお願いしたいと思います。

特に今回の柱とされております道路網の整備3カ年の実施計画ということですが、都市幹線道路、広域幹線道路等10本ぐらゐの計画道路がございますが、これらは20数年来の課題でございます。非常に進捗状況は悪うございます。近年、何とか着工を試みて若干、延伸がされておるような状況でございますが、この実施計画を策定された3カ年の中に年度内内訳表には一切書かれておりませんし、これに対する答弁もありませんでした。

果たしてこの3カ年にどれだけ事業化に向けて進めるのか。計画がなされ、具体的な国、府に対する要望という形のものかどのようになされているのか。そうでなければ実施計画になら

ない。また、今日まで20数年間かかってきた状況と何ら変わらないのではないかと、このように思うわけです。3カ年にわたって推進していこうという状況が把握されておるのかどうか、この辺について再度の御答弁を担当部局よりお願いしたいと思います。

それから、既存道路との整合性の問題ですが、「和泉都市計画道路網検討業務」ということで上げられております。これについても今後、どのような取り組みをしていこうとされているのか、御答弁をお願いしたいと思います。

それから、総合健康運動センター、ラーバン・ライフの位置付けでございますが、これは質問の中にはなかったんですが、光明池緑地に体育館の新設ということも聞いておりますが、この点については、どのような計画で進められておるのかも合わせて御答弁をお願いしたいと思います。

また、午前の答弁の中で若干、抜けておりますが、ゴルフ場がラーバン・ライフ・リゾートの中にきちんと位置付けがされております。これは民活の形ですが、まだ府の認可という段階にも至っておりませんし、現段階では、地元調整等で対策委員会ができたという状況でございます。これが市の総合健康運動センターとのからみをどのようにされているのか。

さらに、地場産業の振興については、既存商店との整合性の観点からシビックセンター構想がどの程度協議がなされているのか。都心、副都心という形で位置づけられておりますが、地元商店との整合性の問題をどうとらえておるのか。

以上、3点に分けてお願いしたいと思います。

- 議長（赤阪和見君） 答弁。
- 都市整備部長（萩本啓介君） 都市整備部長より御質問の広域幹線道路網等の問題について御答弁を申し上げます。

基本的にはいろいろと御指摘をいただく中、市の内部で事業推進のプロジェクトを関係部局で編成いたしまして、今年になりましてからすでに第1回目を開いてございます。その中でいろいろと道路網の事業促進についての討議を深めているわけでありまして、特に都市整備部に関係いたしますのは、中央丘陵との関連の和泉中央線の観音寺区間の事業推進が望まれるわけでありまして。そういった点につきましては、午前中も企画室長から一定の答弁がされておりますが、なお、公団と調整いたしまして早期に事業推進に向けて鋭意取り組みを進めたい、かように考えております。

その他泉州山手線につきましては、泉大津粉河線まではすでに事業化がされておるわけですが、なお、地区内に至ります区間あるいは唐国に至る区間につきましては、残された部分の用地買収を進めておりますが、公団等に極力働きかけまして、早い時期に事業化に踏み切るよう

に持っていきたい、かように考えるわけでございます。

それから、近畿自動車道につきましては御承知のとおり、和泉岸和田インターより南の方は、かなり工事の具体的な取り組みがなされておりますが、和泉の区間につきましては、現在、なお三林町の部分もございまして、こういった用地買収の進捗状況と合わせまして、極力早い時期に事業化するように働きかけてまいりたい。合わせて地元との調整も鋭意行っていききたいと考えております。

なお、中央丘陵関連でございますが、特にシビックセンターの具体性の問題でございます。これにつきましては、鉄道の用地部分も含め23haほどございます。公団といたしましては、65年春に町開きをしたいということで工事を進めておるわけでございます。現在、シビックセンターについての具体的な検討を公団内部でやっております、それができ次第、市と協議をしていくことになっております。いろいろと用地買収の関係で協力していただいた地主さんあるいは地元商工会との問題もございまして、そういった具体化の中で地元調整も図っていききたいと考えております。

- 計画課長（中屋正彦君） 都市計画道路網の検討業務につきまして、計画課長中屋より御説明を申し上げます。

本市における都市計画道路網につきましては、主要幹線道路泉州山手線外5路線を初め、幹線道路が5路線、補助幹線道路が14路線、歩車兼用道路等5路線を合わせ、30路線から成っているものでございます。このうち15路線が昭和41年度、5路線が昭和41年度以前に計画決定されたものでございます。その後における和泉中央丘陵開発、また、近畿自動車道の建設あるいは関西国際空港の建設等、社会経済情勢の変化と将来の市街化動向に対します円滑な交通流動の確保、とりわけ和泉中央丘陵開発地域周辺における新旧市街地の一体的、総合的な都市交通体系の確立など、建設省の21世紀における道路目標整備水準を指針といたしまして、現在の都市道路網の見直しについて、62年度から63年度の2カ年計画で策定を予定いたしております。62年度の分につきましては、すでにせんだって契約をいたしております、業務の執行に努めておる次第であります。

それから、こういったことから62年度におきましては、大阪府総合計画などの上位計画及び本市総合計画を初めとする関連計画との適合性を図るため、現況道路網の問題点と整備と整備の基本方針の検討を初め将来における交通需要及び周辺環境との適合性の検討を行い、道路網整備の基本構想策定に取り組む所存でございます。調査目標年次といたしましては、長期的には約20年後の昭和85年を目標にしておりますが、特に整備を急ぐ路線につきましては、約10年後の昭和75年を目標といたしまして基本構想策定を行っているものでございます。



なお、このうち計画変更及び新規路線につきましては、概略設計を行うとともに協議用資料を作成し、建設省及び大阪府など関係機関との協議を進めていく計画でございます。

なお、63年度には関係機関との協議調整をもとに、基本計画策定と合わせ都市計画審議会用資料など法定図書、参考図書作成を行うとともに、大阪府と調整の上、一定の事業化見通しのある路線につきましては、63年度末ないし64年度にも都市計画決定変更の手続を行うといった予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。

- 市長公室企画室長（稲田順三君） ゴルフ場の関係について御報告申し上げます。

ラーバン・ライフ・リゾート構想にすでに位置付けられているということでございますが、これはあくまでもラーバン・ライフ地域の隣接地という考え方を持っております。よって、ラーバン・ライフ・リゾートにつきましては、あくまでも現時点では、松尾寺公園を含む20.0haという形で取り組んでいるものでございます。

- 社会教育部長（青木孝行君） それでは、私の方から総合健康運動センター内のコミュニティー体育館の建設案の御指摘に対しましてお答え申し上げます。

この施設につきましては、すでに大阪府企業局が開発しております泉北ニュータウン事業の一環といたしまして、このたび、施設の整備がなされようとしているものでございます。この泉北ニュータウン地域全体といたしましては、いろんな都市的機能を有する公共施設はすでに随所に配置されておるところでございます。しかしながら、本市の開発されました地域におきましては、これら公的施設の配置が非常に少ないことなどから、その適正配置につきまして、強く大阪府に対して要望してきたものでございます。このような中、企業局の泉北ニュータウン整備事業もいよいよ終結の段階を迎えるに当たりましてその引き継ぎが行われる中、今回、事業完結に伴う整備事業の費用として大阪府企業局より負担がなされることになったものでございます。

この（仮称）コミュニティー体育館の建設がこの予定地に計画された目的は、本市では51年に現在の市民体育館を建設、主として室内のスポーツ競技の場として、多くの市民の利用に大きく貢献してまいったものでございます。しかしながら昨今、体育館の利用者の増加あるいはその用途についても、高齢化社会に伴う健康の増進または婦人層を中心とするレジャースポーツ等の広がりなどから、緑豊かな自然環境を生かした中でのアウト性の健全健康的なスポーツ施設の人気とも相まって今回、光明台周辺の一連する体育運動施設とのかかわりを持ちながら、このコミュニティー・スポーツ・レクリエーション施設としての位置付けをさせていただいたものでございます。

企業局といたしましては、ニュータウン及びその周辺地域住民の利便に供することなどから、

施設の設置場所をニュータウン区域内を基本としながらその設置をいろいろ検討いたしました  
が、適地が見当たらないことから、その周辺地域であるこの光明池緑地公園内に体育館として  
約1,500㎡、トレーニングルーム、会議室等を含む延べ床面積といたしまして約3,000㎡、  
他に家族間のコミュニティーの場を目的とする遊びの施設の設置を計画いたしておるところで  
ございます。

この光明池緑地公園内は、先生方すでに御案内のとおり第2種住居専用地域でございまして、  
1,500㎡以上の建物をつくるにつきましては、付近住民の同意を得るための公聴会を開かな  
ければならないことが法で定められておるものでございます。したがって、この公聴会開  
催のための準備作業といたしまして現在、すでに測量と設計について着手させていただいてご  
ざいます。この施設建設工期といたしましては約13カ月を必要といたしますので、遅くとも  
次の9月議会で補正予算をお願いしてまいりたい、このように存じておるものでございます。

なお、これに伴います予算措置額といたしましては、事業費総額が約9億4,000万円、金  
額大阪府で負担されるものと考えてございますので、何とぞよろしく御理解賜りたいと存じま  
す。

- 産業部長（松村吉堯君） シビックセンターにつきましては、先ほど、都市整備部の方から  
一定の御答弁がなされたわけでございますが、このシビックセンターの今後の具体的な内容に  
つきましては、現在、協議に入っておりませんが、原課としての考え方を申し上げ、  
御答弁にかえたいと存ずる次第でございます。

私どもが市の消費者動向を見ますとき、市外への消費者の流出につきましては、いわゆる贈  
答に使うために俗に言う百貨店の包装紙を借りるといふか、そういうふうな動向が顕著に見ら  
れるわけでございます。したがって、このシビックセンターにつきましても百貨店的なものを  
メインに置き、それを取り巻く専門的な商店街という形と、それにいろんなレクリエーション  
施設を含んだものを設置していただきたいという構想を持ってございます。したがって、  
現在、既存の商店で取り扱っております日常商品的なものではなく、百貨店あるいは専門店的  
な品物を網羅したシビックセンターということでお願いしてまいりたい、こういう基本的な考  
え方を持っておりますので、答弁にかえさせていただきます。

- 8番（穴瀬克巳君） 特に道路政策については、非常にたくさんの方の事業化が網羅されてお  
ります。何としてもここ10年ぐらいにめどをつけなければならない課題が山積しております。  
こういう中、せっかく実施計画が策定されましたので、年次、年次でまた協議をしていくとい  
うふうにも聞いておりますが、その中でどれが最優先課題か、また、同時に既存道路との整合  
性の問題も含めて、この第1回目の実施計画書を出していただきましたが、ここでは、それこ

そ3年間の具体的な詰めがなされていないということで、非常に不安な材料ばかりでございます。最初のことで、そこまできっちり詰めができなかったとは思いますが、具体的な推進のめど、計画性を持っていただかないといけない。

特に中央線、粉河線としても駅前再開発とのからみもありますし、26号線から13号線までの間は、それぞれ早く解決しなければならない個所でございます。また、中央線のカンダンも、実施計画の中で具体的に上げるべき早急な課題かと思えます。ただ、関係当局に要望するというだけでは余りにも大ざっぱすぎ、そういうとらえ方しかできない資料でございます。事業推進のためにプロジェクトを組んでいただいているようでございますので、何度も協議を重ねていただき、より英知をしぼり出していただき、関係当局に強力なアプローチをかけていただきたいと思います。

単に中央線延伸の問題とか池下線とか岸南線とか、全部挙げてもその簡単に早期に実現はできないと思えますので、この3カ年でどれとどれが最優先課題か、という事業の位置付けをしていく形で具体的な施策に取り組んでいただきたい。また、総合計画の見直しや、実施計画の見直しということだけでなく、1年、1年の見直しは、着実な事業推進に当たっての協議という受けとめ方をさせていただきたいことを強く要望しておきます。

次に、総合健康運動センター計画というのは、いまは計画案ですか、構想の段階ですね。構想から計画、事業化に向けての一定の期間設定はどれくらいを見込んでおられますか。

- 市長公室企画室長（稲田順三君） 全部ではないにしても、この事業は大変むずかしい事業であろうかと考えております。あくまでも民活というか、行政だけでもやれない仕事でございます。この事業につきましては、民間にいかにか乗り出していただくかが、大きな課題になってまいります。現在は、あくまでも構想を打ち上げたというだけでございまして、より具体的に進めていくためには民間の力を借りなければならないということで、本当に熱意を持った民間企業の集約を秋をめぐりに行いまして、何とか一歩前進した実施計画がつくれる形での民間組織をつくっていきたいと考えます。
- 8番（穴瀬克巳君） シビックセンターのとらえ方、ダイエー、ニチイの進出計画がある中、現在の商工会と行政あるいは業者との間でスムーズな協議がなされているのか。新聞報道では、話し合いの設定ができたようにも思いますが、中央丘陵のシビックセンターも含め、和泉市の消費、商工の流れも変わってこようかと思えます。その中で先ほど私が申し上げましたように、府中駅前を中心とした都心的な位置付け、そして、中央丘陵のシビックセンターを副都心的な位置付けというからみの中、どれだけ地元商工の人たちと話し合いを持たれているのかどうか。それとも、まだ行政段階の構想だけなのか。地元商店主との話し合いがどの程度進められてい

るのか、お聞かせ願いたい。

- 産業部長（松村吉堯君） 過日の新聞で若干、その点の報道がなされておりましたが、午前中にも申しあげましたように、地元商店街連合会の12ブロックの代表2名ずつ、合計24名の方々の中で現在、ダイエー、ニチイとの間で諸問題について交渉がされております。この11日までに35回という回数も数えておるわけでございます。しかしながら、こうした都心という中で大型店のとらえ方あるいは副都心としてのシビックセンターという構想の中、大型点もいろいろ考え方、計画を持ってございますが、何を申せ、地元の既存商店との整合が最も大切でございまして、その辺の詰めが現時点で交渉が持たれておりますが、なかなか地元商店にとっても深刻な問題でございまして、項目的にはいろいろ上がっておりますが、その1つ1つの詰めというまでには至っていないというのが現状でございまして。

これらの条件のうち、例えば大型店の根本的な問題である売り場面積というものが大きいのかかってまいります。大型店側は、この辺についての具体的な計算をしたいろんなデータを持ち出す一方、商店側は商店側としての要望や意見も出しております。進出業者にとりましては、売り場面積による営業という面からの大きな問題がございまして、その辺については、正式なテーブルをはさんでの交渉は持っておりますが、中身の煮詰めまでには至っていないという状況でございまして。

- 8番（穴瀬克巳君） 特に都心、副都心という位置付け、一方、ダイエー、ニチイの進出、中央丘陵開発でシビックセンターができるという、地元の商工に従事している人たちにとっては大変な脅威であります。経営の安定を図っていくためにも、いろいろ複雑でむずかしい問題がからんでおります。現段階で協議が進まないのは、道路政策、駅前再開発の何1つをとっても、きちんと市民に市の構想が提示されてないからです。

だから、府中駅前を中心とする都心の核づくりと言ったってだれも信用しない。20数年前に計画された道路がいまだに放置されたまま。13号線の拡幅は放ったらかし。それで都心づくりや、駅前の商業機能の強化や、と言うても全然整備されてないし、1つもできていない。これでは市民が納得するわけではない。中央丘陵の開発でシビックセンターができ、府中の駅前は何年後にはこうなるんだ、そのときにはこういうふうに整備され、和泉の中心として栄えていくんや、という裏付けがない。中央線も13号線で止まったままや。その信号からちょっと入った住民の不安の解消もしていない。何ら事業説明もされてない。そして、「買収困難です」と言っただけで何にも話し合いにも行ってないんですよ。

そこで、先ほどから何回も繰り返して恐縮ですが、実施計画が必要なんです。この辺では、和泉市の地場産業や商工の発展をしていくにしても、また、都市づくりをしていくにしても、

道路や商工の振興などそれらを全部統轄した、きちんとした計画というものを打ち立てなければなりません。道路は道路課に任せ、あるいは都市整備部に任せて計画道路を推進する、商工は商工で、農業は農林課でやる、という形で一つとしてまとまったものがない。だから、道路の拡幅と商工の振興が結び付いてこない。駅前再開発構想と道路の拡幅が結び付いていないので行き詰まっている。

セク特的に各部局があるんじゃなく、最大のプロジェクトができた中、それこそ、最初に申し上げたように大事な時代を迎えようとしているんです。中央丘陵開発、空港関連事業推進のため、いまこそ、きちんとした施策を打ち立てなければ、それこそ50年たっても100年たっても取り返しのつかない状況になると思う。その意味で市長の方から全体的なとらえ方の中、一体和泉市をどのように持っているかとしているのかについて、今年4期目の出馬もありますし、それなりの展望もありましようから、総括的にひとつ御答弁をお願いしたい、このように思います。

○ 議長（赤阪和見君） 市長。

○ 市長（池田忠雄君） いろいろ穴瀬議員さんから御指摘をいただいておりますが、おくれております都市基盤を何とか整備促進をしたいという願いで、「調和と活力のある人間都市・和泉」という第2次総合基本構想に基づく事業具体化に向けてのローリング方式での短期、中期をにらんで今回の実施計画を立てさせていただいた、こういう意味合いは御案内のとおりであります。

その中で一番おかれておりますのが、都市基盤整備の中での道路政策であります。これらを最優先的に持っていきたい。国道、府道、市道というものを有機的につなげるため、関西国際空港、中央丘陵開発、コスモポリスといういろんなプロジェクトの中にはめ込み、この際、一気に浮上させていこうという願いを込めまして、その基本になるのが道路であり、鉄道であります。この道路政策につきましては、おかれているものの挽回という意味で重点施策として位置付けさせていただきました。国道、府道の推進あるいは本市の市道とのからみの中で推進をしてみたいと念願しておる次第でございます。

そういう道路整備を進める中、それらを生かしながら産業政策を位置付けをしてみたい、このようにも考えております。その意味での総合計画の実施計画でありまして、それぞれ行政が一体となって取り組んでみたい、このように存じております。さればこそ、近畿自動車道と歌山線のインターあるいは外環線あるいは中央丘陵関連の光明池春木唐国線などの整備を生かしながら、コスモポリス、ラーバン・ライフ・リゾート構想等も打ち立て、活性を呼び戻してみたい、あるいは憩いの場もつくっていききたい、あるいは中央丘陵と下わきの接点で

ある中央線もこれらの中で推進をしてみたいと存じております。

特に中央線は、13号線から26号線、第2阪和に至る間が一番のポイントでありますので、これらとの整合性の中で駅前再開発を組み込んでいく。幸い、新しい制度もできてまいりましたので、これらとの有機的な結合の中、道路拡幅、地元商店の移転などを進めていく。府中の都心を再開発していく中で道路政策も進めていく。どっちみち商店が密集しておりますので、買収に入れば移転問題は当然、起きてまいりますが、現状では、移転する場所がない。それらの駅前再開発の計画に組み込む中、道路政策と産業・商工政策を町づくり中でドッキングを図っておりますのが、今回この構想であります。おくれておりますものを創意と工夫をこらし、それぞれのセクションが相寄り連携をとりつつ、これらの実施計画の実施あるいは推進に当たってまいりたいと決意しておりますので、今後とも一層の御支援をお願い申し上げる次第でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

- 8番(穴瀬克己君) 非常に膨大な計画でありますし、困難な課題でもあります。本当に大変だと思います。その意味では、いままで公社の活用ができない公社運営の実態にもあるように思います。もっと国や府の施策を導入しようと思えば、市事業で誘い水をやらないといけなないといけません。その点で公社の活用ができにくい運営になっていますが、この辺は見直していかなければなりません。先行投資ができない。次々に雪だるま式に課題が山積し、非常にむずかしい状況になっていると思います。どんどん地価が高騰し、買収が困難になっていく。このまま放つと民間の大型店が建ってしまい、粉河線の拡幅や高架もやりにくくなる悪い条件になっていく。先ほど、市長の決意も御披露願ったわけですが、このプロジェクトを最大限に活用していただき、この実施計画が本当に実るように、総力を挙げての取り組みを期待したいと思います。

次に、緑のマスタープランでございますが、実施計画の中にも公園は位置付けられておりますが、道路にしても岸和田南海線等も推進されてまいりましたが、街路樹は全然入っていない。緑のマスタープラン、緑の政策というものはいま、国を挙げての重要な課題として打ち立てられました。わが和泉市も緑のマスタープラン政策というものができ上がりました。しかし、公園等の整備は順次、おくれればせながらも事業緩に向けて進められておりますけれども、市街地における緑の政策というものは、特にこういう街路樹をふやしていくという施策もあるのに、全然総合計画や実施計画の中に織り込まれていないのが実態でございます。きちんとした実施計画に基づいて緑のマスタープラン施策というものを推進していただきたい。

非常に細かい点に及びますが、それが非常に大事であります。和泉市には山があって緑があるからそれで十分や、公園に緑を入れたらええだけや、ということですが、公共施設等にも張

り付けるように緑のマスタープランにも書いてあるが、市役所周辺には緑らしい緑はありません。コミュニティセンター、今度できる福祉会館しかり、緑が非常に少ない。片方できちんとこんなごっつい冊子を何回も何回もやり直してつくってあるのに、現実には何もできてない。きちっと追っていかんと、後になってとんでもないことになる。10年も20年もたつてしまつたら緑なんてつくれっこない。きちんと策定したら、年次的に推進していけるような配慮をお願いしたい。このことを強く要望しておきます。

次に、公共施設の管理運営につきましては、特にこの庁舎の中は、各課がそれぞれ背中合わせで市民の生活の安定のために従事してくれています。人口20万人を目指して和泉市も一生懸命に取り組んでおります。にもかかわらず、総合計画並びに実施計画の中には、一言も庁舎の整備計画が触れられていない。市民向けには、庁舎よりはほかにやるのがたくさんあるから、ということかもしれませんが、やはり市民の生活安定、サービスの向上のための一大拠点であります。ここでの機能が発揮されないと市民生活の安定は期せられません。庁舎の管理運営、整備は重要な課題であります、そのことが抜けているのは非常に残念であります。この点をどうとらえているのか、市長より答弁を願いたい。

- 市長（池田忠雄君） 先ほど、総務課長の方から検討してまいりたい、という一定の答弁であったかと存じます。御指摘のとおり、庁舎は非常に狭いであります。何とかしなすればいけないということは、私たちの懸案でもあるわけですが、何せ都市基盤整備のおくれ、いろんな市民需要、市民サービスのための施設の整備に追われてまいってきたのが現実でございます。私の基本的な考え方としては、市民さんのお使いいただく施設がおくれておりますので、何とか優先して整備をいたしたいという気持ちが理念としてございます。

しかしながら御指摘のとおり、今日、庁舎は職員や議員さんの庁舎でなく、全市民の仕事をしていく場所でもありますので、余り遠慮はいらんと違つか、というような率直な御指摘、まことにごもっともだと私も存じております。いままでおくれていた市民さんのための施設を優先してまいりました。職員にも「辛抱せよ」と常々言っていたものでございます。しかし、これも限度があるかと存じております。辛抱はさせておりますが、やはり仕事がしやすい環境を通じて市民サービスの向上を期してまいるメッカという位置付けを私どももいたしております。

一定、おかれてはおりますが、市民さんの願っておられる施設も漸次、御協力をいただきつつさせていたでいてまいりました。まだまだおかれてはおりますが、何とかこの辺で本格的な検討に入りたいというのが、私の率直な気持ちであるわけでございます。その意味合いでは、市民さんの施設はまだまだおかれており、少のうはございますが漸次整備されてきた中、今後、

十二分に八方をにらみながら検討させていただきたい、このように思っております。今後とも何かとお力添えを賜らなければならない点は多々あるかと存じますが、よろしく願いをいたしたい。漸次、検討を深めてまいりたい、このように思います。

- 8番(穴瀬克巳君) 当然、いま言うてすぐに来年、再来年に庁舎を整備しようかというわけにはまいらないと思うんです。やはり10年ぐらいの計画を持たないと整備はできないと思います。そのために総合計画や実施計画がありますがな。その中にも入っていないということは、まだまだ10年先にもでけへんということや。中央丘陵との関係の中でも当然、連携する行政サービスのことも必要になってこようかと思えます。その形の中では、この構想の中に入れてこなければならない。今後、検討していくということの答弁ですが、鋭意、この実施計画の中に取り入れていくよう協議をしていっていただきたい。このことを強く要望しておきます。

先ほどの課長の答弁の中にも出ていましたが、移転とか場所を変えてはつくらへん、という話もありました。また、以前の議会で市長が「庁舎移転は考えておりません」という答弁がありましたのであえて言いますが、そういった誤解も招いている。その意味でも、この構想の中にきちんと盛り込んでいくようお願いをいたします。

それと、公共施設の適切な管理運営、整備計画についてですが、公共施設の管理の仕方によっては、20年持つものが10年しか持たない。適切な整備がされないと、どんどん痛みが顕著に見られます。その意味では、明確な形で公共施設の管理運営、整備計画がされていくべきである。各種施設、学校教育や社会教育施設もしかりです。もっと管理運営、整備計画を明確にさせていただくよう要望しておきます。

最後に、開発指導要綱でございますが、49年に制定され、53年に一部改正されたということですが、その一部改正の中身を御答弁願いたいと思います。

- 都市整備部次長(三井義秋君) 都市整備部三井からお答えいたします。

改正の中身につきましては、当初の計画では多分、10戸ぐらいの建売住宅から負担金を徴収する、となっていたのが、1戸から改正されたものと思います。また、開発地内の施行基準というものも具体的に定めたように記憶しております。

- 8番(穴瀬克巳君) できれば、改正された資料を御提出願いたいと思います。と申しますのは、他市の流れとしては、開発指導要綱の中身の検討、それから、金担金の検討等が繰り返されております。49年と申しますと約18年たっておりまして、和泉市の状況も大きく変わってきております。その意味から実態に即した指導要綱というらえ方をしなければならないと思います。特に現在、開発行為が行われる中、地元業者、地元住民、行政の三者の関係あるいは光明池水路等、複雑なからみの中でいろいろな問題が起こっております。こういった問題



も含めて一定、開発指導要綱の見直しもしていかなければならない時期がきているんじゃないかと思います。その意味では、よりよい開発指導要綱ができるように協議検討していただきたいことを要望して終わります。

- 議長（赤阪和見君） 次に、16番・天堀 博君。

（16番・天堀 博君登壇）

- 16番（天堀 博君） 通告要旨に従い、質問させていただきます。

まず1番目は、出張所と電送システム導入などのサービス業務の充実についてであります。出張所の問題につきましては、すなわちサービスセンター設置について最初に質問いたしましたのは、たしか昭和51年第3回定例会だったと思います。当初、市の理事者の答弁は、合併後存続させていた支所、出張所を廃止してきた経過もあり、そういう方向できたから、すぐにそういうサービスセンターを設置する考えはないという、当時は、いまの教育長ある西川公室長からの御答弁でありました。

その後、たびたびの要望あるいは他市での具体的な例、そしてまた、必要性等を取り上げて質問していく中、市理事者の考え方も徐々に前向きの方角を示してきたわけであります。事務改善検討委員会の設置あるいは行政需要の多様化、本庁からの遠隔地の不便さ、団地などの進行、加えて現地での自主的な活動等の状況から、その後、3カ所の市民課窓口事務取次所が設置をされてきたわけであります。

さてその間、印鑑登録のカード化等もありまして、模写電送システム導入による市民課窓口業務のほとんどが、取次所での即時発行が可能な条件も出てきたわけですが、市としては、中央丘陵開発等と合わせて考える、との答えがありまして、真に現状段階での不便さ、他市と比較したおくれを認識しないものであります。その後、庁内での各種業務の電算化が進み、さらに印鑑証明書の発行も、印影をコンピューターが記憶する、すなわち従前の登録原票の写しではなく、それを信号としてコンピューターが記憶し、キー、いわゆる端末機を叩けば、それを読み取って登録した印鑑の写しが出てくるといふ、いわばいままでに考えられなかったような大きな進展を見せてくるに至ったわけであります。

そこで、具体的な質問に入っていきたいと思いますが、本来は、和泉市のような山間部というか、山を含め85平方kmと非常に市域が広いわけであります。団地開発も進んでおりますので、他の各種業務も取り扱えるような支所が必要であろうと考えます。しかし、いま今回の質問でそこまで飛躍しますと具体的な核心での論議に入れませんので、当面、市民へのサービス業務充実のために、現在の電算システムオンライン化により、現在の3カ所の事務取次所と合

わけて光明台その他の数カ所に端末機を置き、N T Tの回線を利用することにより、市民課の住民票、印鑑証明書あるいは年金等の現況証明書の発行等、また、税関係の所得証明、納税証明書等の発行等が可能になると考えるわけであります。

まずは、現在の取次所での昨年度1年間のそれぞれの発行、取り次がれた件数と比率をお聞かせ願いたいと思います。いわゆる現在、取り扱っております印鑑証明、住民票、戸籍の謄抄本、他の諸証明、年金等の証明、それらの発行枚数をそれぞれの取次所別に件数と比率をお聞かせ願いたいと思います。

次に、先ほど申し上げましたような電算機のオンラインシステムが、いわゆるいまの取次所で端末機を置いて行うような技術的な問題が可能かどうかについての質問をさせていただきたいと思います。それから、そういうふうになりますと、設備費としてどれぐらい必要になるのか。これはリースをするという問題もあるかと思いますが、その辺もわかれば合わせてお聞かせ願いたいと思います。さらにその実施時期であります、それらの考え方もお聞かせ願いたいと思います。

次に消防行政についての1番目の問題であります山間地域への救急車の配備についてであります。この問題につきましても以前から要望しているところもありますが、特に救急隊員の増員問題を中心に、必要性を認めつつも難問とされてきた問題であります。最近、鶴山台方面からも私どもがお聞きするのは、救急車の増車をしてほしいという要求であります。なぜかと言いますと、現在、2台が稼働しておりますが、山間部あるいは他の地域へ出ている場合、鶴山台方面からの要請にこたえられないという状態であります。そういう点からも増車を山間部への配備を行えば、この問題のかなりの部分が解決するのではないかと考えるわけであります。

そこで私は、和泉市の総合計画の実施計画が出され、先ほどから穴瀬議員からも質問が出ておりましたが、「消防・救急体制の充実」の(施策の基本方針)のところ「市民の生命と財産を火災から守り、日常生活の安全を確保するため、消防体制の強化をはかるとともに、防火意識の啓発など火災予防対策を推進する。また、増大する救急需要に対処し、救急隊の増強など救急体制の整備をはかる」と述べ、さらに(施策の体系及び主要事業)では、救急体制の整備、いわゆる救急車の購入ということで、年次別に62年度から63年度にかけての継続事業として「新規車両の更新を図るほか、山間地域及び大阪外環状線、近畿自動車道と歌山線の整備などに対処するため増車を図る」ということで、救急自動車2B型2台、62年度1台、63年度1台の購入ということが明記されております。これらの事業実施についての説明をしていただきたいと思います。その点からどのように担保をされていくものかということ

であります。

次に、一般市民の簡易な火災訓練についてであります。いろいろ家庭でのテンプラ火災などを中心にした家庭的なというか、そういう火災は、初期消火でかなり広がるのが防げるわけですが、これらについて現在、消防署の方では、どのような市民に対する訓練というか、啓蒙活動をやっておられるのか、現状の報告をしていただきたいと思っております。

次に、大きな3番目の「非核・平和都市宣言」事業についてあります。今年も広島、長崎の季節がやってまいりました。1945年(昭和20年)に被爆して42年であります。アメリカはそのとき、3発の核兵器を完成させていたそうであります。その1発をニューメキシコ州の砂漠で実験に使い、残る2発を広島、長崎に投下したわけであります。原爆は御承知のように、爆発と同時に強烈な熱線と爆風、放射能で老若男女、あらゆる生物を無差別に殺りくします。このとき広島14万人、長崎で7万人余の人々の生命を奪い、両市を根こそぎ破壊したわけであります。その後、広島、長崎とも驚くばかりの復興ぶりを見せておりますが、核軍拡の結果、60年代には原爆は2万発、70年代には4万発、現在の80年代に入って5万発を超えるまでになっております。

さて、全世界から核をなくさなければならないという願いを込め、わが和泉市も非核・平和都市宣言を行っておるわけであります。それに基づいて毎年、非核平和展等を行っておりますが、私は、これらの行事に対しては、大変頑張ってやっていただいているということで評価しております。しかし同時に、毎年となつてまいりますと、1つのマンネリ化が出てきているのではないかと考えるわけあります。そこで、これらの事業、行事についても、もう少し充実を図る方向が必要ではないかと考えるわけありますので、その点でのお考えをお聞かせ願いたいと思っております。

以上、質問の通告要旨の説明を申し上げました。自席からの再質問の権利を留保して終わりたいと思います。

- 議長(赤阪和見君) 理事者答弁。
- 市民生活部次長兼市民課長(坂田平之君) 天堀議員さんの第1点目の出張所と電送システム導入などのサービス業務の充実について、市民課長坂田よりお答えさせていただきたいと思っております。

市民課事務取次所は昭和56年6月、横山、南松尾、鶴山台の3地区に設置いたしております。まず、第1点目の市民課事務取次所での昭和61年度の取り扱い件数につきまして御説明させていただきますと思います。

横山地区でございますが、総取り扱い件数は1,970件。そのうち住民票は510件で比率

にして26%。戸籍162件、8%。印鑑証明書は1,041件で53%。年金等の諸証明257件、13%の比率と相なっております。

次に、南松尾地区でございますが、総取り扱い件数748件。うち住民票289件、39%。戸籍37件、5%。印鑑証明書364件で48%。年金等の諸証明58件、8%となっております。

鶴山台でございますが、総取り扱い件数3,877件。うち住民票1,735件、46%。戸籍96件で2%。印鑑証明書1,407件、36%。年金等の諸証明639件、16%となっております。

3地区での市民課事務取次所での取り扱い件数は6,595件。そのうち住民票の取り扱い件数が2,534件、38%。戸籍295件で4%。印鑑証明書2,812件、43%。年金等の諸証明954件、15%となっております。住民票、印鑑証明の取り扱い件数の比率が、81%とかなり高いものとなっております。

次に、2点目の問題についてお答えさせていただきます。

技術的にオンライン化は可能か、ということでございますが、可能でございます。オンライン化することによりまして、市民課窓口で取り扱っております住民票、印鑑証明、年金の現況証明、納税証明書等は、取次所で証明することができます。ただし、戸籍謄本につきましては、現制度上では認められておりませんので、ファクシミリを使った模写電送方式になるかと思っております。戸籍事務のコンピューター化につきましては、戸籍の担当者、学者、学識経験者で組織されております戸籍事務コンピューター化調査研究会で現在、調査研究中という状況になっております。

オンラインシステム化するための機器と費用の件でございますが、1取次所での機器と費用でございますが、まず、機器名ですが、オフィスプロセッサ、端末機、プリンター2台、ファックス2台、ファックスコントロールユニット、変復調装置など9台の機器が必要になってまいります。NECの見積もり価格、これは定価ですので実際に実施するとなりますと金額は変わってまいります。定価の見積もりでは、機器の取得となりますと1取次所当たり2,170万円の費用でございます。レンタルにいたしますと、モデルが買い取りでございまして、その他端末機、プリンター、ファックス等リースということで、1カ月100万円ということでございます。

これらの機器等をN T Tの専用回線で取次所の機器と本庁のコンピューター、ファック等と接続することに相なりますと、1カ月の専用回線使用料は、10kmまでが2万円ということでございます。

3点目のオンライン化の実施時期ということになりますと、職員の問題、財政問題、設置場所の問題等がございますので、市民課としては、オンライン化の時期についてはお答えできにくいという状況でございますので、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○ 議長（赤阪和見君） 次。

○ 消防長（角谷泰夫君） 2番目の消防行政につきまして、消防長からお答え申し上げます。

議員さん御指摘のように、同時発生時の救急車の対応の不足問題等ございますが、消防といえますのは、基本的には現在2台を運用し、なお、3件以上の同時発生等におきましては、警察への協力依頼、また、隣接消防本部への協力依頼、相互応援協定に基づくもので取り組んでまいっている所存でございます。しかし、最近の救急需要問題等におきましても、一定の整備充実を行わなければならないといった観点のもとに今回、総合計画の実施計画におきまして一定の方向付けをいたしてございます。

62年度、63年度にわたっての救急車配備でございますが、更新と増車の区分はいたしておりませんが、現在、運用いたしております2台の救急車両の運用年限、走行キロ数からいたしまして、まず、更新を優先させてまいりたいと考えております。特に実施計画につきましては、ハード面を中心に投資的経費に対する市財政の財源計画を考慮して年次計画を策定しておりますところでございます。

また、救急の場合ですと、ソフト面に対するウェイトが非常に大きくございます。これらを含めた計画につきましては計画書にも出ておりますが、近畿自動車道と歌山線の部分開通が一部65年からということも耳にしておりますし、また、すでに一部開通しております外環状線の利用状況、さらに和泉中央丘陵北部地域の町開きの時点等、これら事業の進捗を踏まえつつ充実整備してまいりたいと考えております。

なお、次の(2)の一般市民の簡易な火災訓練につきましては、町会、婦人会、子供会その他各種サークルに対しまして、市政だより、春秋の運動週間におきましては実施要項を配布し、こうした防火訓練の実施を呼びかけておるところでございます。また、人集めの点からも、地域のこれら団体の要望に基づきまして、昼間、夜間、休日を問わず、希望する日時に現地へ赴いて実施してあるのが現状でして、さらにPR活動を続けてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○ 議長（赤阪和見君） 次。

○ 総務課長（池辺 功君） それでは、第3点目の非核・平和都市宣言事業につきまして、総

務課池辺よりお答えさせていただきます。

昭和58年12月、第4回定例市議会におきまして、核兵器廃絶平和都市宣言を御議決いただき、以後、各種事業を開催し、その普及高揚に努めてまいったところであります。昭和62年度も来月8月7、8の2日間、第3回核平和展としてコミュニティセンターで開催の予定でございます。具体的な事業といたしましては、戦争写真のパネル、被爆ポスターの展示、また、映画、スライドによる戦争の悲惨さ、平和のとうとさ等を考えていただくよう予定しておりますのでございます。

われわれといたしましても、これまで3回にわたり非核平和展を開催し、種々努力してまいったところでありますが、先生の御指摘にもありましたように、どうしてもマンネリ化の傾向となりがちでございます。したがって、今後、市民皆様方から戦争遺品等の提供をしていただく創意と工夫をこらし、より密度の濃い非核平和展にしていきたいと思います。何を申し上げましても、市民の皆様方に被爆の実態、戦争の悲惨さを訴え、非核平和の啓発に取り組んでまいりたい所存でございますので、今後ともよろしく御理解と御指導を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○ 16番(天堀 博君) まず、最初のサービスセンター設置に伴うオンライン化の件ですが、御答弁いただきましたように、住民票と印鑑証明の合計で81%を占めるということです。戸籍は平均で4%、これは鶴山台地域が2%、あとは横山、南松尾がそれぞれ5%、8%ということであります。鶴山台の住民の方々は、鶴山台に本籍を置いておられない方も恐らくあるでしょうから、その比率が南松尾や横山に比べて多いということはあるかと思えます。いずれにしても、戸籍謄抄本の交付は4%ということですよ。

こういう点から見ましても私は、住民票と印鑑証明は、技術的にも端末機を置いてNTTの回線を利用すればオンライン化が可能、即時交付ができるという御答弁ですので、これはできる限り早くやっていただきたいと思えます。戸籍あるいはそれ以外の届け出、例えば印鑑登録をする、出生、死亡、除籍その他の届け出等がありますが、これらは統計から見ましても、役所に来ることはそうたびたびあるわけではありません。やはり印鑑証明、住民票、年金等の現況証明、それにオンライン化すれば税関係の証明が取れますから、その点では、即時その方向で検討いただきたいと思うわけであります。しかし実際には、市民課の方の御答弁では、財政と人事の問題を含めちょっと答弁ができかねるということでありましたので、その点では、企画の方から御答弁願いたい。

それから、費用の点であります。私どもは先日、議会の総務常任委員会の視察で松山市に

行って参りました。そのとき、松山市ではリースやったと思うんですが、そのリース料は、言われるほど高くはなかったように思いますが、また、これは定価ということですから、実際に購入する場合の価格とは大分開きがあるかと思いますが、リース料にしてもそれほど高く払ってないんじゃないか。堺市等もやるらしいですが、堺市などの例がわかっておりましたらお知らせ願いたいと思います。

- 市民生活部次長兼市民課長（坂田平之君） 堺市の例という御質問でございましたので、お答えさせていただきたいと思います。

堺市では住民票をオンライン化しておりまして、10月から印鑑証明もオンライン化するというところでございます。堺市では富士通の機械を使用しておりまして、端末機とモデル、それから本庁のコンピューターと電話回線で結び、レンタル料が月15万円と聞いております。

松山市のお話でございましたが、失礼かとは思いましたが電話でお聞きをいたしましたところ、出張所で導入する機械は端末機、それからロットプリンターモデル2台、電話回線でレンタル料が25万円と聞き及んでおります。

- 市長公室企画室長（稲田順三君） オンライン化は御指摘のとおり、できると思います。しかし、われわれとしては、市民サービスをおろそかにするという考え方は毛頭持っておりません。市民サービスを向上する見地から支所、出張所の設置は望ましいとしても、現段階では、設置場所の設置は望ましいとしても、現段階では、設置場所等から非常にむずかしいと答えざるを得ません。したがって、設置に当たりましては、本市町づくり計画に基づく、例えば道路整備を中心とした都市基盤整備、市民の利便性が図られる中で検討していきたいと考えております。したがって、いつからオンラインを実施していくかということにつきましては、現段階ではお答えにくい。いろんな町づくりの段階の上に立って考えていきたい、このように考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

- 16番（天堀 博君） 例えば道路が整備され、鉄道が敷かれる。父鬼からJRの和泉府中駅まで鉄道が走るといような状況になっても、極端に言えば、この問題については関係ない。それだけの時間と運賃がかかりますからね。鶴山台は絶対数が多いが、山間部は絶対数が少ないという絶対数の多少にかかわらず、全市域的な住民サービスという観点から考えれば、本庁が遠隔地にあるという不便さから余分な費用がかかるということから考えれば、道路整備はもちろん優先的にやらなくてはならない問題ですから、何もそれを無視しているわけではありません。

しかし、道路整備ができればそういうものは必要ないということにはならないと思います。そういうことがきちんとやられた地域でも、住民サービスの充実を図っていくということで、

どんどんオンライン化あるいは複写電送システムによる市民課窓口業務を拡充強化していく方向でやっている市が各地にあるわけでしょう。だから、技術的な面はいいということですから、後は、やるかやらないかの問題ですわね。その点でも、もう少し考え方を考えてもらわなくてはいいかん。別に来年度からやれ、とは言ってませんよ。しかし、何か遠い先のこと、しかも、やるかやらないかわからないという答弁やと思うんです。その点では、高石でも岸和田でも結構ですから近くの市について、市の幹部職員さんを含め行政視察をしてもらわんといいかんと思いますが、その点どうでしょうか。

○ 市長公室企画室長（稲田順三君） 確かに御指摘はわかりますが、マスタープランにおきましても、総合計画におきましても支所、出張所については検討していく、ということがうたわれております。われわれの現段階の考え方といたしましては、都心につきましては府中近辺、もちろん当市役所でございます。また、副都心構想もあります。これは中央丘陵のシビックセンターあたりを考慮しておりますが、その付近は交通至便になると思います。そこに1つは拠点的なものを考えていきたいという構想を頭に描いております。今後、関係課とも十分に調整して考え方をまとめる中、一定の方向を出していきたいと考えております。ただし、現段階で明確な実施時期等について答えよ、となりますと非常にむずかしさもありますので、今後、研究させていただくということで御理解賜りたいと思います。

○ 16番（天堀 博君） 今回を含め、この問題については14回質問しております。なぜこのようにしつこくやるかと言いますと、基本的な考え方を理解していただけていないからです。中央丘陵の中央駅付近を副都心と位置付け、市民課業務の住民票や印鑑証明の即時交付ができるようなシステムだけでなく、もっと大きな本庁の窓口を全部同じような方向に持っていく、実際の仕事は本庁でやるが、さらにもっとオンラインで結ぶということも必要かと思ひますし、そういうシステムはもちろん考えていかなければならないと思います。

仮にそうであっても、南松尾や鶴山台、南横山は依然として変わらないんです。そういうところへの市民さんの利便を図っていくという点では、やるならやるで、同時にそういうところへもオンラインシステムでやるという計画を、総合計画の中でもはっきり位置付けていく必要があるのではないかと思います。その辺の御理解がないように思うのでしつこくやるんです。どうですか。

○ 市長公室企画室長（稲田順三君） そういう点も含め、研究していきたいということで御理解賜りたいと思います。

○ 16番（天堀 博君） まだまだしつこくやりますので、これからもぜひ研究をしていただきたいと思ひます。先ほど言いましたように、進んでいる他市の例について、公室長、企画室



長等幹部の方々、また、実際に携わっておられる方々を含めぜひ行政視察をしていただきたい。よその市へ行ってどれだけ進んで充実しているかという、もちろん、それ以外のことは放っておけ、というわけではありませんが、どれだけ力を入れているかということをね。そして、多様化するニーズにこたえていくために、どれだけ力を入れてやっているかというところ辺を研究の1つに入れていただきたいと思います。

2番目の消防行政の問題ですが、角谷消防長の御答弁がありました。総合計画の実施計画を見ますと、62年度と63年度の位置付けがされておりますが、近道が65年に一部開通するのでその辺ぐらには、ということで、実施計画と御答弁のずれが大きいと思う。穴瀬議員の質問とも関連してきますが、私は、総合計画の実施計画そのものについてやっているわけはありませんが、解かて62、63年度の1台ずつについては区分はしておりません。

しかし、現実に対応しようと思えば、隊員をふやして教育しなければならないので、すでにスタートしていなければなりません。それをしてないから、62年度は買い替えとなるかと思えます。残る63年度は山間地域あるいはそれ以外の外環状云々とか、実際にどこやと言うたら、現状では南池田の出張所付近になるかとは思いますが、中央丘陵に関係していけばそこら辺になるかと思えますが、そこら辺に1台配備して山間地域に対応していけるということだろうと思えます。しかし、64年度のところは空白になってますね。どうも65年度かその先になりそうなので、その辺のずれはどう解釈したらええのか。

- 市長公室企画室長（稲田順三君） 朝から穴瀬議員さんにもお答え申し上げましたとおり、われわれとしては、できる限りこれを基本として予算編成をやっていきたい。ひいては、それが市民サービスの向上につながっていくんだという考え方を持っております。しかし、その事業の熟度とか補助金の関係、財源手当等を含めまして、若干、その時期がずれることもあり得るということで御理解賜りたいと思っております。
- 16番（天堀 博君） それは私も無視してはいませんし、当然かと思えます。例えば隊員を募集して採用しても、4月に入れても学校へ入れて教育しなければならないから来年の春になりますね。この秋に採用すれば、63年度からというが、実際に1台買って置いていても乗る隊員がおらない。少し内部調整がつくとは思いますが、単純計算でいけば、1台8名、教育訓練期間が1年かかるから、実際には63年度末か64年度からしか実施できない。あるいは、補助金などの関係で多少のずれはあると思えますが、実施計画で62年度、63年度でそれぞれ1台ずつ購入して配備する、と明確に書かれておりますのでね。多少のずれは認めるものの、65年度になるやら、まだ先になるやらわからんということでは、ちょっとけしからんと思うんです。

- 消防長(角谷泰夫君) 先ほども御答弁申し上げましたように、確かにハード面とソフト面の部分につきましては、議員さんも御理解いただいているとおりであります。しかし、現状といたしましては、できるだけ早い時期に充実を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくご願ひ申し上げたいと存じます。
- 16番(天堀 博君) だから、できるだけ充実を図っていくということですが、おくれてもいつになるんかということ。穴瀬議員も空白で何も無いとおしかりになってましたけど、これは空白でなく、62年度、63年度は、山間部及び外環状線云々とちゃんと書いてあるのに、逆に後の64年度以降はない、空白になっている。それは遅くとも64年度あるいは65年度当初までにはやりますとかでないかね。それに近づけるために努力するというだけではね。きちんとしたものを出してるんやから、それなりの御答弁をしていただきたい。
- 消防長(角谷泰夫君) 先ほども御答弁申し上げましたように、確かに近畿自動車道その他の道路計画についての従前からの内容を見ましても、おくれのあることは事実でございますが、管区問題を含めまして中央丘陵の町開きの時点、近道の65年部分開通といった時点については、かなり時間的にシビアな問題も織り込まれていると解釈しております。おくれでも何年までかかるということではなく、これらの社会事情にマッチしておくれをとらないように、ソフト面につきましては十二分に配慮し、計画してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。
- 16番(天堀 博君) そうしたら、これを認めたわけではないんですが、こんなことばかりやられてませんが、これはかなり食い下がるつもりで、他の問題については余り時間は取りませんが、それなら町開きと部分開通の65年度当初には間に合わさないかん。そうすると、1台に8名の隊員を教育しなければなりません。消防職員の定数はどうか知りませんが、それをふやして間に合うように準備にかかっていく。それまでに救急車の増車については準備をしておくとしてということで、逆算したら、そういうことでの理解でええわけですね、遅くともね。
- 消防長(角谷泰夫君) 確かに救急隊員の養成にも時間がかかりますが、先ほども申し上げましたように、65年にこだわった私の考え方ではございませんが、シビアなこれらの事業進捗を十分見守る中、それにおくれをとらないように消防体制の充実を図ってまいりたいと考えております。
- 16番(天堀 博君) 議長、こんなばかりした話はないですわ。穴瀬議員でなくても怒りますよ。むちゃくちゃですがな、こんなやつたら。62年度、63年度で購入して63年度に配備するとうたって、それで65年の町開きと近道の部分開通に合わせておくれとらないよ

にとりて、次の答弁では、進捗状況を見ながら……、これではおくれるばかりですがな。

- 消防長(角谷泰夫君) 先ほども御説明申し上げましたように、確かに事業計画の中では、年次別の消防全体の予算並びに市の財源計画の問題等がございまして、ハード面につきましては、62年度、63年度といたしております、ソフト面につきましては、さらに、これらの計画とともに前進的な方法で考えておりますので、その点ひとつ御理解を賜りたいと思います。

- 16番(天堀 博君) 62年度と63年度については、55ページにきちんと載せられておりますがな。こんなものが載ってなくて、今後それに対応していく、とか言うんで空白にでもなってるんやったら別ですがね。63年度の次の64年度は空白なんですよ。それが町開きや部分開通に対応するか財源的な事情やと言うけど、それではなぜこんな無責任なものをつくるんですか。これはハード面で、ソフト面とは、配備しなければならない理由とか根拠を言うてるんでしょう。

すでに山間地域については必要性があるというソフト面のことは、従前から消防長も認めてきているわけでしょう。他の方も認めているわけでしょう、ソフト面の充実はね。しかも、外環状は部分開通しています。近畿自動車道の65年部分開通に間に合うように、63年度を飛び越し、64年度を飛び越えて65年度にするというわからん答えでなく、逆算方式で言えば、遅くとも64年度当初に消防隊員をふやして教育訓練をするぐらいのことにせざるを得ないんですか。そのための財政事情その他でずれがあるんやったら認めざるを得ないと思いますが、いまから3年、4年先のことで全然数が合わない。小学校の生徒でもわかりますがな。

- 消防長(角谷泰夫君) 隊員の充実、教育訓練につきましては、62年度におきましても4名の採用をいたしております。今後とも鋭意これらの充実に向けて努力いたしてまいりたいと存じます。

なおまた、63、64年度につきましても、一定の考えの上に立ちまして配備をしておる所存でございます。一応、先ほどから申し上げておりますように、遅くとも何年ということではなく、できるだけ早い時点で計画しなければならないという観点から、今回の実施計画に上げてまいっている所存でございますので、その点御理解を賜りたいと考えております。

- 16番(天堀 博君) 何度もすみませんが、いま、消防の定数と充足数はどうなってますか。

- 消防長(角谷泰夫君) 定数105名に対し、105名の実員でございます。

- 16番(天堀 博君) ということは、消防の場合はずっと見てまして、合理化されている部分はされてると思います。事務を除いて、実際に現場へ駆けつけるという人たち、消防隊員の数を減らすことはできませんね。消防隊員を救急隊員の方へ回すことはできるにしても、全

体の数をふやさなかったら、3台の救急車を稼働させることはできないわけですね。

- 消防長(角谷泰夫君) 現在の人員で3台を稼働させることは、技術的に不可能な感じでございます。また、他の部門と違いまして、機械化、合理化するにも現在が精いっぱいございまして、限界に近い実情でございます。
- 16番(天堀 博君) そうすると、実際には消防の職員ふやさないかんわけでしょう。これ以上消防長を責めるのは気の毒や。実際には、金玉をほかににぎられてるんやからね。だから、企画と市長に財政的な裏付けをどうするんや、となってくる。いままでの論議を聞いていただいて市長、助役もおわかりかと思しますので改めて言いませんが、とにかく職員をふやさないかん。実施計画にはきちんと出てる。64年度は空白、65年度のいつからやと言われへんけどできるだけ早い時期と言うが、先ほどからの答弁の内容からしたら65年以降でしょう。それよりも早くなることはめったにない。そんなことはおかしいでしょう。実施計画からいって財政的な裏付けをし、何れ遅くとも65年の当初には3台走らせませよということをするのかどうか。これの担保をどうしていくのか。
- 議長(赤阪和見君) この際、市長、助役から答弁ございませんか。市長どうぞ。
- 市長(池田忠雄君) いろいろ御論議をいただいて恐縮でございます。消防長としては、一生懸命に答弁をしているわけでございますが、置かれている立場もあるわけでございます。議員さんもおわかりのとおり、山間部に救急車を配備してほしいという御希望をいただき、われわれもその必要性につきましては理解もしておるわけでございます。決して否やを言っているわけではないという点は、御理解を賜りたいと思えます。

ただ、救急車を動かすためには、車1台について、交代を含め8人の隊員が必要であることは御案内のとおりでございます。そういう中で消防長が歯切れが悪いのは、ソフト面を言っているわけでございます。車があっても人がないと動かない。そうした人員確保の問題も含めて答弁の歯切れが悪くなっているという点で御理解をいただきたい。ただ、トップといたしましては、議員さん御指摘は十分わかるわけでございます。したがいまして、増車とともに当然、人員の増も、消防から私たちの方に今後の課題として上がってまいることであろうと存じます。

山間部に1台救急車を配備いたしましたら、現行の中でやるのは無理だという理解を持っております。当然、今後におきまして消防当局とよく協議の上、人員の配置あるいは増員ということの中で消防職員の定数改正問題も抱え、また、年次別に新規職員も採用していかなければなりません。人事当局と消防との協議もあろうかと思えます。その点でいつからやりまっさ、というわけにはまいりにくい消防長の置かれている立場を御理解いただきたいと存じます。

私は御論議を拝聴するまでもなく、御趣旨は体しておるつもりでございます。増員の問題、

予算の問題等で頭をめぐらしておりながら聞いておったわけでございます。ただ、消防職員は、4月1日に採用してもすぐ動くわけにはいきません。半年間、消防学校で仕込んでもらわないと一人前の消防士として働けるのは、その次の年からというのが常識であろうかと思えます。そういう点等もいろいろ勘案をしながら御意見を拝聴させていただいております。

消防長の置かれている立場は、時期について明言をいたしかねるのは、そうした人員や予算の問題、人事当局との話し合いの問題等、車の増車だけですまんということですので、今後、消防当局と十分協議をいたしたい。山間部への御指摘の点は、腹と腹との話の中で御理解をいただいていることと思えますが、そういう需要が起こってくることは、1つのタイムリミットもあろうかと思えますので、それに合わせましていろいろ整備もさせていただき、御期待にこたえるように消防当局とも検討を深めさせていただきたいと思えますので、きょうのところは、この辺で御容赦をいただけたらありがたいと思えます。

- 16番(天堀 博君) 腹と腹ということですが、私は、余り腹芸ができるような性格ではないので申し上げたいんですが、実は、なかなか救急車をそう早く山間部へ上げてもらわれへんのじゃないかと思っておりましたが、この実施計画を見て非常に喜んでいたわけです。これやったら、何ほ遅くても63年には南池田出張所か、あの辺に救急車は来る。横山まで20分かかっていたやつが5分か7分あれば来る。半分以下の時間になるな、と喜んでいたわけです。しかし、いろいろ聞いてみると、ハードやらソフトやらでぬか喜びさせられているわけです。

しかし、多少のずれは企画室長が言うように理解をします。しかし、どうも消防長を責めるわけではないが、市長が言われるのは無理はないと思えます。増員するにしても財源的な問題、定数の問題を処理するということでも、トップへ要望して決めてもらわんといかん。その辺で非常に歯切れが悪い御答弁になるということですが、少なくともこの計画からいったら、多少のずれはあってもできるだけ早い時期に実施するということ、腹と腹と言われるんなら、この実施計画の多少のずれはあっても、できるだけ早い時期に増車し配備するという理解をさせていただいて、そちらの方もそういう御理解だということであれば結構です。その理解でええのかどうか。

- 消防長(角谷泰夫君) 先ほど、市長さんから御答弁申し上げました経過もでございます。われわれ鋭意その方向で努力してまいる所存でございますので、よろしく御理解賜りたいと思えます。
- 16番(天堀 博君) そういう理解をしておきます。市長もにこっと笑っておられるので、御承知いただいたことと思えます。

次は、一般家庭のテンブラ火災等に対して消火器を使い初期消火ですが、いろいろ消防署の

方で工夫をされ、休日、昼夜を問わず出かけて行くとか努力していただいておりますが、今後、さらに充実をしてほしいと要望しておきます。これで小さいやつは相当防げるんです。ところが、私どもも近所で火災があった、あるいは救急車にしても、近所の方が倒れられて初めてというか、改めてその必要性が理解できるわけなんです。なかなか消火器を持ってきてどこか広場で燃やしてやっているところは少ないんです。継続的にやっておられる町会等もありますが、私のところも隣組で提言をして昨年でしたか、やったことはありますが、これをやると経済的にも消火器を買いのにかねがかります。そういうこともありますので、ぜひさらに啓蒙活動等を活発にしていきたいと思っております。

さらに、消防団の方々にお願いもし啓蒙を広げていただくとか、ある市では、消防署の方で部屋をこしらえ、常時、そこにグループで行けばやってくれるということもしているようです。そこまでするには経費の問題もありますが、ぜひもっともっと広めていただく努力をお願いしたい。いままでやっていただいているものについては、非常にありがたいと思っております。この件は、そういうことでおいときます。

それから、非核・平和都市宣言事業ですが、やっていただいていることについてはいいんですが、今回もそれで結構だと思います。ただ、どうしてもマンネリ化になってくる。枚方市では、バス1台を出して広島へ市民を派遣しているようです。また、10月とかにずれてやっているところもありますが、大体は8月に集中しております。各市とも講演会、パネル展、フェスティバル、映画会等をやったり、摂津市では市民10人をこの時期に広島の式典に派遣しているようですし、市内の中学生10人を募集し、7月25日から28日まで沖縄の平和学習に派遣しております。阪南各市を見ますと、和泉市に比べ顕垂幕を垂らしてあるだけのところもあり、まだまだおこなわれていると思っております。

確かになくさなければならぬものはたくさんありますが、この核軍拡競争を防ぐことは最大の問題です。ドカンと爆発したら何もかもなくなってしまいます。できるだけ多くの市民の皆さんに核兵器廃絶を理解していただくことが非常に大事だと思います。ですから、来年からバスを出せ、とは言いませんが、先ほど聞いたら、何か遺品を出していただくとか、これは大変いいことだと思います。こちらから提供するのでなく、市民の側から積極的に提供していただくとかいろんな意見を引き出し、それが交流や運動に発展していけば認識もぐんと高まると思っておりますので、その点での一工夫をぜひお願いしたいと思っております。

予算面でも現在は50万円ですか、市長、平和ですからね、核爆弾と50万円は少し違いますが。予算面からももっと裏付けをしていただきたいことを要望して終わります。

○ 議長（赤阪和見君） 先ほどからの質問の中で、和泉市総合計画の実施計画の内容について

非常に多くの質問が出ております。特に企画等にお願ひしたいのは、議会終了後でも結構ですので、各議員さんによくこの実施計画の内容がわかるよう、2ページの最後の「ただし、記入してある事業内容はあくまで計画であり財政状況等情勢の変化により実施年度に流動性をもつものである」という部分と、62、63、64年度について細かく計画が出されていますが、その整合性等もよく議員さんに理解をされるよう説明をしていただくようお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

(午後3時00分休憩)

(午後3時26分再開)

- 議長(赤阪和見君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。

27番・金谷 衛君

(27番・金谷 衛君登壇)

- 27番(金谷 衛君) 通告に基づきまして、趣旨説明を申し上げます。

和泉中央丘陵開発事業等についてお尋ねいたします。

戦後40年、経済の発展とともに衣食住が安定してまいりました現在、人間の健康に必要な3大要素といわれております糖、蛋白、中性脂肪等が国民に平均的に補われてまいりました。高齢化社会、核家族の増加等は申すまでもなく、和泉市においても開発が進むにつれ人口の増加、昭和70年に20万人を目標にしております。

そこで、和泉市第2次総合計画における重点事業として中央丘陵開発が着々と進み中、先般、新たに和泉市総合実施計画が発表され、医療環境の向上等施策の基本方針が打ち出され、高校、短大、単科大学、下水道の整備、また福祉施設の推進等、和泉市の将来の発展が約束されつつあります。その中で現在までそれぞれ決定され、また、決定されようとしているものを御説明ください。また医療体制、特に丘陵部、山間部の広域的救急医療体制の確立を目指す、とありますが、この件についても説明してください。

次に、2番目のバス運行についてであります。

現在、和泉市の交通体系は、南海バス1社のみにて和泉府中駅と光明池駅を中心に、主に泉大津粉河線と父鬼和気線上並びに光明池横山線に設定されておりますが、昨年3月、私が定例議会においても質問いたしました、年とともに土地開発が進み人口増加が見込まれる現在、通勤通学あるいは買い物等、市の中心街に利用しやすい利便性の高い交通体系を確立しなければなりません。特にバス停、横断歩道、運行バスの増加等、見直しの必要性があると思われまふ。この点、検討、交渉されたのか、説明してください。また、バス運営協議会で検討されて

いる内容についてもお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。出席での再質問の権利を留保して終わります。

- 議長（赤阪和見君） 答弁。
- 都市整備部次長（三井義秋君） 和泉中央丘陵開発事業の将来像につきまして、都市整備部三井からお答えいたします。

まず、1点目の大学の誘致につきまして御説明いたします。

和泉中央丘陵開発に伴います学研ゾーンにつきましては御承知のとおり、約13haございます。この学研ゾーンに単科または短期大学を誘致すべく取り組んでまいっておりますが、現在、13haのうち約3.3haの用地に（仮称）和泉医療福祉短期大学が昭和65年4月開校が内定いたしまして、文部省の許可を取るべく協議中でございます。

本短期大学は、来るべき超高齢化社会に対応するため、さきの国会において設定されました社会福祉専攻及び介護福祉士法に定められております専門的知識及び技術を取得し、心身に障害のある老人の介護及び指導者の養成を図るための短期大学であり、当初の計画では、社会福祉学科の単科と定め、修業年数2年、1学年150名、収容定員300名を計画いたしております。

今後のスケジュールにつきましては、本年夏ごろに文部省に対しまして設立準備のための財団法人の申請を行い、昭和63年7月ごろに学校法人設立申請及び短期大学設置申請を行い、昭和65年4月開校を予定、現在、文部省と具体化に向け取り組んでおります。

また、他の1校につきましては、現在、大阪市天王寺区にあります学校法人大阪女子学園が、国際化、情報化に向けて女性の高学歴化と社会進出のための学科増設を希望し、当学研ゾーンへの増設について文部省と協議中であります。現在の計画内容につきましては、国際言語学科と情報産業学科の2学科を計画し、1学科1学年定員150名、総数600名を計画いたしております。昭和65年4月開校を目指し、現在、文部省と協議を行っておりでございます。

これらの2校につきましては現在のところ、具体的な協議を文部省と行っているところでありますが、本学研ゾーンは約4万坪ございます。これらの2校で2万～2万5,000坪を必要といたしますが、残り1万5,000～2万坪につきましては、まだ1校ぐらいの誘致が可能であります。他に1～2校あるいは研究所の引き合いもありますが、現在のところ、具体的な話し合いに至っていないのが現状でございます。

続きまして、病院の設置計画につきまして御説明いたします。

中央丘陵開発地域への病院の設置につきましては、現在のところ、具体的には決まっておりますが、新駅周辺のシビックセンター用地に民間医療機関であります病院の誘致も考えられ



ますが、現在のところ、その引き合いもございません。ただ医療施設につきましては、従来のニュータウンでは医療村という形で医療施設の集合を図ってまいりましたが、町の活性化を図る意味から現在の考え方は、例えば和泉中央線沿いに適時医療施設、日常的な日用品の販売店、食堂、レストランなどを配置いたしまして面の利用を図った町づくりを行い、住宅地内の昼夜の活性化を図ってまいりたい、このように考えております。

また、福祉施設につきましては、いろんな施設があろうかと存じます。例えば老人集会所、保育所など住区単位で必要なもの、和泉市の丘陵部、山間部を受け持つ福祉施設及び社会教育施設なども必要かと存じます。これらにつきましては、新駅周辺のシビックセンター約23ha中で公団とも協議を行い、将来の町づくりとして検討してまいりたいと存じます。現在のところ、具体的な内容については決まっておりませんが、今後、公団とも煮詰めてまいりたい、このように考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○ 議長（赤阪和見君） 次。

○ 建設部次長（山崎琢磨君） 下水道の全体計画につきましては、建設部山崎より説明させていただきます。

下水道のうち汚水につきましては、本市は処理場を持ってございませんので、本市のほとんどが流域下水道の方で処理するようになるわけでございます。流域下水道につきましては御存知のとおり、大阪府が今回、一部供用を開始いたしており現在、引き続いて管渠の整備に努力いたしているところであります。

このうち本市に係るものにつきましては、府道父鬼と気線でございますが、これは和泉忠岡幹線といまして、64年度寺田町まで、67年度唐国町までを目標に工事を進めているところでございます。また、泉大津粉河線に埋設いたします和泉泉大津幹線1につきましては、府中町までを目標にたぐいま設計を進めているところでございます。本市が建設する下水道につきましては、流域下水道幹線ができた後、各戸に接続をいたします前面まで持ってくるわけでございますが、これにつきましては、流域下水道の整備に合わせ順次、整備していきたいと考えておるわけでございますので、よろしく御了承お願ひいたします。

○ 議長（赤阪和見君） 次。

○ 産業部長（松村吉堯君） 2番目の市内交通体系の整備につきましては、産業部長松村からお答え申し上げたいと思います。

御指摘の市内の開発の進展に伴いまして人口が増加、人の流れも変わってまいります。市内のバス路線につきましても光明池駅ができて以来、大きく流れも変わってまいりました。市内の通勤の方々の利便を考えると、その需要に即したバス路線の体系でなくてはならないと考

えるものでございます。今後、市民の方々の利便性のためにも、関係の皆様方あるいは南海バスとも十分に御相談申し上げてまいりたいと存じております。

なお、今後の問題でございますが、総合計画にも市内幹線道路の完成に伴いまして、バス路線の改正あるいは市内循環バスというものにつきましまして考えてまいりたい。先日からもそういったことにつきましまして、南海バスとも話し合いをした経過がございます。

それから、バス協議会の問題でございますが、本協議会につきましては、61年1月31日に開催いたしまして、その時点では、バス事業の現況と課題あるいは福祉巡回乗車証について、南海バス側からの考え方等の説明、また光明台団地線、光明池駅と城山台間のバス路線の新設について、案件として協議をしたわけでございます。

その後、かかる問題について協議をすべく、本協議会開催について段取りをいたしました。御案内のように関西新空港問題を控えまして、南海電気鉄道内部の組織改組もございまして、これに伴い人事異動等も頻繁になってまいりまして、本日まで開催できていない現状でございます。やっとこの7月初旬にこれらが安定してまいりましたので、この議会が終わり次第バス協議会を開き、いろんな問題について御協議をいただくということで準備をいたしております。具体的には、この7月中に開催をするということで南海側とも了解点に達しております。

以上が現状でございます。

- 27番(金谷 衛君) いま、学研都市づくりについて御回答をいただきましたが、福祉医療で働く人の資格ということで今年3月23日、福祉関係者の資格制度が動き出しました。厚生省に提出された福祉関係3審議会、各小委員会の意見書によれば、社会福祉主事のソーシャルワーカー、介護福祉士のケースワーカーの2資格が、新しい資格ということで現在、検討中ということでございます。社会福祉主事につきましては、老人や障害者の相談、助言に当たる者で、介護福祉士は文字どおり、介護の専門職でございます。受験資格は、前者が福祉系の大学卒業者、後者は高校卒以上で専門の養成機関を卒業後試験を合格した人がこれに当たる、ということで現在、動き出しております。

(仮称)和泉医療福祉短期大学の2年間の修業の中にかかなりの費用と面積、そして、充実した教授連中の採用が裏付けされるわけです。その中には、実習病院等も必要になってまいりますが、その点につきましましては、これは行政である程度煮詰めができるのか、それとも短大あるいは公団にお任せするのか、これらの点につきましましてはいかがでしょうか。

- 都市整備部長(萩本啓介君) ただいまの介護福祉士の資格問題に関する教育体制でございますが、確かに御指摘のように、実習というものは、非常に重要な要素になってございます。和泉福祉医療短期大学の設立者の一人としての中心がオリオノ病院でございまして、その病院

の中では、担当医療部門が限られております。その意味で今後、大学等の要請の中、例えば市立病院等の協力体制といったことも、学校設立後の中で協議してまいらなければならないと考えております。

- 27番(金谷 衛君) 私も堺の清恵会で講師をしておりましたが、一応、総合病院であれば精神科はございませんので、中央病院なり市内の精神科で勉強するということですが、ここで堺の清恵会病院の専門学校等について御披露申し上げ、参考にさせていただきたいと思っております。あそこは、全員合格を目標にしております。お粗末な生徒は養成しない。お粗末な生徒を養成すれば、お年寄りや障害者等をおろそかにしていくということで非常に厳密な入学試験を行っております。

将来、この和泉市も民間医療にお任せする以上は、できるだけ設立までにしっかりとした基盤でやるよう申し入れをいたしまして、泉州の和泉市には、こんな大阪の中でも一番りっぱな短期大学がある、といわれるほど、設備と教授陣の充実したものをつくっていただきたいと思っております。これは将来像で65年開校で着々進んでいると思っておりますが、そういう点を十分に配慮していただきたいと要望する次第でございます。

また、大阪女子学園の科目についてはどうですか。

- 都市整備部次長(三井義秋君) 科目につきましては、国際言語学科と情報産業学科の2学科を計画いたしております。
- 27番(金谷 衛君) いまから煮詰めていかれると思いますので多くは申しませんが、とにかく学校をつくるということは、大きな土地と大きな心が必要だと思っております。せっかく和泉中央丘陵に学研ゾーンをいただき、新しい町づくり、新しい学研づくりをする中、より充実に向け慎重審議を行っていただきたい。これは要望で終わります。

それから、病院の件でございますが、民間医療としてできればやっていくもわからないということですが、現在、和泉市の人口は14万3,000人、このうち和田、三林、内田から上が大体4万人、あとの9万人がほとんどJR阪和線近くに集まっております。そして、7病院のうち5病院がここに集まっているということで、これは非常に差がございます。山間部はいまは4万人ですが、中央丘陵ができますと新たに3万人が上乘せされ、7万人になります。7万人といえは非常に大きな人口ですので、中央丘陵ができましたら、ぜひともなるべく早く病院を建てていただき、山間部の医療のより充実、市民のニーズにこたえるような構想をしていただきたいと思っております。

昭和70年に人口20万人ということですが、上と下という言い方は悪いですが、外国人1,500人を含めて大体半分ずつの人口割合になってまいります。その辺も十分に考えていた

だき、ぜひとも山間部で病院を建てていただきたい。また、救急医療病院と申しますと、老人を主体にした病院でございますが、ドクター1人と看護婦さん、助手等が必要になってくると思いますが、8万、9万もの人口では、150床ぐらゐの救急指定病院を建設されるよう望むわけですか。その辺もまだ何も考えておられないわけですか。

- 都市整備部長（萩本啓介君） 先ほど、私どもの次長からも若干、医療施設につきまして中央丘陵関係で申し上げたんですが、59年10月にいわゆる新住法の決定をさせていただく中、医療施設につきましては、シビックセンターに病院等の医療施設、住区センターには診療所等ということで一応、記載はされているわけですが、現在までの段階では、端的に申し上げまして、公立病院の分院という構想は具体化しておりません。比較的どちらかといいますと、民間サイドでの医療をお願いしたいという現状でございます。

なお、65年春に町開きという目標で進んでおります関係もございまして、今後、そういった面での取り組みをどうするかも具体的にやっていきたいと考えております。

ただ、先ほどちょっと出ましたが、従来、幹線道路付近につきましては住宅が裏側になりまして、町としての活性化が阻害されているという現状でございます。泉北ニュータウンあたりもかなり見られます。そういう点で和泉中央線は交通の機能だけの道路でなく、もう少しいろいろな機能を持つ複合的な活性ある道路にしたいということもございまして、合わせて医療施設なども従来のように1カ所に集中した形でなく、もう少し幅広く柔軟に医療施設の配置を計画していきたいと考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。

- 27番（金谷 衛君） これは要望だけにとどめておきますが、和泉市14万人の人口の中に65歳以上の老人が1万9,000人、1割以上です。日本全体でも10分の1です。今後、ますます高齢化が進み、恐らく21世紀に向けては、4対1ぐらゐの割合で高齢化社会になるわけでございます。お年寄りばかりではございませんが、いつだれが、どこでけがや病気になるかわかりません。また、最近の死亡率では、ガンで死亡される方もたくさんおられます。そういう面からもぜひとも山間部に病院建設をお願いしたいということでございます。総合計画は5年、10年、20年先の計画でございますが、それを短縮され、建設していかれるよう要望して、この件については終わります。

それから、下水道の問題ですが、おっしゃるように光明台や鶴山台など新しいところにつきましては、水道や下水道についても非常に完備されておりますが、何百年と続いた和泉市の旧集落が、下水道や文化的な設備が一番おくれているということは非常に残念でございます。光明池の裏から湾岸に流すとおっしゃいますが、3年、5年先でも恐らく無理ではないかと思えます。旧集落が発展するのは、新しい町づくりが終わって残った年次でやろうという、極端に

言えばそんな形になりますので、今後、新しい町づくりも旧集落の建設も同時に、これは上からというわけにはいきませんので、下から湾岸に流すものは流すというように、この点についても要望だけで終わります。

最後に、バス協議会をやりたいということでございますが、その協議の内容等はどんなことを計画されてますか。

- 交通公害課長（赤田 備信君） 交通公害課赤田からお答えいたします。

バス運営協議会に予定しております議題につきましては、南海さんの方からは回数増減、路線の一部変更等をお聞きしております。市の方からの報告といたしましては、交差点の変更とか交通量の増大などからの停留所の移動がございます。

以上でございます。

- 27番（金谷 衛君） 実は、堺のバス運営協議会が活発な動き方をしております。本年2月10日に新聞に発表されておりますが、堺駅から堺東駅間の中心部のバス路線の再編成を検討した、ということで大きく報じられております。私が現在おるところのことを申し上げてなんですが、光明台あたりから和泉府中や泉大津または岸和田や大阪に通勤するのは非常に不便なんです。光明台の人口は2,500世帯、約9,000人ですが、朝の時間帯で高校生が下の泉大津あたりから上がって来るのに、ほとんど光明池で降りて乗り換えています。そのために何も学生が悪いわけではありませんが、大阪へ通り通勤者が乗り遅れるということが起きております。先ほど、バスの増発とおっしゃいましたが、この点についてもぜひ検討していただきたい。

堺市のバス運営協議会は昨年9月から対応策を検討してきた。堺でこれだけ大きなバス路線の再編成が行われておるんですからね。その骨子を申し上げますと、堺駅前から堺東駅前の路線の中で大小路線として独立させるとか、最新の50人乗りのシャトルバス7台を導入して運行を充実させるとか、いろんなことがバス協議会の中で検討、見直しがされております。和泉市では私、議員に出て3年になりますが、こちらから要望すればやってくれますが、バス協議会の方から計画、調査をさせていただくということは、現在まで行われていないような気がします。私も南海バスにお願いし、バス協議会にお願いして増便等の充実もしてもらいましたが、だんだん人口がふえてくるにつれ、何回もお願いしなければならぬ現状になってます。

もう1つは、山荘までのバス路線ですが、7時と8時台は1時間に2本、後は1時間に1本です。あそこの人口は6,000～7,000人です。自動車を持っている人もおりますが、非常にバスの便が悪い。11時台は1本もございません。そういうバス路線の見直しは、各町会から上がって来たりしますが、町会から上がらなかつたら不自由だ、不自由だということで開発

がおくれていく。山荘は日の出建設が開発をしていますが、2年間も人が入らなかった。やっとバスが上がってきて現状のようになっていますが、それらの面も調査して、今後、南海バスと年に2～3回は運営協議会を開き、市内のバス路線の見直しをしていただくことを強く要望し、私の質問を終わります。

○ 議長（赤坂和見君） 次に、20番・坂口敏彦君。

（20番・坂口敏彦君登壇）

○ 20番（坂口敏彦君） 通告に基づきまして、質問の説明をさせていただきます。

まず最初に、植樹祭に関連をしてでございます。和泉市も年間を通して幅広い行政の中、数多い市民参加の事業や催し物があるわけでございます。教育委員会関係では、成人式を初め体育関係を含めた催し物、産業部関係では、商工祭、農業祭、また交通バレード、福祉関係では慰霊祭等々が行われ、その種別に応じてたくさんの市民、大人、子供が参加をし、意識の向上やその事業の啓蒙に成果を上げられているわけでございます。余りいままではなかった事業部においても、2年前の和泉市制施行30周年を契機とし、また、和泉市総合計画の中にもうたわれている緑豊かな活力溢れる都市基盤を築く町づくりに全力を注がれておられます。

第1回植樹祭は、和泉市の公園として力を入られている黒鳥山公園で市制施行30周年事業の一環として催され、去年は、歴史の古い、また、最近の情報によると、将来的には府立の公園として、さらには、空港関連の地域整備事業として考えられている松尾寺公園で行われたわけでございます。行政として、町に緑をとキャッチフレーズにできるように植樹祭事業を、予算の多少に関係なく、別に進めていただきたいものでございます。

そこで、質問したいのは、62年度に予算化がされている植樹祭でございますが、今回の場所の選定について結論が出ておればお聞かせをいただきたいと思っております。われわれが聞き及ぶところでは、去る6月1日に設立された財団法人和泉市公園緑化協会と和泉市その他の団体の主催、後援を合わせて、初めての事業として、光明池緑地公園において10月18日に行われるものと聞き及んでおります。

私の住んでおります横山地区には槇尾山町があるわけでございますが、すでに理事者を初めすべての人々が御承知のとおり、槇尾山施福寺は、西暦750年前後に第29代欽明天皇が建立されたといわれる非常に歴史のあるお寺であり、織田信長の兵火で焼失し、その後、豊臣秀吉が再建復興、最近では、和泉市民を初め府民の多くの人たち、広くは府外近畿一円の方面からも参拝者があり、近ごろでは、その人数は数年前に比べ年々ふえる傾向にあります。

私も大阪や堺市など和泉市外へ出かけたとき、和泉市を説明する際には、よく西国33番札

所の4番目横尾山のふもとから来ました、と表現すると、大概の人たちが理解されるほど、礼所の横尾山としても有名であると信じております。今日では、少なくとも毎日平均して大型観光バス2~3台を連れ、観光や西国まいり等多くの人たちが年間を通じて来られております。

私の地元横山連合会では、数年前より余りにも和泉市民を含め、市外の参拝者の自動車を駐車させる場所の絶対数が不足しているという課題を、連合町会から商工を通じ理事者側をお願いをいたしましたところ、あるがたくも今年、権利者の方の御理解と御協力が得られ、40~50台前後の駐車場が確保されたわけでございますが、この事業の完成に合わせ、今年の植樹祭がこの横尾山でできないものでございましょうか。

次に、横尾山の桜まつりに関連してお聞きをいたしますが、長年にわたって和泉市及び観光協会その他の組織が主催、後援して開催しておりました桜まつりが、数点の問題によって59年より中止している現状であります。第1に警察の交通規制の安全確保の問題。第2には、桜の木の老朽化及びビテングス病の発生。さらに第3点として、横尾山施福寺側の理解と協力……、この3点の解決がされないためと考えますが、この点について、理事者の今後の考え方と対応についてお答えを願います。

次に、教育委員会関係で市立横山幼稚園に関連をして少し質問をいたします。

御存知のとおり、府道枚方富田材泉佐野線から横尾川に沿って南方向に進入したところに、昭和57年度事業として横山幼稚園の新設工事を着工され、その次の年度より子供たちを新しい幼稚園に通園させており、現在に至っております。私は、この横山幼稚園の新設そのものについては全く問題にしておりません。

ただ1点の質問は、この場所への新設に当たって、園に通じる進入路は1個人が現実にも所有する権利者が存在する物件であり、固定資産台帳にも記載されております。個人権利者として税金が課されておる場所でもあります。当時、園建設に同意する旨の同意書を取り交わしておりますが、その区間を利用して通園するための許可を願うに必要な協議、また、書類もないのが現実であり、さらには毎日、幼稚園に通勤する先生方が自動車で通行するための了解や、出入り業者が利用するための合意が全くされてないわけであり、時には、権利者自身が農作業中この位置に車を止めていると、給食等に必要な商品を搬入する業者から「その車を早く移動させろ」と大声で叱られる現実であり、所有する権利者自身が首をかしげて詳細に説明する気にもなれず、車を移動させているということでございます。

もう1つは、幼稚園に向けて引き込んである水道の配管にしても、これも権利者の認可もないまま設置埋設されている現状であります。私自身、水道部で確認をしましたところ、水道部でも、市が行う事業であるにもかかわらず、その必要な書類もないのは不思議である、という

説明をしておりました。担当部局の理事者の方を含め、この幼稚園の用地取得から建設に至るまでの経過と、権利者への対応についてのみお答えを願いたいと思います。

以上で説明を終わりますが、自席よりの再質問の権利を留保いたしまして終わります。

○ 議長（赤阪和見君） 理事者答弁。

○ 都市整備部次長（三井義秋君） 1点目の植樹祭の問題につきまして、都市整備部の三井からお答えいたします。

すでに先生も御承知のとおり、植樹祭につきましては、昭和60年度におきまして緑を大切に守り育て、ふやそうというキャッチフレーズのもとに、また、市制施行30周年と国際青年年を記念し、都市緑化月間の10月に黒鳥山公園におきまして第1回目の植樹祭を行ったものでございます。

昨年度は、松尾寺公園におきまして、第2回目の植樹祭を実施いたしました。松尾寺公園ではぼたんの花木を植樹いたしまして、ことし春にはりっばなぼたんの花が咲き、訪れる市民の皆さんに喜んでいただいているところでございます。

第3回目の植樹祭につきましては、今後、市内各所で実施してまいる計画でございますので、本年度につきましての現段階での考え方は、この6月より発足いたしました財団法人公園緑化協会と共催の上一応、槇尾山を予定し、毎年、槇尾山を基点に多くの市民の方々の御参加と御協力により実施いたしております山地美化キャンペーンと合わせまして、10月末に実施いたしたく考えておりますが、実施に伴います本年度施行計画の駐車場の完成時期、また、桜まつりが中止となったことによる周辺の交通問題に対する警察協議、花木を植樹する予定であります。植樹場所がお寺の所有地でありますので、お寺さんとの協議など、これらの諸問題を今後、精力的に取り組んでまいり、早急に場所決定をいたしたいと思っております。

以上、よろしく願います。

○ 議長（赤阪和見君） 次。

○ 産業部次長兼商工課長（高三一行君） 第2点目の桜まつりの件につきまして、商工課高三よりお答えいたします。

先生御案内のとおり、昭和58年度までは、例年4月の第1日曜日に財団法人和泉市商工業振興会の主催で市議会初め関係各位の御協力によりましてにぎやかに開催し、市内外の多数の市民に親しまれてまいった観光行事でございまして、近年の桜の老朽化とテングス病のためきれいな花が咲かなくなったことと、仏並、槇尾山口公園までの府道が狭く、また、駐車場も60台の収容能力しかないため、交通安全、事故防止の立場から警察の許可が厳しくなりまして、一時の中断もやむなくなったものでございます。



しかし、昭和59年度より道路の拡幅を府に要請いたしますとともに、横尾山整備事業等をいたしまして、病木の伐採焼却と新たに5年生の桜の木を補充してまいったものでございます。

また、横尾山駐車場整備につきましては現在、公園内に2カ所ございますが、これらの収容能力は60台でございます。平日は何か間に合っておりますが、日曜日、祝日等は収容しきれず、府道への駐車、公園内への進入駐車等で、路線バスを初め観光バスの運行にも支障を来しております。特に春秋の休日には、警察官が出動いたしまして交通整理をする事態が多々ある実態でございます。したがって、駐車場整備の検討も前々からいたしてまいったものでございますが、本年度に民間所有の山林1カ所、600坪を拝借いたしまして、これに基づきまして計画を立ててきてございます。このような状態でございますので、これらの整備が完了できた時点におきまして、桜まつり再開の検討をしていきたいと存じますので、よろしく御了承を賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（赤阪和見君） 次。

○ 管理部長（逢野博之君） 市立横山幼稚園の進入路の件についての御質問でございましたので、教育委員会からお答えを申し上げます。

御承知のように横山幼稚園は、昭和49年に旧横山中学校校舎を利用して開園をいたしました。以後、園舎の老朽化が進みまして建て替えが必要となりましたので、57年に現在の場所に建設をしたものでございます。

当時、用地の選定につきましては、地元町会長さんにいるいろいろ御協力をいただき、現在場所を決定、建設してきたところでございます。建設に当たりまして御指摘の進入路につきましては、個人所有地であることも町会長さんにお聞きをいたしており、十分承知をいたしております。したがって、公共進入路及び建設後の通園路としての使用につきまして、地主の方の同意も得てまいりました。

また、この道路は議員さんも御承知のように、横山小学校児童の通学道路や一般の生活道路としても使っておったという経過もございます。しかし、いま御指摘のありました、その後発生しております個々の具体的な問題につきましては、その当時、細かい点における配慮が足りなかったという点で、私も反省をいたしておるところでございます。今後、当園の運営につきまして園にも十分指導いたしまして、園運営に十分な配慮をいたしてまいりたいと考えておりますので、よろしく御承知を申し上げます。

○ 20番（坂口敏彦君） 1点ずつお聞きをしたいと思っております。

都市整備部の方から植樹祭については横尾山の方で検討し、条件が整えば実施していく、というお答えをいただいたと考えておりますが、1つ都市整備部長さんに確認だけさせていただ

きたいのは、ことしは10月18日に緑地公園でやります。阪南地区の身体障害者スポーツ大会がたまたま近くでありますので、地の利的に光明池緑地公園でないと無理ですよ、と私がお聞きにあがったときには、手短かに簡単にお答えをいただいたわけでございます。

たまたま今回、一般質問をさせていただきたいということで資料請求をした時点で、市長の行事日程を把握しておられる秘書課では、今回の植樹祭は10月18日から25日に変更、場所も未定になりました、ということですぐに私に連絡をいただいたわけでございますが、これはたまたま私が一般質問をするから変更されたのか、あるいは偶然的に私が資料請求をして20分後に変更をされたのか、これだけ1つ確認をしたいと思います。

- 議長（赤阪和見君） はっきり答弁をお願いいたします。
- 都市整備部長（萩本啓介君） お答えいたします。

まず、10月18日の件というのは、部としての最終決定をした内容ではございませんので、私自身も18日にそういったところでやるということは聞いてなかったわけでございます。通常、植樹祭につきましては、いろいろ学校等の絵画展等生徒の作品などの御協力もいただく関係もあり、その他いろいろと場所の整備等も考えなければいけないということで、昨年も早い時期から松尾寺についての意思決定をいたしまして、それなりの準備を進めたわけでございます。

たまたま第3回目の本年につきましては、6月1日に財団法人の公園緑化協会というものを作りまして、その後、それに伴います組織立ての問題とが、いろいろルールに乗せるための手続をやっておりまして、協会自体としても、ちょっと植樹祭に対する具体的に突っ込んだ準備のための参加というものが少し弱かったものですから、7月になりまして、そういった面での最終的な結論をつけなければならないという経過もありまして、最終的に部内の意思統一をしたのが、先ほど次長からの答弁のとおりでございます。

毎年やっております山地美化キャンペーンと合わせた形で、地元の諸条件が整えば槇尾山でやらせていただく、こういうことでございまして、非常に誤解を生むような部分がございます。御迷惑をかけたわけでございます。質問とか、そういったことの他の要素は全くございませんので、たまたま、われわれがそういったことで、意思決定が若干ずれたというふうに御理解をいただきたいと思えます。

- 20番（坂口敏彦君） 意思決定がずれたということで理解しておきましょう。

次に、桜まつりの件でございますが、テングス病による桜の木の伐採、桜の増植や、例えば槇尾山公園の右南方向に展望台がございますが、これなども管理が不十分で全く使えない形で10数年来、あるような状態でございます。槇尾山は、金剛生駒国立公園内の1山でございま

すので、整備が不十分なところがあるのじゃないかという気がするわけでございます。地元でももっと横尾山に力を入れろ、力を入れろ、いう声を耳にするわけでございますので、お答えできる範囲内でこれからの計画を教えてくださいたいと思います。

それから、この本がよく出ているわけでございますが、60年3月に出た当時の観光資源整備、観光振興ということで若干、これから横尾山などにハイキングコースなどの整備の面で力を入れていきますよ、ということで1、2の大きな項目で出ておりますが、最近、発表された総合計画の実施計画では、全く横尾山についてはうたわれておりません。62年に駐車場を整備新設するということだけですので、わかる範囲内でお答えをいただきたいと思います。

- 産業部長（松村吉堯君） 横尾山のことでございますので、私の所管しております部分のみについてお答えをしたいと思います。

先ほど、私どもの次長から桜まつりの件につきまして御答弁申し上げましたが、桜まつり中止の要因につきましては、先ほども御質問の中で申しておりましたが、横尾山の整備につきましては、御指摘の点も痛み入るわけでございますが、桜の老朽化あるいはテングス病によるものでございまして、現在、年次的に植え替えを行ってまいっております。遅々とした感じはございますが、何とか往年の横尾山に戻したいということで、微力ではございますが事業を進めておるところでございます。

御指摘の横尾山の1つの大きな要因としては、何を申し上げましても進入路の問題がございまして。これは府道でございますが、何とかこの拡幅ということで府当局にもお願いするわけでございますが、関西新空港の地方振興のからみの中、将来、大きな計画もされるわけですが、それとても年次的なものもまだ示されていない中、現道の拡幅を何とかお願いしたいということで進んでいるものでございます。その一環といたしまして駐車場も1カ所設けまして、テングスは遅いとおしかりを受けるかもしれませんが、1つ1つ努力してまいりたいと考えておるものでございます。

- 20番（坂口敏彦君） 横尾山については本当にいろいろこれからも調査し検討していただきたいと思っております。私も地元でございますので、もう一度横尾山のふもとを確認をさせていただき、いろんな面で要望させていただきたいと思っておりますので、理事者側もいろんな面で調査検討して力を注いでいただきたいということで終わらせていただきます。

次に、教育委員会関係でございますが、先ほど御答弁いただきましたように、権利者自身に対していままでの経過の中で市がかけた迷惑もございまして、ぜひとも1日も早い時点であの区間を府側から用地を買収に、と持っていくより、市側の立場で強力要請をお願いをしたいということで手短かに終わっておきます。

これで終わります。

- 議長（赤阪和見君） お諮りいたします。本日はこれにて散会したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

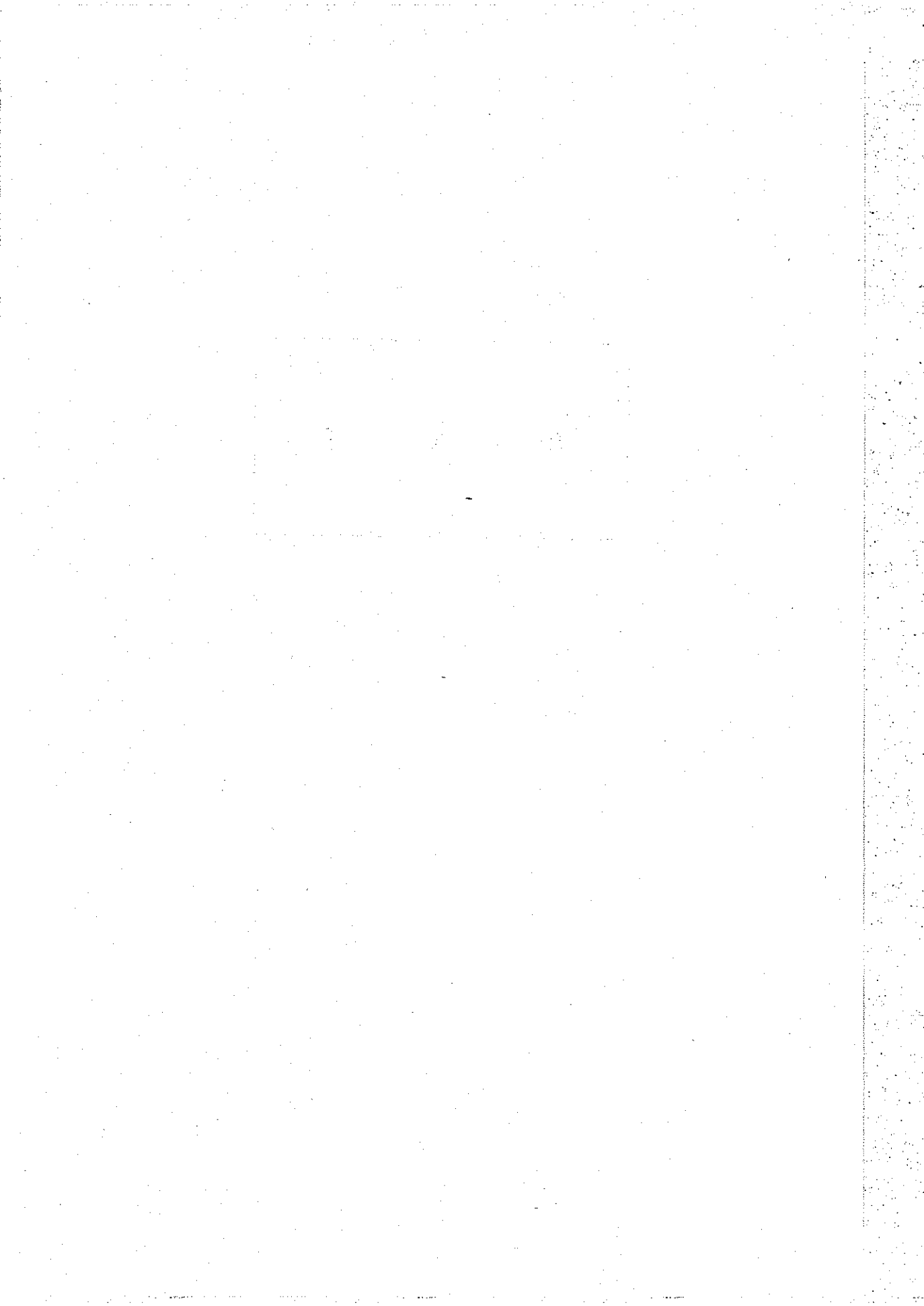
なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、定刻御参集くださいますようお願いをいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

（午後4時32分散会）

---

第 2 日



昭和62年7月15日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員（23名）

1番	飯坂楠次君	18番	勝部津喜枝君
3番	田中昭一君	19番	原重樹君
6番	赤阪和見君	20番	坂口敏彦君
7番	藤原正通君	21番	若浜記久男君
8番	穴瀬克己君	22番	西口秀光君
9番	並河道雄君	23番	柳瀬美樹君
10番	竹内修一君	25番	大谷昌幸君
11番	仁井明君	26番	池辺秀夫君
12番	竹下義章君	27番	金谷衛君
15番	松尾孝明君	28番	出原平男君
16番	天堀博君	29番	田中包治君
17番	西村慎太郎君		

欠席議員（2名）

2番	奥村圭一郎君	13番	貝淵博治君
----	--------	-----	-------

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

市長	池田忠雄	総務部次長	森利治
助役	坂口禮之助	総務部次長	奥村富彦
収入役	中塚白	財政課長	阪豊光
市長公室長	杉本弘文	同和对策部長	橘本昭夫
市長公室理事	逢野一郎	同和对策部理事	生田稔
市長公室理事	神藤恒治	同和对策部次長	向井洋
市長公室理事	隆琦大我	福祉事務所長	中川鉄也
市長公室企画室長	稻田順三	福祉事務所次長	原美助
秘書課長	井阪和充	市民生活部長	中西淳富
人事課長	西岡正徳	市民生活部理事	中上好美
企画課長	今村堅太郎	市民生活部次長	岸田秀仁
総務部長	麻生和義	市民生活部次長	坂田平之
総務部理事	大塚孝之	産業部長	松村吉堯

産 業 部 次 長	高 三 一 行	消 防 本 部 次 長	一ノ瀬 喜 広
産 業 部 次 長	赤 田 傳 信	用地担当理事	明 坂 貞 士
建 設 部 長	浅 井 隆 介	土地開発公社事務局長	中 辻 寿 夫
建 設 部 理 事	前 田 守 正	用地担当参事	堀 内 由 延
建 設 部 次 長	山 崎 琢 磨	土地開発公社事務局次長	西 川 喜 久
都 市 整 備 部 長	萩 本 啓 介	教 育 委 員 長	逢 野 博 之
都 市 整 備 部 理 事	高 橋 欣 吾	教 育 長	白 埜 通 有
都 市 整 備 部 次 長	三 井 義 秋	管 理 部 長	崎 山 繁
改 良 事 業 部 長	富 田 宏 之	管 理 部 次 長	鹿 島 賢 昌
改 良 事 業 部 理 事	堀 宏 行	指 導 部 長	青 木 孝 之
改 良 事 業 部 次 長	笠 木 恒 忠	指 導 部 次 長	竹 田 明 郎
改 良 事 業 部 次 長	大 宅 清 臣	社 会 教 育 部 長	佐 原 行 雄
水 道 部 長	田 中 稔	社 会 教 育 部 理 事	明 坂 文 嘉
水 道 部 理 事	岩 井 益 一	社 会 教 育 部 理 事	北 野 喜 平
水 道 部 次 長	岸 本 孝 二	社 会 教 育 部 次 長	藤 木 意 継
水 道 部 次 長	仲 田 博 文	社 会 教 育 部 次 長	高 橋 正 道
病 院 長	竹 林 淳	会 計 課 長	農 端 小 一
病 院 事 務 局 長	藤 原 光 夫	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	庄 司 清
病 院 事 務 局 次 長	藤 原 清 司	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	吉 田 陽 三
病 院 事 務 局 次 長	谷 上 徹	監 査 委 員	森 口 義 忠
消 防 長	角 谷 泰 夫	監 査 事 務 局 長	信 田 種 行
消 防 本 部 次 長	高 宮 武 男	農 業 委 員 会 会 長	
		農 業 委 員 会 事 務 局 長	

※備考 各課長級の職員は、議案説明の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北 野 敦 雄
次 長	河 原 茂 隆
主 幹	大 中 保
係 長	佐 土 谷 茂 一
係 員	井 之 上 光 一

本日の議事日程は次のとおりである。



昭和62年和泉市議会第2回定例会議事日程

(7月15日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
		一般質問について	

(午前10時10分開議)

- 議長(赤阪和見君) おはようございます。議員の皆様には、公私何かとお忙しい中連日ごわたり御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数並びに欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは19名でございます。欠席届け出のある議員さんは貝淵議員さん、遅刻届け出のある議員さんは穴瀬議員さん、坂口議員さんでございます。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、19名でございます。

- 議員(赤阪和見君) ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長(赤阪和見君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承を願います。

- 議長(赤阪和見君) それでは、日程審議に入ります。

日程第1「一般質問について」を行います。

最初に、7番・藤原正通君。

(7番・藤原正通君登壇)

- 7番(藤原正通君) 通告順に従って、質問要旨を御説明させていただきます。理事者におかれましては、明確なる御答弁をお願いいたします。

1点目に、環境保全についてお尋ねをいたします。

(1)屋外燃焼行為についてであります。槇尾川河川敷においてビニール、毛糸くず等の燃焼行為があり、近隣住民より苦情が出ており、公害課にお願いいたし対処されているところではありますが、いまだに燃焼行為が早朝及び夜半に行われてやまっていない。「市は何をしてきているのか」と強い不満の声が出ているが、速やかに対処できないものかどうか。

(2)として、河川及び水路等にごみの不法投棄がなされており、水路下流の町会及び住民等では大変困っている現状であります。本年も去る5月10日に槇尾川の河川美化キャンペーンが実施されたところでありますが、心ない一部市民によって不燃焼物や野菜くず、一般家庭の生ごみまでが槇尾、松尾両河川に不法投棄されているが、環境保全防止条例があるだけでは何にもならないと思うが、これらの点、どのように指導対処されるお考えなのか。合わせてお尋ねをいたしますが、松尾川上流での不法投棄によって対岸の崩れのあった護岸工事はその後どうなっているのでしょうか。工事着手の見通しはあるのか、明確なる答弁を願います。

2点目として、福祉行政についてお伺いをいたします。

和泉市も敬老の日に敬老祝い金や記念品、また、独居老人に対する果物サービス等々老人福祉は実行されているところではあります。各市とも心の通り福祉を目指した独居老人給食サービス等を実施しているところが多くなってきているようではあります。その結果大きな反響があり、給食をつくる側も受けるお年寄りの方々からも喜ばれているようではあります。この点、市としてどのようにお考えになっておられるのか。高齢化社会が進む情勢下において、真心の通った老人福祉のあり方をお考えの上で前向きな御答弁をお願いいたします。

3点目に、ダイエー出店計画進捗状況については、現時点ではどうなっているか、お聞かせを願いたい。ただし、昨日の穴瀬議員のスーパー大型店の動きについての質問に連動いたしますので、理事者におかれましては同じ答弁になろうかと思いますが、別の角度でお答えを願います。55年出店計画表明以来、7年間も地元商工会などの強い反対でたな上げ状態になっていたダイエー、ニチイの和泉進出が具体的に動き出した。これまで規制された地元への説明会も35回開かれており、反対もこれまでではなかるうか。今後、スーパー側との話し合いが順調に進めば64年開業もあり得る、と市商工会では見ていると聞くがどうなのか、お答え願います。

4店目に、都市整備についてお尋ねをいたします。

(1)として、和気交差点歩道設置についてお伺いをいたします。かねてより交通停滞等による交差点改良や道路幅員の改良はしていかなければならないところであり、このたび府より工事着手に伴った地元協力要請がなされているが、市としてはどのように協力していくお考えがあるのか。また、長年にわたり付近住民のポンプアップ流出している地域家庭の下水問題の解決にもなるうかと思うが、この点のお考えをお聞かせ願います。

(2)として、岸南線の小田町及び今福町ともに進入道路の件についてお尋ねいたします。この件については、用地買収の時点でも一般質問で取り上げさせていただきましたが、いまだに具体的な案が決まっていないうちに思いますが、真剣に住民のことを考えていただきたい。工事

に着手する前に府に強く要望してほしい。どのように考えても住民の利便性は松尾川堤防利用  
しかないと思います。最小限の費用で最大限の利用価値を考えると、また実現可能な点等を  
考えるときそう思いますが、真剣にお考えの上お答えを願いたい。

5点目に、小田公園整備についてお尋ねをいたしますが、この件についても、ラブホテル問  
題和解の用地買収後の一般質問で、公園整備は慎重に多くの市民のために役立って市の名物に  
もなり、福祉にも役立つことができるようなよい思案で、公園整備がなるほどと市民が納得で  
きるようにとお願いをいたしました。具体的に今回、申し上げますと、有効利用の一案とし  
て現在のニーズに見合った植物園を建設し、民間協力による植物園の管理をし、身障者の方  
々の雇用の場としていくことにより身障者福祉充実にもつながり、また、下水道課の努力によ  
って松尾川廃川敷暗渠工事も完了に近づいており、上側の整備等が緑道として完成するならば、  
小田公園と連動したすばらしい名所となるものと確信いたしますが、この点どのようにお考え  
になられるか、前向きな御答弁をお願いいたします。

自席での再質問を留保いたしまして説明を終わります。

- 議長（赤阪和見君） 理事者答弁。
- 産業部次長兼交通公害課長（赤田儔信君） 河川敷屋外の燃焼行為につきまして、交通公害  
課長赤田より御答弁申し上げます。

当河川敷の屋外燃焼の件につきましては、以前より地域住民の方々より苦情も聞いてござい  
ます。これにつきましては看板を立て、パトロールを行いまして中止するよう注意し、廃棄物  
の処理方法について相談指導を行っているものでございます。廃棄物の燃焼行為と不法投棄に  
つきましては、付近住民並びに工場事業者に対しまして自粛をお願いする文書を配布すべく、  
鳳土木、市河川水路課、交通公害課の名でたぐいま準備をさせていただきます。

河川美化と燃焼行為、不法投棄の再発防止のため、燃焼後の残灰、ごみ等の処理につきまし  
ては、さしあたり桑原橋から国道26号線の間をすべて調査し、写真を撮りましてそれに地図  
を付けて場所を明示し撤去していただくよう鳳土木管理課に依頼してございます。鳳土木管理  
事務所から草刈り及びその残灰等を撤去するというお返事もいただいております。市といたし  
ましても関係課とも連絡の上、今後なお一層PR、パトロールの強化を行いまして、市民の方  
々の環境美化のモラル向上と河川美化のためになお一層努力してまいり所存でございますので、  
よろしく願います。

- 議長（赤阪和見君） 次。
- 市民生活部次長兼環境衛生課長（岸田秀仁君） 環境衛生課岸田より河川、水路等のごみの  
不法投棄についてお答えいたします。

ごみの不法投棄につきましては、何も河川に限ったことではございませんが、この防止につきましては、パンフレットあるいは市広報等により市民に御協力を呼びかけているところでございます。場所によっては看板の設置、パトロール等を行っております。御質問の場所につきましては、特に糸くずなど繊維関係のごみが多く見受けられ、これらの事業系のごみについては各事業主で自己処理することとしており、業者に収集依頼するか、または自己搬入をしていただくことになっておりますが、今後、これらの徹底についてPRに努めてまいりたいと存じます。また、河川の管理者である大阪府とも連携をとり、看板の設置、パトロールの強化などを図ってまいりたいと存じます。御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○ 議長（赤阪和見君） 次の答弁。

○ 福祉課長（金谷宗守君） 2点目の福祉行政関係の独居老人給食サービスについて、福祉課金谷からお答えいたします。

従来、本市におきましては、先生のおっしゃる心の込めた福祉行政の推進に努めておるところでございます。現在、その一環といたしまして、社会福祉協議会が月1回、独居老人に対しまして果物サービスを行っておりますが、御質問の給食サービスでありますと、果物サービスよりもっと心の込めたサービスであるということで、全くお説のとおりでございます。

実際、本市におきましても年1回ではございますけれども、民生委員の婦人部の方々が、これと同様の手づくり弁当の活動をしてくださっておるところでございますが、1つ問題点がございまして、と申しますのは、食品衛生上のことでございます。本来、このようなサービスを行う場合には保健所の許可が要るわけでございます。先ほど申し上げました民生委員の手づくり弁当につきましても、実は現在のところ正式に許可を受けるに至っておりません、なかなか許可を受けにくいということでございます。また、給食サービスを実施する場合、食事を市の職員が届けるのではなく、地域の方々、例えば婦人会あるいは民生委員のボランティアの方々であれば、お年寄りがより身近に感じてお互いのコミュニケーションが生まれるのではないかと考えます。

したがって、今回御質問のございました独居老人への給食サービスにつきましても、ただいま申し上げました法的な問題をどのように解決するか、あるいはまた、多くの市で行われておりますこのサービスを実際に行っておりますのは社会福祉協議会でございますが、こういう団体との調整もございまして、また、実際に食事をつくったりお届けする人が相当数必要でございますけれども、実際にこのサービスに従事する方々をどのように確保するか、こういう問題もございまして、これらの事情を十分検討しながら、先生のおっしゃる心の込めた福祉行政の推進の一環として、あるいは具体的な施策の1つとして今後、検討を進めてまいりたい。

かように考える次第でございます。

以上でございます。

○ 議長（赤阪和見君） 次。

○ 産業部長（松村吉堯君） 3番目のダイエー出店計画の進捗状況につきまして、産業部長松村からお答え申し上げたいと思います。これらの出店計画の経緯につきましては、昨日から申上げておりますので省略させていただきます、端的に御答弁申し上げたいと存ずる次第でございます。

ダイエーの問題につきましては、7年間という長い日時を要しているわけでございますけれども、御指摘のようにこの問題につきましては、昭和61年3月に初めて名刺交換等の接触が行われて以来、35回にわたるいろんな内容についての調整が行われてきたわけでございます。この調整が何とかこの7月いっぱい終わるように、という商工会の商店会に対する指導も行われているところでございますが、現在の見通しとしては、7月中にこれらのものが決着する見通しにはなってございません。仮に7月中に決着をみた場合のことを想定いたしましても、64年開店ということもあり得ると申されたと思いますが、この件が決着いたしますと、店舗を設置するいわゆる大店法3条による届け出が受理されることに相なるわけでございます。

そして、3条が受理されますと、地元の商調協に対していかがかという諮問がございます。商調協の場合におきましては、特に今回の商調協につきましては、出店面積が1万以上3万未満の項に該当いたしますので、半径3km以内の人口割合によってそのメンバーが決まるということに相なりますので、今回は、岸和田あるいは泉大津市も含めた広域的な商調協になるかと思われまいますので、その中での審議となりますと、かなりの時間を要すると思われまいます。したがって、64年開店もあり得るとしながらも、私どもの観測といたしましては、64年開店は非常にむずかしいという状態でございます。

従来のように和泉市1市だけの商調協の審議という状態ではございません。先ほど申し上げましたように半径3kmをとりますと、ダイエーの人口割合では、和泉市よりも岸和田の方が多くなってくるという状態も出てまいります。したがって、仮に市の商店街連合会との話し合いが決着いたしましても、なお、その後1年ないし一年半以上の商調協の審議をする期間を要するという状態でございます。

以上でございます。

○ 議長（赤阪和見君） 次。

○ 建設部次長（山崎琢磨君） 建設部に関する問題につきまして、山崎より御説明させていただきます。

まず、環境保全の(2)で松尾川の上流の崩れの改修についての御指摘がございました。従来、大阪府に要望しておりますが、現在のところ、まだ着工の時期が明らかにされておられません。なお、引き続いて要望してまいりたいと思います。

次に、4番目の都市整備について、まず、和気岸和田線の歩道設置につきましては、先日、私の方にも鳳土木から施行に当たって特に排水対策の協力要請がございました。この地区は御存知のとおり、特に雨水の排除が十分でないところから、従前より排水管の埋設要望がございまして、現在、府道から下流の部分、旧河川敷まででございますが、これの埋設用地を確保すべく関係者と話し合っているところでございます。この完了と大阪府の歩道用地の買収と関連させまして、排水管を埋設した上に歩道設置を行うように協議しながら、応分の協力をしてまいりたいと考えているものでございます。

続きまして、岸和田南海線の小田の進入路でございますが、岸南線の小田町の取り付けにつきましては御存知のとおり、用地がほとんど確保されまして本年度、文化財の試掘調査が行われると聞いております。小田につきましては、この計画道路との間には十分な道路がございませんので、用地買収のときから接続道路の新設を要望していたところでございます。これによりましてただいま御指摘を受けました松尾川左岸、小田町側ですが、大阪府では、河川の管理道路の取り付けとして一部買収しているところがあるということや、堤防の裏側のたんぼの方の堤防ののり部分を加えますと、確かに平面的には相当な用地がございまして、

しかしこの地区、特に小田の部分につきましては低うございまして、道路の計画高と現在の地盤高の差が非常に大きいということで、本線とは別に側道を付け、松尾川の堤防付近で本線と側道を立体交差させることになってございます。したがって、この計画でやりますと、大阪方面との接続は困難でございます。しかしながら地元では、この部分に土盛りをしようという計画もあり、最近、松尾川の改修計画が策定されるということも聞いております。そういう外部条件の変化も含めて検討してまいりたいと思います。合わせて、今福がらみについても検討してまいりたいと思いますので、よろしく御了承をお願いいたします。

○ 議長（赤阪和見君） 次。

○ 都市整備部次長（三井義秋君） 小田公園の整備につきまして、都市整備部三井からお答えいたします。

都市計画公園小田公園につきましては、昭和49年から公園の施設整備を行ってまいっております。現在の進捗状況は、計画決定を打っております1万5,000㎡に対する施設整備が9,500㎡、約63%が完成し、供用開始を行っております。毎年、限られた補助枠の中で用地買戻し率が約24%でございます。今後は、用地の買戻しに主力を置き、早期に完成す

るよう努めてまいりたく存じます。また施設整備につきましては、昨年度は便所の設置を完了し、今後は公園中心部の遊具の整備、設置及び園路の舗装、照明器具の設置などを計画しております。

御指摘の小田公園の隣接地につきましては、昨年の議会で御議決を賜りまして、約1,400㎡の用地を裁判所和解により小田公園と一体的利用を図るため取得いたしました。本用地の活用につきましては全市民が関心を寄せておりますので、何とか近隣公園としての整備でなく、多くの市民が活用いただける方法につきまして、補助制度などについても大阪府と協議を重ねてまいりましたが、補助金の導入につきましては、計画決定されている本体の公園ですら、昭和49年の事業開始から現在まで用地で24%、施設整備で63%という進捗率の中で大変困難な状況であります。引き続き大阪府などの指導を得ながら、本用地も含めた都市計画公園の変更及び実施計画の変更並びに今回、設立いたしました公園緑化協会の活用等々によりまして、先生の御意見等も反映しながら整備に努めてまいりたく存じますので、よろしく願いいたします。

○ 7番(藤原正通君) 若干、1つずつ再質問させていただきます。

1番目の環境保全についてであります。看板等を立てて対処していくと仰いでいただいたわけです。しかし、なぜ住民の方が「一体、市は何をしてきているんや」という形になっているかと申しますと、看板を設置していただけない。「看板は設置します」と言いながら聞き放しになっている。現在、不法投棄が行われて住民が困っているのに看板すら立ててくれない。

これは私の個人的な主観になっていけませんが、市は、条例というものをものすごく重んじられる。当然、私たち議員の立場として、これぐらいのことやったら市民の立場を考慮してくれてもええと思われるケースがありますが、ガンとして条例というものを前に出してそれを破ることはできません、というのが現状です。しかるならば、当然、環境保全条例があるのですから、市長の権限でどういふことでも言え、また、それらをやめさせることもできる形があるんですから、速やかにやるべきではないか。ある面では、市民に規制を強いて融通がきかない行政をしながら、ある面では緩くして、けしからんことを許す行政はしてはならないと思います。

決してこれは市の責任ではないと思います。心ない一部市民がしてはならないことをやっているんですからね。しかし、市の責任ではないかもしれませんが、常に市民の役に立つ行政、市民に親しまれる市というものをつくっていくことは、かねがね市長さんもおっしゃっております。私も、市長さんのお考えに賛同していますが、すべての面で公平に厳しくやるべきではないか。いままでの一般質問でも言うてきましたが、市民の苦情のネタにこそ、本当に市

民に訴えて理解もしてもらえるのは広報広聴の立場です。これは課長も聞いてくれ、「広報いずみ」に載せてます。パンフレットも出してます。しかし、なかなか読まない。しかし、本当にストレートにそういうあったことをきちんと市民に訴えていく方法は広報しかないと思います。

厚生病院委員会で宮崎市に行かせてもらいましたが、大きなスケールの川ですけど、非常に市長初め教育委員会等で川を守るんだということに努力しておられる実態を見て参りました。単なる小手先の美化キャンペーンでもしないよりした方がましですが、美化キャンペーンをするケツから心ない市民が不法投棄する。川なら海へ流れるからまだましますが、水路が大変困ってます。何とか自主防衛している人たちの立場になってみてください。これは何も和気町ばかりでなく、和泉市全域で不法な行為が行われています。

決してけしからん市民ばかりではありません。この間も御無理をお願いいたしましたが、善意の市民が、何とか自分らの協力できることは協力したいということで、中央線全部掃除してくれたらなお嬉しかったが、自分たちの周辺だけでも、だれにも言えなくても草を引いてます。こんな善意の市民がおることも事実なんです。そういうことをひとつお考えいただき、何とか環境保全については前向きに、看板ぐらい速やかに立ててやってくださいよ。看板を立てるだけでも、住民が納得するのと違いますか。「看板を立てます、立てます」と言うて何日になりますか。だから「看板1つ立ててない。なんでや」となります。そういう積極的な姿勢でお願いできますか、いかがですか。

○ 産業部次長兼交通公害課長（赤田信君） 再度、御答弁申し上げます。

御指摘の場所につきましては、さらに具体的な内容を記した看板を増設いたしたいと存じます。特に雨天のときは煙が地をはい、御近所の方に非常に御迷惑をかけていることは重々御承知申し上げております。今後、かかることのないように十分に注意し、また、住民の御協力も得てまいりたいと思います。

○ 7番（藤原正通君） くどく言いませんが、一言だけお願いしておきたいことは、槇尾川は調査もし、何もしました、と言うていただいて結構ですが、市民の方たちにしてみれば、川は槇尾川だけではない。松尾川も非常に範囲が広いんです。だから、美化キャンペーンで両方を掃除してくれるんやったらわれわれも協力するが、一方の川だけじゃできるかいな、という市民の声もあることは事実です。特に不法投棄が多いのは松尾川ですので、よろしく願いいたします。

それと、燃焼行為ですが、言われるように別料金を払えばいいんですが、何らかの気持ちで河川に持って行ってすべて焼いたという経過が過去1回あったそうです。そのとき芝生などに



燃え移って付近住民にすればよかった。これは数回あるわけではありませんが、そういう行為もあるわけです。何とかそういうことだけは、市の方で厳しく言うていただきたいと要望していますので、くれぐれもよろしく願います。

この件は、これで終わらせていただきます。

福祉問題ですが、私は、決して和泉市の老人福祉のやり方をどうこう言うているのではありません。いろいろと御配慮いただき、お年寄りの方々は非常に喜んでおられます。ただ、果物サービスですが、もちろんこれもしないよりした方がいいんですが、独居老人の家へ地域の方が行く場合、「元気にしておられますか」と手ぶら振っては行きにくい。そこで月に1回、果物をお届けしていただくのは非常にありがたいんですが、夏場などは果物が腐ってくる。ということは、社協からある拠点に届き、そこからまた数回経由して間が長い。留守やったりして、その果物が独居老人の家庭に届くのに1週間以上かかるので痛むわけです。

また、婦人の民生委員さんによって年に1回だけ給食サービスが行われています。これも非常にお年寄りの方々が喜ばれていることは事実ですが、これも痛んだりしてはいけないと、事前に独居老人に何日の何時ごろに給食が届くからそのときには在宅してください、と伝えてます。お年寄りは嬉しいから必ずどこにも行かず待ってる。たまたま時間がおくれたりすると大変です。取り組んでおられる方は大変やと思います。御苦労はよくわかります。このようにささいなことですが、独居老人は自分でものをつくるといことはなかなかおっくうがってしない。したがって、ありきたりなものを常に召し上がってるので、上等のものでなくても、心の込められた手づくりの料理はおいしいと非常に喜ばれているのが各市の実態なんです。

先ほど申されたように、衛生上のこととかいろんな問題はあろうかと思いますが、それはそれなりに保健婦さんの指導も受けながら、栄養のバランスの講習などを受けながらボランティアの人たちが取り組んで、なるほどな、とこうい角度で料理をつくって地域のお年寄りに食べていただければいいんだという勉強にもなり、喜んでもらう奉仕が嬉しいという善い結果が生まれております。つくる側も受ける側も喜びを分かち合えることが本当の福祉ではなからうか。何でもかんでもものだけを与えさえすればいいんだ、という福祉の考え方はいけないと思います。その点でどうかひとつ前向きに御検討いただいたらありがたいと思います。そうすれば、社協の3千数百万円の基金を集めた意義にもつながります。初めて基金制度をつくって和泉の市民福祉のために役立てようと訴えた社協活動の実践につながったとき、多くの市民の理解も得られるんじゃないか、このように思います。御答弁をいただきたい。

- 福祉事務所長（中川鉄也君） 先生、御提案のとおり、給食サービスというのは、まことにこもったものな御提案だと思っております。しかもこの活動は、これは大阪府の市町村の社会福

社協議会の事業一覧という本がありますが、ほとんどのところでは、民生委員の婦人部等ボランティアの方々を中心となってこの活動を興していったという経過は十分知っております。したがって、その事業主体はボランティアを結集したということで、社会福祉協議会が主体となっております。もちろん、それをやるために各市が社会福祉協議会に対して財政的な補助をしておりますが、事業主体は社会福祉協議会であるということは十分知っております。したがって、ただいま御提案いただきました事項につきましては、今後の社会福祉協議会の事業に取り入れられるものかどうか、特に婦人民生委員さんの問題も合わせて十分検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

- 7番（藤原正通君） 3番目のダイエー問題ですが、おっしゃるとおりやと思ひんです。ただ一説によりますと、地元と協議するだけではしょうがない。それでダイエー独特の方法で組合員を募り、私も詳しい法律的な知識はないんですが、地元商店街との話し合いだけではなく、地元で組合員を募って答申をすると、別に地元との調整がつかなくても認可がおりるんだ、そういう方向でダイエーが踏み切り出した、と言うておられる方々があるんです。

そうなったとき、決して私はダイエーの進出に反対する側でこのことを質問しているんじゃないんです。和泉市にとりましても、また市民の立場から考えても、こういう大型スーパー等は来てくれた方がいいと思っております。ただし、地元との共存共栄という形が市のためであつたはずで、そのときに一方的な形で、合意がなく強行するようなことになった場合は問題が残るのではないかと感じましたので、この経過をお尋ねしたわけです。いま言った点では心配いりませんか。

- 産業部長（松村吉堯君） この大型店の進出に関しましては、いろいろなうわさがあちこちにあるわけです。その1つとして、先生がおっしゃるようなことも出ているんじゃないかと思ひわけです。いま交渉している団体ではなく、進出賛成の方々を集めて第二組合をつくったといつたしましても、それらが合意したら、地元との協議も無効で直ちに合意に達したという解釈には相なりません。あくまでも窓口は、商店連合会が属する商工会であります。したがって、いかなるものを集めましても、そういった一定のルールを通じない限り、通産局は受理するといふことには相ならん。こういうことでございます。

ただ、以前からやっておりましたように、何が何でも絶対反対ということで接触もせず相当期間経過した場合、国、府、市、商工会を集めて強行するということはありません。しかし現在、テーブルに付いておりますので、そうした行政的な措置はとられないものと解釈しております。

- 7番(藤原正通君) 具体的に動き出したという新聞記事もあります。商店会としてもただ反対のための反対をするのではなく、和泉市の消費者の6割が市外へ流出しているという現状もありますので、早く田溝な形で解決していただきたい。地元でこういうものができた方がいいなと思いますので、よろしく願います。

ダイエー問題は、これで終わります。

次に、都市整備問題ですが、私が質問した和気の交差点の改良の問題ですが、府の方では3差線にしたいということ。それから、市新の道から下は、2m、2mの歩道橋を設置するという形でつくっていくので、地元で用地買収の協力をしてくれ、ということですが、私がお尋ねした点で1つ抜けております。それは歩道を設置するということに、ポンプアップで流出した水を流すところがなく、苦慮して十数年たった住民の方々がおられます。この問題の解決はどのようにお考えになっておられますか。

- 建設部次長(山崎琢磨君) 再度、申し上げます。

和気岸和田線からの排水が十分できないわけでございまして、これは先生が御指摘のとおりであります。それで旧河川敷に下水管を設置いたしました。この間に民有地がございまして、そこに用地を確保するよう努力しているところでございます。用地を確保できればそこにすぐにも埋設いたしまして、それから府道に入れたいという考えでございます。

以上でございます。

- 7番(藤原正通君) 住民のいろんな要望解決のために本当に努力していただきたいと思えます。どうか地元と府に任すだけじゃなく、市の方としても御協力してあげてください。和気の交差点問題については、府と地元で任すじゃなく、よろしく願います。

- 建設部次長(山崎琢磨君) 本市の方でも排水を確保できる用地ができるわけですので、応分の協力は十分にやらせてもらいたいと思えます。

- 7番(藤原正通君) 岸南線の問題ですが、いまのところは非常に部分的な形でものを言わせてもろっていますが、昨日から都市整備問題について各議員からいろいろ問題が提起されております。一応、横線というか、外環状線、泉州山手線、岸南線は整備されていきますが、縦の線を考えるとき、河内長野線、大津線、和気父鬼線、今回、新設延伸される中央線という3つだと思えます。この状況では、中央丘陵が開発され、コスモポリス構想で産業誘致が成功した場合、周辺に迷惑はかけないという構想になっていることは私も知っておりますが、それでもどうも縦の線は十分でないとおっしゃる方が非常に多い。

そこで、いま言うてる堤防を利用した形で何とか十分でないところをフォローできないものか。岸南線が小田周辺で工事が進む中、河川の堤防を利用した形で考えてほしいということが

出てくるわけです。極端なことを言えば全部でなくても、小田の泉南線のところから橋の架け替え工事をしている箕形町まで河川改修の範囲になってますね。そこらを整備してもらいと、俗に言う縦線のフォローになるんじゃないかと言うておられます。ぜひともこういうことをお考えいただきたい。

これからの都市整備は、対処型でなく創造型に視野の転換していかなければならない、ということをお前にも申し上げさせていただきました。考えてみますと、後手後手に回るといざやる時は大変です。河川でも破防法とかいろんな条例があることも周知しておりますが、常に前向きに対処することによって将来、実りあるものができていくのです。これからの日本の国土利用を考えると、「豊かに育てたい」ということでこういうパンフレットも出ていますので、どうかひとつ御研究いただきたい。これからのあるべき将来の姿としては、やはり先へ先へ手を打っていくことが、結局、財政負担が少なくてよりよいものが効果的にできていくんじゃないか。後手後手に回ると、どうしても整備しなければならないということで買収に入ったとき、補償費などがものすごく高くてやりにくくなるという面があります。

したがって、いまは何にもないところでも都市計画の中で計画していただくことによって、逆にその土地の評価が上がり、固定資産税の増収になって市の財政収入の増加にもつながり、いい面の効果が出てくる確率の方が大きいと思います。これからは対処型でなく創造型の都市整備をぜひとも考えていかなければならないときだと思えます。私が言うてる問題は、付近住民の切なる願いです。このことをどうかひとつ原課で御検討いただきたい。

- 建設部次長（山崎琢磨君） 和気校区の河川改修につきましては、若干の説明を大阪府が行ったということも聞いておりますが、確定的な計画につきましては、最近も大阪府と話したところでは、まだ決まってないというところでございます。その趣旨は、現在までの河川改修の考え方をそのまま踏襲するのではなく、先生がおっしゃるパンフの考え方も含めた施策ということから若干、ずれ込んできているというふうに考えております。先生の御意見も含めまして大阪府と調整してまいりたい、こういうふうに考えますので、どうかよろしく願いいたします。
- 7番（藤原正通君） 大阪府の方でも言うてますよ、和泉市さんは非常に熱心でいろいろと御無理を言うてくれはるとね。大阪府に対して相当厚かましいことも言う和泉市ですから、河川改修ぐらいは朝飯前じゃなからうかと思えます。

次に、小田公園整備問題ですが、この件もるる説明をいただくまでもなく、大変なことだと思えます。しかしながら、市長さんは本当にラブホテル和解といういいことをされたんですが、私も言いにくいんですがあえて端的に申し上げますと、一方で「市長さんは何をしてくれたんや。あんなへんべな土地を1億4,000万円も出して買って……」という批判の声があるのも

事実なんです。それがために何が何でもラブホテル和解のことだけやなく、こういう思案があって確たる目的があって用地を買ったんです、ということの立証がなされていかななくてはならないと思うんです。その点で一案ですが、先ほど申し述べさせていただきましたが、この件について、市長から最後に締めくくりとして御答弁をいただきたいと思います。

- 市長（池田忠雄君） 小田公園との一体利用の御指摘でございます。昨年、御議決をいただきました際にも率直に申し上げさせていただきましたが、「ラブホテル許すまじ」という基本的な考え方で話をつけたということが第1点。それから、公園と一体利用ができるということから買い戻したという二面性がございました。

一面のラブホテルを建てさせないという面は成功いたしました。後の公園としての一体利用の御指摘につきましては、私の方から担当部局に対して、何とか小田公園との一体利用を構造的な見地から促進するよう検討せよ、ということ命じております。先ほど、担当部から御説明をしておりますけれども、まだ率直な話、公園自体も補助金を得て整備を進めておりますが、なかなか進んでおらない中で促進を図っているという現況でございます。担当の都市整備でも英知をしぼっているところでございます。その意味では、議員さんの以前にもお聞きいたしました。植物園的な利用というのも1つの案として含めさせていただきました。せっかくの土地だけにぜひとも小田公園との一体利用が図れるような、生きた施策が実現できるよう検討を深めさせていただきます。御指摘のように促進を図ってまいりたいと存じますので、いましばらく時間をお貸し願いたいと存じます。

- 7番（藤原正通君） 市長から非常に前向きな御答弁をいただきました。私の手元にもいろいろ資料がございますので、ぜひとも御見聞いただき、よりよい形になるよう御努力いただきたいことお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

- 
- 議長（赤坂和見君） 次に、17番・西村慎太郎君。

（17番・西村慎太郎君登壇）

- 17番（西村慎太郎君） 市長は今春、第2次総合基本構想の今後3年間の実施計画を発表されました。この実施計画にも関連して、生活上重要な次の点について質問いたします。

まず第1番目に、交通政策についてであります。去る6月20日、和泉市交通非常事態宣言が発せられ、交通事故撲滅の取り組みを警察とともに実施されているという報告をいただきました。しかし、その後も死亡事故が発生しております。このまま経過いたしますと、市制発足以来最高の交通事故死亡者数になろうと思われれます。そこで、至急に抜本的な交通事故撲滅対

策に取り組まなければならないのではないのでしょうか。

そこです、現状をお尋ねいたしますが、現在までの交通事故の犠牲者はどのくらい出ているか。死傷者の件数と人数をお答えください。また、今春の交通安全週間で調査された交通施設の危険箇所点検結果及び宣言後、安全施設、カーブミラー、ガードレールの点検状況はどうなっていますか。市の資料では、昭和50年の人身事故が382件、それが昭和61年には864件と倍以上に急増しております。問題は、和泉市の交通安全施設の整備が現在の車社会に対応できず、このような事態を生み出しているのではありませんか。この点についてどう考えておられますか。

以上のことを踏まえ、交通安全対策は文字どおり、総合的で科学的な対策でなければいけません。交通事故をなくすためには、なぜ事故が起こるのかを考え、また、推定される要因がどれだけ結果に対して決定的な要素であるかについて分析することが必要になっているのではないのでしょうか。このような観点に立って、どう抜本的な対策を立てるのかをお聞きいたします。

交通政策の2番目は、放置自転車と駐輪場対策であります。このことについては何度となく議会でも取り上げられ、一定の改善もされていますが、駐輪場周辺の商店や住民の方々、通勤、通学生などの利用者からなお一層の対策が望まれているのが実態です。旧国鉄3駅における駐輪場の現状はどうなっていますか。また今後、その対策はどうされるのでしょうか。その点についてお尋ねをいたします。

交通政策の3番目、北信太駅南1番踏み切りの混雑解消についてであります。府立信太高校が開校して以来、市道阪和東側線の整備、車による通勤者の増加などで大変混雑し、危険な状況になっています。踏み切りの拡幅、朝の通学生だけでも駅西側にホームから直接出てもらう対策をとるなど、西日本鉄道会社や周辺住民の方々、信太高校とも協議し、混雑を解消できないものなのでしょうか。市としての対策をお聞きいたします。

交通政策の4番目は、以上に関連いたしまして交通問題は、町づくりの計画からいって切り離せない課題となっております。和泉市総合基本計画では、交通事故対策の課題や主要な政策で既存道路の整備改良を進めることや歩行者優先原則に立ち、特に子供や老人、障害者が安心して歩けるよう歩道や防護柵云々などの交通安全施設の整備する。また、特に生活道路確保の項は設けられております。しかし、本年8月に発表された実施計画の最初の項で市長は、「本市総合計画に基づき必要度の高い施策事業から実施することになります」と記しておられますが、今般の状況は、実施計画の該当する内容では不十分ではありませんか。市長の見解をお尋ねいたします。

大きな2番目は、商工行政についてであります。今月11日付朝日新聞朝刊は、「ダイエー、

ニチイの和泉市への出店、7年ぶりの動き」と大々的に報じております。ここに報じられるように、大規模店舗進出によって市内小売り業者や交通対策、和泉府中駅周辺整備など市の商業活動や消費生活、住環境に対する影響がどう出てくるのか、市行政として慎重に検討しなければならない時期となっています。

そこで、お尋ねいたしますが、ここ10年間の小売り業の動向は、商業統計上どうなっていますか。

2番目に、大規模進出計画の概要と予想売り上げ高について報告してください。

また、進出予定地周辺の交通対策は、市としてどう処理されようとしていますか。

そして、総合計画の言う生活圏に応じて配置される近隣センターにおける商業活動に与える影響はどうでありますか。

以上の点についてお尋ねいたします。

最後の3番目の問題について、これは私自身のことでもありますことに恐縮なんです。障害児を持つ親として、福祉について質問させていただきませんが、時間の関係で障害者問題についてのみお聞きをいたします。

障害者福祉都市指定を受け、2年間にわたり6,000万円の費用をかけて事業を実施され、今年には福祉センターがいよいよ開所の運びとなりました。しかしながら非常に残念なことは、いまになっても障害児を持つ父母に対して広く障害を克服していく具体的な方針や手立てが示されていないことです。私たち障害児を持つ親としては、新しい発達の力を健やかに生み育てるために行政が対応すべき対策として、次のようなものが必要だと考えています。

それはすべての子供たちが4歳半までに発達のフシに応じて3度の乳幼児検診が受けられ、そのときに受診漏れ、障害の発見漏れのない検診体制を整備していただくこと。そのとき発見された障害児や経過を見なければならぬ子供たちに対する対応漏れのない体制をつくっていただくこと。何日も待たず、医師、保健婦、リハビリテーションの専門家、心理専門職、保母、ケースワーカーから成るチームを紹介できる体制をつくり上げていただくこと。

第2に、障害が発見された場合、担当チームによって乳幼児前半から治療とリハビリテーションを受けることができる機会。1、2歳時の療育と療心教育を受けることができる機会。そして、3歳以前から3年以上の保育を受けることのできる機会が子供とその両親に与えられることです。

第3に、障害の重い子供の対策を後回しにしない医療と保育、福祉を統一して保障する、制度に谷間をつくらぬことの配慮を行政として努力していただくことです。

第4番目は国の問題ですが、市としても国に対しては働きかけていただきたいことは、関連

する法律の完全実施と障害発見後すぐ教育行政が協力できる財源補償、経済的、身体的、精神的な負担の軽減を図る総合的な援助措置、各種専門職の養成、待遇改善と研修の充実、チームの計画的な配置を図ることです。

第5には、検診や障害を持つ乳幼児のための手引とニュースの発行をしていただくことです。

以上のことを地域福祉を前進される観点から市が中心となって府、国はもちろん、地域の医療機関、教育、保育機関などと協議し、充実していただくことを私たち障害児を持つ親たちは切実に願っています。

そこで、お尋ねいたしますが、障害者福祉都市推進事業実施要綱で言う心身障害児早期療育推進事業の現実の到達点をお尋ねいたします。問題を整理しやすいように推進事業実施要綱に沿って答えてください。

開設される福祉センターで行われる通所授産施設についてお聞きいたしますが、この施設で対象者全員が措置されるのでしょうか。ここに従事する職員数、職種、身分、雇用形態はどう考えておられるのか、お答え願います。

市内の障害児の実態、例えば校区別障害種別人数や生活実態はどうなっているのか、報告願います。

以上の実態を踏まえ、和泉市行政の責任のもと、総合計画が言う生きがいを感じる障害者福祉の確立のため、福祉を必要とする人たちの自主的な努力と地域の連帯を高揚させる条件をつくり上げるために和泉市地域福祉計画を策定し、福祉行政充実のために努力される用意はあるのか、お聞かせください。

以上が質問の趣旨説明です。自席からの再質問の権利を留保して終わります。

○ 議長（赤阪和見君） 理事者答弁。

○ 産業部次長兼交通公害課長（赤田備信君） 第1点目の交通非常事態宣言に係るその後の交通対策について、交通公害課赤田が御答弁申し上げたいと存じます。

交通事故発生状況につきましては、61年度は件数で864件、死者3名、60年度は769件、947人でございます。本年は、7月までで428件の交通事故発生でございませぬ。死傷者数につきましては、ちょっと現在までのところ数字はつかんでございませぬが、昨年に比べ事故件数はやや減少しておりますが、7月現在の死者は9人を数えております。これがため6月20日に交通非常事態宣言を発する結果となったわけでございませぬ。

宣言に係る行事につきましては、諸先生方も御存知のことと存じませぬが、その後の交通安全対策に対する施設づくりでございませぬ。ガードレール、カーブミラー等の点検につきましては、交通公害課と道路関係課が協力いたしまして点検をしております。また、今後につきましては、



交通安全に理想的な人車の分離ということが望ましいわけでございますので、できる限り歩道を設置いたしまして、危険個所に対処していきたいと存じております。また、大阪府等の協力を必要とするものがございましたらば、関係機関と十分に連絡協議いたしまして、市民の安全を図っていきたいと存じます。

それから、2番目の放置自転車の対策でございます。この問題につきましては、JR阪和線3駅の1日の乗降客数は、府中駅1万6,000人余、信太山駅1万1,000人、北信太駅は実に2万7,700人の乗降客がございます。

府中駅につきましては、JR清算事業団より507㎡の土地を借用いたしまして、自転車整備センター方式によります鉄骨2階建て駐輪場417㎡、屋上使用で3階となっております。収容能力約1,000台。10数件の私営業者の協力を得まして自転車をお預かり申し上げているところでございますが、なお400台近くの放置自転車がございました。

信太駐車場につきましては、現在、青空駐車でございますが、796㎡に約600台の収容能力を持ち、私営業者2軒の協力を得まして自転車の収容をいたしておりますが、なお、路上周辺には100台以上の放置自転車がございました。

北信太駐車場につきましては、424㎡の土地に鉄骨2階建ての建物に約700台の収容能力を有し、そのほかに借地の無料駐車場569㎡で約600台の自転車を収容しております。さらに、数軒の私営業者の協力を得ておりますが、なお、200台以上の駅前の放置がございます。

近くの商店や住宅の方々より放置自転車に対する苦情が絶えず私どもの方に参っておりますが、市関係者といたしましても、放置自転車の指導と撤去をしているのが現状でございますが、撤去した後より放置自転車があふれるというのが現状でございます。この解消に向けまして、市営駐輪場の開設及び府中駅ではJR清算事業団より余剰地を何とでもお譲りいただき、自転車整備方式によりまして、この解決に努めたいと努力しておるものでございます。また、和泉府中駅につきましては、今後、総合的な町づくりの中で自転車駐輪場というものを十分に考えていきたいと思っております次第でございます。事情御賢察の上、よろしく御了解のほどをお願いいたします。

続きまして、阪和線の信太、北信太駅による裏口の改札でございます。この点につきましては先生が御指摘のとおり、和泉工業高校または信太高校ができ、朝の学生の利用が一時的になってまいっております。この件につきましては、信太山駅及び北信太駅の駅長さんにも御要望申し上げまして、何とか裏口に改札口の開設をお願いできるよう努力いたしてまいる所存でございますので、よろしく御賢察のほどお願いいたします。

以上でございます。

○ 議長（赤阪和見君） 次。

○ 産業部長（松村吉堯君） スーパー問題につきまして、産業部長松村からお答え申し上げたいと存じます。

過去10年間の和泉市内の商店の状況はどうか、ということでございますが、店舗数で申し上げますと、昭和51年の卸小売りを含めて1,594軒、54年になりますと1,615軒、57年が1,656軒、60年に入って減ってまいりまして1,460軒、こういう数字になってございます。

さらに、大型店の当初の売り上げ計画によりますと、現在とは随分変わっておりますけれども、売り上げ高におきましては、ニチイの計画によりますと年間約103億円、ダイエーは80億円というような店舗開設当初の売り上げ計画ということで提出されております。現在は、先ほどの御質問でお答え申し上げましたとおり、調整ということで事前協議をやっておるところでございます。

また、大型店開設に伴う周辺の交通対策でございますが、全体計画の事前協議においては、まだ具体的になっておりません。売り場や駐車場の位置等ははまだ決まっておりませんし、前面の取り付け道路、大阪和泉南線につきましては、数回にわたりダイエー側より提示がございました。市といたしましては、取り付け道路の車の安全を第一義的に考え、車の進入道路及び歩行者の安全を図るための歩道等について改善を求めているところでございます。この問題につきましては交通公害課及び関係課、和泉警察署等と十分に協議いたしまして、慎重に交通安全及び交通渋滞の解消を図るべく努力していく所存でございます。現時点におきましては、まだ完全な詰め段階には至っておりませんが、一定の構想を協議の中で進めている段階でございます。

○ 議長（赤阪和見君） 次の答弁。

○ 福祉事務所長（中川鉄也君） 障害者関係について、福祉事務所中川より答弁いたしたいと思っております。

まず、第1点目の障害者福祉都市事業関係の中の早期療育事業の到達点という御質問でございますが、これの構成メンバーを申し上げますと、保健所3、同じく府の機関である児童相談所、市の機関である教育委員会、それから、福祉事務所の中の福祉課、さらに児童課の指導担当の五者によって構成し、それぞれ何回かの研修会議を開催いたしておりますが、特に到達点と言われておりますが、行った取り組みといたしましては、情報交換、交流、先進都市の視察見学、職員等の研修、障害児療育用の器材、図書等の購入などの事業を行っております。最終

的な方向としては、こういう療育訓練事業を市が責任をもって行ってほしいという方向が最終的に出されております。

第2点目の通所授産施設でございますが、多分、すいせん共同作業所の無認可施設の件だと思っておりますが、現在の登録人員が15名、常時、府営住宅の1室をお借りしていることもございまして、15名全員が通所されますと場所的にも非常に狭いということで、実際の通所は10名前後でございます。養護学校の卒業生等が全員入れるかということにつきましては、残念ながら、この設備では全員入れないわけでございます。

なお、福祉会館ができた段階では、福祉会館の1室を使っていただく予定もしておりますが、そこも定数は20名程度ということでございますので、全員は入れるという保証は残念ながらございません。

なお、職員でございますが、この職員につきましては、現在、2名の女性を職員として来ていただいておりますが、これは「和泉市手をつなぐ親の会」がこの事業を行うということで市が手をつなぐ親の会に補助し、そこで雇用するという形態をとっております。

3点目の校区別、種類別、登級別の障害者数でございますが、現在のところ、市ではそういう統計は持ってございません。

最後の地域福祉計画でございますが、非常にむずかしい計画でございます。昭和59年に総合基本計画が出されたときもこの議論があったわけですが、同じころに大阪府が府下の市町村を含めて地域福祉計画、いわゆるファインプランということで発表されております。その中で市町村を網羅した福祉計画ということで出されておりますので、われわれは現在のところ、市独自で福祉計画をつくっていくということではなく、ファインプランを市町村段階で十分活用していきたいという立場で、障害者福祉だけじゃなく、老人や母子も含めた幅広い福祉という立場で取り組んでいるのが実態でございます。

以上でございます。

○ 17番（西村慎太郎君）再質問いたします。

まず、第1点の交通事故対策問題でございますが、この中で答弁漏れがあります。この非常事態宣言を出すということは、よほどのことだと思います。以前の交通公害対策委員会でもお話しさせていただいたんですが、問題の一番の根本は、市の責任がどうなのかということ。もう1つは、啓蒙啓発活動にあると思うんです。その点で道路、橋梁、それに付随する交差点問題や信号機、横断歩道、ガードレール、カーブミラー等の安全施設対策については、いまの答弁では、非常事態宣言を出している市の当事者の答弁としては非常に手ぬるいんじゃないかと思えます。点検結果も出していただきたいと思えますし、交通安全週間の中で調査された内容に

についても、すべてではないでしょうけれども報告がされていると思います。それらについてどう対処されるかについてお答え願いたい。

それと、根本的な問題について市長の答弁がなかったわけですが、総合計画の問題とも関連してくるわけですが、後の放置自転車や踏み切りも関連する問題であります。こういう非常事態宣言の中でこのような状況でいいのかどうか。まず、交通事故対策についてお聞きいたします。

○ 議長（赤阪和見君） 安全施設の調査内容についてはわかりますか。数が多いようだ、後で出していただいても結構です。

○ 産業部次長兼交通公害課長（赤田信君） お答え申し上げます。

この危険箇所等の問題につきましては、前の議会でも危険箇所を調査せよ、という御意見がございまして手がけているわけでございますが、何しろ市内全域の広範囲にわたりますのと、どことどこという報告だけはいきません。ただいまわかっているものだけ申し上げたいと思います。

道路拡幅または交差点の改良、カーブミラー設置の必要な箇所、横断歩道の退避所の必要なところ、路側帯の必要なところ、横断歩道の必要なところ、車の停止線、看板、歩道橋等が必要なところ、また不法駐車で困っているところ、次に信号機設置の御要望のあるところ、ガードレールの設置要望のあるところ等でございます。これらにつきましては、同じ地区、同じ方面からの数字もいただいておりますものもございまして、場所が重複している可能性もございします。今後、この件につきましては、危険箇所等十分に調査して措置してまいりたいと存じます。

○ 17番（西村慎太郎君） 次の放置自転車問題ですが、地元と協議されないまま、また、利用者の意見を十分に聞いているのかという点も疑問に残るわけです。そういう点で今後の通学、通勤者対策としては、これは交通公害課だけで済む問題ではないと思います。例えばいま申し上げましたダイエーの近くにはマンションができるように聞いておりますし、和泉市だけでなく、泉大津市等近隣都市との関係でも、和泉市の駅を利用される通勤者が年々増加していることは、先ほどの利用者数をもみても御承知のとおりです。この駐輪場問題は、地元町会、商店街、また、利用者の意見を反映させて根本的な施策をつくっていくべきだと思いますが、そういうことができるのかどうかお聞きしたい。

もう1つは、府中駅についてであります。現在、国鉄の清算事業団が所有している土地に建てるということですが、それだけでもまだ不足、放置自転車が400台ばかりあるということです。同清算事業団が事業をしている南側の自動車整備場の土地も買い受け、駐輪場や後々の町づくり対策ができないものか、お聞きしたいと思います。

それから、踏み切り対策でございますが、先ほど課長さんから駅長に、というお話がありました。私どもは、国鉄が民営化される時点で信太山駅と北信太駅には駅長がおらなくなるといふ点で、この交通安全や管理についてどう対応されるのか、という問題等についてお尋ねしたいはずであります。その点で部長にお聞きしたいんですが、現状認識はどうなっているのか。いない駅長にどうやって言うたんですか。過去に言ったというなら別ですが、現時点でどう対応しているのかという点も含めてお尋ねしたい。いまは管理駅として府中の駅長が兼ねているわけですが、こういう問題は、市長名でJR西日本の天王寺の営業所ですか、そこの責任者に文書で踏み切りの拡幅問題等について申し入れるべきではないかと思えます。

もう1つの問題は、踏み切りについても私の方で現地調査をいたしました。南一番踏み切りの東側の出口になるところに銀行があります。その銀行には植栽がされておりますが、その植栽と道の間は50cmばかりの水路がございます。そして約1mの歩道がありますが、この歩道の上には真中に電電公社が関西電力が忘れましたが電柱が1本立っておりますが、この辺の改善はどうか。反対側の西出口の方は、2mぐらいの多分里道だと思いますが、それに面してずっと阪和線と境界のフェンスがありますが、これももう少し広げれば、西日本鉄道の敷地内に1mばかりの歩道ができるやに見て参りました。それらの点についても、対策を考えて文書でJR西日本に申し入れるべきではないかと思えます。

それから、最後に総合計画との関連でございますが、そういう点等について3年間の実施計画をつくられたわけですが、市長が「はじめに」の中で、必要性の高いものから実施していきたい、ということをお述べられますが、こういう非常事態宣言を発した中、3年計画のソフト面の具体的な問題についても明らかにしていかなければならないと考えるわけでございますが、市長の見解を合わせてお聞きしたいと思えます。

- 市長（池田忠雄君） 交通事態宣言というのは、市も入っております交通事故をなくす運動推進協議会、基本的には市、警察あるいは交通安全協会等の団体が相寄りまして、死亡事故が昨年に比べてふえてきた中、これではいかんという警鐘を発する意味でこの宣言を出したということでございます。和泉市だけでなくそうした団体も含めまして、交通事故をなくしていこうという警鐘の意味を込めて発したものでございます。その点は御案内のとおりであります。基本的には御指摘のとおり、市の施設面とかいろんな面につきまして点検、対応していかななくてはならないということも十分にわきまえております。ただし、死亡事故を分析いたしますと、ドライバーのモラルという問題が大きくクローズアップされてまいります。その意味合いでは、市民の交通に対するモラルの向上、警鐘というものが基本的な願いでございます。ドライバーあるいは歩行者に対しても、交通事故からみずからを守っていくよう御協力を願うこ

とも基本的な柱でございます。交通非常事態宣言の中、お互いに気をつけていこうということであるという点については御理解を賜りたいと存じます。もちろん、市は市なりの責任を果たしてまいります。市民の方々の御協力を願うことが基本的な願いでありまして、死亡事故につながる原因は多々ございますが、そういう実態も含めまして今後とも対応していかなければならないと存じております。

市は市なりにいろいろ原課でお答えいたしておりますが、交通事故から市民を守っていくための安全施設の点検、整備あるいは改善、さらに、放置自転車も大きな問題であろうかと存じます。ただこの放置自転車の問題は、本市だけでなく全国的な大きな課題でもあります。阪和線3駅周辺には駐輪場をつくってございますが、それでも足りないということで頭を抱えているのが実態でございます。不法駐車の自転車を撤去してもすぐに置かれるという状況でございます。駅周辺の用地となりますと、非常に限定されてまいります。余り離れたところに駐輪場をつくりましても、利用者は置いてくれないわけでございます。その面でも非常に苦慮を重ね過去、国鉄なりいろんなところにお願ひし設置をしてみたい経過がございます。今後とも努力はいたしたいと存じますけれども、この点でも、自転車を利用される方々のこれもモラルの問題にもかかわってこようかと思えます。その面でのPRも強化する必要があるかと存じます。

これから車社会が進む中、交通体系を中心とする基本的な都市基盤の整備も進めてまいりたい。その中で惹起してくる問題にも対応していきたい、このようにも存じます。総合計画の中での位置付け、あるいは実施計画の中での位置付けが足りないのではないかと御指摘もあろうかと存じます。市は市なりの対応を懸命にやっていきたい、こういうように存じております。非常事態宣言が持つ意味合いと、そうした交通政策につきましても御指摘を胸に体し、今後とも鋭意努力をしてみたいと存じますので、御理解いただきたいと思えます。

- 産業部長（松村吉堯君） 根本的な問題につきましては、ただいま市長からお答え申し上げましたとおりでございます。個々の問題の中身につきましては、私からお答え申し上げたいと存じます。

まず、第1点目の自転車置き場の利用者並びに地元町会、自治会の意見は聞いておるか、ということでございますが、この件につきましては、そうした対応をしてみたいと存ずる次第でございます。

それから、府中駅の自転車置き場でございますが、御指摘ございましたJR西日本がやっております自動車預かり所でございますが、その敷地も含めまして、何とかこの駐輪場拡張用地として市へお譲りいただきたいという要望あるいは先日来、建設省の調査もございましたので、

その中にも含め清算事業団にお願いしているところでございます。ぜひともあの土地をお譲りいただき、その中で自転車置き場を拡張してまいりたい。非常に駅前という限られた立地条件の制約がございますので、何とかお譲りいただき拡張してまいりたい、こういうことで鋭意、清算事業団に働きかけているわけでございます。

また、先ほど課長からお答え申し上げました2駅の裏の改札の問題でございますが、従前の話にもなるうかと思えますが、駅長さんの問題も出ましたが、この問題につきましては、JR西日本の南営業所が天王寺にございますので、そこへも働きかけましてこの問題に対処していきたいと存じます。

さらに、北信太の踏み切り問題につきましても、JR西日本の南営業所管理課に直接お話してまいりたいと存じますので、よろしくお願い申し上げる次第でございます。

- 17番(西村慎太郎君) 答弁について不足な面もありますが、意見を述べて終わりたいと思います。

交通事故、自転車の問題も含めてですが、市長は、利用者あるいは運転者のモラルというものを強調されました。非常事態宣言の中で交通施設の点検活動等を早急に強めていくという点ではどうかということをお聞きしたいと思います。交通安全対策委員会が終わった後の6月20日に宣言が出されましたが、交通対策委員会の中でもこの点について報告を求めたわけですが、いまだに報告結果が出てこない。早急にお聞きしたいと思います。

もう1つは、事故の問題であります。運転者のモラルだけでは解決できない問題がたくさんあるように思います。具体的には、死亡事故は確かに運転者側に問題があったものが多かった。警察の交通課長の話でも、9件のうち5件はそういうふうに言っておりましたが、あとの4件については、必ずしもそうとは明言されませんでした。私が住むすぐ北側の寺田町の交差点に信号がありますが、あそこの東側の100mぐらいのところ最近、女子高校生がトラックにはねられて死亡しております。あそこの交差点には歩道がありません。あの狭い道でトラックとすれ違ったらいっばいっばいという状況の中、その女子高校生が体調が悪かったのか、車の方に倒れ込んで車がひいたということで、これは運転者も女子高校生ともども事故の犠牲者ではないかと思うわけです。その点では、やはり歩車分離というものを早急に実現していくように予算措置を検討するぐらいの答弁があってもいいんじゃないかと思えます。信号機や立体横断施設、交差点、歩道などの点検結果を含めて早急に改善していただきたいと思えます。

もう1つは、昨日の天堀議員の方から質問した救急車問題であります。私も、以前から山間部に救急車を配置してほしいと要望してまいりました。今年の交通事故の中でも山間部で起こっているものが多々あります。救命救急活動を充実すれば、死亡事故を未然に防げるわけ

であります。交通事故の死亡者とは、事故が発生してから24時間以内に死んだ方を言いわけです。それ以後に亡くなられた方については含まれていないので、隠れた死亡者の数も出てくるかもしれません。こういう点からいっても、救急車問題については消防ともよく協議して早急に実現していただくよう、3年間の実施計画でもうたっておりますので、非常事態宣言の中でぜひ実施していただくよう、意見として申し上げておきます。

次に、スーパー問題でありますけれども、先ほどの答弁で年々、市内の店舗数が減っているという報告がありました。私どもの方でも商業統計資料を引っ張り出して調べましたが、その中でも減っていることは確認されております。それに関連してニチイ、ダイエーの進出問題ですが、それぞれ103億円と80億円という当初の売り上げ高の計画ということですが、現時点の光明池のダイエーと府中のニチイの1㎡当たりの売り上げ高は幾らになっているか、お答え願いたいと思います。

それから、答弁が抜けているんですが、総合計画の中で言う生活圏に応じた近隣センターというものにつきまして、産業部長は中央丘陵内の近隣センターというふうに理解されておられるようですが、私どもの認識不足な面もあるかもしれませんが、総合計画の25ページでは「人口約1万人、小学校区単位とする」とあります。そして、34ページの商工行政の中でも近隣センター問題を取り上げておりますが、施策の方向として「信太山駅、北信太駅、光明池駅周辺を地区センターとして整備し、合わせて近隣センターの生活圏に応じた適切な配置に努める」と商業業務集積の関係でうたっておられます。近隣センターは何も中央丘陵だけを含んでいるものではないわけですね。この点では、小学校区単位と考えていいのではないかと思います。

近隣センターそれ自体をどうのこうのとは言いませんが、なぜこれを質問するかと言いますと、確かにニチイやダイエーができますと、生活上助かる面はあります。しかし、進出計画を見ても郊外型の大型店ということで、自動車や単車、自転車を中心にした、また、近隣3kmの商圈となっております。こういうものができますと、和泉市全体の商店、とりわけ小売り業者の動向が問題になってくるわけです。さきにお答えがありましたように、年々、商店が減り、特に60年から極端に減ってきている中、こういう大型店ができ、小売り店舗が減りますと、福祉の面にも影響が出てくるわけです。いわゆる社会的弱者と言われる人たちの消費活動の面においても、小売り店舗に行けないという状況も生まれます。自動車にも乗れない、単車にも乗れない障害者やお年寄り、独居老人などの消費生活にも影響が出てきます。その意味から総合計画に言う生活圏に応じて配置される近隣センター店舗の問題が重視されるわけです。

総合計画から見て大型店の進出問題が住民に与える影響、交通の問題についても13号線の



例を引いて言われましたが、13号線だけでなく、ダイエーやニチイができると肥子町や繁和町の人たちはどうなるのでしょうか。そして、周辺の踏み切り対策等についてもどう対処されていくのか。市としても一定の用途を立て、方向を打ち出していかなければならないと思います。先ほど、松村部長から一定の構想はでき上がっている、という答弁がありました。その一定の構想についてお答え願いたいと思います。

- 産業部長（松村吉堯君） 再質問でございますが、ダイエー光明池店と府中ニチイ店の現在における1㎡当たりの売り上げ高でございますが、売り場面績はわかりますが、手元に計算できる資料を持ち合わせてございません。後ほど、お届けしたいと存ずる次第でございます。
- 議長（赤阪和見君） ただいまの再質問については理事者の方で十分調べ、答弁は午後をお願いし、ここでお昼のため暫時休憩いたします。

（午後零時03分休憩）

（午後1時00分再開）

- 議長（赤阪和見君） 午前に引き続き一般質問を行います。  
西村議員の再質問に対し答弁を願います。
- 産業部長（松村吉堯君） 午前中は資料不足で失礼いたしました。午前中の再質問に対して御答弁申し上げます。

まず、第1点目の現在の府中のニチイ店あるいはダイエー光明池店の1㎡当たりの売り上げ高はどうなっているか、ということでございます。まず、府中のニチイ店でございますが、店舗面積5,565㎡、売り上げ高が年間20億9,810万円でございますので、これを単純に割りますと、1㎡当たり年間売り上げ高は37万7,017円、1カ月で3万1,418円、1日1,033円という数字が出てまいります。

一方、ダイエー光明池店でございますが、店舗面積が1万966㎡、これに対して61年度の売り上げが97億3,253万円、この面積で割りますと、年間で88万4,552円、1ヶ月7万3,712円、1日2,457円、こういう数字に相なってくるわけでございます。

そこで、今回新しく出店してくる大型店のダイエーにつきましては、市新のさらし工場跡地に立地するわけですが、当初計画の建物規模は2万5,080㎡、うち、ダイエーの店舗面積が1万7,000㎡、専門店4,000㎡、その他4,000㎡となっております。

ニチイにつきましては、進出場所が元日鉄ロープ跡地でございまして、当初計画の建物面積が3万1,755㎡、店舗面積2万2,000㎡ということでございます。

先ほどお答え申し上げました数字をこの面積に掛けると随分違った売り上げ高に相なります

が、その辺につきましては、私どもに対する説明に対して質問した段階では、これはあくまでも当初計画であるというお断りがございます。この計画と合わない点につきましても、その後の説明あるいは協議の中で現在、詰めている段階でございまして、あくまでもいま申し上げました内容につきましては、ダイエー、ニチイともに当初の計画だというふうに御理解いただきたいと思ふ次第でございます。

それから、こうしたダイエー及びニチイの進出に伴います小売り店に対するいろんな影響というものは、非常に大なるものがあるということでございます。この件につきましても私どもは非常に心配いたしまして、いろんな角度から既存店との共存共栄という面からの協議ということになっていくわけでございます。さらには、この後進出計画の進捗によりましてできてまいります商調協の会議の中でも、いろんなデータを集めて検討していかなければならない課題であると存じております。あくまでも、既存店の保護を考えながら、一面的には、消費者利便というものも考慮に入れながらこの問題を進めてまいりたい、かように思ふ次第でございます。

2店の大型店進出に伴います交通問題でございます。先ほど、一定の構想ということで申し上げましたのは、私ども産業部所管の中での大型店立地の周辺問題を申し上げておたつたわけでございます。例えばダイエーの周辺につきましては、車の進入道路あるいは歩道の設置等の問題でございます。ニチイにつきましては、粉河線から直接ニチイの店舗に車が流れていく、府中南2番踏み切りを渡ってパチンコ屋の横をすぐ左折して入ることは避けていきたい。粉河線から下がってくる車につきましては、一たん第2阪和へ出、第2阪和から店舗専用の駐車場に直接入るような道路を確保して対処するよう、というようなことも進出に関連する交通問題の中で協議をいたしておるところでございます。すでに先生も御案内かと思いますが、ニチイの方につきましては、その道路敷地の買収も終わっているような報告も受けてございます。

以上でございます。

- 17番（西村慎太郎君） スーパー問題については、意見だけ述べて終わりたいと思います。

いま報告がありましたように、売り上げ高は当初計画だということですが、非常に大きなものだと思います。商業統計による小売り関係の年間売り上げ高は649億円となっておりますので、その約6分の1という大変な状況であります。それだけを見ましても、地元の商店対策や小売り業、そして、市民の消費生活を守る上で、市として責任を持って対処していただきたいと思ふ思います。

交通対策にしてもいまの御答弁では、産業部所管ということで店舗周辺の交通対策の内容でございました。13号線や泉大津粉河線、和気父鬼線などの府道が大変混雑する中、さらにこういう大型店が出て参りますと、幹線道路のみならず生活道路にまで車が進入してくるとい

問題と、店舗周辺の生活道路への不法駐車増加なども予想されます。交通対策の点からも町づくりの観点からも、市は責任を持って対処していただきたいと思ひます。

以上、意見だけ申し上げておきます。

次に、福祉関係について再質問いたします。

午前中に御答弁があった実施要綱の結果についてであります。今後の問題といたしまして、秋から来年3月までは福祉センターを使っている事業を進める、というふうに厚生委員会の中でも説明されておるようです。そこで、来年4月からの問題ですが、この療育事業については、市が責任を持って直営で実施されるのかどうか。そして、ここで従事する職員は、どのような資格の人をどのような雇用形態でやろうとするのか。それを前提として、この事業は週のうち何日開催するのか。それらの点について、現在検討されている到達点で結構ですからお答え願ひたい。

それと、通所施設についてであります。全員措置をされるのかという点については、具体的に答弁がなかったように思ひます。和泉養護学校の卒業生やその他の希望者などの実態はどうなっているか、お答え願ひたい。

そして、職員の身分の問題ですが、社会保険や退職金制度などについてどのようなふうになされるようになっているのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

さらに、障害者の校区別、種類別の資料については、後日で結構ですから提出願ひたいと思ひます。

- 福祉事務所長（中川鉄也君） 第1点目の療育訓練の件でございますが、実は、7月6日に厚生病院委員会の開催をお願いいたしまして、これに対する市の現状及び考え方を述べさせていただきますが、療育訓練事業につきましては来年度から実施いたしたく、事業実施の内容について検討中でございます。

それから、心理発達の特任職を常勤で置いてください、という請願項目に対しては、勤務体制は限定できませんが、一定それら特任職を配属する方向で検討しております、という考え方を先週、出させていただいたわけでございますので、現時点では、この考え方で答弁にかえさせていただきますと思ひますので、御了解願ひたいと思ひます。

それから、2点目の通所授産施設の件でございますが、先ほどの答弁では、現在、15名の精神薄弱者があるわけです。これに対して来年3月に和泉養護学校の高等部の卒業予定者が13名おられるわけです。このうちできるだけ多くの方が就職できるようにということで、保護者や学校の進路指導の先生にもお願いしているわけですが、いまのところ、13名中就職可能者が3～4名しかないという現状でございます。したがって、このままでは9～10名の方

が在宅もしくは授産所を希望されるだろうと思っております。仮に10名全員が希望された場合、現在、10月から福祉会館の1室を使っていただく予定をしておりますが、20名程度の定員ということになりますと、5名程度の方は何とか入っていただければと思いますが、あの方につきましては現在のところ、入れる見通しは立っておりません。

それから、ここに働く職員の身分等でございますが、先ほどもお答えいたしましたように、市から和泉市手をつなぐ親の会に対して、運営事業費の補助金を出しております、その他寄付金等と合わせて運営をしていただいているということでございます。したがって、現在、社会保険とか退職金の制度には加入しておりません。現在の職員は2名ですが、今後、福祉会館に移れば2名では無理ではないかと思っております。そういうことで職員の数もふえてきますし、大変な仕事をしていただいていることもよくわかりますので、手をつなぐ親の会の役員さんとも話し合いしながら、今後の問題について検討していかなければならないと認識いたしております。

それから、校区別、障害別、等級別等の資料につきましては、非常に膨大なものになります。現在、電算機が入っておりませんので、手で拾っていくということになりますと時間がかかり、いつまでに出せるかわかりませんが、一定そういう資料もつくっていきたいと思っておりますので、その段階で出させていきたいと思います。

○ 17番(西村慎太郎君) 聞くのを忘れていましたが、この療育施設の件ですが、担当課はどこになるのかということと、授産施設ですが、今後、和泉養護学校などの卒業生が毎年ふえてくるわけですが、そういう方々も措置できなくなってくるわけですね。その対策として、通所授産施設あるいはそれに類する施設をつくっていかれることについてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○ 福祉事務所長(中川鉄也君) 第1点目の担当課につきましては、いままでの請願との関係もありますので、一応、児童課を中心にこれを検討しているということです。実際にやる段階では、児童課だけの業務になるのか、その他の課も関係するのか、その段階で所内で検討したいと思っておりますが、現状では、福祉事務所児童課が窓口になって調査いたしております。

それから、養護学校卒業生の授産施設ですが、来年度の卒業生も全員措置できないという見通しの中、今後、非常に重要な問題であるということとはよくわかるわけです。私どもとしても、率直に言って将来の展望、計画までは、いまのところ立てておりません。しかし、非常に重要な問題であることは理解いたしますし、ときどき、障害者や手をつなぐ親の会とかお母さん方から直接陳情やお話を聞く場を何回かにわけて持たせていただいておりますが、親自身の努力をまずしてほしい。その上に立って行政として援助できるものは考えていきたいということで、

何もかも行政でやれる状態ではないという点は十分認識してほしい、という立場で話し合いをしているのが現状でございます。

- 17番（西村慎太郎君）最後に、意見だけを申し上げておきたいと思います。

いままで答弁があったわけですが、福祉問題につきましては、一般質問の冒頭でも申し上げましたが、障害者を持つ親の市に対するお願いということで、一定の意見を述べさせていただきました。若浜議員もこの問題を取り上げ、障害児を持つ親並びに障害者自身がどれだけ苦労して自立していくかについて、大変な困難があるわけです。私自身の家庭のことを申し上げまして恐縮ですが、私は議員をしておりますから一定の収入があり、家内も教職にありますので一定の収入があります。その上に立って家内は夜間中学校に通っておりますので昼間は空いています。私も議員ですので、皆さんみたいに拘束時間がないという点で毎日、養護学校へ子供を送迎できますし、子供を療育施設にも連れて行くこともできますが、こういう恵まれた家庭は非常に少ないと考えているわけです。

その点では、生きがいを感じる生涯福祉を確立するために、市の行政の責任で福祉を必要とする私たちですが、障害者自身の努力と地域の連帯を確立する上でも、福祉を必要とする方々に対して、市行政としても、障害者や障害者の家族の方々に温かい手を差し伸べていただきたいと思うわけです。和泉養護学校を卒業される方々に十分対応できないというお話がありましたが、その措置計画も持てないという御答弁がありました。これは一生の問題であり、障害者も働く権利があるわけですし、その喜びを味わうことが大切であると考えております。冒頭、一般質問で申し上げましたように、ぜひとも和泉市の地域福祉計画なるものをつくっていただきまして、総合的な福祉の将来像を障害者や障害者の家族に示していただきたいと考えます。

以上、意見を述べさせていただきます、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

- 議長（赤坂和見君）以上をもちまして一般質問は全部終了いたしました。皆さんの御協力、まことにありがとうございました。

お語りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

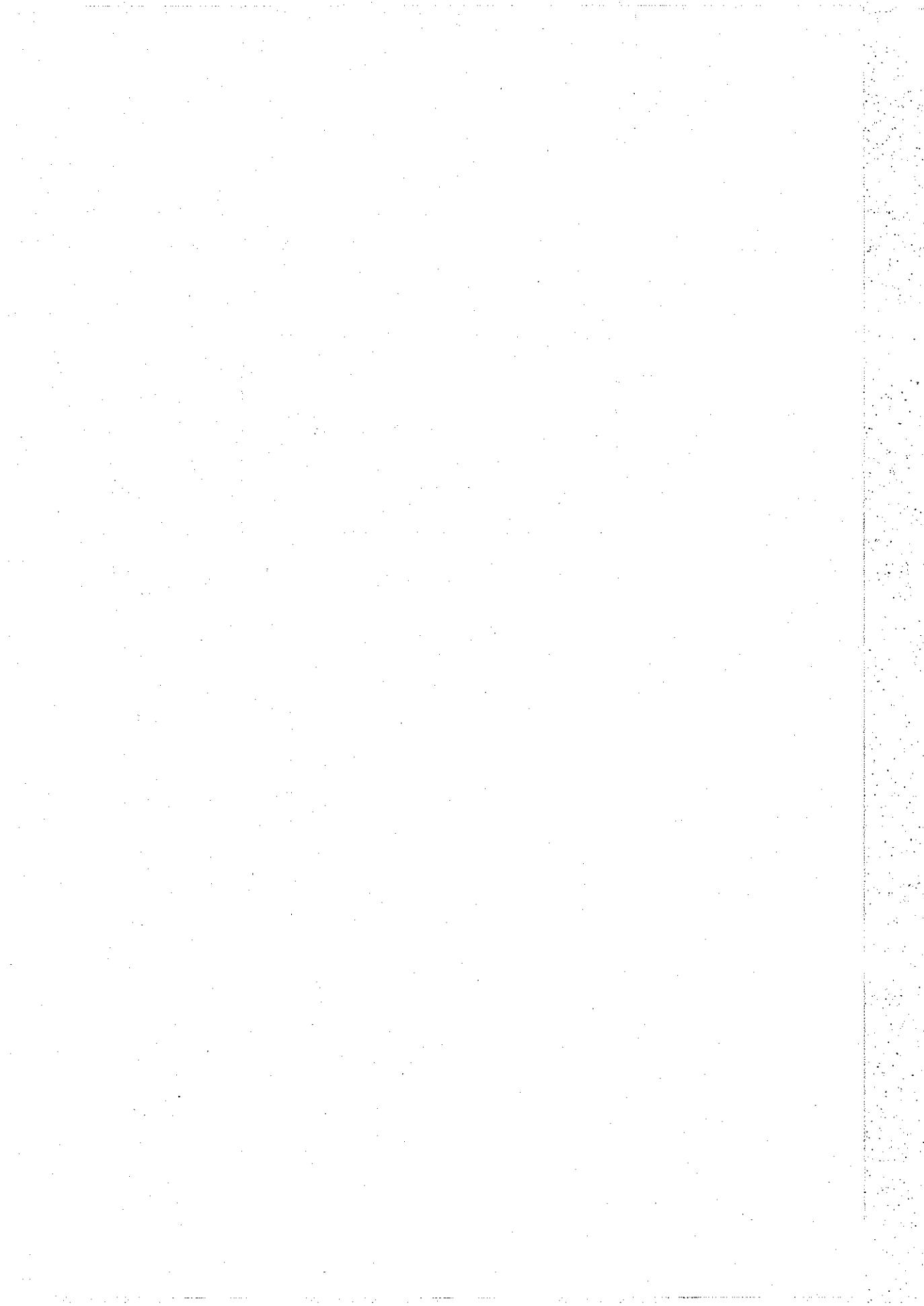
御異議ないものと認めます。

なお、過日の議会運営委員会で御了承を賜っておりますので、引き続き明日より議案審議を行いますので、定刻御参集くださいますようお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

(午後1時24分散会)

第 3 日





昭和62年7月16日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員 (23名)

1番	飯坂楠次君	18番	勝部津喜枝君
3番	田中昭一君	19番	原重樹君
6番	赤阪和見君	20番	坂口敏彦君
7番	藤原正通君	21番	若浜記久男君
8番	穴瀬克己君	22番	西口秀光君
9番	並河道雄君	23番	柳瀬美樹君
10番	竹内修一君	25番	大谷昌幸君
11番	仁井明君	26番	池辺秀夫君
12番	竹下義章君	27番	金谷衛君
15番	松尾孝明君	28番	出原平男君
16番	天堀博君	29番	田中包治君
17番	西村慎太郎君		

欠席議員 (2名)

2番	奥村圭一郎君	13番	貝渕博治君
----	--------	-----	-------

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

市	長	池田忠雄	総務部次長	森利治	
助	役	坂口禮之助	総務部次長	奥村富彦	
収	入	役	中塚白	財政課長	阪豊光
市長公室	長	杉本弘文	同和对策部長	橋本昭夫	
市長公室	理事	逢野一郎	同和对策部理事	生田稔	
市長公室	理事	神藤恒治	同和对策部次長	向井洋	
市長公室	理事	隆瑞大我	福祉事務所長	中川鉄也	
市長公室	企画室長	稲田順三	福祉事務所次長	原美助	
秘書課	長	井阪和充	市民生活部長	中西淳富	
人事課	長	西岡正徳	市民生活部理事	中上好美	
企画課	長	今村堅太郎	市民生活部次長	岸田秀仁	
総務部	長	麻生和義	市民生活部次長	坂田平之	
総務部	理事	大塚孝之	産業部長	松村吉堯	

産 業 部 次 長	高 三 一 行	消 防 本 部 次 長	一ノ瀬 喜 広
産 業 部 次 長	赤 田 備 信	用地担当理事 土地開発公社事務局長	明 坂 貞 士
建 設 部 長	浅 井 隆 介	用地担当参事 土地開発公社事務局長次長	中 辻 寿 夫
建 設 部 理 事	前 田 守 正	教 育 委 員 長	堀 内 由 延
建 設 部 次 長	山 崎 琢 磨	教 育 長	西 川 喜 久
都 市 整 備 部 長	萩 本 啓 介	管 理 部 長	逢 野 博 之
都 市 整 備 部 理 事	高 橋 欣 吾	管 理 部 次 長	白 樫 通 有
都 市 整 備 部 次 長	三 井 義 秋	指 導 部 長	崎 山 繁
改 良 事 業 部 長	富 田 宏 之	指 導 部 次 長	鹿 島 賢 昌
改 良 事 業 部 理 事	堀 宏 行	社 会 教 育 部 長	青 木 孝 之
改 良 事 業 部 次 長	笠 木 恒 忠	社 会 教 育 部 理 事	竹 田 明 郎
改 良 事 業 部 次 長	大 宅 清 臣	社 会 教 育 部 理 事	佐 原 行 雄
水 道 部 長	田 中 稔	社 会 教 育 部 次 長	明 坂 文 嘉
水 道 部 理 事	岩 井 益 一	社 会 教 育 部 次 長	北 野 喜 平
水 道 部 次 長	岸 本 孝 二	会 計 課 長	藤 木 意 継
水 道 部 次 長	仲 田 博 文	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	高 橋 正 道
病 院 長	竹 林 淳	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	農 端 小 一
病 院 事 務 局 長	藤 原 光 夫	監 査 委 員	庄 司 清
病 院 事 務 局 次 長	藤 原 清 司	監 査 事 務 局 長	吉 田 陽 三
病 院 事 務 局 次 長	谷 上 徹	農 業 委 員 会 会 長	森 口 義 忠
消 防 長	角 谷 泰 夫	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信 田 種 行
消 防 本 部 次 長	高 宮 武 男		

※備考 各課長級の職員は、議案説明の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北 野 敦 雄
次 長	河 原 茂 隆
主 幹	大 中 保
係 長	佐 土 谷 茂 一
係 員	井 之 上 光 一

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和62年和泉市議会第2回定例会議事日程

(7月16日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	監査報告 第7号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和61年11月分)	P. 1
2	監査報告 第8号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和61年11月分)	P. 12
3	監査報告 第9号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和61年11月分)	P. 18
4	監査報告 第10号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和61年12月分)	P. 23
5	監査報告 第11号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和61年12月分)	P. 34
6	監査報告 第12号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和61年12月分)	P. 40
7	監査報告 第13号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和62年1月分)	P. 45
8	監査報告 第14号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和62年1月分)	P. 56
9	監査報告 第15号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和62年1月分)	P. 62
10	監査報告 第16号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和62年2月分)	P. 67
11	監査報告 第17号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和62年2月分)	P. 78
12	監査報告 第18号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和62年2月分)	P. 84
13	監査報告 第19号	定期監査(昭和61年度第2次分)結果報告	P. 89
14	(昭和60年) 請願 第1号	障害児の医療・療育・保育をよくするための請願 (厚生病院委員長報告)	
15	(昭和60年) 請願 第2号	市民の生活実態に即した保育料の改善を求める請願 (厚生病院委員長報告)	
16	報告 第3号	和泉市土地開発公社昭和61事業年度決算書類の提出について	P. 1
17	報告 第4号	財団法人和泉市商工業振興会昭和61事業年度決算書類の提出について	P. 2
18	報告 第5号	財団法人和泉市商工業振興会昭和62事業年度事業計画書類の提出について	P. 3
19	報告 第6号	財団法人和泉市文化振興財団昭和61事業年度決算書類の提出について	P. 4
20	報告 第7号	財団法人和泉市文化振興財団昭和62事業年度事業計画書類の提出について	P. 5
21	報告 第8号	財団法人和泉市公共施設管理公社昭和61事業年度決算書類の提出について	P. 6
22	報告 第9号	財団法人和泉市公共施設管理公社昭和62事業年度事業計画書類の提出について	P. 7
23	報告 第10号	財団法人和泉市公園緑化協会昭和62事業年度事業計画書類の提出について	P. 8
24	報告 第11号	専決処分の報告について(歩行者専用道路上における事故に係る損害賠償の額の決定と和解)	P. 10
25	報告 第12号	専決処分の承認を求めることについて(和泉中学校生徒災害事故に係る損害賠償の額の決定と和解)	P. 13
26	報告 第13号	専決処分の承認を求めることについて(交通事故に係る損害賠償の額の決定と和解)	P. 17
27	報告 第14号	専決処分の承認を求めることについて(市営住宅内道路上における事故に係る損害賠償の額の決定と和解)	P. 21
28	報告 第15号	専決処分の承認を求めることについて (和泉市税条例の一部改正)	P. 24

日程	種別及び番号	件名	摘要
29	報告第16号	専決処分の承認を求めることについて(昭和61年度和泉市一般会計補正予算(第6号))	P. 30
30	報告第17号	専決処分の承認を求めることについて(昭和61年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号))	P. 37
31	報告第18号	専決処分の承認を求めることについて(昭和62年度和泉市老人保健事業特別会社補正予算(第1号))	P. 43
32	報告第19号	昭和61年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	P. 48
33	報告第20号	昭和61年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について	P. 50
34	報告第21号	昭和61年度和泉市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について	P. 52
35	報告第22号	昭和61年度和泉市一般会計予算事故繰越し繰越計算書について	P. 54
36	議案第29号	工事請負契約締結について((仮称)永尾団地4棟及び5棟建設工事)	P. 56
37	議案第30号	和泉市立総合福祉会館条例制定について	P. 61
38	議案第31号	昭和62年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について	P. 65
39	議案第32号	昭和62年度和泉市一般会計補正予算(第1号)	P. 70
40	議案第33号	昭和62年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号)	P. 94
41	議案第34号	昭和62年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)	P.111
42	議会推薦第1号	和泉市農業委員会委員の推薦について	別紙
43	選挙第2号	泉大津市、和泉市墓地組合議会議員の選挙について	別紙
44	決議第2号	森田紡績企業再建の要望決議	別紙
45	意見第3号	長期営農継続農地制度の堅持ならびに都市農業確立施策の実施に関する意見書	別紙
46	意見第4号	保育所措置費の国庫負担率引き上げ等必要な財源措置を求める意見書	別紙

(午前10時07分開議)

○ 議長(赤阪和見君) おはようございます。議員の皆様には、公私何かとお忙しい中連日御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

○ 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは19名でございます。貝淵議員さんから欠席の届け出がございます。遅刻届け出の議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思っております。現在、19名でございます。

○ 議長(赤阪和見君) ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長（赤阪和見君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・ご配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承願います。

- 議長（赤阪和見君） それでは、日程審議に入ります。

日程第1より第13までは、いずれも例月出納検査結果報告並びに定期監査結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

報告は表題のみを朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

#### 監査報告第7号

##### 例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和61年11月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和62年2月26日

監査委員 庄 司 清  
同 大 谷 昌 幸

##### 記

1. 検査実施日 昭和62年2月26日
2. 検査の対象 昭和61年11月分の出納状況
3. 検査の結果

11月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、11月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

#### 監査報告第8号

##### 例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和61年11月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和62年2月26日

監査委員 庄 司 清  
同 大 谷 昌 幸

記

1. 検査実施日 昭和62年2月26日
2. 検査の対象 昭和61年11月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による11月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、11月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第9号

例月出納検査の結果について

- 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和61年11月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和62年2月26日

監査委員 庄 司 清  
同 大 谷 昌 幸

記

1. 検査実施日 昭和62年2月26日
2. 検査の対象 昭和61年11月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による11月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、11月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第10号

例月出納検査の結果について

- 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和61年12月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和62年3月27日

監査委員 庄 司 清  
同 大 谷 昌 幸

記

1. 検査実施日 昭和62年3月27日
2. 検査の対象 昭和61年12月分の出納状況
3. 検査の結果

12月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、12月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第11号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和61年12月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和62年3月27日

監査委員 庄 司 清  
同 大 谷 昌 幸

記

1. 検査実施日 昭和62年3月27日
2. 検査の対象 昭和61年12月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による12月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、12月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第12号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和61年12月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和62年3月27日

監査委員 庄 司 清  
同 大 谷 昌 幸

記

1. 検査実施日 昭和62年3月27日
2. 検査の対象 昭和61年12月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による12月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正額であることを認めた。

なお、12月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監産報告第13号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和62年1月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和62年6月6日

監査委員 庄 司 清  
同 大 谷 昌 幸

記

1. 検査実施日 昭和62年6月4日
2. 検査の対象 昭和62年1月分の出納状況
3. 検査の結果

1月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、1月末日における収支の状況は、別表のとおりである。



監査報告第14号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和62年1月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和62年6月6日

監査委員 庄 司 清  
同 大 谷 昌 幸

記

1. 検査実施日 昭和62年6月4日
2. 検査の対象 昭和62年1月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による1月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、1月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第15号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和62年1月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和62年6月6日

監査委員 庄 司 清  
同 大 谷 昌 幸

記

1. 検査実施日 昭和62年6月4日
2. 検査の対象 昭和62年1月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による1月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、1月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第16号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和62年2月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和62年6月6日

監査委員 庄 司 清  
同 大 谷 昌 幸

記

1. 検査実施日 昭和62年6月4日
2. 検査の対象 昭和62年2月分の出納状況
3. 検査の結果

2月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、2月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第17号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和62年2月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和62年6月6日

監査委員 庄 司 清  
同 大 谷 昌 幸

記

1. 検査実施日 昭和62年6月4日
2. 検査の対象 昭和62年2月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による2月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、2月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第18号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和62年2月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和62年6月6日

監査委員 庄 司 清  
同 大 谷 昌 幸

記

1. 検査実施日 昭和62年6月4日
2. 検査の対象 昭和62年2月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による2月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、2月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第19号

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第3項の規定に基づく昭和61年度定期監査（第2次分）別記要領により執行した。

その結果を同条第8項の規定により別冊のとおり報告する。

昭和62年3月31日

監査委員 庄 司 清  
同 大 谷 昌 幸

- 議長（赤阪和見君） 本件について質疑、御意見ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第7号より第19号までの報告を終わります。

- 議長（赤阪和見君） 日程第14「障害児の医療・療育・保育をよくするための請願」及び日程第15「市民の生活実態に即した保育料の改善を求める請願」を一括議題といたします。

本2件については、厚生病院委員会付託となっておりますので、審査の経過並びに結果の報告を金谷委員長にお願いいたします。

(厚生病院委員長登壇、報告)

- 厚生病院委員長(金谷 衛君) 昭和60年3月6日開会の第1回定例会において、当委員会付託とされました「障害児の医療・療育・保育をよくするための請願」と、昭和60年12月10日開会の第4回定例会において、当委員会付託されました「市民の生活実態に即した保育料の改善を求める請願」の2件について、審査いたしました経過並びに概要について取りまとめて御報告申し上げます。

まず、「障害児の医療・療育・保育をよくするための請願」について、昭和60年6月5日、本年7月6日の2回にわたり委員会を開催し、審査いたしました。

第1回目の委員会におきまして、現状並びに考え方について報告があり、心身障害児の早期療育・訓練事業についてはすでに多くの市で実施しており、本市でも基本的にはその必要性について認識しているが、場所等の問題もあるので、福祉会館の建設計画と合わせて検討してまいりたい。

また、療育・訓練に要する交通費の公費負担については、今日の厳しい財政事情のもとでは実施は困難である。

次に、保育所、幼稚園での障害児保育の充実及び保育所の専門職の研修の充実については、就学前障害児で保育所、幼稚園への入園申請のあった児童については、全員入園を原則にしており、また、障害児保育に必要な職員の加配並びにそれら職員に対する研修もすでに行っておりますが、なお、研修については担当職員の要望も聞き、一層充実するよう努めたい。

また、障害児の療育・訓練・教育について一貫した相談体制については、保健所、児童相談所などの府の機関、教育委員会、福祉事務所などの市の機関で行っておりますが、今後、それぞれの機関の専門分担もありますが、互いの連携を深めさらに充実するよう努めたい。

次に、乳児に係る医療費の無料化については、今日の厳しい財政事情のもとでは市単独での実施は困難であり、老人、身障、母子医療費の助成と同様、府の補助制度として実施されるよう府に要望してまいりたい、との報告がありました。

次に、質疑の内容は、母子通園施設の設置目途について。また、保育現場への指導の体制をどのように充実させるのか、との質問に対し、母子通園施設については、福祉会館の中で確保いたしたい。また、指導体制については、保健所、児童相談所の指導と同時に、園長クラスの職員1名と主任保母クラスの職員1名を配置して随時保育所を巡回し、その中で問題があれば専門家に相談するという仕組みをとっている、との答弁があり、お諮りいたしましたところ、な

お、引き続いて継続審査と決しました。

次に、第2回目の委員会におきましては、現状並びに市の考え方について報告があり、就学前の心身障害児に係るこれらの療育・訓練事業については来年度から実施いたしたく、目下、その実施内容について検討中である。交通費の負担については、今日の厳しい財政事情のもとでは実施は困難である。また、心理発達相談員については、勤務体制は限定できませんが、一定それら専門職を配属する方向で検討している。

次に、保育所、幼稚園での障害児保育の充実及び保育所の専門職の研修の充実については、就学前障害児で保育所、幼稚園への入園申請のあった児童については、全員入園を原則にしております。障害児保育に必要な職員の加配並びにそれら職員に対する研修もすでに行っているが、なお、研修については、一層充実するよう努めてまいりたい。

また、障害児の療育・訓練・教育について一貫した相談体制については、保健所、児童相談所などの府の機関、教育委員会、福祉事務所などの市の機関で障害児に対する各種相談を行っているが、今後、それぞれの機関の専門分担を生かしながら、互いの連携を深めるよう努めてまいります。

次に、乳児に係る医療費の無料化については、今日の厳しい財政事情のもとでは市単独での実施は困難である。老人、障害者、母子医療費の助成と同様、府の補助制度として実施されるよう府に要望してまいりたい、との報告がありました。

次に、質疑の内容については、保健センターで行っている親子教室は、総合福祉会館ができた場合どのように変わるのか、との質問に対し、保健所の方で月2回やっていたが、来年度より市の方の責任でやっていきたい、旨の答弁がありました。

また、障害児の入所希望者数及び入所者数の質問に対し、希望者は108名で入所者は108名と100%入園となっている、との答弁がありました。

次に、本請願6項目中2つの項目を除いては、それぞれ実施に向けてその内容等十分検討されています。又、残る2項目についても、今後、厳しい財政の中、府に対し補助制度として実施されるよう要望も行うということで、本請願についてはおおむね充足されてきていると考え、取り扱いについてお諮りいたしましたところ、別に異議なく本件を採択するに決しました。

引き続きまして、「市民の生活実態に即した保育料の改善を求める請願」について、昭和61年1月23日、本年7月6日の2回にわたり委員会を開催し、審査いたしました。

第1回目の委員会におきまして現状判断及び市の考え方については、保育料判定に当たっては、国基準に近づけなければならないこと。さらに、国の行政改革により国の負担金が10%削減されるなどの状況のもとでは、保育料改善にはとうてい応じられるものではない、との説

明がありました。

次に、質疑の内容については、保育料の決定の仕組みについては大きな矛盾があるように思いますが、その点どのように考えているのか、との質問に対し、福祉関係の施設にすべて措置費ということで徴収額あるいは保育料の基本になってきているその措置費の中には人件費も含むということで、教育施設などとの大きな違いがあると考えている。

常々、そういう矛盾を持ちつつも、現状はこういう仕組みの中で仕事をやっている中では、国、府に対するそういう問題点として要望を行っているが、現状では、矛盾を持ちながらも行政をやっていく中では、それ以上のことができないというのが現状である、との答弁がありました。

また、59年度児童1人当たりの年間経費で人件費はどのくらい含まれているのか、との質問に対し、102万8,000円のうち81万5,000円である、との答弁がありました。

次に、委員会条例の第19条に基づいて、この請願の代表の中のどなたかに、その実態を含めた現状の御意見を聞く場を検討いただきたい、旨の要望があり、以上で質疑が終わり、お話しいたしましたところ、なお、引き続き継続審査と決しました。

次に、第2回目の委員会におきましては、現状判断及び市の考え方として、当市では保育園設置率は府下最高水準であり、ほぼ100%の入園を確保している。また、保護者の保育行政に対するニーズも多様化している中で、厳しい財政事情であるが、鋭意努力を重ねているところである。

請願にありました保育料の改善について、まず、保育料決定の仕組みについては、保育料は毎年、国が基準額を示すこととなっており、自治体は、この基準額どおり徴収するかどうかはあくまで市の判断とされているが、これを基準額以下に抑えた場合、その差額分は、地方交付税で財源措置されることなくすべて市の持ち出しになります。

一方、当市では保護者の要望等もあり、以前から市民負担の軽減を図るため、国基準の約10%を軽減した額を市の保育料として定めており、おおむね2年ごとに改定してきたが、最近では、昭和59年度以後3年間改定を保留している。

この間、現時点での当市の保育料は、国基準の約78%という数値になっている。市の保育所運営経費は、法律で定められた負担金保育料を国基準以下に抑制しているための差額並びに保育所運営費のいわゆる超過負担により昭和60年度で15億8,507万6,000円、児童1人当たり平均75万8,000円の一般財源を持ち出しているのが現状である。

さらに、国の行政改革により保育所措置費に対する市の負担割合は10%であったのが、昭和60年度からは15%、さらに61年度からは25%となり、この結果、昭和61年度決算

見込みでは、昭和59年度の国庫負担率と比較すると6,581万8,000円の市の負担増となっている。

以上のような状況のもとでは、保育料の値下げにはとうてい応じられない。しかしながら、保育料については、その対応とか考え方などについていろいろ議論のあるのも事実であるので、市としては、保育料問題について市長の諮問機関を設置し、その場で十分審議をつくしていただきたく考えている、との説明がありました。

次に、質疑の内容は、超過負担は、一般保育園、同和保育園、民間保育園それぞれどの程度になっているのか、との質問に対し、一般保育園で8億1,700万円、同和保育園では5億7,300万円、また、民間保育園では2,500万円である、との答弁がありました。

次に、市長の諮問機関を設置して審議するとあるが、具体的な考え方についての質問に対し、本請願が採択いただけるということになれば、第3回定例会で附属機関に関する条例の一部改正をお願いしたいと考えている、また、中身については現在のところ検討していない、との答弁がありました。

なお、諮問機関のメンバーに父兄の代表を入れるべきだ、との意見がありましたが、それに対し、各界の代表の方に入っていただき御意見をいただき、それらを尊重し、市が保育料について適正に決めていきたい、との答弁があり、質疑を終りました。

次に、本請願については、国の行政改革により保育所施設に対する市の負担割合が年々増加する中、59年度以降3年間改定を保留されており、また、今後の方針として、保育料問題については市長の諮問機関を設置され十分審議を尽くしていく、とのことであり、本件をお諮りいたしましたところ保留の意見がありましたが全員異議なく原案どおり採択するに決しました。

以上で当厚生病院委員会に付託されました2件の請願審査の経過並びに結果の報告を終わります。

- 議長（赤阪和見君） ただいま委員長より詳細な報告がありました。

委員長報告に対する質疑、御意見ありませんか。

- 19番（原 重樹君） 請願が2件ありますが、請願第1号の「障害児の医療・療育・保育をよくするための請願」については賛成をしたいと思いますし異議はございませんが請願第2号の「市民の生活実態に即した保育料の改善を求める請願」については、もちろん請願そのものの採択には賛成であります、いろいろな問題もございますので、意見を申し上げて態度をはっきりさせておきたいと思っております。

現在、保育所の事務が国の機関委任事務から団体委任事務となっております。このことによりまして、国が示してまいりました徴収金基準額表の性格が変わり、自治体の保育料決定の基

準という意味はなくなりました。そのために各自治体は、それぞれの自治体の生活状況に応じた適切な保育料金を独自に決めることができるし、その検討が必要になっております。

こうした経過からみれば、今回の「市民の生活実態に即した保育料の改善を求める請願」は、団体委任事務化によりまして、各自治体が当然のこととして検討、実施すべき性格のものだと考えております。市が言われておりますように、団体委任事務になっても全く同じことだという考え方は、自治体がみずからの権限を放棄するものであると考えております。

しかしながら、財政の問題から見れば、国の地方行革の名のもとに国庫負担の引き下げや、多額の超過負担が市財政を圧迫していることは事実であります。しかし、これは国に対して改善を要求していく問題であるとともに、本市では、同和教育など本市として早急に改善の必要性がある問題も含まれております。いずれにいたしましても、利用者の実態を無視して、利用者すべてに負担をかけることを前提にするようなことがあってはならないと考えております。

そこで、本請願の趣旨を本当に生かすためには、第1に本請願の中でも言われておりますように、本来、保育所は、地域社会の発展になくてはならないものという観点、子供が保育所で保育を受ける権利、子供を権利主体として明確に据える視点が重点であると考えます。こうした観点から保育料に対する考えを検討することが必要だと思います。

次に、具体的な保育料決定については、市民代表で構成されます議会で十分審議し、決定することがまず重要であります。そのために保育料を条例事項にすることが、本請願の趣旨を生かす最適な措置だと考えます。しかし今回はそうはせず、市長の諮問機関をつくるということになっておりますが、こうした機関をつくるに当たっては、保育料金値上げを審議するような機関ではなく、保育料金のあり方、考え方を研究する機関にすべきであるというふうにも考えます。

しかしながら、今回出されている市長の諮問機関なるものは、その性格、運営方法については、委員長報告にもありましたように何らまだ明らかにされておりません。それどころか、厚生病院委員会におきまして、委員長報告にはございませんでしたが、市長は、保育所利用者のほとんどが署名した本請願者をこの諮問機関の構成メンバーに入れないことを明らかにしております。これでは本当に請願の趣旨を生かすことにはなりませんし、この諮問機関が実質上、保育料金の値上げの道を開くものになる危険性がありますし、多くの問題を抱えております。

よって、共産党議員団は、本請願そのものの採択のためにも努力もしてきましたし当然、採択には賛成であります。以上、申し上げました問題点を残しておりますので、本請願には保留をいたしたいと思っております。

以上です。



- 議長（赤阪和見君） 他にないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本請願2件を委員長報告どおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本請願2件は委員長報告どおり採択することに決しました。委員の皆さんには慎重御審議、御苦労さんでございました。

- 
- 議長（赤阪和見君） 日程第16「和泉市土地開発公社昭和61事業年度決算書類の提出について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

#### 報告第3号

#### 和泉市土地開発公社昭和61事業年度決算書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、和泉市土地開発公社の昭和61事業年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和62年7月14日

和泉市長 池田忠雄

- 議長（赤阪和見君） 報告の説明を願います。

- 用地担当理事・土地開発公社事務局長（明坂貞士君） お許しを得まして自席から、ただいま御上程をいただきました報告第3号「和泉市土地開発公社昭和61事業年度決算書類の提出について」、御説明申し上げます。

公社の運営につきましては平素から格別の御指導を賜り、財政の健全化、運営の効率化に取り組んでいるところでございます。今後ともなお一層の御指導を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、お手元に配付いたしております昭和61事業年度和泉市土地開発公社決算書に基づきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、5ページの事業実績でございますが、和泉市外より委託を受けました土地の先行取得につきましては、都市計画街路岸和田南海線用地763.61㎡を2,202万3,278円で取得いたしました。

次に、和泉市の一般事業用地といたしまして、伏屋唐国線外用地として1,867.35㎡を

6,376万2,354円で取得いたしました。

また、環境改善整備事業用地といたしましては、改良住宅用地等で1万5,937.41㎡を建物、補償を含め18億8,017万1,186円で取得いたしました。

次に、換地対策用地といたしまして、伯太三丁目代替用地153.27㎡を984万3,418円で買い戻しいたしました。

一般処分用地といたしましては、サントリー周辺用地に隣接しておりました用地を定型にするため、214㎡を702万9,900円で取得いたしました。

以上、61事業年度土地先行取得合計は、126筆、1万8,935.64㎡を建物、補償を含めまして19億8,283万136円で取得いたしました。

次に、土地の売渡状況でございますが、6ページ以降に記載のとおり、都市計画街路岸和田南海線用地4筆、1,962.58㎡を2億2,015万5,036円で大阪府へ譲渡いたしました。

和泉市の施行に係る一般事業用地といたしましては、小田公園外道路用地等として2万5,452.11㎡を5億8,283万5,592円で、また環境改善整備事業用地といたしましては、改良住宅用地及び道路用地など1万4,438.57㎡を19億9,467万7,359円でそれぞれ和泉市へ譲渡いたしました。

また、公共用地の受け皿対策といたしまして、換地対策事業用地7,666.08㎡を5億6,682万827円で各権利者へ譲渡いたしました。

以上、61事業年度の譲渡総額は、162筆、面積4万9,519.34㎡を建物、補償を含め32億7,873万8,814円と相なりました。

次に、11ページ以降の決算報告書について御説明申し上げます。

第1款 事業収入につきましては、土地建物売却収入で32億7,873万8,814円収入いたしました。

第2款 借入金につきましては、買い戻しの増加等によりまして予定を下回り46億8,500万円と相なりました。

第3款 事業外収入につきましては、預金利息及び土地建物貸付料等で895万1,877円収入いたしました。

1.2ページの第4款 繰越金につきましては、前年度よりの繰越未収金として3億284万2,679円収入いたしました。

以上、収入合計は、82億7,053万3,872円と相なった次第であります。

次に、13ページの支出でございますが、第1款 事業費は、土地取得に伴う環境改善整備事業用地取得費で19億9,855万1,474円、公共用地取得費で9,295万9,532円、土地

造成費の支出はございません。

以上、合計いたしまして20億281万1,006円の支出と相なった次第でございます。

第2款 管理費につきましては、公社保有土地の財産管理費1,264万3,949円、職員の人件費等事務管理費として7,394万326円を支出いたしました。

以上、合計8,658万4,275円を支出いたしました。

次に、16ページの第3款 借入金償還金につきましては、元金53億8,178万7,905円、利息等で5億3,158万3,171円、合計59億1,337万1,076円を各借入金金融機関等へ償還いたしました。

第4款 予備費の執行はございません。

第5款 繰越金は、当年度の未収金等の資金2億6,776万7,013円を翌年度へ繰り越すものでございます。

以上、支出合計は82億7,053万3,370円でございまして、収入と相対比するものでございます。

以上の事業実施に伴う損益状況につきましては、19ページの損益計算書に記載のとおりであります。当年度純利益は4,859万7,998円、前年度よりの繰越欠損金と差し引きいたしまして、次年度への繰越欠損金は7億3,704万8,379円と相なる次第でございます。

なお、18ページには62年3月31日付における資産の状況を示す貸借対照表、また、21ページ以降に財産目録を掲載いたしておりますので、御参照賜りたくお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、昭和61事業年度土地開発公社決算の御報告といたします。何とぞ原案御承認賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（赤阪和見君） 本報告に対し質疑、御意見ありませんか。
- 29番（田中包治君） この不良財産については、いつまで処分せんと持っていくのか。御存知のとおり、これは15年ぐらい前の話ですが、和泉中学から向こう側を解放地区にするというところで買って、それができなくてそのままというところとか、あるいは土地改良で家を立ち退きさせられた人のためとか、更地ばかりたくさんありますわね。そんな土地をなぜ競売にかけて売らないのかということです。私たちが百条委員会の後で調査したことがあります、理事会の議事録は「土地売買は正副理事長に一任」となっておったと思うんです。あっちこっち入る道もないような土地を買って、いつまでも持っても仕方ないでしょう。金利がかさむばかりなんです。一体、どういうふうに処分するつもりですか。
- 議長（赤阪和見君） 理事者答弁。
- 用地担当理事・土地開発公社事務局長（明坂貞士君） 公社保有の一般処分用地でございます。

すが、御指摘いただいておりますのは、サントリー北側の土地と受けとめております。会社の一般処分用地の中でサントリー一周辺の3物件につきましては、その比率が約77%占めてございます。現状は、一般処分用地として処分していくための条件整備を整えております。まず、阪和東側2号線の開通を見込み、泉南線から阪和東側2号線までの水路を利用した進入路という計画してございまして、建設部、改良事業部とも協議いたしてございます。いま、ここではっきりした見通しを申し上げるのはむずかしいと思いますが、近々、条件整備を整え、売却に踏み切りたいと考えております。

○ 29番(田中包治君) これはもうどうにもならない土地でしょう。たんぼの中で道もないようなところも買っていますよ。まだほかにもこんなところがたくさんあるんでしょう。管理もできず、草を生やしてかえって近所に迷惑をかけている。私らも百条委員会の後で、不正だということで会社の資産を綿密に全部調べたから、その場所も知ってます。サントリーの向こう側は、解放同盟が買えということで買い始めたがうまくいかず、バラバラな土地なんですよ。そんなバラバラなものを持っていて何しますね。水路をつくるとか言うが、できっこないでしょう。農地しか仕方がない。富中のところのたんぼだけのところもある。信太山の駅の近くにもありますね、もう売ったかどうか知らんが……。言うていったら切りがない。あれからもう何年になりますね。少しは市民の税金のむだ遣いということも考えてくださいよ。損しても仕方ないでしょう。競売でもしたらええ。なぜ競売をせえへんのか。

○ 用地担当理事・土地開発公社事務局長(明坂貞士君) 御指摘恐縮ですが、できるだけ議員さんの仰せのように検討し、条件整備を整え処分してまいりたいと思います。

○ 29番(田中包治君) あんた方が検討と言うと10年、20年たちますがな。百条委員会の後で私が会社の委員長をやってから10年ぐらいたつと思います。その当時もそない言うてたんです。税金のむだ遣もええかげんにせないかん。損なら損でよろしい。失敗したんやから仕方ないでしょう。なぜ売れへんのか。検討します、と言うが、いつ競売しますね。

○ 用地担当理事・土地開発公社事務局長(明坂貞士君) 再三のお尋ねで確たる答弁ができなくて申しわけございません。現在、2、3の引き合いもございまして、私の方も条件整備は相当整えてございますので、見通しとしては、近いうちに処分に踏み切ることができるのではないかと考えております。

○ 29番(田中包治君) 随意契約やったらまた疑義が起こるでしょう。前の二の舞いになるんと違いまっか。だから、堂々と裁判所がやるように市の公報か何かで出して競売すればよろしい。どうせあかんもんでしょう。損は仕方がない。持っておったらよけい損するんでしょうがな。あんた方は市から給料もろてるからどうもないが、経営する立場になったらどうしま

すか。

○ 議長（赤阪和見君） 助役答弁。

○ 助役（坂口禮之助君） 御指摘をいただいております開発公社が所有しております一般処分地につきましては、御指摘の時期より極力、有利な条件で売却するという考え方で今日までかなり努力をしております。いま、残っております一般処分地と申します主なものは、先ほど局長が御答弁いたしましたサントリー北側、3つの区画に分かれています。この土地が全体の約70%を占めてございます。それから、和泉府中駅前の再開発予定のために購入した昭栄跡地の2つが主なものでございます。先生がおっしゃっておりますように、その他にも出入り口の全然ない300～400㎡単位のものもまだ数カ所ございます。

それらの土地につきましてはその都度、できるだけ帳簿価格に近い線となるべく損失が少ないように、いろいろ買い先を探しておるわけでございますが、先生方も現地調査されたあいう現況では、なかなか買い手がございません。金額的には、一般競争入札を繰り返してやればいいのではないかと、という御指摘をいただいておりますが、実は、まだ、そこまで踏み切っておりません。できるだけ条件を整備して大きな損害を出さず、ということまで経過してきておるわけでございます。しかし、やはり限界はあるかと思えます。思い切るときには思い切らなければならないと存じます。条件の悪い土地につきましては、思い切って一般競争入札にかける方法も早急に検討させていただきたい、かように存じておりますので、どうか御理解賜りたいと存じます。

○ 29番（田中包治君） 理事会の承認もなしに理事長と副理事長が独断で買ったんでしょ。理事会の議事録がないんですよ。いまはつくっているのか知りませんが、当時の議事録は全然ないんですよ。「理事長と副理事長に売買を一任します」というだけです。だから、損することは決まっている。それをはっきり言いたい。せやから、いつまでもがたがたせんと損してもしょうがないでしょう。こんなことをしておって、開発公社へ行く人もかわいそうですよ。私が質問して悪かったかしらんが、昔のことをほじくり出されて赤字や、赤字や、と言われてね。局長さんが一番かわいそうですよ。ええかげんに見切りつけたらどうだっか。もうよろしいわ。

○ 議長（赤阪和見君） 他に。

○ 19番（原 重樹君） 細かい点を含めてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

6ページの換地対策用地で伯太3丁目の用地買い戻しと言われたと思うんですが、その辺の説明をわかるようにしていただきたい。どういう経過になっているのか、お教え願いたい。

それから、9ページの換地対策ですが、事業用地37筆については伯太三丁目の分ですか、どこの分ですか、ちょっとお知らせ願いたい。

もう1つは、13ページの事業費で環境改善と公共用地の両方に土地建物鑑定委託料がありますが、率直に言って私も素人で中身はよくわからないんですが、件数が相当多いんだろうと思います、その辺のそれぞれ件数を明らかにしていただきたいと思います。

それから、いまも出ていましたが、欠損金についてはいつも言うてますが、当年度が4,300万円余の純利益が出たということで、累積欠損金がそれだけ減って7億3,000万円となるわけですが、1つ聞いておきたいのは、いままで何とかしなくちゃいかんのではないかと申し上げてきましたが、こういうペースでいけば10何年になるか知りませんが、今後もこういうペースでいくのかどうか、その辺を明らかにしていただきたい。

○ 議長（赤阪和見君） 理事者答弁。

○ 用地担当理事・土地開発公社事務局長（明坂貞土君） 6ページの買い戻しの件ですが、これは当初、権利者に対して伯太三丁目の代替用地を売り渡したものでございますが、その後、買われた権利者が家を建てて住む予定が変わりまして、その土地が不要となりました。したがって、その時点で公社が買い戻したということでございます。

9ページの換地対策事業用地7,660㎡の問題でございますが、その内容につきましては、地区内13件で18区画、地区外17区画、その他伯太六丁目が2区画といった内容でございます。

次に、欠損金につきましては7億3,700万円出ていますが、昭和57年に事務費のアップをしていただきまして以来、単年度黒字ということで、わずかながら9億近い欠損金が、現在の7億3,700万円になってございます。これからの見通しにつきましては、事務事業量の見直し等によりまして公社の減量、経常経費の節減を図っていきたいと考えております。また、先ほど出ました公社保有財産をできるだけ有利に早く処分していく。3番目には、公社債の借り換えにより利子負担の軽減を図っていきたい。また、公社が現在保有しております財産でまだ事業化されていないものの物件に対しては、早期に事業化して市に買い戻ししていただく…、等々4～5点の観点から今後の公社財政の再建を図っていきたいと考えております。

○ 議長（赤阪和見君） 次。

○ 用地担当理事・土地開発公社事務局長（中辻寿夫君） 続きまして、鑑定委託料の件ですが、本件につきましては、環境改善の1,983万6,000円につきましては、環境改善に伴います建物の鑑定や立ち退き補償等すべてを含んでございます。年間約200～300件くらいだと思いますが、いま正確な計数はちょっと持ち合わせがございません。それから、公共用地取得の14万円につきましては、土地の3件の鑑定の分でございます。

なお、本件につきましては、買い戻しの時点で補助対象として買い戻しされますので、一た

ん公社が支出いたしまして、後日、市への買い戻しの際に含めていただくことになっている内容のものでございます。

- 19番(原 重樹君) 2点目の分の37筆の中に伯太三丁目の分は入ってるんですか。
- 用地担当理事・土地開発公社事務局長(明坂貞士君) 17区画です。
- 19番(原 重樹君) 校区外の方は全部ですか。
- 用地担当理事・土地開発公社事務局長(明坂貞士君) はい、そうでございます。
- 19番(原 重樹君) 第1点の買い戻しの件ですが、これは要するに契約が済んだ後で不要になったのか。ちょっとその時期を明確にさせていただきたいのと、相手に渡した984万円という額はどうかということです。
- 用地担当理事・土地開発公社事務局長(明坂貞士君) この件につきましては、売り渡してから買い戻しまで約8カ月の期間がたつてございます。私どもが売り渡した金額は922万723円、買い戻し額が984万3,418円となっております。
- 19番(原 重樹君) いろいろ問題があると思います。一たん契約して922万円で売って、今度は984万円で買い戻したという問題の1つは、こういう場合、契約して不要になったときの買い戻しというのは、どこまでどうするのかという問題があります。  
それから、本来ならこれは相手側の都合でしょう。にもかかわらず、増額している点に非常に問題が残っていると思いますが、その辺はどう考えているのですか。
- 用地担当理事・土地開発公社事務局長(明坂貞士君) 御指摘の差額が約60万円ほどございますが、内訳としては、売り渡した922万円に対して一定の買い戻しの場合、約6%弱の金利をつけるわけでございまして、約8カ月、245日の金利が約30数万円、その他の諸経費といたしまして29万円ほど、それで約62万円上積みしてお渡ししたものでございます。差額の内容はそういうことでございます。
- 19条(原 重樹君) 時間的な問題はどうするんですか。今後、またこういう問題が起こったら買い戻すの。
- 用地担当理事・土地開発公社事務局長(明坂貞士君) 75区画で現在まで32区画ほど売り渡してございますが、こういったケースは初めてでございます。今後、ないとは思いますが、そういうことのないよう努めてまいりたいと思います。
- 19番(原 重樹君) ちょっと納得がいかないんです。75区画のうち32区画売却したということですが、今後はそういうことのないように努めるということですが、これは相手方のことでしょうか。公社がどんなに努力しようが、相手が「不要になりました」と言えば、それまでみたいな話になるでしょう。こういうことをやってたら、どこまでも公社が買い戻しに応

じないかんのか。極端な話、換地対策で事業をして、土地をほしいと買って一定の時期は持っているも「不要になりましたぜ」と言えば、その間の金利や何かまで皆負担してくれるとなると、買った本人はそれに越したことはない。だから公社として、こういうときはこうや、こういうときはしない、というはっきりした1つの基準はどうしても必要ではないか、それを言っているんです。

○ 用地担当理事・土地開発公社事務局長（明坂貞士君） 本件については、転売禁止というところで誓約書を取っておったわけです。ただし、本人が一般の土地ブローカーに転売する懸念が出てきたので、調査したらその土地だったわけです。環境改善の行政的な施策で安く売っているものが転売されるというのは問題がございますので、法律的な問題について弁護士とも相談した結果、誓約書では弱いとなりました、その本人とも協議の結果、とりあえずその期間に要った費用だけは上積みして公社が買い戻そうということで、この件については終わりました。その後の契約書は統一し、すべて10年間の転売禁止を明記いたしました。また、物件価格についても、今後は譲渡価格で買い戻すということも契約書に明記させていただいた次第でございます。

○ 19番（原 重樹君） いままでの32件はどうなるんですか。

○ 用地担当理事・土地開発公社事務局長（明坂貞士君） 全部変更したわけです。

○ 19番（原 重樹君） そうはいつでも、この人の分は譲渡価格の922万円ではなかったわけでしょう。非常に疑問は残りますが、その対策は講じられたということでこれ以上のことは言いませんが、二度とこういうことのないようにしてもらいたい。公社としてきちり一定の線は引いておかないとあかんという意見を申し上げておきます。

それから、欠損金の件ですが、いろいろ理由を言われておりましたが、やはり事業化を急いでもらうとか、しかし、金利も含めて買うてくれる相手のある土地はいいが、過去からの人件費等も含めて欠損金が出ているわけですからね。たびたび公社だけではどうにもならないということも含め意見を申し上げてきた問題ですが、こういう決算書が出るたびに、単年度で8,000万円利益が出た、4,000万円黒字が出た、ということでは、赤字の解消は10年かかるやら20年先になるやらわからんことになってしまいますので、この点も不良地の問題と合わせて早急な解決を要望して終わっておきます。

○ 議長（赤阪和見君） 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第3号を終わります。

○ 議長（赤阪和見君） 日程第17「財団法人和泉市商工業振興会昭和61事業年度決算書類の提出について」及び日程第18「財団法人和泉市商工業振興会昭和62事業年度事業計画書



類の提出について」を一括議題といたします。

報告を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

#### 報告第4号

財団法人和泉市商工業振興会昭和61事業年度決算書類の提出について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市商工業振興会の昭和61事業年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和62年7月14日提出

和泉市長 池田忠雄

#### 報告第5号

財団法人和泉市商工業振興会昭和62事業年度事業計画書類の提出について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市商工業振興会の昭和62事業年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和62年7月14日提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長(赤阪和見君) 報告の説明を願います。
- 産業部長(松村吉堯君) お許しをいただきまして自席より産業部長松村、ただいま御上程いただきました報告第4号「昭和61年度財団法人和泉市商工業振興会事業報告並びに収入支出決算書」及び報告第5号「昭和62年度財団法人和泉市商工業振興会事業計画並びに収入支出予算書」について御報告申し上げます。まず、昭和61事業年度事業報告並びに収支決算報告についてであります。当振興会が昭和61年度中に執行いたしました事業概要について御説明申し上げます。お手元の事業報告並びに収入支出決算書の2ページ及び3ページでございます。

まず、地場産業振興に関する事業の(1)商工ニュースの編集発行につきましては、市内各事業所を対象に商工会との共同編集により年間6回発行いたしましたものでございます。

次に、(2)の通行量調査につきましては、昨年7月30日及び8月3日の2日間、商工会とタイアップして実施いたしました。

なお、この調査結果は、商工会の編集により地域小売商業近代化対策調査結果報告書にまと

められ、市内各商店街組合に配布されたものでございます。

次に、(3)の商工まつりの開催につきましては、今回第10回目という記念すべき時期を迎え、オープニングパレード、展示即売、のど自慢大会、大型紙芝居、人形劇、露店等を計画し、市民的なイベントとして実施いたしましたところ、2日間で延べ約2万人以上の入場者を数え、市民、出展企業双方より好評を博したものでございます。

次に、(4)の商工業者名簿の作製でございますが、市内の商工業者を広く紹介するため、商工会との共同編集により商工業者の名簿を250部作製いたしました。

次に、(5)の大阪国際見本市への参加でございますが、昭和61年度は、大阪市住之江区南港の大阪国際見本市会場で開催され、本市からはガラス細工の出品を行い、予想以上の成果と宣伝効果が見られたものでございます。

次に、観光に関する事業でございます。槇尾山一帯は桜の名所として昔から多くの人々に親しまれておりますが、近年、病害虫に侵された桜の木がふえましたのでこれらを伐木処理し、新しくサトザクラを植樹いたしました。

以上、昭和61年度の実施事業の概要について御説明申し上げます。

続きまして、昭和61年度収入支出決算報告について申し上げます。4ページから5ページでございます。

まず、収入の部の①財産収入では、予算額8万5,000円に対しまして収入済額6万6,017円で、1万8,983円の収入減となっております。

②の寄附収入では、予算額、収入済額ともに655万円であります。これにつきましては、当振興会寄附行為第5条の規定に基づき、昭和61年度分の当法人の運用経費に充てるため、和泉市一般会計より繰り出された使途指定寄附金でございます。指定の事業内容につきましては、支出の項で詳しく申し上げさせていただきますので、ここでは省略させていただきます。

③事業収入につきましては、当初予算61万円に対しまして収入済額100万7,100円でございます。39万7,100円の収入増となっております。その内訳でございますが、特産品の売払収入といたしまして、人造真珠の需要が例年になく伸びたことによるものと、南海電気鉄道株式会社よりの観光事業負担金収入といたしまして当初予算5万円に対しまして収入済額8万円と、3万円アップされたことによるものでございます。

④繰越金につきましては、昭和60年度における繰越金74万4,704円でございます。

以上、収入予算総額798万9,000円に対し収入済総額836万7,821円となり、37万8,821円の収入増となっております。

次に、6ページから8ページの支出の部でございますが、①事務費では、予算額32万円に

対し支出済額18万9,815円となり、13万185円の不用額が生じました。

②事業費でございますが、予算額731万9,000円に対し支出済額543万3,381円。主な事業内容といたしましては、横尾山の山桜植え替え80万円、商工まつり負担金180万円、商工業者名簿作製費29万4,931円、商業地域通行量調査負担金等を執行したものでございます。

なお、188万5,619円の不用額が生じた主な理由といたしましては、人造真珠集約化計画調査委託料が62年度へ繰り延べとなったことによるものでございます。

以上、収入済総額836万7,821円、支出済総額562万3,196円、差し引き274万4,625円を62年度へ繰り越しいたしました。

続きまして9ページ、当振興会財産目録でございますが、設立当初、市より受けました基本財産を住友銀行和泉支店へ定期預金として100万円、その他放送設備一式、紅白幕、テント、カメラ器具一式でございます。

次に、10ページでございますが、昭和61年度の収入支出決算に関する監査を去る5月26日、中塚監事さん、吉田監事さんの両監事さんに執行していただきました。その結果、収支は正確であるという承認を得ましたことの報告書でございます。

以上、昭和61年度財団法人和泉市商工業振興会事業報告並びに収入支出決算書の報告について説明を終わります。

続きまして、昭和62年度財団法人和泉市商工業振興会事業計画並びに収入支出予算書について御説明申し上げます。お手元の事業計画書並びに収支予算書の2ページをお願いいたします。

商工業振興に関する事業、特産品の普及、宣伝に関する事業、観光に関する事業、小規模企業工場共同利用事業推進に関する事業を主な柱といたしてございます。

まず、商工業振興に関する事業といたしましては、市内商工業者へ情報を提供するため、国、府、市の施策紹介並びに税務、経理、社会保険関係等を掲載した商工ニュースを例月に発行する予定でございます。

次に、和泉市商工会との連携を強めながら小売商業者の事業活動確保のため、市内商店街の通行量調査並びに購買客動向来街者調査を実施する計画をいたしてございます。

また、市の代表的な地場産業であります繊維、人造真珠業界と商業団体との共催により、例年どおり和泉市商工まつりを開催する予定でございます。

次に、大型量販店の出店計画の意思表明後7年を経過し、現在、地元小売業者団体と出店届け出に先立つ事前協議を重ねているところでございます。このような状況にあって、当振興会

といたしましても、地元小売業者との共存共栄、そして消費者利益の確保、さらに商業集積の地域間競争等に関して適切なアドバイスができるよう、情報、資料の収集、提供を積極的に推し進めていく所存でございます。また、昨年度作製いたしました商工業者名簿のなお一層の整備を行う計画をいたしております。

次に、特産品の普及、宣伝に関する事業といたしましては、市玄関及びコミュニティセンター3階に特産品を常設展示いたしております。また、特産品の認識を一層高めるよう、内外の市民皆さんにあっせんすることも考えております。

続きまして、第17回大阪国際見本市へ出展参加するとともに、特産品パンフレット配布により地場産業の普及、宣伝に努めるよう考えてございます。

観光に関する事業でございますが、槇尾山の桜の老朽化が非常に目立っており、昨年度も新しく植樹を行いました。また、まだまだ整備を必要といたしますので、観光施設整備事業の一環として、本年も引き続き槇尾山公園内の桜の植樹や伐木を計画いたしております。また、観光パンフレットの配布により、広く市民に本市の観光資源を宣伝紹介するものでございます。

次に、小規模企業工場共同利用事業推進に関する事業につきましては、通産省の施策として制度化されております高度化貸金による工場アパート建設事業を実施いたすべく、現在、当該事業の建設候補地について検討中でございますが、引き続き実現に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上が、昭和62事業年度事業計画の概要でございます。

引き続きまして、ただいま御説明申し上げました事業計画を推進するための昭和62年度収支予算について御説明申し上げます。3ページをお願いいたします。

まず、収入の部では、基本財産に関する収入として、当振興会設立当初の市からの出資金100万円を定期預金いたしておりますが、その定期預金利息4万5,000円を計上いたしました。

次に、補助金等の収入では、市からの補助金及び負担金として槇尾山観光施設整備補助金80万円、松尾寺桜まつり補助金40万円、商工まつり事業負担金210万円、泉州特産品振興会負担金35万円、商業地域通行量及び購買客動向調査負担金46万円、情報提供事業負担金64万円、観光パンフレット増刷費30万円、その他事業補助金60万円。また、助成金収入といたしまして、南海電気鉄道株式会社よりの収入8万円を見込み、合計573万円を計上いたしましたものでございます。

また、雑収入といたしまして、運用財産利息収入として普通預金利息2万5,000円を計上いたしました。

以上、当期収入合計580万円に前期繰越金収入274万4,000円を加え、収入合計854万4,000円を計上いたしました。

次に、支出の部につきまして御説明申し上げます。4ページをお願いいたします。

まず、観光事業費として152万3,000円を計上いたしました。内訳といたしましては、槇尾山観光施設整備費80万円、松尾寺桜まつり補助金40万円、観光パンフレット増刷費30万円、大阪府観光連盟会費3,000円、消耗品費2万円であります。

次に、地場産業振興事業費といたしまして315万円計上いたしました。内訳といたしましては、商工まつり事業負担金210万円、泉州特産品振興会負担金35万円、商工業者名簿整備費60万円、特産品あっせん運営費10万円でございます。

次に、受託事業費につきましては、和泉市商工会と共同編集により刊行いたしております情報提供事業負担金64万円、商工会とタイアップして実施いたしております商業地域通行量及び購買客動向調査負担金46万円、人造真珠集約化調査委託料150万円をそれぞれ計上いたしました。

また、管理費といたしまして32万円を計上。

予備費といたしましては、95万1,000円を見込みました。

以上、当期支出合計で854万4,000円を計上いたしました。

以上、まことに簡単でございますが、昭和62年度財団法人和泉市商工業振興会事業計画並びに収入支出予算の概要の御説明を終わらせていただきます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

- 議長（赤阪和見君） 本報告に対し質疑、御意見ありませんか。
- 8番（穴瀬克巳君） 商工業振興会の61年度事業報告の中では、特に特産品の内需拡大と宣伝活動を行ったと報告されておりますけれども、庁舎の玄関に展示してある特産品の展示ケースは、ここ何年来、同じものを飾ってあるが、一体、どのような計画でどのような特産品を展示しているのか、御答弁願いたい。
- 議長（赤阪和見君） 理事者答弁。
- 産業部長（松村吉堯君） 御指摘の庁舎の玄関に展示してあります特産品の中身につきましては、確かに長年、展示してあるものもでございます。さらにまた、コミュニティセンターの3階、非常に見にくい場所で恐縮なんです、展示させていただいております。今後、それらの内容につきましては、充実させていきたいということでございますが、何しろ場所的にあの広さでございます、展示する特産品でも、形が大きなものになりますと中に入らないということでございます。いろいろ苦慮いたしておりますが、できるだけ中身の更新、充実、効果的な

展示を進めてまいりたいと存じますので、どうかよろしく願いいたします。

- 8番(穴瀬克巳君) 特に地場産業の振興計画が報告される中、従来と全く変わらない計画で報告されているが、非常に遺憾であります。何らかの形で特産品の展示、紹介という事業計画をつくるならば、展示場所そのものから検討しなければならない。そういうものが全然課題に挙げられず、ただ特産品の紹介、宣伝に力を入れていくんや、と言うだけです。数年来、同じ真珠のネックレスやタイピンとか、同じものを飾ってあるだけです。新しいものが何もない。それで本当に力を入れているのか、疑問に思えてしょうがない。

地場産業の振興に本気で取り組むならば、市民全体にきちんと紹介するコーナーからまずつくっていかなくてはならない。単に予算の消化だけという報告はまかりならんと思います。いかにげんに取り組み方を考え直していただきたい。抜本的な見直しをしない限り、和泉市の地場産業を振興するや、振興するんや、という掛け声だけに終わり、現実施策として生きてこないという実態を感じますので、取り組みを新たにしていきたい。

それから槇尾山の桜まつり、松尾寺の桜まつりを観光事業として取り組まれておりますが、黒鳥山公園がクラフトパークという位置付けがされましたが、商工振興との関連でどう受けとめられ、どのように活用されようとしているのか、御答弁願いたい。

- 産業部長(松村吉堯君) 黒鳥山公園の問題でございますが、私どもといたしましても、黒鳥山公園の整備につきましては、常々、何とかしなければならないと考えております。クラフトパークとしての用地買収あるいは駐車場につきましても、現時点では十分でない現状でございます。その中でこれらの推移を見た上で、あの場所につきましても、先ほど御指摘がございました特産品という問題もからめまして、この黒鳥山公園を舞台に、地場産業の振興と観光という問題の中で取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

- 8番(穴瀬克巳君) 特に資料収集、情報提供事業という形の中で取り組みも掲げられておりますが、市が黒鳥山公園をクラフトパークという目的で買収を進め、駐車場の整備もやっておりますが、こういった中での活用はどんどん位置付けられていかなければならない。その中で計画を立て情報を提供していくべきだと思います。別に槇尾山が悪いと言っているわけじゃありませんが、桜の名所でもあり、地域住民の生活圏の中にありますので、そういった面では、より商工の振興に役立たせるような公園としてのクラフトパークという位置付けというものを理解され、事業推進を図っていただきたい。

また、情報の提供ということでは、道路計画と商工の振興については一般質問でも言いましたが、中央線が13号線まで拡幅してきているのに、商工から何ら地元の地場産業や商店の組

合の皆さん方に事業計画等が説明されていない。商売というのは、大体のサイクル的な計画を各商店主さんは立てて行っていくわけなのに、その面では全く情報の提供がされていない。名前だけで幾ら商工業振興と言っても、地についた施策を推進していかなければ、和泉市の商業の振興も地場産業の振興なんてあり得ない。少ない予算の中でより効果的な事業推進を図っていかなければならない、こういう思いがいたします。これでは項目が並んでいるだけです。地元とタイアップされ、商工の皆さん方を働かせるような事業計画というものをつくっていただきたいことを強く要望しておきます。現実には細かい形で事業推進が進められるような計画がなされているのか、御答弁願いたい。

- 産業部長（松村吉堯君） 現在の商工業の状況は、まことに厳しいものがござります。そういった中、非常にむずかしさもござりますが、いろいろ関係機関とも協議し、地場産業の推進を図ってまいりたい。また、各団体の御意見も十分に体しまして、今後の施策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いたいと思います。
- 8番（穴瀬克巳君） 助役、市長、口先だけではあきまへんぜ。だれが見ても、庁舎の玄関へ入って来てあの陳列を見て「ああ、りっぱな地場産業の製品を展示してあるな」という感想を述べる人はおりませんよ。ガラスが曇っても曇ったまま。夏になっても冬のを飾ったまま。それで地場産業振興や、と語りて一生懸命に市民に紹介しているというが、それだけのスペースが要るんやったら要るで検討しなければならない。ないからせえへん、ではあきまへんぜ。そのスペースを確保するために真剣に取り組まなければならない。公共施設がたくさん張り付いてくる中でどれだけ紹介していくか、真剣に考えなくてはなりません。それでないと、幾ら真剣に審議しても意味ないですよ。言葉だけきれいな「地場産業を振興します。振興します」と語りても、現実にはやった気配が全然ない。

いま、深刻な経済危機、円高で地場産業は危機に瀕している。商業も大型店の進出で商店も大変な時期を迎えていると言うておきながら、何ら身近な問題で対応されていない。これでは行政側の手立てだけでなく、市民挙げての産業の振興につながっていかないし、盛り上がりが出てこない。市民とともに商工の人やら産業に従事する人たちと一緒に和泉市を盛り上げていこうという熱意が出てこない。そういう面を腹をくくって取り組んでいただきたいと思いますが、取り組みの決意を聞かせてください。

- 助役（坂口禮之助君） 私から商工振興に対しまする御指摘をいただいている点についてお答え申し上げたいと存じます。

おっしゃるとおり、確かに庁舎玄関前の展示場につきましては、新しい商品というものを強く市民にアピールしていくというような姿勢は、あの展示場でうかがわれていないのは御指摘

のとおりだと思います。商工担当においても、本当に手近なところに商工振興に対する意欲を示すべき場所を積極的に対応していきたいと存じております。夏がきても冬のもを展示したままということにつきましても、深く反省いたしております。すべては、商工振興会の仕事でございますが、直接市の商工行政として取り組みをしていくべき性格のものもたくさんございます。いろいろ反省いたしまして、積極的に担当部局を督励しながら対応策を考えていきたい、かように考えております。

- 議長（赤阪和見君） 他に。
- 9番（並河道雄君） 61年度事業報告の中にいろんな事業をしたという報告がありますが、その中に通行量調査というのが出ておりますが、昨年2回夏に行っているのは何か意味があるのかどうか。

それと、その配布先については事業主に配ったということですが、本年度も46万円の予算をかけてやられるそうですが、その内容はどのようなものか、御説明願いたい。

地場産業の育成、振興のためにこういう事業をやられることはありがたいんですが、中身としては、報告書そのものもちょっとお粗末だと思います。どういう結果が出、どのような対策を考えているのか、という意見書的なものも付けていただかんと意味がないと思います。

それからまた、配布先についても、以前、中小企業融資に関する審査会というのがあり、議員も参加してございまして市民からの融資の相談、不況の対策等について相談を受けるケースが多々ありましたが、それも廃止されております。議員は、市民の代表としてなかなか生の声を聞きにくい面もありますので、そういう点でももう少し中身のある報告書をお願いしたい。

これは意見として申し上げておきますので、通行量調査について御答弁をお願いしたい。

- 議長（赤阪和見君） 答弁。
- 産業部長（松村吉堯君） 通行量調査は、主に商店街の買い物客の通行量調査でございます。この時期を選びましたのは、お盆の前という時期を選んで調査したということでございます。その結果につきましては、いろんな資料の一部として編集いたしまして、商店街連合会に所属しております12ブロックの商店街の皆さんの参考に供するため、御配布申し上げているものでございます。
- 9番（並河道雄君） それでは答えになってへん。駅なら駅の乗降客が何人で、何人歩いたかというものと違うんですか。
- 産業部次長兼商工課長（高三一行君） 通行量調査の中身につきましては、中学生以上の方を対象にしております。それと、車種で言いますと単車で来られる方、その方たちを対象に通行量調査を行っております。



- 8番(穴瀬克巳君) それが内需拡大とか地場産業の振興とどう関係がありますか。
- 産業部次長兼商工課長(高三一行君) 通行量調査というのは、買い物客の通行量を調査させてもらっているものでございます。
- 産業部長(松村吉堯君) 課長から申し上げた単車と言いますのは、単車で来られている方を含めて、という意味でございます。

なお、お説のように買い物にどの方面から何人というふうに、1つの商店街をとらえて東西南北という形の中、街路を指定してその通行量を測定したものでございます。

- 9番(並河道雄君) 通行量調査というのは、昨日も交通公害課長から駅の乗降客は何人とかいうように、これは立場が違いますが、例えばお客さんの数とか、そのうち主婦がどれくらいとか、もっと詳しく突っ込めば、消費の動向はどうか、売れる商品、階層、また、時間的な問題などを調べておられるのかと思いました。46万円もかけて本年もやられるのですが、もうひとつっきりしないし、私が期待した答えになってない。

この報告書にしても事業そのものの羅列だけで、昨年度の決算、今年の事業内容や予算を見ても余り変わりません。先ほどの穴瀬議員の質問にもありましたように、もっと本腰を入れていただかないと、中央丘陵も大事ですが、現実には大変な不況に立たされている和泉市の地元業者や中小企業を育成しなくてはいかんという立場に立たされて振興会があると思います。しかし、通行量調査ひとつをお聞きをしてもあいまいですので、今後は、もう少し本腰を入れてやっていただきたいと思います。

それと、夏のお盆前ということですが、冬とか秋とか、季節によって通行量や消費動向も変わるとお思いますので、今後、その辺も調査していただきたい。調査する日時の設定や季節の面でもっと検討していただきたいと思います。これは要望だけにしておきます。

- 議長(赤阪和見君) 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第4号及び第5号を終わります。

- 議長(赤阪和見君) 日程第19「財団法人和泉市文化振興財団昭和61事業年度決算書類の提出について」並びに日程第20「財団法人和泉市文化振興財団昭和62事業年度事業計画書類の提出について」を一括議題といたします。

報告を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

報告第6号

財団法人和泉市文化振興財団昭和61事業年度決算書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市文化振興財団の昭和61事業年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和62年7月14日提出

和泉市長 池田忠雄

報告第7号

財団法人和泉市文化振興財団昭和62事業年度事業計画書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市文化振興財団の昭和62事業年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和62年7月14日提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（赤阪和見君） 報告の説明を願います。
- 社会教育部理事兼久保惣記念美術館長（竹田明郎君） ただいま御上程いただきました報告第6号「昭和61事業年度財団法人和泉市文化振興財団決算書類の提出について」、報告第7号「昭和62事業年度財団法人和泉市文化振興財団事業計画書の提出について」、お許しを得まして自席より、担当の社会教育部理事竹田より御報告の内容を御説明申し上げます。

当財団は、和泉市久保惣記念美術館の運営を主とする団体でございまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に御報告いたすものでございます。

最初に、報告第6号、昭和61事業年度決算書類の提出について御報告申し上げます。お手元資料1ページより御参照願います。

まず、事業報告の内容から御説明申し上げます。

研究発表展事業でございますが、これは展覧会事業でございまして、特別展示としまして、10月10日から12月7日までの52日間、「注器展」のほか5テーマを実施してございます。同展は、古くから生活の中で使われてきた注ぐ器を集め、その技法や器形の変せんとともに、器物に加えられた美的感覚を鑑賞していただく特色のある質の高い展示をいたしました。

このほか例年どおり、館蔵品をもちまして国宝重文級の書画の名品を展示したほか、「工芸」「和鏡と漆工」「中国の工芸」「源氏絵」の4テーマを実施いたしました。

当該年度の観覧者は資料3頁の下欄の表のとおり、開館228日、観覧者1万2,222名、1

日平均53.6名と相なっております。

次に、出版事業では、特別展の解説図録等の出版、また、蔵品のうち源氏物語手鑑の解説書を発刊すべく、その資料編をまとめました。

(3)の普及事業でございますが、館独自としての学習、発表の場を提供する事業として、当該年度におきまして講演会、解説会を中心に開くほか、市内の絵画、書等の愛好グループに発表の場として提供いたしました。

(4)の国際交流事業ですが、特に中国の資料が多いことから、新しい研究成果を知るため、中国の工作隊員らと交流を図り情報の交流に当たっているものでございます。

(5)の施設管理事業でございますが、美術館にふさわしい館内外の良好な環境を保持するための維持管理事業でございます。

(6)情報資料の収集事業は、主として研究用の論文集や参考図書の整備で、辞典類を中心に整備いたしました。

(7)資料購入事業については、市の方の事業として行ったものでして、中国清朝末期の文人画等25点を購入いたしました。

以上が、事業のあらましでございます。

次に、資料5ページから8ページまでは処務の項でございますので、省略させていただきます。

次に9ページ、収入支出決算の状況につきまして、主な項目と決算額のみ御説明いたします。

収入の部では、基本財産運用収入、これは基本基金3億円の運用収入で2,375万4,996円。

事業収入では観覧料収入269万2,340円、出版物の販売収入177万3,400円等。

市からの受託金4,000万円。

前期からの繰越金427万1,956円。

収入合計は7,563万9,040円と相なっております。

次に、10ページの支出の部でございますが、管理費、これは一般的な管理費で職員給料及び手当、光熱水費等で3,488万9,601円。

事業費では、施設の管理、研究発表展事業、出版事業費等で合計2,763万1,385円。

積立金では、美術品等整備保存のための積立金400万円、また、館蔵品図録の残数が少なくなっておりまして、63、64事業年度に出版すべく500万円を積み立ててございます。

以上、支出合計は7,152万9,866円で、次年度への繰り越しが411万8,054円と相なっております。

12ページ以下は附属財務表でございますので、御参考にいただければ幸いです。

引き続きまして、報告第7号「財団法人和泉市文化振興財団昭和62事業年度事業計画書類の提出について」、御説明申し上げます。

説明に入ります前に、報告書表紙の表題の「和泉市文化振興財団」の前に「財団法人」の表示が抜けておりますのと、資料3ページの源氏絵展の期間が「62年3月1日」からとありますのは「63年3月1日」の誤りでございますので、御挿入と御訂正をお願いいたします。今後、このような誤りのないよう留意いたしますので、お許しを得ますようお願いいたします。

まず、事業計画について御説明申し上げます。

研究発展事業では、今秋には「お伽草子」の特別展を企画してございます。内容としては、古くは平安時代の物語や説話を草子絵に仕立てたものが多くございまして、物語はもちろんのこと、絵解き、また、民俗学的にも興味のある展覧会になろうと考えております。さらに、蔵品より「書画の名品」のほか、「日本の工芸」、「中国の鏡」、「源氏絵」の4テーマの展示を実施を計画してございます。

(2)出版事業では、特別展の解説図録の出版と、前年度は、源氏物語手鑑の資料編を発刊いたしました。当該年度は図版編をまとめ、合わせて「源氏物語手鑑」を発刊いたしたく存じております。

(3)の美術品整備保存事業では、特に横尾山経塚の出土品が貴重なもので整備するとともに、保存対策に着手することを考えてございます。

また、市の事業として、重要文化財指定の駒競行幸絵詞を国庫補助を受けながら修復いたしたく存じます。

(4)普及事業では、学習活動といたしまして、日本画、洋画の創作教室を開設とともに、講演会、解説会等積極的に実施するほか、ビデオによる解説を試みる研究に入りたく考えております。

(5)国際交流事業では、特に当該年度には大阪市立美術館、また、奈良シルクロード博と関西地域で大きなイベントが計画され、中国の研究者も多く来日されますので交流を深め、新しい論考を学びたいと考えております。

(6)施設管理事業につきましては、常に良好な環境のもと観覧者をお迎えいたすべく、留意して参りたく存じます。

以上が事業計画のあらましでございます。

次に、収支予算について御説明申し上げます。お手元資料5ページを御参照願います。

なお、当該年度より公益法人会計基準の大幅な改正があり、様式の変更及びこれまで一括して管理費に人件費を計上しておりましたが、事業費の内訳をさらに明確化するためそれぞれの事業に振り分けてございますので、前年度との予算額の増減が大きく生じていますが、このよ  
りな理由でございますので、御了解賜りますようお願いいたします。

まず、収入の部より御説明申し上げます。

基本財産運用収入として3億円の運用収入2,351万円。

事業収入では、観覧料収入262万2,000円、出版物の売り上げ162万5,000円、講座受講料96万円。

市よりの受託金3,908万5,000円。

雑収入85万円。

以上、当期収入6,865万2,000円、前期繰越350万円を見込み、収入合計7,215万2,000円となっております。

次に、6ページの支出の部ですが、事業費では、研究発表展事業の展覧会費用に2,964万7,000円、出版事業費等の諸事業費として4,495万円、情報資料収集事業費として413万4,000円、美術品整理事業費に174万円、国際交流事業費として53万円、普及事業費として95万円、広報活動事業費として68万2,000円、施設管理事業費として1,440万5,000円。

一般管理費に1,456万9,000円。

予備費100万円。

以上、当期の支出合計は7,215万2,000円と相なっております。

以上、誠に簡単ではございますが、両報告の内容を説明させていただきました。何とぞ慎重御審議賜わり、原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、美術館もこととして開館5周年を迎えます。これまで先生方から寄せられました御支援と御指導で館としての評価も高まりつつありますが、さらに、関西国際空港関連事業を軸とします諸事業、中でも本市の一大プロジェクト事業であるトリヴェール和泉、コスモポリス、健康運動センターの実現に向け、文化、芸術面での核となるよう職員一同努力いたす所存でございますので、変わらぬ御支援と御指導を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（赤阪和見君） 本報告に対し質疑、御意見ありませんか。
- 19番（原 重樹君） 1点だけ、基本的な問題で確認しておきたい。

この61年度の収支決算書の中身でなく形式の問題なのですが、例えば9ページの収支計算書の一番下の合計で本年度予算が7,400万円、決算額が7,500万円、その増減が△になっ

てますが、これは、普通は書き方として逆じゃないんですか。

- 議長（赤阪和見君） 答弁。
- 社会教育部理事兼久保惣記念美術館長（竹田明郎君） 本会計は、公益法人会計方式をとってございます。公益法人会計では、予算額を中心に決算を見てございますので、こういう格好になってございます。
- 19番（原 重樹君） 例えば土地開発会社などとは全く別になるわけですか。
- 社会教育部理事兼久保惣記念美術館長（竹田明郎君） 私どもの方では、大阪府教育委員会が示します公益法人会計基準というものがございまして、会計項目とかすべて基準が強化されたという事情によりまして、会計の書式が変わってございますので、よろしく願い申し上げます。
- 19番（原 重樹君） 予算が主体ということですか。
- 社会教育部理事兼久保惣記念美術館長（竹田明郎君） そりいうことでございます。
- 議長（赤阪和見君） 他に。
- 29番（田中包治君） 管理費が2,400万円もえらい減ってますが、一般管理費というのは職員の給料だけですか。それと、館長の給料はどこから出てますね。
- 議長（赤阪和見君） 答弁。
- 社会教育部理事兼久保惣記念美術館長（竹田明郎君） まず、第1点の管理費でございますが、大きく変わりましたのは、学芸員3名の人件費が事業費の研究発表展事業費の方に回りました。また、館内の管理費では、1名の職員の給料を施設管理事業費に移しましたので、このように大きく変わったわけでございます。
- それから、私の給料につきましては、美術館の管理者として教育委員会、教育費より給料をいただいております。他の職員につきましては、財団法人支弁ということでございます。
- 29番（田中包治君） それでよろしいんですが、この予算書を見たら、人件費がどこから出てるんやらさっぱりわかりまへんわな。管理費というのは人件費と違うということですか。
- 社会教育部理事兼久保惣記念美術館長（竹田明郎君） 管理費の中にございますものは、61年度の決算書を見ていただきますと、一般的な事務管理費と申しますものは、事務費とか光熱水費など財団法人の運営に必要な一般的な費用でございます。先ほど申し上げましたように、本年度から公益法人会計基準が強化されまして、1つずつの事業の中で人を張り付けた場合、その人件費はその事業費の中に含めよ、ということで強化されたわけでございます。
- 29番（田中包治君） 普通の決算書やったら、人件費は何ぼ、と書いてますわな。しかし、これは全くわけのわからん決算書ですわな。何人の人を使ってどないなってるんやら、何が何

やらわかりまへんわな。こんな会計法というのはありませんのか。一般会計の予算書や決算書でも人件費はちゃんと分かれてますわな。この会計では、人件費は事業費の中に入ってるわけですか。例えば研究発表展というても年柄年中やってまへんやろう。それが終わったら、それに従事した人はやめる、こうこうことでっか。

- 社会教育部理事兼久保惣記念美術館長（竹田明郎君） 予算書をつくるときは、もちろん研究発表展事業を開催するときの予算措置はしてございます。給料、福利厚生費、旅費、消耗品費など全部査定してございます。そういうことでして、各事業費の中の研究発表展事業費の中に人件費が含まれ、施設管理事業費の中にも人件費が入り、その他の部分の直接的な一般的な管理費の中にも人件費が含まれております。すなわち人件費は、管理費と研究発表展、施設管理費の3つに分けられております。
- 29番（田中包治君） ちょっとおかしいんと違うか。研究発表展事業やいうても年柄年中やってへんわな。発表展が終わったらその職員は首でっか。はっきりしてもらんと困りますよ。
- 議長（赤阪和見君） 先ほどの説明の中でも財団法人の会計方法が変わったという説明がありました。その点をもう少し各議員にわかるように詳しく説明していただけますか。
- 社会教育部理事兼久保惣記念美術館長（竹田明郎君） 昨今、公益法人会計基準の改正が行われました。これは公益法人がトンネルのようになっているところはかなりございますので、国税庁あるいはそれを管理する総理府等が、こころを税制面からついてまいったわけでございます。その中でいろいろ会計基準の大幅な見直しというものがございまして、昭和62年4月1日以降、できるだけ速やかに本会計基準を実施しなさい、ということで大幅な改正があったものでございます。
- それによりまして当初、管理費の中に人件費をまとめて計上いたしておりましたものを、研究発表展事業、いわゆる展覧会に参画する職員の費用をその事業費の中に、また、館内の保全に従事する職員の人件費は施設管理費の中に、ということで各法人が持つ事業に対する人件費の明確化というものが今回、会計基準の改正で求められたわけでございます。こういうことから、本年度からこの基準に基づきまして本予算を編成したものでございます。
- 29番（田中包治君） 大体わかったけど、これは予算やからどうこう言いませんけど、決算のときには人件費がどうか、とかははっきりしないと、こんな決算を出されたらチンプンカンブンわかれへん。この点だけ理解してくださいよ。これは予算やからこれ以上言いまへんけどな。決算報告のときにはっきりしないと問題が起こってくると思います。
- 議長（赤阪和見君） 他にまだ質疑があるようですが、ここでお昼になりましたので後の質

疑は午後へ回し、暫時休憩いたします。

(正午休憩)

(午後1時13分再開)

- 議長(赤阪和見君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

文化振興財団についての質疑を続行いたします。

質疑、御意見ありませんか。

- 8番(穴瀬克巳君) 1点だけお伺いいたします。

美術館の横に音楽堂が久保惣財団で建設されたように聞き及んでおりますが、音楽堂と美術館との関連性についてお聞かせ願いたい。特に音楽堂の入り口は、美術館からの通路も閉めておるように聞いておりますので、その辺にからんでも御報告を願いたいと思います。

- 議長(赤阪和見君) 答弁。

- 社会教育部理事兼久保惣記念美術館長(竹田明郎君) かねてより美術館周辺を整備するために、久保惣記念文化財団の方が研究棟と会議ホール棟との建設を昨年進めてまいりました。おかげさまで11月29日に竣工したわけでございますが、竣工後、つくり上げてから見ますと、これからの美術館の運営に対しましてつないだ方がより一層の効果ももてるんじゃないかということで、久保惣株式会社が竹中工務店に発注いたしまして、地下の通路を竣工させまして、去る6月に久保惣株式会社より和泉市の方に御寄贈いただき、通路部分は美術館の施設として登録したところでございます。

なお、同ホールは集会もできますし、またシンポジウムもできますし、音楽会もできる、このような多目的に使うホールでございまして、私たちの感覚から見れば、向こうのホールを使って、さらに音楽会とかそういうものを催す中で広く若い層にも来館いただきたい、このように思っておりますし、また、同財団では和泉市、和泉市教育委員会に対して同施設の積極的な活用をも要請されてきてございます。

そのようなものですので、私どもといたしましては、美術館と一体となって、そのホール、あるいはまた研究棟の方も含めまして、これから和泉市もいろいろと開発される中での文化ゾーンとして位置づけいくように相協力してまいりたいと思っております。

それから通路によります入館の件でございますが、これははっきりクローズいたしておりますし、もし開くときには、ちゃんと向こうの方に出口を新しくつくりまして、それらの人とまぎらわしくないように完全にしておりますので、表から入っていただいても、ホールから入っていただいた方々は裏の方に出ていただくというような形になるわけです。特に向こうの方を



お使いになるときは団体の使用が多くなりますので、団体として扱うような場合が非常に多く発生してこようと思うわけです。

- 8番(穴瀬克巳君) 音楽堂そのものは独立した形で久保惣財団ということでの答弁かと思えますし、後の管理、運営等々の面におかれましては久保惣財団で一切行っていく、このように受けとめてよろしいですね。
- 社会教育部理事兼久保惣記念美術館長(竹田明郎君) さようでございます。
- 8番(穴瀬克巳君) それと同時に、美術館運営としては、広く全般的な文化的、多目的に利用するという面での利用、こういうことで一定、久保惣財団から存分に使ってくださいというより趣旨の申し入れというふうに解釈してよろしいですね。
- 社会教育部理事兼久保惣記念美術館長(竹田明郎君) そのとおりでございます。
- 8番(穴瀬克巳君) そうなりますと、音楽堂そのものの利用についての運営はどのように図ってまいる所存ですか。
- 社会教育部理事兼久保惣記念美術館長(竹田明郎君) 同建物は財団法人久保惣文化財団のもので、主体性は同財団が持つのが当然でございますが、私ども和泉市教育委員会が使う場合にも、優先して使わせていただくよう申し入れしてございますので、向こうの方での受付の際には一般より優先していただけるものと思っております。
- 8番(穴瀬克巳君) そうなりますと、一般文化施設等々の市民要望における利用とはちょっと違った形のものになるんですか。
- 社会教育部理事兼久保惣記念美術館長(竹田明郎君) 私もちょうとまだ正式には伺ってないんですけども、文化、芸術にかかわる催し物であれば積極的に使っていただきたいというふうなお話だったと記憶しております。
- 8番(穴瀬克巳君) きっかりと久保惣財団という形で、財団の方に利用申し込みとかいうような形であつたらいいんですけども、うちが窓口にしても可能なような答弁でございますので、その辺は利用できるようでもなかなか利用できないというような内容面も多々含まれているようにも思うんです。音楽堂そのものを利用するに至っては、この辺のところではやはり広く、文化の高揚というところまえ方の中で利用ができやすいような形での御案内をつくっていただきたい。このことを要望しておきます。
- 議長(赤阪和見君) 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第6号及び第7号を終わります。

- 
- 議長(赤阪和見君) 日程第21「財団法人和泉市公共施設管理公社昭和61事業年度決

算書類の提出について」及び日程第22「財団法人和泉市公共施設管理公社昭和62事業年度事業計画書類の提出について」を一括議題といたします。

報告を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

報告番8号

財団法人和泉市公共施設管理公社昭和61事業年度決算書類の提出について  
地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市公共施設管理公社の昭和61事業年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和62年7月14日提出

和泉市長 池田忠雄

報告第9号

財団法人和泉市公共施設管理公社昭和62事業年度事業計画書類の提出について  
地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市公共施設管理公社の昭和62事業年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和62年7月14日提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長(赤阪和見君) 報告の説明を願います。
- 総務部長(麻生和義君) お許しをいただきまして自席より、報告第8号「財団法人和泉市公共施設管理公社昭和61事業年度決算」及び報告第9号「昭和62事業年度事業計画並びに収支予算」について内容の御説明をさせていただきたいと存じます。

それではまず、昭和61事業年度決算についてでございますが、公社設立後3年目に当たりまして、昭和61年度受託事業といたしましては和泉中高年齢労働者福祉センターこれはサンライフにございます。それから光明池球技場、光明池運動場、光明池緑地運動施設及びコミュニティセンターの5つの施設の管理運営を行ってきたものでございます。

また、公社の独自事業といたしましては、和泉市と関係を密にとりつつ、教養、趣味、娯楽、健康のため各種講座の開催などこれらを行い、労働者、市民の福祉の向上に努めた次第でございます。

決算状況でございますが、12ページでございます。

まず収入の部であります。6,992万5,918円の収入となっております。その内訳の主なものといたしましては、受託事業収入、これは市からの受託料でございまして6,262万3,632円、一般事業収入、これは公社独自の事業でございまして605万9,000円でございます。以上、収入合計で6,992万5,918円と相なった次第でございます。

次に、支出の部でございますが、13ページでございます。

一般事業費、これは公社独自の事業開催に伴うものでございまして430万800円、受託事業費、これは公社の管理運営に伴うものでございまして6,544万3,569円、管理費といたしまして18万1,549円でございます。以上、支出合計いたしまして6,992万5,918円となるわけでございます。

したがって、収入合計6,992万5,918円と同額となっております。以上が昭和61事業年度の決算の状況でございます。

以上が昭和61事業年度の決算の状況でございます。

続きまして、報告第9号「昭和62事業計画並びに予算」について御説明申し上げたいと存じます。

昭和62年度も、前年度に引き続きまして市民及び勤労者の福利厚生の上昇、心身の健康の保持、教育文化の上昇を図るため、市と密接な関係を保ちながら各種の事業を行うものとしております。事業といたしましては、中高年齢労働者の職業相談事業、職業情報の提供、教養、娯楽のための各種講座の開催事業、健康の維持増進のための各種教室の開催事業でございます。

以上申し上げました事業に関連する和泉中高年齢労働者福祉センター、光明池球場、光明池運動場、光明池緑地運動施設、それとコミュニティセンター、以上5つの施設の管理運営業務受託事業、さらに公社独自の事業を行おうとするものでございます。

次に、この事業計画の実施の裏づけとなる収支予算でございますが、予算書の2ページでございます。

まず収入の部で、基本財産運用収入で106万4,000円、一般事業収入で708万8,000円、受託事業収入6,897万8,000円、さらに雑収入で4万9,000円、収入合計いたしまして7,717万9,000円と相なる次第でございます。

次に、支出の部でございますが、一般事業費で444万8,000円、受託事業費で7,183万5,000円、管理費で45万6,000円、さらに予備費が44万円でございます。支出合計いたしますと7,717万9,000円と相なりまして、収入、支出同額となる次第でございます。

以上、昭和61事業年度決算及び昭和62事業年度事業計画並びに収支予算の内容の説明を

終わらせていただきます。何とぞよろしく御了承を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（赤阪和見君） 本報告に対し質疑、御意見ありませんか。
- 21番（若浜記久男君） 端的にお聞きいたしますけれども、光明池の球技場ですが、市民のスポーツに対する考え方が非常に変わってまいりまして、スポーツの振興といいますが、そういう意味ではスポーツ人口が相当増えてきておるといのが今の実態ではなからうかと思っております。そういう中にありまして、光明池の球技場の借用と申しますか、申し込みに対して非常に多くの方たちの申し込みがあるということで、速くは堺あるいは岸和田とかいうような方面、また、当然和泉市に居住あるいは和泉市に勤務という形の中から、例えばソフトボールにしても、野球にしても、そのチームの全員が申し込みをしながら抽選に臨んでおるとい実態をどういふふうに考えておられるのか。

もう1点、光明池の球技場における職員さんが現在欠員であるとお聞きをしておりますが、採用とかそういうものについてはどういふふうに行われるのか、あわせて御答弁をお願いしたいと思います。

- 議長（赤阪和見君） 答弁。
- 総務課長（池辺 功君） 光明池球技場の申し込み方法でございますが、従来のやり方といましては、日曜日の利用者の決定は、利用月の前日の第1日曜日に参集していただき、予約希望者全員で申し込み順位を公平に抽選決定し、その順位に従って指定いたしました方法でやってきましたのでございますが、その時点で、市内でないのに市内と偽り申し込みをする者もございましたので、ことしの4月より改正いたしまして、チーム登録制を採用したものでございます。そして、申し込みの手続は代表者は1チーム1名に限る。予約の順番は当日の定刻参集チーム全員で抽選して決定する。祝日の光明池緑地グラウンドは市内チーム優先グラウンドとする。こらいうふうに改正したわけでございます。

- 議長（赤阪和見君） 次の答弁。
- 総務部長（麻生和義君） 先生お尋ねの2点目の光明池の緑地の施設でございます。欠員が生じているという御指摘でございますが、御案内のとおりでございます。急病のために急逝いたしました職員が1名ございました。管理運営に支障を来してはならないということでございますので、臨時職員をもって現在措置いたしております。現在事もなく運営をさせていただいている次第でございます。

御指摘の採用の問題でございますが、今後の検討課題ということで御理解いただきたいと存ずる次第でございます。

以上でございます。

○ 21番(若浜記久男君) 1点目の点につきまして改正がされたということで、チームから1名だけが申し込めるということですか。

○ 総務課長(池辺 功君) はい、そういうことでございます。

○ 21番(若浜記久男君) 実は私どもの聞いておるところと全然違うんでして、子供でも抽選に参加させておるといふようなことがあるわけですが、改正されて、それがきちっと守られておれば別に問題ないわけですが、各チームの代表1人ということを守っていただくならばそれで結構なんですけれども、架空のチームをつくって申し込むというのもあるらしいんで、チームの登録制度と申しますか、その辺での考え方をきっちりしていただきたいと思います。これはこれで結構です。

それから2点目の欠員は、現在臨時職員で運営には問題ないということですね。ということは、採用については今後ともどういう形でやるか、検討しておるといふことですか。

○ 総務部長(麻生和義君) 先ほどお答え申し上げましたように、現在一応臨時職員で補充して、支障のないように万全を期しているつもりでございますが、いつまでもそのようなわけにもまいりませんので、御指摘のように、採用については今後の検討課題ということで御理解をいただきたいと思います。

○ 21番(若浜記久男君) それで結構なんですけれども、変なあり方ですけれども、職員と球場を申し込む過程において癒着があるとか、便宜を図ってもらおうとか、そういう声も過去にあったというふうにお聞きしておりますし、そういうことがなきようよろしくお願ひしたい。以上で終わります。

○ 議長(赤阪和見君) 大谷君。

○ 25番(大谷昌幸君) 報告を見ますと、昨年1年間に実に和泉市の全市民が1回コミュニティセンターに入館したことになります。14万1,800何ぼ。大変繁盛で結構なんですけれども、ここで管理公社の役員というのが非常に大きなウェートを占めてくると思ひんです。光明池の野球場もそうですし、もう1つサンライフもそうだと思いますけれども、管理している人員を見ますと、何人かが配属になって、施設長を置いて管理しているわけですね。しかし、どの施設とも全部変則的な時間になっておると思ひます。例えばコミセンの場合でしたら、勤務は朝は9時から、夜は何時でしたかな……。

○ 総務課長(池辺 功君) 10時です。

○ 25番(大谷昌幸君) 一般が使用できるのは10時までだから、管理者というか、いわゆる勤務している人は10分か遅かったように前に承ったように思ひから、ちょっと確認の意味で聞いたんですけれども、それはよろしいです。

非常に変則的になっているわけです。また、日によっては使用されない日もあると思うんです。1,000人も来る日もあれば、時間帯によつたら、特に寒い冬なんかですと、私がずっと見ておるところでは、8時以降ぐらになるとゼロになるということもあると思います。そんなんで非常に変則的になっていくわけですが、ここで勤めている方は全部非常勤の嘱託であるということに私一抹の不安を感じるわけです。

しかも、施設長というのは、その施設があるから、また管理運営規則の中でそういう条項があったんだと思うんですけれども、施設長をやむを得ずして置いておる。端的に言えば、現在、施設長になっている方に失礼な言い方もわかりませんが、別にだれでもいい、2人おれば、1人年のいった方が施設長、3人おつたら一番年配者が施設長やというよな感じで決めたんじゃなかるうか。

そうすると、そこで考えられるのは、おのずから責任がどこまで問えるか。どんなことが発生するかわかりません。管理していくについて、理事会があって、9名の方——これは市の部長級ですね、理事というのは、部長級の方で理事をつくっておって、それが管理運営をしているわけですが、もしも日曜日の夜遅く何かあった場合には、理事長あたりに連絡がいく。理事長もなかなか休日といえども安閑としておれないというようなことも起こり得るのではないかと思ひわけです。

また、9月か10月か早々に福祉会館もできますし、また大きな施設が増えてくるから、管理公社の仕事はまた多くなってくる。

先ほど報告を見ますと、大変不勉強で、自分の恥をさらすことになるかも知れませんが、館を運営していくについて、事業も管理公社でやっているとなってくると、なおさら責任の重大さを懸念されると思うんです。

そういうことで、今後、どんな具合に正職員でない人がどれだけの権限を持ち、またどれだけの責務を持って運営していくのか、また、理事会にどういふ具合につながっていくのかということについて一抹の不安を感じますので、その点についての御見解。もし今ここで御見解をお示しいただけないのなら、福祉会館が出発するまでも結構ですけれども、それだけちょっとお伺いしたいと思います。

- 議長（赤阪和見君） 答弁。
- 総務課長（池辺 功君） 本公社では現在、コミセン、サンライフ、光明池球技場、この3施設におのおの1名ずつ、計3名の施設長を置いております。これらの責任の範囲は、本公社の業務処理基準規定第3条第6項によりまして、施設長は担当施設の業務を統括し、所属職員を指揮監督する、と定められておるところであります。したがって、なお一層の指導を徹

底してまいりたく考えておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

○ 25番(大谷昌幸君) 窓口は総務部の総務課になっていくわけですね。

○ 総務課長(池辺 功君) そうです。総務課の事務局でございます。

○ 25番(大谷昌幸君) 私も先ほど懸念したように、市の施設という、頂点からいくと市長の管理責任になってくるんだから、思いがけないことが起こって、その人たちで解決できないようなことが起こって、責任を市の職員あるいは市長がとられるようなことが起こらないような防止というんですか、そういうことを十分にやってほしいと思うんです。

それについて、もう1つ懸念するのが、具体的な細かい例ですけれども、例えばコミセンの領域がどこからどこまでかということが、私なりの解釈ですが、カラータイルというんですか、あれを敷いたラインからですか。

○ 総務課長(池辺 功君) はい、そうでございます。

○ 25番(大谷昌幸君) そしたら今、こっちの駐車場の方をマネージの職員さんですかが車の整理をやってくれますね。ただマネージの人は車の整理をやっているだけなんです。私の見たところではね。コミセンの方は、職員さんが4人か5人かいてると思うんですけれども、その人たちは中の一般の利用者が利用することについてのサービスをしているだけと違いますか。端的にいうて。

というのは、ことし5月に長期にわたって晴天が続いて、木が枯れかかってきたわけですね。そして、ツツジというか、サツキというか、市役所の建築以来、30年以前から植えられて大きくなったサツキがちょうど花を咲かせて、市民の来庁者が喜ばれる時期に、日照りが続いて、だれ1人として水をやらなかったために、花が満開になった状態を見られた方はありますか。ことしの満開を、だれもなかったと思うんですよ。もうちょっと雨が降るのが遅かったらほとんど枯死するところだった。

それからサクラの花が散って、葉が出てきて、虫がわいてきた。それを総務部の係長以下の方が寄って消毒をしてはったんですが、その人たちがたしかコミセンの方の植え込みも消毒をしていました。総務課の人がそこまでやらないかんのかいな、何とかもっといい方法が考えられんものかいなとそのとき思っておったわけですけれども、余りにもセクションの縄張りというものがきっちりしすぎて、今言ったような植木を植えたままで後の世話をするというのはい体だれがしたらいいのか、突き合いをしたいという気持ちは皆さんあると思うんですが、それの突き合いをしているような感じを受けるわけです。

私、発言させていただいたついでで言いますけれども、例えば市民会館のスロープの下に現在、単車が6台放置されてあります。和泉市のナンバーが2台と、大阪市のナンバー、岸和田

のナンバー、和歌山市のナンバー、それからナンバーなしが1台、放置されている。これは交通の方も知らん、ほかのところも知らん。大体だれが置いたんやろか。この問題、庁舎の敷地の管理しているのはだれかということを知りたいんです。

話は飛躍しているかも知れませんが、特に土曜日の駐車場の満車の状態。職員さんは9時までに入って、12時以降に退出されるので御体験ないかも知れませんが、例えばこの下の駐車場の前に公用車駐車場をとってあるけれども、われわれの中で素直にとめた議員さん、土曜日恐らくないはず。一体だれがここへ車を持ってくるのかということを知りたいんです。

私もときにお目にかかるわけですが、結局しょっちゅう市庁舎へ来ておって、出入りするがために様子がわかっている人です。業者なんですよ。その整理も十分にできずして、そして一般の市民が、土曜日は会社休みやから手続に行こうかと来た人が、駐車場なしで、ぐるぐる中を回っているというような状態。これも結局、さっき言ったようにセクション、縄張りで突き合いをして、やっていけないというところがあると思うんです。こういうことについてどういう具合に対応されるのか。答弁しにくかったら、今後の課題としてもらっても結構ですが、早急に解決していただきたいとします。

そういうことを全部からめて、管理公社のあり方、また管理公社の権限も、衝に当たられる方のたゞ責務だけが重くなる、いわゆる重責にならないように、みんなが分け合って持てるような方策を講じていただきたい。そういうことを要望したいわけです。

○ 議長（赤阪和見君） 総務部長。

○ 総務部長（麻生和義君） 数点にわたり御指摘なり御教示いただきまして恐縮に存ずる次第でございますが、先ほど先生からコミュニティセンターの勤務時間が午前9時から午後10時ということですが、10時までは市民の皆さんに利用していただくということで、後片づけその他で午後10時15分で勤務を終了するということに規程で定めておりますので、御理解いただきたいと存じます。

それから施設長の選任方法その他、責任はどうかということ御指摘でございますが、施設長は、先ほど事務局長である総務課長から御答弁申し上げましたように、3名の施設長をそれぞれ配置いたしております。それぞれ責任の分担もいたしておりますが、これも規程に定めておりますが、詳細についてなお徹底する必要があるかと存じますので、御指摘のように、早急に管理運営、責任の所在、権限等について詳細を定めてまいりたいと考えております。

選任については、過去の経験年数なりいろいろと総合的に判断して、それぞれ発令いたしたものでございます。



それから理事が部長級かという御指摘でございますが、部長も入っておりますし、担当のセクションの課長も理事に入っております、9名の理事と2人の監事に、管理運営についていろいろと御審議なり御協力をいただいているというのが公社の実態でございます。

それから各施設とも休日が異なったり、もしくは年末年始の休日以外には年じゅう無休というような施設もございまして、勤務が変則でして、事務局なり委託側の監督についても休日なり夜間ということに対してどうかという御指摘もございまして。それについては現場に従事する職員の自覚をさらに促進をいたしてまいりたいと考えております。

それからコミュニティセンターの領域はどこまでかということでございますが、庁舎、コミュニティセンターその他の各種施設、これは表裏一体、市役所一体の和泉市の施設でございます。領域はあつてないようなものということで、押し合いということになります、仕事の突き合いはあつてはならんこととして、むしろ積極的に処理し、管理していくように努めなければならん。今後ともそういうふうに努めていくのがわれわれの与えられた使命であると存じますので、これも督励してまいりたいと考えております。

それから草木が潤渇する寸前まで水をやってないという御指摘でございます。痛み入ります。十分注意してまいりたいと思います。

庁舎の管理責任者はだれかという御指摘でございますが、当然私ども総務部に管理の責任があるわけでございまして、今後とも業者の駐車、それから先生方の駐車も円滑にしていかなければなりませんし、当然市民の来庁される方々の駐車についても円滑にしていかなければならない。御指摘のとおりでございます。何を申しましても、御指摘をいただきつつ、改善したい気持ちで注意をするわけでございますが、一朝一夕にも参らないということも過去に御指摘があったことと存じますが、今後はより円滑に処理できるよう努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく御了承を賜りたいと存じます。

以上でございます。

- 25番(大谷昌幸君) 頑張ってください。結構です。
- 議長(赤阪和見君) 他に。天堀博君。
- 16番(天堀博君) 何点かお聞きしたいと思ひます。

1つは、理事会は9名の理事さんと監事2名ということですが、メンバーはどのような構成になっているのか、お知らせ願ひたい。そして年度途中の入れかえ等があったのかどうか、61年度。

それから運営受託料ということでそれぞれ出ております。これは61年度の決算報告でもそうですし、62年度予算でもそうになっておりますが、この運営受託料をそれぞれ、例えばサ

ンライフ管理運営受託料が61年度でいいますと1,417万5,000幾ら、それから施設利用料ということで出ていますけれども、この運営受託料には人件費、光熱水費その他、管理運営費すべて含まれているのかどうか。

それから3点目は、それぞれの事業、すなわちサンライフと体育施設、緑地事業、コミセン、それより細かく分かれていけば細かくて結構ですけれども、それぞれの事業による収入、これはすべてそのまま市の方に使用料として入ると思いますので、収入はそれぞれ幾らあったのか、61年度の決算で出していただきたい。

それから職員ですが、現在それぞれ何名で、正職員とそれ以外はどういう名称で何名おるのか。それから職員の採用ですけれども、採用基準はどういうところに設けられているのか。発足当初は、退職者を一時、退職奨励をする意味も含めて入っていただくということも言われておりましたが、採用基準、それから募集をどのように行うのか、あるいは採用決定はどこでどういうふうにして行っていくのか、それぞれ施設の特徴、例えば運動公園といいますが、そういう方面ですとある程度専門的な職員が必要だという面も出てくるかわかりませんが、それらを含めてどういうふうに行っているか。

それから具体的な例で、例えばコミュニティセンターの3階の多目的ホールですが、非常に立派なホールで、我々も使わせていただいたこともありますし、収納式の座席にもなっておりますが、問題なのは、入り口が1カ所しかない。舞台の方を除きまして、通常のホールの入り口そのものは1カ所しかない。そうしますと、収納式の座席を外に出して使った場合には、すべて前から入っていかなくちゃならんし、片側の前しかない。いわゆる舞台に向かって左側からしか入り口がないということで、非常にそういう点での不便さがある。この点についてどういふふうに考えておられるか、あるいは改善されるようなお考えはあるのかどうか。この点もお聞きしたいと思います。

○ 議長（赤阪和見君） 答弁。

○ 総務課長（池辺 功君） 第1点目の管理公社の役員でございますが、まず理事長が総務部長の麻生和義、同じく理事、教育委員会事務局の社会教育部長の青木部長、そして同じく産業部長の松村部長、都市整備部長の萩本部長、そして私・池辺でございます。そして同じく理事で、教育委員会の社会教育部長兼社会教育部理事の佐原部長、同じく社会教育部次長の明坂次長、そして産業部次長の高三次長、都市整備部公園課長の松林課長、以上理事9名でございます。そして監事は、公室長の杉本公室長と土地開発公社の事務局長の明坂局長でございます。

続きまして61年度の使用料の明細でございますが、サンライフ以外は市の施設でございますので、市の歳入となっております。各施設ごとに申し上げたいと思います。まず光明池球技

場で61年度決算で797万300円、光明池運動場で246万4,700円、緑地運動場で586万6,700円、コミセンで560万950円、計で2,190万9,650円でございます。そのうちのサンライフについては管理公社の歳入となっております、287万8,450円でございます。

続きまして職員の内訳でございますが、昭和62年3月末現在で、事務局長1名、事務局次長1名、施設長3名、係員8名、非常勤嘱託員2名、計15名でございます。

- 16番(天堀 博君) 2点目の運営委託料というのは人件費からすべて入った意味ですね。
- 総務課長(池辺 功君) 61年度決算でございますか。
- 16番(天堀 博君) はい。
- 総務課長(池辺 功君) これはすべて含んでおります。
- 16番(天堀 博君) この中での内訳人件費が何ほというの、これには出てないということですね。
- 総務課長(池辺 功君) そうです。
- 16番(天堀 博君) それはまた後で資料でもいただいたら結構です。  
職員採用の問題とか、ホールの入り口については……。
- 議長(赤阪和見君) 答弁。
- 総務部長(麻生和義君) お答え申し上げたいと思います。

職員採用につきましては、先生から採用基準、それと募集の基準、採用決定はどこがするのかという御質問でございますが、先ほど若浜先生の御質問にもお答えいたしましたように、現在正職員1名の欠員が出ておまして、臨時ということで措置いたしておりますが、それを含めて、今後の検討課題ということで御答弁申し上げておりますし、募集する基準はどうかということでございますが、今お答え申し上げる点はございませんので、今後決定してまいりたい。

採用の決定はどこがするのかということですが、いわゆる親会社というか、市の方のセクションから委託料ということで私ども予算をいただいて管理運営を行います。その範囲で行わなければならないということで、現場から要望があるから何名採用しようか、こっちが1人多いからこっちへ回すとかいうようなことにはなりません、科学的に査定をして出さなければならないということで、これは今後の課題ということでひとつ御了解を願いたいと思います。

それからコミセンの使い勝手でいろいろ御指摘をいただいております。これは一管理公社で解決できる問題ではございませんで、私どもの受託側、市の委託側と十分協議をして、技術関係の職員の意見も聞かなければならないと思います。管理運営を任されております私どもと親

会社と協議をしてみたいと考えておりますので、御了承を願いたいと思います。

- 16番(天堀 博君) 理事会といっても監事を含めて市の職員さんばかりですね。部長、次長級それぞれ関係をするような方々のセクションで入っていただいているということだと思います。例えば公園であるとか、社会教育関係であるとか。実はわれわれ議員としては理事会そのものの中身の論議も全くわからないし、それから職員についても採用の基準がはっきりしていないし、いつ募集しているのやら、採用しているのやらさっぱりわからない。

嘱託員が2名で、以外は係長から上は全部正職員ということですね。だから年齢的な問題もあるでしょうし、当初から見れば、若い人も採用されているというふうにわれわれも思いまして、先ほど言いましたように、施設によって一定の技術を持った職員さんが必要だという場合も出てくるかわかりませんが、しかし、それは管理運営という面からちょっと違う面もありますし、社会体育施設であれば教育委員会の職員さんを派遣する問題だということが出てきますから、一般的な管理運営ということになりますから、特別な技術はよほどでない限り必要ではないと思うわけです。

例えば電気的な資格を持った人が必要だとかいう場合は今後も出てくるかわかりませんが、しかし、特別な場合を除いてその必要はないと思いますし、その面での、何遍も言うように、どこで職員が採用されているのやら、どういう基準で採用されているのやらさっぱりわからないということになりますので、これは早急に明確にしていきたい。今後の検討課題と言われてしますので、早急に明確にしていきたい。そうでないと、何かこの辺がやむやままで終わってしまう。しかも、理事というのは部長、次長クラスの職員さんばかりだということですから、その点では内輪で全部決めてしまっているような感じがしますから、その辺を指摘をしておきます。

それからホールのあれですが、委託をしている側とも十分協議をしてということですから、一定のこれも結論を出していただく、あるいは検討していただくというふうに受けとめていいわけですね。

- 総務部長(麻生和義君) お答え申し上げます。

採用がどうかということでお尋ねでございますが、民間なり、公職なりに長い間つかれて、それらの経験を生かして、住民サービスのため、市民サービスのために御協力をいただくということで、いわゆるOBの方を採用しております。これは御案内のとおりでございます。これらの方については、管理公社が発足してから後に採用した職員もでございます。

それから若い職員ということの御指摘でございますが、施設が管理公社に移るまでに既に準備されておりました職員もおりますし、あながち管理公社になって内々に採用したというよう

なことは、ごく少数……そういうのはいないということでございます。ただ、ごく少数ということで先生おっしゃっているようでございますが、それも発足当時既に従事しておった方でございまして、御指摘のように何やらかんやらからんというようなことは一切ございませんで、今後の採用について検討をしてみたいと考えておる次第でございます。

以上でございます。

- 16番(天堀 博君) ホールの点は……。
- 総務部長(麻生和義君) ホールにつきましては、先ほど申し上げましたように、管理公社の方で改善云々ということとはちょっと差し控えていただきたいと思います。教育委員会で協議を十分させていただきたい。技術関係の方の御意見もいただきたいと思いますと考えております。

- 16番(天堀 博君) ホールはそれで結構です。

そこまでのいろいろおっしゃるのだったら、管理公社で委託を受けて管理するようになるまでに採用されていたといえますか、そういうふうな職員がおったということであれば、名前を挙げるというのは個人的に問題ありますから、どの施設にそういう人が何名おったかということまで出してくれますか。

- 総務部長(麻生和義君) お答え申し上げます。

光明池の関係の運動施設の方で3名こちらの方へ引き継いでおります。

以上でございます。

- 16番(天堀 博君) そうしたら、それまでは教育委員会が囑託か何かで臨時で雇っていた職員を公社の方で採用したということですか。

- 総務部長(麻生和義君) そのように理解いたしております。

- 16番(天堀 博君) その職員さんがOB以外の職員さんだと。それ以外でもしかし、それから以後も職員さんの採用もされているとわれわれ聞いていますし、現実に見ております。その辺、部長がちょっと口をすべらせて、一部を除いてというようなことを言われてましたけれども、それは別に問題にしませんけれども、一部を除いてというのは現実にあると思うんですよ。採用されてますのでね。だから、それがどいう基準で、いつ……。基本的には、OBの方というのはものすごい給料も低いでしょ。厚生年金とか、退職後の年金の関係もありますから。しかし、若い方は市の職員に準ずる給与をたしかもらっているはずなんです。そういう点からいって、市民から不正があるんじゃないか、市の職員なりそういうことで採用されることについていろいろな問題がわれわれだって耳にしたり、指摘されるんですよ。

そういう点は絶対ないんだとわれわれは言い切っているんですけども、しかし、現実そういうことがあれば問題なんで、この辺はきちっと公開、公表し、募集なら募集をきっちりす

る、採用基準もはっきりさせる。それから採用の決定も理事会に理事、監事は職員さんばかりですから、悪く見れば、内輪で適当に決めているような感じもしますから、その辺の明確化をすべきじゃないかと言っているわけです。その辺はどうですか。

- 総務部長（麻生和義君） お答え申し上げたいと存じますが、先生御指摘のようにその後も若い職員の採用があったんじゃないかということですが、その職員についても実は発足当時から御協力をいただいていたということとして、発足時には臨時ということであったわけでございます。施設がオープンしてから、利用の状況も把握できなかったわけでして、正規の職員を2名加えて、臨時ということオープンされたように聞いております。その後において市民の皆さんの利用が非常に多いということで、業務量も増大しているということで、その方を当管理公社の職員にということになったわけでございます。

それから後にも採用しているんじゃないかという御指摘でございますが、管理公社になってからはコミュニティセンターの発足もいたしております。それはOBの方 教職においでの方、郵政のOBの方に来ていただいております。管理公社で採用したということでございます。

ただ、御指摘の募集の基準はどうであったか、採用の点ではどうか、いろいろ申されておりますが、遺憾ながらそういうことで、公募はいたしてなかったということは事実でございます。この際今後の採用について十分検討してまいりたいと考えている次第でございます。

以上でございます。

- 16番（天堀 博君） 何遍も言いますが、あなたは理事長ですけれども、途中から理事長になったわけですね。最初から理事長と違いましたね。だから、最初のころの問題点もいろいろあったと思いますけれども、現在あなたが理事長ですから、採用の問題についてはもっとはっきりしなきゃならん。僕は最初は、職員というのは、OBの方の退職後の職を確保する、あるいは勇退ができるような道を少しでも開いていくというふうなことの意味を聞いておりましたから、そういう人ばかりだと思っていたら、若い人も現実におると。

例えば運動施設などで、労働的な問題も含めて、若い人でなきゃ勤まらんという面もあると思います。ある程度専門的なことも知ってなきゃならん。これを僕は否定するわけでも何でもありませんが、それ以外のところで若い人の採用もあると。僕も目にしています。そういう点からすれば、その辺を明確にしないと、それこそ外郭団体に適当に雇っている、しかも公務員と同じだと。市の職員と変わらないということになるわけでしょう。これが大阪市とか、大阪府とかいう大きなところに行くと、いろんな外郭団体があって、何やどこに入ったのかわからんというふうなことが出てくるかわからん。目が届きません。しかし、和泉市ぐらいのところ、和泉市の管理公社という外郭団体があって、しかも理事、監事が全部職員さんで、部長、

理事級で占めておいて、何かわからんというのはこれは問題ですわ。だから、早急に明確にして、募集する場合にも公募するならするということをしていただかないかと思ひます。

それから先ほどのホールの分については、教育委員会関係とも含めて協議していただきたい。ぜひ改善してほしいという要望をあちこちから聞いております。特にあの座席は下が、やむを得ないんですけども、板張りですから、途中ですともものすごい音がするんです。上り下りしますと。一番端に行くにも、こちらの端から前を通るかどうかせんと……。後ろに通路がありませんから、端から上がっておりていくというわけにいきません。全部前を歩いていかなしやうがないということで、多少機構上やむを得ないと思ひます。だから、外部からどないかするよな方法とか、何かの方法を講じてほしいという要望もあちこちから聞きますので、ぜひこれは協議、検討していただきたいということで、終わります。

○ 議長（赤阪和見君） 他に。穴瀬克巳君。

○ 8番（穴瀬克巳君） 事業計画について二、三お伺ひいたします。

勤労者の教養の向上並びに趣味、娯楽のための各種教室の開設、和泉市民及び勤労者が余暇を利用して教養を高めるとともに、趣味、娯楽を通じて互いに交流と親睦を深める、こういう意味で各種教室を開催する。61年度もかなり開催しておりますけれども、この文化教室のカリキュラムはどこが一体つくっておるのか、この辺についてお答え願ひたいと思ひます。

○ 議長（赤阪和見君） 答弁。

○ 社会教育次長兼社会教育課長（明坂文嘉君） カリキュラムについて社会教育課からお答え申し上げます。

特にコミセンを中心にして文化協会の協力を得る部分と私どもが自主的に運営するものと、それらを社会教育課でつくって実施しております。このような状況でございます。

○ 8番（穴瀬克巳君） 特に文化協会の会員との関係でカリキュラムをつくっていただいているように思ひます。社会教育として青少年の健全育成等々を踏まえた上で、かなりのハードスケジュールで組んでいただいているとは思ひますけれども、最近の受講者の内容、特にスポーツ的な、貸し館的な形では、各種団体いろいろとあろうかと思ひますけれども、社会教育としての文化講座をつくっていくという立場の中から、どのようなことを軸にカリキュラムを組んでおられるのか、その辺について主眼をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○ 社会教育次長兼社会教育課長（明坂文嘉君） お答え申し上げます。

哲学的な面でただいまお尋ねのことと思ひますけれども、主眼点、何を柱にしておるのかということになりますと、非常に申し訳ないんですけども、方向、方針、毎年模索しているような状況でございまして、とりあえず人気の高いものから組んでいると、このよう

な現状でございます。

- 8番(穴瀬克巳) 最近は特に女性の受講者が多いということで、年齢層でいきますと、青少年の受講者がものすごく少ない。これは体育、スポーツ等々の貸し館的な形を抜きまして、こちらが開催する文化協会等ともタイアップして行い文化教室、これについては中高年の人が多いようにも聞いております。その中で男女別を見てみますと、圧倒的に女性が多いようにも聞いております。こういった中で壮年に対する受講教室ということが今問題視されておりました、社会問題とともに考えなければならない講座の1つというふうにも聞き及んでおります。こういった形のもので取り組みを検討しなければならないと思います。ただ単なる人気があるだけで教室を開催しているというのでは、本来の高い文化、教養のレベルをアップするという意味にはつながってこないと思います。

こういった計画性を持たなければならないと思いますし、特に最近、青少年の健全育成という角度でのとらまえ方で市行政全般に取り組んでおるわけです。こういった中で、文化教室等々講座の中で青少年に関係する講座が取り入れられていないという実態、この辺についてはどのように考えておられるのか、お答え願いたいと思います。

- 議長(赤坂和見君) 答弁。
- 社会教育次長兼社会教育課長(明坂文嘉君) 御指摘まことに痛み入る次第でございます。

現在のところ、青少年の健全育成に向けて取り組もうといたしておりますのに「青少年のつどい」というのがございます。これは市内の小中学生、小学6年生から中学3年生の人たちを対象にしております。野外活動に必要な資質を身につけていただくためのリーダー養成講習会を開催したいと考えてございます。これは年間4回、夏休み時に榎尾山の「青年の家」で実施してみたい、かように思っている次第でございます。

その他については、御指摘の青少年の健全育成に向けての講座等、まことに申し訳ない次第でございますが、予定はございません。

- 8番(穴瀬克巳) 特に小中学校の夏休み期間とか、そういう形の中で、大学生のボランティアのリーダー養成という形で、小中学校対策的な形はわりととられているように、今までのカリキュラムを見ますと、そういう流れであるということは認識しております。しかし、勤労という形の中で、高校を卒業してから、大学を卒業してから勤労者となった青年の人たちに対する1つの講座がない。余暇活動という形の中では、子供が大きくなって、40代、50代からの特に婦人層に対する講座に殺到しているということで、壮年階級並びに20代の青年層のカリキュラムを組んで、青少年健全育成の上にも大きく寄与していかなければならないんじゃないか、このように思う次第でございます。



特に、音楽会だとか、野外コンサートだとか、各地域、各市でいろいろな形で取り組んでおりますけれども、和泉市には各種団体の中にもそういったグループはあるけれども、市全体としての青少年の野外コンサートだとか、こういったものが全然取り上げられていないというのが実態でございます。そういった意味で、事業計画にも書かれているように、より幅広い社会文化の教養を高めるために、この間の利用を実施していただきたい。安易に皆に人気のある、来る人だけを対象にしたような形での文化教室でなしに、もう少し前向きに、青少年の健全育成、文化、教養の向上のために取り組んでいっていただきたい。このことを強く要望しておきます。

- 議長（赤阪和見君） 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第8号及び第9号を終わります。

- 
- 議長（赤阪和見君） 日程第23「財団法人和泉市公園緑化協会昭和62事業年度事業計画書類の提出について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会議務局長朗読）

#### 報告第10号

財団法人和泉市公園緑化協会昭和62事業年度事業計画書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市公園緑化協会の昭和62事業年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和62年7月14日提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（赤阪和見君） 報告の説明を願います。
- 都市整備部長（萩本啓介君） お許しを得まして自席から、ただいま御上程いただきました報告第10号「財団法人和泉市公園緑化協会昭和62事業年度事業計画及び予算」について、その内容を都市整備部長御報告申し上げます。別冊でございます。

まず、1ページの昭和62事業年度の事業計画でございますが、本協会は、去る3月第1回定例市議会において御議決賜りました協会設立に伴います和泉市からの出資金3億円によりまして、5月13日大阪府知事に公益法人設立許可申請書を提出いたし、6月1日知事の許可を得て設立、事業を開始いたしました。

この協会の目的といたしましては、都市の緑化の推進、公園緑地の愛護精神の普及向上、都市公園施設等の維持管理の3つの柱により、緑豊かな都市環境の創造に努め、もって市民の福祉増進に寄与することを定めております。

また、事業内容につきましては、1つ、公園、緑地の愛護精神のかん養に関する事業。2つには、都市における緑化推進に関する事業。3つには、公園、緑地の維持管理及び緑化施設の維持管理に関する事業。4つ目には、公園、緑地に対する施設の経営に関する事業。その他、協会の目的達成のため必要な事業と定めております。

以上が寄附行為で定めております目的及び事業の内容でございますが、設立初年度の事業につきましては、市議会を初め市当局、市内各種団体、市民各位の御指導、御協力によりまして、一日も早く協会運営を軌道に乗せるべく努力をいたしてまいりたいと思っております。

本事業年度の事業指標につきましては、まず緑化啓発事業として「植樹5箇年」、1万本の植樹計画を立て、年次計画的に植樹する計画であります。2点目は、植樹祭の開催等を企画いたしております。3点目には、緑のモニターを設け、提言、情報を得るとともに、緑に対する愛護組織化に努めてまいる計画であります。

次に、和泉市からの受託事業として、都市公園施設の日常の維持管理について、公共性に留意して、効率的に維持管理を遂行いたしたいと思っております。

また、本協会の運営につきましては、経営の責任機関として理事会を設け、広く市民の生の声を聴く意味から、市内各種団体の代表者7名の参加をお願いし、市職員5名により計12名の理事及び市職員2名の参事で組織いたしました。

なお、本協会の運営に対する諮問機関として評議員会制度も設けておりまして、評議員には市内各種団体の代表者6名、市職員6名、計12名の方々に意見をお聴きして、運営する方法をとっております。

また、本協会の事務局は、事務局長1名と、現場職員として過去1年以上公園課で非常勤嘱託員として雇用いたしておりました4名について、良好に勤務されておりますので、常用職員として採用し、現在5名の職員で運営に当たっております。

以上申し述べました事業計画の実施に伴います事業予算でございますが、収入、支出それぞれ4,048万4,000円といたしました。

まず、収入の内訳でございますが、3ページでございます。基本財産運用収入905万7,000円、これは基本金に対する預金利息でございます。通常であれば1年定期にして預金することになりますが、初年度は協会運営上、利息収入を必要といたしますので、3カ月に1回の割で、利息上かつ有利な方法で銀行に預金いたしております。

事業収入につきましては、緑化樹の頒布収入として220万円を計上いたしました。

次に、補助金等の収入につきましては、和泉市よりの受託収入でございます、公園緑地の維持管理に対する委託料1,590万4,000円と事務管理費に対する委託料299万6,000円、合計1,890万円でございます。

次の特定預金取崩収入1,000万円につきましては、初年度の運用資金の関係から、出資金3億円のうち基本金2億9,000万円と運用資金1,000万円の二本立てといたしました。しかし、この1,000万円につきましては、今年度末に基本金に繰り入れを行い、増資の予定で現在、基本金と同様の扱いにより預金いたしております。

次の雑収入につきましては利息収入でございます、32万7,000円を予定し、以上当期の収入合計は4,048万4,000円を予定いたしました。前期からの繰り越しがございませんので、収入合計は4,400万4,000円でございます。

続きまして4ページの支出の部でございますが、事業費といたしまして、和泉市からの公園緑地の維持管理に対する受託事業費及び協会独自事業としての植樹事業の初年度分などの緑化啓発事業として2,718万8,000円、一般事務管理費299万6,000円、特定預金支出1,000万円につきましては、収入の部で御説明いたしましたとおり、基本金に増資として繰り入れるべき措置をいたしました。

予備費につきましては30万円とし、当期の支出合計は4,048万4,000円として、収入、支出が同額と相なりまして、次年度への繰り越しはございません。

以上まことに簡単ですが、報告第10号についての説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 議長（赤阪和見君） 本報告に対し質疑、御意見ありませんか。

○ 11番（仁井 明君） 2点ほどお聞きしたいと思います。

先日、管理問題についていろいろ問題がございました。これはどこであるかといいますと、セクションの課長さんをお願いして解決はいたしましたんですけども、毎年のように、バケツにいっぱい道具やらそういうものを持って私の家に朝6時ごろよら来るわけです。それがなぜかという、公団が建てたんですか、今の和気団地のところに相当大きなミニ公園がございます。その周辺に田んぼがたくさんございますが、フェンスが低いために、子供がキャッチボールをしてボールが田んぼに入る。だから、何とかフェンスを上げいということで、再三私の方にも来て、公園課長にもお願いして直しておりますけれども、管理体制、3日ほど前にもございましたけれども、水道の蛇口からどンドン出っ放して、田んぼにどっと出ているというようなことも実際あったわけです。だから、もっと維持管理を徹底していただきたいということを指摘

しておきます。

それと2点目として、公園課、また都市整備の部長さんにもお聞きしたいんですけども、今度、繁和町が大阪府に、64年ないし65年に今の公園をもうちょっと広くしたい、公園をつくるということで計画が入っております。ところが、今の公園はただの広っぱで、草がぼうぼうと生える、木が生えっ放しです。これはどこが維持管理してくれるんやと私も再三聞きに行っておりますけれども、ほとんど和泉市で草刈りとか、また機具の傷んだところは全部直してもらっているわけです。

今までそれで何とかつじつまは合うてきたけれども、今後、繁和町が最終的には272戸の立派な高層府営住宅が建設されるその際において、公園も今の公園より相当広くなるように聞いております。面積等は、まだ青写真はできておりませんで、私の方の手元にはございませんが、それができた時点において管理はどこがするんやということをはっきりとしていただきたい。

そうしないと、毎年和泉市の公園課にお願いして、草刈りとか、盆踊りとかを1年に1回やる時には、必ず7月ないし8月に和泉市にお願いに行く。またか、またかというような状態になる。大阪府に言うてもなかなか来てもらわれないというのが現状でございます。私も2～3日前に府民センターに、草も刈ってくれ、今の状態を見てくれと言って電話もしました。また、河川課の方にもお願いして、川のはたの草を刈ってくれとお願いしておりますが、なかなか府民センターは来てくれない。

ここで質問させてもらっておるので、ついでにちょっと聞いていただきたいのですけれども、今の阪和線の鉄橋のところから繁和橋間にも、フェンスの通学路に草がたくさん生えております。この間、小学校2年生の子がはたちぐらいの痴漢に襲われて、大津の方まで単車で乗せていかれたというようなことも実際あったわけです。これは私、教育委員会に問い合わせたところが、報告は聞いておりませんということで、大げさな問題ではなかったと思って私も喜んでおりますけれども、草1つにしてもそういうふうなことでございます。

今後、和泉市にも府営住宅の建てかえのところが二、三あるように聞いております。私のところは一番先になったら、今後は、繁和町を見て、次のところはまたよくなるということは考えられますけれども、一番最初にやられるところは、今後公園ができた場合には、府が管理するのであれば、徹底的に市と府と話をやっていただきたい。また、公園ができた際に、市が後を受け継ぐのであれば、市で管理していただくというようなことをはっきりしていただきたいと思っております。そうせんと、これから何十年続いていくのか知らんけれども、毎年そういうことを繰り返す。こっちも市に頭を下げて頼みに行く、市は嫌でもやってくれますけれども、こちらとしては非常に気づつないということもあるので、繁和町に対する問題についても、府と

の話はしっかりしていただきたいと思うんですけども、その点、市と府との話し合いはできておるのかということをごここではっきりお聞かせ願いたい。

それと、繁和町の現状を一遍部長さんも見に来ていただきたい。野良犬もたくさんおられます。空き家がたくさんあるわけですね。だから、何とか草だけでも先に刈っていただきたい。猫は70～80匹おられます。空き家に、野犬がものすごくおられますね。空き家にしておれば非常に怖いですよ。21日から夏休みに入りますが、早速これやっていたいただきたい。けさも私、課長にお願いに行っただけですけども、今後の課題として、その方面、大阪府との話し合いはできておるのか、できるのかということをごひとつお聞きしたいと思います。

○ 議長（赤阪和見君） 答弁。

○ 都市整備部長（萩本啓介君） 具体的な問題もあるんですが、通常、今まで私の方の公園課といたしましては、いわゆる児童公園とか、近隣公園、小さい総合公園ですけども、そういうものの維持管理について、もちろん町会、自治会等の御協力もいただきながら現在までやってきているわけでございます。児童公園等の施設で不備な点がいろいろございますが、そういう点につきましては、今後いろいろと補修をするなりなんなり、予算がからんできますけれども、極力努めてまいりたいと思います。

われわれの方によく児童遊園であるとか、あるいは団地内のプレイロードであるとかそういうこともくるわけですが、労力の問題もあります、われわれでできることであればしたいと思います。

それから府営住宅と公園の管理の問題でございますが、もちろん児童公園以上の公園になりますと、それなりの内容についてのチェックも必要でございます。そういう点は今後の管理、あるいは引き継ぎ等もからめて十分に協議をしたいと思っております。

それ以外に、通学路にわたる問題でありますとか、あるいは空き家の問題等いろいろと問題があるわけでございますが、その辺については関係セクション実態についての把握をさせていただきたい、かように思います。

○ 11番（仁井 明君） もう1点。今公園の東側は戸数にして何ぼあるんですかね、50戸ぐらいありますが、全部空き家です。公園の周辺が空き家になっておるから、草が余計目立って、野良犬、野良猫がたくさん来るといふこともありますのでね。大阪府に話をしたら、20日に入札だから、20日済んだら仁井さん撤去しますよ、と言っているけれども、盆までそんなめったにやってくれそうもないんです。それから入札して業者が決まって、ちゃんと町会と進入路の問題、車の一方通行の問題とかがあって、盆まで私は話はつかんと思うんですよ。だから、これも今の時点で和泉市がやってやるというならば、公園の草刈りだけはできたら今日

じゅうというよりも、21日から夏休みに入りますし、ラジオ代操もやりますので、これもやっていただきたい。

それと、私は大阪府にもうちょっと積極的に無理を市から言うてほしいんです。これだけ空き家がたくさんできたらね……。繁和橋のところは非常にきれいになっております。府中の駅前が負けるぐらい、晩なんか来たらきれいになっておりますよ、11メートル道路。ところが、私とこのねきのふる屋のところへ行ったら、ほんまに裏通りと一緒にすわ。もうむちゃくちゃですわ。雨はじゃじゃ漏りやわ、木はごっつい茂っておるわ、草は私の背丈の2倍ぐらいあるわ、それもむちゃくちゃですよ。一遍見てもろたらわかります。

市民が困っておるんやから、もうちょっと市としても積極的な態度を大阪府にとってほしい。こういうことをお願いして、質問は終わりますけれども、くれぐれもよろしくお願いしておきます。

- 議長（赤阪和見君） ただいまの議題とは少し離れているように思いますが、問題点も問題点ですので、原課でよく検討して、しかるべき処置をお願いいたします。

どうぞ、穴瀬君。

- 8番（穴瀬克己君） いよいよ公園緑化協会が職員さん5名、実質常用職員4名ということでスタートしているわけですが、都市公園施設の日常管理、これは和泉市から受託する事業というふうに書かれておりますけれども、今の公園課と緑化協会とのからみですね。事務局をどこに置いて、どういう形態でこの人たちが日夜緑化協会の職員として働くのか、この辺について御説明を願いたいと思います。

- 議長（赤阪和見君） 答弁。

- 都市整備部長（萩本啓介君） 先ほど説明させていただきましたが、現在5名で、実質、事務局長がおりますから、4名が現場になります。日常の管理の問題でございますが、当面、協会といたしまして直接的に手を下しているというか、見回っておりますのは56ヘクタールぐらいでして、非常に少ない人数で大きな面積というふうな実態でございます。

ただ、公園の管理につきましては、除草もありますし、あるいは剪定もある、消毒もある等々、年間を通じて非常に多岐にわたるわけでございまして、そういう点から、従来は業者の活用でありますとか、あるいは人材シルバーセンターというところからの人材の活用でありますとか、そういったものをいろいろとからめまして実態的な対応をしているということでございます。

現状は、非常に広い面積を少ない人数でパトロールし、監督し、対処しておりますが、不十分でございますが、こういった中で今後どういった方向でなお充実していくかというのは検討

課題でございます。

事務局につきましては、庁内の一面をお借りするべく協議をしているわけでございますが、現時点では公園課の中に一定のスペースをつくりまして、5人が張りついております。

以上でございます。

- 8番(穴瀬克巳君) 今の公園課の仕事と申しますと、現業の方を抱えておりますね。この人たちが協会の方に移られたということで、公園課の方はどういう形になっていますか。
- 都市整備部長(萩本啓介君) 従来、現場の担当として非常勤嘱託で4人の方がおられたわけです。これらの方が協会の常用職員に転向したということになります。
- 8番(穴瀬克巳君) そうすると、今の公園は事務レベルだけだという形で残るわけですね。従来の公園課の活動範囲から余り変わらないようでは意味がないわけでありまして、そういう形の中では、緑化協会としてのきちっとした作業体制を組んでいかないと、それこそ今までの公園課で膨大な公園を管理できなかったわけですから、より一歩発展的に第三セクターという形で公社ができたわけですから、それなりに中身がもっと充実しなければならぬのに、事務的に、また現場でパトロール、作業をしてくださる職員さんというのは人数が余り変わっていないわけです。余り期待ができないような感じがするんですけども、その辺については、今までの公園課体制と緑化協会になったのとどうい違いがあるのか、ちょっと御答弁を願いたいと思います。
- 都市整備部長(萩本啓介君) 先生御指摘のように、現時点では確かに、従来公園課の非常勤としておった者が公園協会にかわったということで、数的には今直ちに効果が出ているというわけではございません。ただ、公園の管理という問題は、どういう水準のものをどうしていくかというのは一定のマニュアルがないわけでございまして、それぞれの公園に見合うような形で、どういったものが一番適切かということで年間を通して改良をしていかなければならないわけです。その点からいいますと、シルバーもあります。それ以外に、例えばの話で、農家の農閑期に協力して除草していただくとか、いろいろな手法を組み合わせると効果的な形を編み出していかなきゃならぬ。協会としてはそういう意味で、いろいろと幅広い形で管理というものを研究して対応してまいりたい、こういうふうに考えております。
- 8番(穴瀬克巳君) こういう形ですと、従来の業者活用をするという、同じような形態になってこようかと思うんです。緑化協会ができたというのは非常に期待が大きいわけです。ところが、中身はそのままだと。将来に向かって、緑のマスタープランとあわせて管理運営を図るためにつくった緑化協会でございますので、中身が伴うような体制づくりをしていかなければならないと思うんです。まだこれはできてほやほやでございますので、何年かの歳月をかけ

なければならんと思いますけれども、今の計画公園の実態をあわせながら、植樹並びに肥料だとか、虫よけだとか、いろんな形で、今後これだけの公園を抱えているんですから、最低限これだけの陣容でなければならんということも出てこようかと思うんです。したがって、そういうものをきちっと出していただきたい。

当座はこの体制でゆくけれども、将来に向かってはこういう陣容の体制になるというふうな形で進んでもらわないと、市民の皆さん方は、こんなものができたからうちの児童公園もやってもらおうか、この公園の草刈りをやってもらおうか、こういうことになりかねないと思います。対応ができないということになりかねないと思うんです。

だから、スタート時点はやむなしとしても、和泉市の緑のマスタープランにあわせて、きちっとした協会の体制を築いていただきたい、このことを要望しておきます。

それと、すべてを緑化協会にもたれさすわけには恐らくならないと思いますし、今の公園課と表裏一体の体制になろうかと思えます。こういった中で、今の児童公園に対する清掃委託という形で8,000円ほど平米に合わせて管理費を払っておりますけれども、もっと地域のボランティアというものを活用しなければ……。草ぼうぼうだから刈りにこいと、これでは市の行政も成り立たないですよ。だから、地域住民を一体化した美化キャンペーン、こういう緑化体制。協会を設立するとともに、地域住民を活用した形で、市民と一体になったまちづくりというところから、地域ボランティアの育成というものにもあわせて取り組んでいただきたい。これからの時代はそうでなければ行政も持っていけないだろうと感ずるわけですが、そういう方向づけをされていく考え方があるのかどうか、御答弁願いたいと思います。

- 都市整備部長（萩本啓介君） 先生御指摘のとおりでございますが、私ども現場をときどき調査をするわけでございますが、例えば家庭内のごみを公園のごみ箱に捨てるとか、あるいは剪定したものを公園のごみ箱に捨てるとか、非常に予想もしないようなことが現実に各所にございまして、その点では、協会の事業の中でも「啓発」ということをうたっているわけでございますが、市民さんに対して基本的なモラルみたいなものをまだこれからPRせないかん、こういう点もございまして。

それから委託8,000云々というのは、どちらかといいますと、福祉の児童課の方で児童遊園などに対して幾ばくかのお金を払っているようですが、公園としては、児童公園について町会にいろいろとお世話になるということで、掃除をしていただいたときのジュース代とか、そういうことを経過的に考えまして、公園の大きさによりまして1万円を上回っているものもございまして、それはそれぞれの公園の大きさによって若干変えているわけでございます。内容的には、町会の住民の方々が作業していただいたときのジュース代に充てていただくという



ことで、いわゆる契約に基づく委託料というふうな性格ではないように思います。しかし、今後そういった趣旨を踏まえながら、地域住民の協力体制をさらに充実したいと考えております。

- 8番（穴瀬克巳君） 児童公園との形の中では、担当部局が違いということですが、その辺はもう少し柔軟性を持たせて、緑化協会もできたことですから、こういったものをひっくめて、要するに公園の実態を把握しながら日夜美化に努めていく、管理に努めていくという体制、それも地域住民と一体となった体制をつくるべきじゃないか。いや、それは児童課で牛乳代を渡している、児童課と地域住民との問題だということ片づけてしまうのでなしに、地域住民にしたら児童公園ということで、和泉市の行政側で何らかの対策を考えてくれるものだというふうに考えておりますから、一体化した形での管理ができるような考え方というのは検討していただきたい、このことを要望いたします。

特に河川なんかでは、ああいり大きな行事で取り組んで、それこそみんなが、1つは奉仕することに喜びを持って、1つは楽しんで、そして市の行事に参加していくという姿があるわけですから、地域、地域の中で、今回の緑化協会の設立に伴い、ボランティアの活用を十二分に検討していただいて、より住民と一体化した協会にしていただきたい。このことを要望して、終わります。

- 議長（赤阪和見君） 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第10号を終わります。

- 
- 議長（赤阪和見君） 日程第24「専決処分の報告について（歩行者専用道路上における事故に係る損害賠償の額の決定と和解）」を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

報告第11号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

昭和62年7月14日提出

和泉市長 池田 忠 雄

専決第 8 号

歩行者専用道路上における事故に係る損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について  
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項及び市長の専決処分に関する条例  
（昭和 44 年和泉市条例第 9 号）の規定に基づき、歩行者専用道路上における事故による損害  
賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

昭和 62 年 5 月 20 日

和泉市長 池田 忠雄

市は、歩行者専用道路上における事故に係る損害賠償につき、次のとおりその額を決定し和  
解する。

1. 損害賠償及び和解の相手方 和泉市光明台一丁目 29 番 42 号  
湯川弘之（当事者）・湯川泰志（当事者の父親）
2. 損害賠償の額 84,520 円
3. 和解の要旨

市は、相手方との間に起こした歩行者専用道路上における事故に係る損害賠償については、  
当該損害賠償の額を支払うことで和解する。

- 議長（赤阪和見君） 報告の説明を願います。
- 建設部長（浅井隆介君） お許しをいただき、ただいま御上程いただきました報告第 11 号  
「専決処分の報告について」、建設部長浅井より提案の理由並びにその内容について御説明申  
し上げます。

本件は、昭和 62 年 4 月 4 日土曜日午後 4 時 30 分ごろ和泉市光明台一丁目 29 番地 42 に  
お住まいの湯川弘之君、小学校 5 年生の方でございますが、和泉市光明台一丁目 44 番地先の  
歩行者専用道、光明台 5 号線幅員 6 メートルを歩いて帰宅中、道路側溝に設置してあるグレー  
チングが約 30 センチほどずれてすき間ができていたところに足を踏み入れ、左足に 9 針を縫  
う負傷を負ったものでございます。早速、被害者並びに父親に対し誠意をもって治療及び今後  
の対策について話し合いを行いました。この結果、治療費 1 万 5,520 円、その他一切を含め  
6 万 9,000 円、合計 8 万 4,520 円を支払うことで和解が成立し、専決処分を行ったもので  
あります。

なお、この賠償金につきましては道路賠償責任保険により補てんいたすものであります。

日ごろから道路の維持管理については十分注意し、遺憾なきよう努めておりますが、今後は  
さらに一層道路の安全管理に努力し、事故防止に努めてまいりたいと考えておるところござ

いますので、よろしく御理解を賜りたくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○ 議長（赤阪和見君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

○ 16番（天堀 博君） これはそれぞれ道路賠償責任保険により補てんをされてますし、その基準に合致しているということだから結果的にそういうことになっているんだと思うんですけれども、ただ歩行者専用道路で、小学5年生ということになってくると、それなりにいろんな判断のできる年齢だろうと思うんです。そういう点で、私はこの件について云々ではなくて、こういうケースの場合、何か一定の基準というものがあって、どの程度だったら市の責任が出てくるのか。いわゆる市道なり、市の管理する道路、歩道を含めて、道路上で起きたそういうものは一切市が責任を持たないかんのか。

後で出てきますけれども、例えば市営住宅の中で大変腐食しているとかいうことであれば問題なんです、一般の道路で多少のくぼみがあって、そこに足を踏み入れた、あるいはまた単車でそこを通り過ぎるときに転倒したとかいうことの場合に、一定の基準があると思うんです。その辺はどの程度のところで判断をしているのか。今回の場合でも、30センチグレーチングがずれていた、そこへはまったというわけですから、僕も現場なり実態がどうであったかということがちょっとわかりませんからあれですが、そういう程度のことやったらどうなるのかというところ辺が……。最初に言いましたように、道路賠償責任保険が適用されていますから、そういう基準に合致しているというふうに見ていいんだろうと思うんですが、どこら辺に置いておられるのか、ちょっと聞きたい。

○ 議長（赤阪和見君） 答弁。

○ 建設部長（浅井隆介君） 確かにこれはケース・バイ・ケースによりましていろいろと考え方が違ってまいります。例えばこのケース、これが成人であれば、当然当事者がそれだけの物を判断できる能力を持っております。したがって、恐らく100パーセントに近い自己責任があらうかと、そういうふうに思っています。

これにつきましては、もちろん弁護士とも相談をいたしまして、最終的には保険の最低限度、つまり自己過失といいますが、そういう過失を採用した額で御了解を得られるということであれば、それは一応妥当ではないかというふうに弁護士との間で話がなったわけです。

ただ、小学生の5年生というのは高学年でございますが、4月でございますから、4年生から5年生になったばかりでございます。ですから、基準からいえば非常に微妙な線のところでございます。中学生であれば、これはもう過失相殺にかなり近いものだろうと、かように思っています。

その他一般の道路上で起こることは、保守管理上明らかに道路管理者に責任があるというふうなものであれば、これは市の方の責任ということになりますし、やむを得ない場合は、お互いに相殺といえますか、そういうものが生じます。それを一定の線を引きまして、この場合はこれ、この場合はこれというのは、事故の起こったいろんな条件というものが重なってまいりますので、非常に難しいと思います。そういう場合には、専門家、これは弁護士並びに保険の査定をなさる方々の御意見を聴いて、それから我々の管理しておる法令、条例に照らし合わせて判断をしまっている、かように思っております。

- 議長（赤阪和見君） 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第11号を終わります。

- 議長（赤阪和見君） 日程第25「専決処分の承認を求めることについて（和泉中学校生徒災害事故に係る損害賠償の額の決定と和解）」及び日程第26「専決処分の承認を定めることについて（交通事故に係る損害賠償の額の決定と和解）」を一括議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

#### 報告第12号

##### 専決処分の承認を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

昭和62年7月14日提出

和泉市長 池田忠雄

#### 専決第6号

和泉中学校生徒災害事故に係る損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、和泉中学校生徒災害事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

昭和62年4月24日専決

和泉市長 池田忠雄

市は、和泉中学校生徒災害事故に係る損害賠償につき、次のとおりその額を決定し和解する。

#### 1. 損害賠償及び和解の相手方

和泉市府中町一丁目9番13号 田所利信（当事者）・田所俊勝（当事者の父親）

2. 損害賠償の額 1,884,122円

3. 和解の要旨

市は、和泉中学校生徒災害事故に係る損害賠償請求事件について裁判の結果、災害共済給付としての医療費のほか、和解金170万円を相手方に支払うことで和解する。

報告第13号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

昭和62年7月14日提出

和泉市長 池田忠雄

専決第7号

交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

昭和62年4月27日専決

和泉市長 池田忠雄

市は、交通事故に係る損害賠償につき、次のとおりその額を決定し和解する。

1. 損害賠償及び和解の相手方 和泉市伯太町五丁目2番12号

中谷英児（当事者）・中谷茂雄（当事者の父親）

2. 損害賠償の額 326,894円

3. 和解の要旨

市は、相手方との間に起こした交通事故に係る損害賠償については、当該損害賠償の額を支払うことで和解する。

○ 議長（赤阪和見君） 報告の説明を願います。

○ 管理部長（逢野博之君） それではお許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました報告第12号並びに報告第13号「専決処分の承認を求めることについて」の内容を教育委員会事務局管理部長逢野より御説明申し上げます。

説明に入ります前に、15ページの下から2行目右端の横一文字の「烈傷」の烈の字が誤っ

てございます。正誤表を出させていただいておりますが、おわびを申し上げまして、御訂正方  
お願いを申し上げます。

それではまず、議案書13ページの報告第12号 専決第6号でございますが、和泉中学校  
生徒災害事故に係る損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分でございます。損害賠償及  
び和解の相手方は、和泉市府中町一丁目9番13号にお住まいの当事者田所利信君の父親田所  
利勝氏でございます。

損害賠償等の原因である事故の概要でございますが、参考資料にも記載をいたしております  
が、昭和56年5月19日午後1時ごろ和泉中学校の校庭中庭で、当時3年生の田所利信君が  
級友らとボール遊び中、ボールが横にそれまして、それを田所君が追いかけていったところ、  
2年生の野球部員が友人とテニスボールで野球のトスバッティングをしており、振った金属製  
のバットがボールを追いかけていった田所君の前頭部に当たったわけでございます。事故発生  
直後、即座に救急車の手配等保護者に連絡いたしまして、母親と、学校からは教頭、担任が付  
き添いまして病院に運び、診断の結果、前頭部約10センチにわたる横一文字の裂傷及び線状  
骨折で約1カ月間入院を要し、傷病の治癒並びに経過観察期間等も含めまして、58年2月  
15日まで通院加療を要したものでございます。

治癒の見通しが立って以来、損害賠償につき、示談による円満解決を図るべく、被害者の父  
親との間で鋭意話し合いを重ねてまいりましたが、示談成立に至らない中、昭和59年5月18  
日、弁護士を通じまして国家賠償法第1条により総額318万5,059円の損害賠償請求訴訟  
が大阪地方裁判所岸和田支部にとられました。以来公判を重ねられてまいりましたが、昨年  
10月14日、裁判所から和解勧告がなされまして、顧問弁護士並びに関係保険課長とも協議  
をいたしまして、これに応ずることとし、本年3月27日総額188万4,122円で和解が成  
立いたしましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき4月24日付専決処分をさ  
せていただいた次第であります。

なお、損害賠償金の総額188万4,122円の内訳は、参考資料16ページに記載をいたし  
ておりますように、医療費18万4,122円、和解金170万円でございます。医療費につき  
ましては、日本体育学校健康センターより災害共済給付として支払いをいたしており、和解金  
は、1万円の免責額を除き、169万円が学校災害賠償保険よりてん補されております。

以上が報告第11号 専決第6号の内容であります。

児童生徒の事故防止、特に学校管理下における安全対策につきましては、常々細心の注意を  
払うよう指導いたしておりますところでございますが、今後一層指導の徹底を期してまいる所存で  
ございます。

引き続きまして、議案書17ページの報告第13号 専決第7号「交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分」について御説明申し上げます。

損害賠償及び和解の相手方は、和泉市伯太町五丁目26番12号にお住まいの当事者中谷英児君18歳の親権者中谷茂雄氏でございます。

損害賠償等の原因である交通事故の概要でございますが、参考資料にも記載いたしておりますように、昭和61年1月26日午後5時10分ごろ、幸青少年センター職員 正木泰次が解放総合センターでの会議から軽貨物車の公用車で職場へ帰る途中、山手郵便局を東に進み、小栗街道を徐行して横断しようとしたとき、小栗街道を北から南へ進行してまいりました相手方・中谷英児君の乗るミニバイクと接触事故を起こしまして、相手方は転倒、乗っていたミニバイクがパンクし、足を負傷したものでございます。

事故発生後、当センターの車で病院に運び、治療を受け、21日間の通院加療により治癒いたしました。その後、事故の状況判断に基づき、円満解決を図るべく相手方の親権者中谷茂雄氏との間で示談交渉を行ってまいりました結果、損害賠償金総額32万6,894円で示談が成立いたしましたので、4月27日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をさせていただいた次第でございます。

なお、損害賠償金の総額32万6,894円の内訳でございますが、20ページに記載をいたしておりますとおり、車両修理費4万110円、医療費8万4,800円、慰謝料を含むその他一切の賠償金として20万1,984円でありました。これにつきましては、全国市有物件災害共済会及び自動車損害賠償責任保険により補てんをいたしております。

交通事故に対する職員への指導につきましては、なお一層徹底を期してまいる所存でございます。

以上2点の専決処分の承認を求めることについて御説明を申し上げます。御承認を賜りますようお願いを申し上げます。報告第12号並びに報告第13号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

- 議長（赤阪和見君） 本報告2点について質疑、御意見ありませんか。
- 29番（田中包治君） 学校で起こった事故で、しかも運動場ですね。この責任は学校にあるというんですか。そしたら、学校の先生は昼の時間まで生徒を監督せないかんということですか。
- 議長（赤阪和見君） 答弁。
- 管理部長（逢野博之君） ただいまの御質問でございますが、学校事故による学校の責任また担当教諭の責任の限界という御質問かと思えます。学校管理上における事故の形態では、私

どもの方で考えておりますのは、法律的な性格から分類いたしますと、教員の不法行為に基づく事故、それから学校の施設の設置管理上の瑕疵による事故、こういう2つの説が考えられるわけでございます。

ただいま御提案申し上げておりますのは、事故そのものの内容は、生徒間における加害、被害の状況でございます。一般的には、先生御指摘のように、そこまで学校が責任を持たなければならぬという、確かにそういう疑問もあろうかと存じます。

そういうケースの中で、先ほど本件裁判所に提訴された1つの理由にもなっておるわけでございますけれども、できるだけ円満に解決を図るべく、提訴される以前に再三保護者の方とも教育委員会との間で円満交渉を重ねてまいりました。その辺が論点になったわけでございます。そうしている間に、3年の時効寸前の前日に、円満解決が図られない中で原告の方が裁判所の方へ提訴された。裁判官の公判を重ねる中での1つの論点もそこに集中をされたわけでございます。私どもの方でも顧問弁護士をつけまして、今後そういうことが学校運営にも非常に大きな問題として残りますので、その辺を慎重に考えた中で、裁判官の方とも協議をしておりました。しかし最終的に、先ほど提案理由の中でも説明をさせていただきましたように、裁判官による和解という形で一定の勧告がなされてまいりました。

私の方で和解勧告に応じました理由として、これは加害者と被害者の問題も提訴の中でもうたわれているわけでございますけれども、こういう席で申し上げるのは非常に心苦しいわけでございますが、加害者の御父兄の方は支払い能力がなかったという点もございまして。それから示談交渉が裁判所から出てきたという経過もございまして。それから学校では、始業時から終業時まで、校庭監督義務者にかわって、児童生徒を保護し、監督する一般的な任務があるということもございまして。それから裁判官の見解といたしましては、学校に全く注意義務がないとはいえない。やはり注意義務というのは、これも裁判で最終的に争うということになれば、今まで指導監督上のいろいろなケースを裁判官に聞かれるわけでございますけれども、そういう形のものも一定の判断になってくるとお思いますけれども、学校ではやはり注意義務があるというふうな見解もございまして。こういう総合的な裁判官の判断によって和解勧告が出されてまいりましたと私の方では理解いたしまして、いたずらに争うというよりは、一応道義的な面もございまして、円満解決すべく、一応本件事故による解決金として和解という考えで終了した次第でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

- 29番(田中包治君) 非常に疑問を感じるのは、そうしたら学校の先生の中でだれが責任を持つんだ、だれがそういう過失があったのかということになりますね。休憩時間中に校庭で何もできないということですか。先生だって、休憩時間中は食事もあるだろうし、監督もで



きない。

監督するんだったら、もし校庭の中でけんかなんかをやって怪我した場合は、やはり学校の責任ですか。これと余り変わりませんわな。これはどうなんですか。

- 管理部長（逢野博之君） 先ほど建設部長の方からも案件の中でも申されておりましたように、やはりそのときの状態、また、事故そのものに対して学校が対応してきた過去の指導監督の状態、こういういろいろな総合的なものを判断する中で一定の見解が出されるということであらう。われわれは解釈をいたしております。端的な御質問で、生徒間のけんかによる事件とかそういうものであれば、やはり加害者、被害者の関係が第一義的に争われるということが妥当であるという解釈も持っております。そういうことでひとつ御理解をいただきたいと思っております。
- 29番（田中包治君） 私が一番心配するのは、これで和解したとすると、今後学校の中でどんな事故であったかて学校は責任を持ってくれるんだと、こういう慣例になりゃせんかということです。そして、賠償という問題がからむと、学校のどの先生の責任になるんだと。この中では、ただ教育委員会と和解したというだけだけれども、それならこの責任の先生はだれなんですか。
- 管理部長（逢野博之君） 学校の担当教員そのものが問われる事故の形態と指導監督義務を問われた場合の事故の場合、これは国家賠償法とか、民事の関係で設置者の地方公共団体が応ずるわけでございますけれども、今回のケースは、先ほど先生もおっしゃってましたように、昼の休憩時間中に起こった事故でございます。私も一部、新聞の記事にもそういう内容のことも申し上げましたが、非常に難しい問題であると。

もちろん授業時間中、またクラブ活動の指導中の事故とか、そういう指導に当たっている中での事故であれば問題ないわけでございますが、一応休憩時間中の事故でございます。しかし、教員の勤務時間ということから判断いたしまして、教職員の勤務時間は8時30分から5時15分という形で決められておる。その中で、休憩時間中といえども、事故そのものの形態を考えると、中庭でのボール遊び、また金属バットの使用禁止、こういう点については、学校の担任を通じて、1つの学校の禁止事項として生徒に指導しておったという過去の経過もございまして、そういう中でいろいろと私も、この和解に応ずる段階で弁護士との相談の中でも、今後及ぼす影響等も考えまして苦慮したわけでございますけれども、先ほど申し上げましたそれまでのいろんな経過並びに加害・被害の関係を見るときに、被害者の場合は後遺症的な面もございまして、そういういろんな面を総合的に判断いたしまして、道義的な面もございまして、また保険会社の方では、この内容であれば保険の請求をするという判断をいただきましたので、和解に応じたというのが実態でございます。先生が御指摘されている点につきましては、われ

われも最終的に結論を出すまでに相当同じような考え方の中で対応いたしてまいりました。その点の御了解をいただきたいと思います。

- 29番(田中包治君) 昼の時間まで監督義務があるとなると、職員の労働基準法との兼ね合いがあります。法律的に言えば、休憩時間があるとすれば、45分間は休憩時間ですね。その間は校庭を使ってはいけないというようにしないといけませんわな。その兼ね合いはどのなんですか。基準法で働く人々の休憩時間というのははっきりしています。45分間は休憩をやらなくてはならない、その間は自由にしなさいということになってますね。そうなってくると、45分間は生徒が学校の校庭を使用しては困る、こういうような格好になりゃせんかな。

これ私非常に大きな問題だと思ひますよ。今後、生徒の責任でありながら市が負担し、かわいそうに先生が責任を負わされるといふ、そのケースを心配するわけなんです。これは大きな事故じゃなかったからよかったけれども、今後大きな事故が起こった場合に、45分間の先生は休み時間がある。めしを食いにいったり、あるいは休憩したり、喫茶店に行くなりこれは自由です。それでしょ。その間にもし事故が起こることを想定するなら、休憩時間中まで学校の先生には責任があるんだということになると……。和解したんだからどうこうと言わんけれども、これはしかし大きな問題でせ。これは労働基本権の問題にかかわってくるわけですね、先生の場合は。それでしょ。

- 議長(赤阪和見君) 田中議員、今後の意見として……。
- 29番(田中包治君) 意見としてでもいいけれども、議長ちょっと待って。私が心配しているのは今後のことなんです。これは大したことじゃなかったからよかったけれども、今後の問題として、市がどんなことをして……。中学生といえれば一人前の子供ですよ。その子供がやった事故を学校の先生が責任を持つ。しかも労働基本権のいわゆる休憩時間の意味との兼ね合いからいけば、われわれとしてはどうしても理解できないんですよ。せやから私は言っているわけですよ。先生だって基準法に基づいてはしっかり休ましてやるべきなんです。休ましたその間に起こった事故を、しかも1年生や2年生ならよろしいですわ、中学生ですよ。昔中学生いうたら一人前に取り扱われた。その人間が事故をやったからといって補償せなくちゃならないというようなことは、どう法的に考えても、私は学校の先生に対する残酷的な和解やないかということを行っているわけです。よろしいです。もう済んだものやから。

- 議長(赤阪和見君) はい、原君。

- 19番(原重樹君) 13号の方の交通事故の問題なんです、これはこれであれですけども、関連をしてお聞きをしておきたいのは、幸青少年センターに公用車というのは何台派遣されておるのかということと、これももちろん5時10分ごろということを書かれています

が、ここは勤務体制がかなりいろいろあると思うんですが、勤務体制というか、時間はどうなっているのか、ちょっと説明をお願いします。

○ 議長（赤阪和見君） 答弁。

○ 幸青少年センター所長（戸口泰明君） 幸青少年センターの戸口からお答え申し上げます。まず公用車ですけれども、この中に1台と、今回事故で接触しました公用車1台と2台あります。

それから職員については、私を含めて用務員、事務員、朝9時から一応5時まで勤務。それから小学校1年から3年まで、それから4年から6年まで、それから中学、高校と、4つに分かれております。まず1年から3年までの子供さんは帰るのが早いものですから、大体10時から11時ごろ出勤で、6時から6時半ごろまでとか、高学年の場合は、大体4時半から5時ごろに学校が終わりますので、大体昼から出勤になります。それから中学生につきましては2時出勤ですが、ただし最終9時まで勤務しております。それから高校生につきましても大体2時から勤務しております。ただし、土曜日は12時までと違って、5時までということになっております。

以上です。

○ 19番（原 重樹君） 今職員さんのことと言われましたが、職員さんは正職員とか、嘱託の人とかおあると思うんですが、それぞれ何名で、管理職というのは何名おあるんですか。

○ 幸青少年センター所長（戸口泰明君） 現在、17名で、1名私だけが管理者です。それから常勤嘱託員という形で、元池上小学校の校長先生の形谷先生がお越しになっています。それから、現在産休で1名休んでおりますので、そのアルバイトです。

以上です。

○ 19番（原 重樹君） 意見だけにしておきますが、時間は非常に変則的だし、17名という職員で、管理職が1名ということがありますし、建物自体にしても、外から自由に窓をあげれば入れるみたいになっているということを知ったことがありますし、この事故そのものはたまたまこういうことになったと思うんですけれども、幸青少年センターがどうのこうのじゃなくて、今の体制が管理していく意味で無理なりいろいろあると思うんです。時間的に見てもびっしりいくわけでもないし……。その辺では、館長がどうのこうのということではないですけども、今後教育委員会として考えていく必要があるんじゃないかと思っておりますので、この際意見だけにしておきます。

○ 議長（赤阪和見君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、報告第12号及び報告第13号を承認することに決しました。

- 12番(竹下義章君) 議事進行。あとかなりようけありますね。きょうみたいな進め方でいきますと、5時までに終わらんんじゃないかという気がするんです。であれば、あしたもあるんですから、きょうはこれで終わって、あしたやるという形の方がいいんじゃないか。休憩すれば、3時半か回るでしょう。5時までに終わらんという見通しがあるなら工夫してもらいたい。5時までに終わるのならやってもらいたい。
- 議長(赤阪和見君) この際暫時休憩いたします。

(午後3時11分休憩)

(午後3時33分再開)

- 議長(赤阪和見君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議員の皆さんにお願いいたします。質問は的確に、また簡単明瞭にわかりやすくお願いいたします。また、理事者の皆さんにお願いします。質問者の意見をよく聞き、的確なる答弁を願います。

日程第27「専決処分の承認を求めることについて(市営住宅内道路上における事故に係る損害賠償の額の決定と和解)」を議題といたします。

報告を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

報告第14号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めらる。

昭和62年7月14日提出

和泉市長 池田 忠 雄

専決第5号

市営住宅内道路上における事故に係る損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、市営住宅内道路上における事故の損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

昭和62年4月22日専決

和泉市長 池田忠雄

市は、市営住宅内道路上における事故に係る損害賠償につき、次のとおりその額を決定し和解する。

1. 損害賠償及び和解の相手方 和泉市伯太町一丁目9番10号 藤田利男
2. 損害賠償の額 212,210円
3. 和解の要旨

市は相手方との間に起こした市営住宅道路上における事故に係る損害賠償については、当該損害賠償の額を支払うことで和解する。

- 議長（赤阪和見君） 報告の説明を願います。
- 建設部長（浅井隆介君） お許しをいただきまして、ただいま御上程をいただきました報告第14号「専決処分承認を求めることについて」、建設部長浅井よりその提案の理由並びに内容につきまして御説明申し上げます。

損害賠償及び和解の相手方は、和泉市伯太町一丁目9の10にお住まいの藤田利男氏でございます。本件は、本年2月26日午後10時ごろ市道伯太3号線より市営坊城川住宅内道路を車で走行中、道路上の排水溝の会所ぶたがずれたことにより車体下部を破損し、その衝撃により全治5日の下唇挫創を負ったものでございます。この会所ぶたは、ずれ防止のためふたどめアングルがつくられておりますが、腐食と車の振動によりアングルが折れ、ふたがずれたものと思われまふ。事故通告後、直ちに藤田氏に対しおわびを申し上げるとともに、事故措置について話し合いをいたしました結果、車両修理費、使用費等賠償額21万2,210円で和解が成立し、4月22日専決処分を行ったものでございます。

損害賠償金につきましては、道路賠償責任保険でてん補いたしております。

住宅及び住宅内道路の管理につきましては、日ごろより管理人の協力を求めるとともに、職員による巡回を行い、安全対策については十分注意し、今後一層事故の防止に努めたいと思ひますので、何とぞよろしく本件を御承認いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

- 議長（赤阪和見君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、報告第14号を承認することに決しました。

- 議長(赤阪和見君) 日程第28「専決処分の承認を求めることについて(和泉市税条例の一部改正)」を議題といたします。

報告を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

報告第15号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めらる。

昭和62年7月14日提出

和泉市長 池田忠雄

専決第2号

和泉市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、和泉市税条例の一部を改正する条例を、次のとおり専決処分する。

昭和62年3月31日専決

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市税条例の一部を改正する条例

和泉市税条例(昭和35年和泉市条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則第12条の2第2項中「昭和60年度分及び昭和61年度分」を「昭和60年度から昭和63年度までの各年度分」に改める。

附則第12条の3第1項及び第2項中「昭和62年3月31日」を「昭和62年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

- 議長（赤阪和見君） 報告の説明を願います。
- 総務部長（麻生和義君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程いただきました報告第15号 和泉市税条例の一部を改正する条例を専決処分させていただきました理由並びにその内容について御説明申し上げます。

その前に、まことに恐縮でございますが、26ページ1行目「和泉市条例第号」となっておりますが、これは条例第1号でございます。脱漏いたしまして申し訳ございません。よろしくお願い申し上げます。

このたび、昭和62年度の地方税法の一部を改正する法律が去る3月31日公布され、4月1日より施行されることになりました。これに伴いまして本市の市税条例の規定につきましても所要の改正を行い、昭和62年度の市税の賦課から適用する必要が生じることと相なった次第でございます。

このため市税条例の一部改正につきましては、議会に御提案申し上げるいとまがございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をさせていただきました次第でございます。

それでは、市税条例の一部を改正する条例の改正の内容を御説明申し上げます。議案書本冊の26ページでございます。

まず、附則第12条の2でございます。省エネルギー対策の一環として、電気を動力源とする軽自動車税の軽減措置の適用期間を昭和63年度まで2年間延長しようとするものでございます。

次に、附則第12条の3、たばこ消費税の関係でございますが、このたばこ消費税につきましては、本市において消費されているたばこの本数により算出した従量割とたばこの小売価格により算出される従価割によって課税されているところでありますが、従量割の税率、従価割の控除額について、「昭和61年5月1日から昭和62年3月31日」となっているものを、「昭和61年5月1日から昭和62年12月31日」まで延長しようとするものでございます。

以上が、市税条例の一部を改正する条例の専決処分の理由並びに内容の説明でございます。

なお、市税条例の改正部分につきましては、27ページから29ページまでの新旧対照表を御参照いただきまして、何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

- 議長（赤阪和見君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、報告第15号を承認することに決しました。

- 
- 議長(赤阪和見君) 日程第29「専決処分の承認を求めることについて(昭和61年度和泉市一般会計補正予算(第6号))」を議題といたします。

報告を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

報告第16号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めらる。

昭和62年7月14日提出

和泉市長 池田忠雄

専決第3号

昭和61年度和泉市一般会計補正予算(第6号)

昭和61年度和泉市の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

昭和62年3月31日専決

和泉市長 池田忠雄



第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13. 繰入金		867,979	△ 175,200	692,779
	1. 基金繰入金	867,979	△ 175,200	692,779
15. 市債		4,625,523	175,200	4,800,723
	1. 市債	4,625,523	175,200	4,800,723
歳入合計		84,978,719		34,978,719

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前			補正後						
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
老人福祉施設整備事業	9,400	普通貸借又は証券発行	年8.0%以内	府行その他	25年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ。	10,000	普通貸借又は証券発行	年8.0%以内	府行その他	25年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ。
消防施設整備事業	14,500	同上	同上	同上	同上	16,800	同上	同上	同上	同上
義務教育施設整備事業(仮称)	588,000	同上	同上	同上	同上	658,800	同上	同上	同上	同上
市立総合福祉施設建設事業	100,200	同上	同上	同上	同上	104,200	同上	同上	同上	同上
庁舎整備事業						33,700	同上	同上	同上	同上
農林施設整備事業						14,300	同上	同上	同上	同上
計	4,625,528					4,800,728				

○ 議長（赤阪和見君） 報告の説明を願います。

○ 総務部理事（大塚孝之君） ただいま御上程いただきました報告第16号「昭和61年度和泉市一般会計補正予算（第6号）」を専決させていただきました理由並びにその内容について、担当の総務部理事大塚より御説明申し上げます。

今回御提案申し上げました補正予算につきましては、地方債の確定に伴います財源構成の補正予算でございます。去る3月31日に専決処分させていただきました。事情を御賢察の上、よろしく御了承を願いたく存じます。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。議案書31ページでございます。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正のとおりでございます。

次に、第2条は、地方債の補正でございますが、このたび地方債の確定を受けまして補正するもので、内容につきましては、第2表 地方債補正のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書により御説明申し上げます。34ページでございます。

今回は、歳入のみの補正でございます。まず、繰入金につきましては、公共施設整備基金繰入金1億7,520万円の更正減額でございます。基金を充当すべく予定の事業に地方債が確定されたこと等により更正減額いたしましたものでございます。

次に、市債でございますが、先ほど申し上げましたとおり、年度末に地方債の確定がございまして、1億7,520万円追加計上いたしましたものでございます。

以上、専決処分をさせていただきました昭和61年度和泉市一般会計補正予算第6号の内容でございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（赤阪和見君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼び者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第16号を承認することに決しました。

○ 議長（赤阪和見君） 日程第30「専決処分の承認を求めることについて（昭和61年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

報告第17号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

昭和62年7月14日提出

和泉市長 池田忠雄

専決第4号

昭和61年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

昭和61年度和泉市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66,049千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,879,838千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

昭和62年3月31日専決

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5.療養給付費交付金		475,168	66,049	541,217
	1.療養給付費交付金	475,168	66,049	541,217
歳入合計		5,813,789	66,049	5,879,838

2 歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2.保険給付費		3,862,228	90,456	3,952,683
	1.療養諸費	3,456,228	90,456	3,546,679
8.予備費		30,000	△24,407	5,593
	1.予備費	30,000	△24,407	5,593
歳出合計		5,813,789	66,049	5,879,838

- 議長（赤阪和見君） 本報告の説明を願います。
- 総務部理事（大塚孝之君） 続きまして、報告第17号「昭和61年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を専決させていただきました理由並びにその内容について御説明申し上げます。

昭和61年度の予算編成時におきましては、医療費は、59、60年度を参考に、対前年度比で一般被保険者分については5.96%、退職被保険者分等については7.68%の伸びを見込み、予算計上いたしましたものでございます。しかし、医療費は昭和62年1月診療分より急激な伸び率を示し、対前年同月比で15%を超える状況が3月診療分まで続き、そのために予算に不足が生じることとなりましたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決をさせていただきます次第でございます。

次に、その内容につきまして御説明を申し上げます。議案書の38ページでございます。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,604万9,000円を追加し、予算総額を58億7,983万8,000円とするものでございます。

補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書によりまず歳出から内容を御説明申し上げます。議案書の41ページでございます。

一般被保険者療養給付費でございますが、先ほど御説明申し上げましたように、医療費の増加に伴います不足額2,440万7,000円を、また、退職被保険者等療養給付費につきましては6,604万9,000円を計上いたしましたものでございます。

次に、予備費でございますが、一般被保険者療養給付費の財源に充てるため2,404万7,000円を減額いたしましたものでございます。

続きまして、歳入でございます。40ページでございます。退職被保険者等利用療養給付費の財源といたしまして、療養給付費交付金6,604万9,000円計上いたしましたものでございます。

以上が、今回専決処分させていただきました「昭和61年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」の内容でございます。何とぞよろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（赤阪和見君） 本報告について質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、報告第17号を承認することに決しました。

- 議長(赤阪和見君) 日程第31「専決処分の承認を求めることについて(昭和62年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算(第1号))」を議題といたします。

報告を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

報告第18号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

昭和62年7月14日提出

和泉市長 池田忠雄

専決第9号

昭和62年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算(第1号)

昭和62年度和泉市の老人保健事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,974千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,446,996千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

昭和62年5月30日専決

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 支払基金交付金		3,804,059	10,269	3,814,328
	1. 支払基金交付金	3,804,059	10,269	3,814,328
2. 国庫支出金		1,084,427	2,705	1,087,132
	1. 国庫負担金	1,084,427	2,705	1,087,132
歳入合計		5,484,022	12,974	5,446,996

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 諸支出金			1,719	1,719
	1. 償還金		1,719	1,719
4. 前年度繰上充用金			11,255	11,255
	1. 前年度繰上充用金		11,255	11,255
歳出合計		5,484,022	12,974	5,446,996

○ 議長（赤阪和見君） 報告の説明をお願いします。

○ 総務部理事（大塚孝之君） それでは続きまして、ただいま御上程をいただきました報告第18号「昭和62年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明を申し上げます。

まことに申し訳ございませんが、議案書にミスプリントがございましたので御訂正をお願いをいたします。先日お手元に御配付の正誤表の項で一部訂正がございまして、47ページの説明欄でございまして、「支払基金交付金償還金」とございましてを「府負担金償還金」と御訂正のほどよろしくお願いを申し上げます。

それでは、内容の御説明を申し上げます。

老人保健事業特別会計の昭和61年度決算見込みにおきまして、医療費等に対する支払基金及び国負担金の収入について不足が生じたので、これに充てるため専決処分させていただいたものでございます。

以下、内容について御説明申し上げます。44ページでございまして。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,297万4,000円を追加し、

>

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億4,699万6,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算補正のとおりでございます。

次に、事項別明細書により歳出より御説明申し上げます。47ページでございます。

まず、諸支出金の償還金でございますが、これは府からの交付済額が本事業会計決算見込額より171万9,000円超過収入となり、本年度において償還いたすものでございます。

次に、前年度繰上充用金でございますが、昭和61年度収支決算見込額に1,125万5,000円の歳入不足に充当いたしましたものでございます。

次に、歳入予算について御説明申し上げます。46ページでございます。支払基金から過年度分医療費交付金989万8,000円及び医療費審査支払手数料交付金37万1,000円、国庫負担金として過年度分老人医療費負担金270万5,000円をそれぞれ計上いたしましたがいずれも昭和61年度未収入分でございます。本年度におきまして精算交付を受けるものでございます。

以上、簡単でございますが説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認承りますようお願いをいたします。

○ 議長（赤阪和見君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに御意識ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第18号を承認することに決しました。

○ 議長（赤阪和見君） 日程第32より日程第34まではいずれも、昭和61年度和泉市一般会計予算及び公共用地先行取得事業特別会計予算並びに公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書についてであります。これを一括議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

報告第19号

昭和61年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、昭和61年度和泉



市一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰越したので、地方自治法施行令（昭和  
22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

昭和62年7月14日提出

和泉市長 池田忠雄

昭和61年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額 (繰決限度額)	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入特定財源				その他
						国庫支出金	府支出金	地方債		
4.衛生費	墓地管理費	幸・王子 共同墓地 整備事業	69,150,000	66,211,000	円	円	円	円	44,000	
8.土木費	5.住宅費	改良住宅 建設事業	950,000,000	914,009,000	円	609,814,000	804,600,000	円	95,000	
合	計		1,019,150,000	980,220,000	円	645,942,000	16,889,000	817,800,000	189,000	

報告第20号

昭和61年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について  
地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、昭和61年度和泉  
市公共用地先行取得事業特別会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰越したので、地  
方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により報告する。

昭和62年7月14日提出

和泉市長 池田忠雄

昭和61年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額 (議決限度額)	翌年度 繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収 特定財源	未収入特定財源				円
						国庫 支出金	府支 出金	地方 債		
公共用地 1. 先行取得 事業費	公共用地 1. 先行取得 事業費	公共用地 先行取得 事業	6,717,000 円	6,717,000 円	円	円	円	円	円	

報告第 21 号

昭和61年度和泉市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、昭和61年度和泉市公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条 第2項の規定により報告する。

昭和62年7月14日提出

和泉市長 池田 忠雄

昭和61年度和京市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額 (議決限度額)	翌年繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入特定財源				円
						国庫支出金	府支出金	地方債		
下水道 1. 事業費	下水道 2. 整備費	公共下水道 整備事業	89,600,000	89,600,000	16,800,000	19,800,000			8,000,000	

○ 議長（赤阪和見君） 報告の説明を願います。

○ 総務部理事（大塚孝之君） ただいま御上程をいただきました報告第19号「昭和61年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」、御説明申し上げます。

このことにつきましては、地方自治法第213条第1項の規定によりまして、昭和61年度一般会計の繰越明許費として翌年度に繰り越したものでございまして、このたび地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げる次第でございます。

その内容につきましては、既に御議決いただいております幸・王子共同墓地整備事業6,621万1,000円、改良住宅建設事業9億1,400万9,000円を繰り越すものでございます。未収入特定財源につきましては、それぞれ関係機関の了承をいただいているものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いをいたします。

続きまして、報告第20号「昭和61年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について」、御説明申し上げます。50ページでございます。

このことにつきましては、地方自治法第213条第1項の規定によりまして、昭和61年度公共用地先行取得事業特別会計の繰越明許費として翌年度に繰り越したものでございまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告申し上げるものでございます。

内容につきましては、既に御議決いただいております公共用地先行取得事業でございまして、671万7,000円繰り越すものでございます。財源といたしましては、61年度に既に収入済みの地方債を未収入特定財源として繰り越すものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いをいたします。

続きまして、報告第21号「昭和61年度和泉市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について」、御説明申し上げます。議案書52ページでございます。

このことにつきましては、地方自治法第213条第1項の規定によりまして、昭和61年度公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費として翌年度に繰り越したものでございまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げるものでございます。その内容につきましては、既に御議決をいただいております公共下水道事業でございまして、3,960万円繰り越すものでございます。財源につきましては、未収入特定財源として国庫支出金1,980万円、未収入特定財源といたしまして61年度に既に収入済みの地方債を繰り越すものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いをいたします。

○ 議長（赤阪和見君） 本報告3件に対し質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第19号及び報告第20号並びに報告第21号を終わります。

- 
- 議長（赤阪和見君） 日程第35号「昭和61年度和泉市一般会計予算事故繰越し繰越計算書について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第22号

昭和61年度和泉市一般会計予算事故繰越し繰越計算書について

地方自治法第220条第3項ただし書の規定により、昭和61年度和泉市一般会計予算において、次のとおり事故繰越しをしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により報告する。

昭和62年7月14日提出

和泉市長 池田 忠 雄



昭和61年度和泉市一般会計予算事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		翌年度 繰越額	左の財源内訳				明 説	
				支出済額	支出未済額		既収入 特定財源	未収入特定財源	国庫支出金	府支出金		その他
8. 土木費	5. 住宅費	改良住宅 建設事業	125,640,000	58,080,000	67,560,000	67,560,000	58,828,000	8,843,000	9,894,000			建設用地の買収が遅れたため、工事着手が大幅に遅れ、年度内に支出できなかった。

- 議長（赤阪和見君） 報告の説明を願います。
- 総務部理事（大塚孝之君） ただいま御上程をいただきました報告第22号「昭和61年度和泉市一般会計予算事故繰越し繰越計算書について」、御説明申し上げます。議案書54ページでございます。

このことにつきましては、地方自治法第220条第3項ただし書の規定によりまして、昭和61年度一般会計の事故繰越しとして翌年度に繰り越したものでございまして、地方自治法施行令第150条第3項の規定により御報告申し上げるものでございます。

内容につきましては、改良住宅建設事業6,756万円でございます。建設用地の買収が遅れ、工事着手が大幅に遅れたため年度内に支出できなかったものでございます。未収入特定財源につきましてはそれぞれ関係機関の了承をいただいております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いをいたします。

- 議長（赤阪和見君） 本報告に対し質疑、御意見ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）  
別に質疑、御意見ないものと認め、報告第22号を終わります。

- 
- 議長（赤阪和見君） 日程第36「工事請負契約締結について（（仮称）永尾団地4棟及び5棟建設工事）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

#### 議案第29号

##### 工事請負契約締結について

（仮称）永尾団地4棟及び5棟建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和62年7月14日提出

和泉市長 池田忠雄

- |          |                    |
|----------|--------------------|
| 1. 契約の目的 | （仮称）永尾団地4棟及び5棟建設工事 |
| 2. 契約者   | 和泉市長 池田忠雄          |
| 3. 入札の方法 | 指名競争入札             |
| 4. 契約金額  | 298,500,000円       |

5. 契約の相手方 和泉市旭町429番地の3  
株式会社 竹内建設  
代表取締役 竹内博文

- 議長（赤阪和見君） 提案理由の説明を願います。
- 改良事業部理事（堀 宏行君） 提案理由の説明に入らせていただきます前に一言おわび並びにお断りを申し上げます。

私どもの改良事業部の部長富田が家事急務のため本日の本会議を欠席しております。かわりまして私、堀から提案理由の説明をさせていただきますので、よろしく御了解のほどをお願い申し上げます。

それでは、お許しを得まして自席より、ただいま御上程いただきました議案第29号「工事請負契約締結について」、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

まず、理由でございますが、本件は、環境改善事業の一環として建設する（仮称）永尾団地4棟及び5棟建設工事で、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決をお願いいたしますのでございます。

次に、その内容でございますが、契約金額は2億9,850万円。契約の相手方は、和泉市旭町429番地の3株式会社竹内建設代表取締役竹内博文でございます。

以下、参考資料をその事項に従いまして説明させていただきます。

工事場所は和泉市山手町181番地ほか。敷地面積2,671平方メートル。構造及び規模は鉄筋コンクリートづくり地上3階建て2棟で、住宅25戸、作業所4戸、延床面積1,809平方メートル、その他の附帯工事一式でございます。

工期につきましては、御議決をいただきました日から昭和63年3月31日までといたしております。

保証人は、和泉市北田中町219番地大高建設株式会社代表取締役奥野喜八郎でございます。

以上、簡単でございますが、議案第29号工事請負契約締結についての提案理由並びにその内容及びそれに伴います参考資料の説明を終わります。

なお、今回の建設を行うことにより、住宅建設戸数は61年度までの実績で1,431戸、今回御審議をいただきます25戸を合わせまして1,456戸となります。よろしく御審議の上、原案どおり御議決くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（赤阪和見君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 19番（原 重樹君） まず、これは2棟あるということで、工事場所が「山手町181番

地ほか」とありますけれども、もう1つの番地名をお願いしたいのと、それと関連しますけれども、2棟を請負契約をするときに、同じようにして契約をしているわけですね。発注するという形をとっています。これは以前からもあったことですが、離して、2つ別々に発注するときもあったと思うんです。その辺の違いをどこでしているのかという御説明をお願いしたいと思います。

それから契約の保証金ですが、今回、免除というふうになっておりますが、これは今回限りというとおかしいですけれども、これからそうしていくものなのか、ケース・バイ・ケースでこれなのかという、そこを御説明願いたいと思います。

それともう1つは、今戸数のことで、これができて1,456戸というふうに言われました。前々から予算委員会等でもいろいろ申し上げてきているところですが、説明がなかったわけですが、1,642戸を目指してあとやるということなのかどうかという点。

それと、政策空き家でない空き家が、記憶では27戸でしたかあるはずだと思えます。予算委員会の答えでは、この分については検討しますというふうにしかなくて、残り分と合わせて何戸を目指すのかという点で検討されているのかどうか、その点について説明願います。

○ 議長（赤阪和見君） 答弁。

○ 改良事業部理事（堀 宏行君） 第1点目の地番の問題ですが、ほかとなっておりますのは、1つは、182番地及び184番地、いずれも山手町です。

2番目の工事につきまして、1棟あるいは2棟が一緒になっておるのはどういうことなのかということですが、一般論といたしまして、建設工事につきましては、比較的長い工期、8カ月から10カ月が必要であります。したがって、まずその周辺を踏まえまして、周辺住民にできるだけ御迷惑をかけないことを前提にして計画を立て、これに基づき敷地の状況、工事規模、工期、仮設計画等を考慮して発注するのが原則でございます。これを今回の発注事業に当てはめると、今回の当該工事敷地は、地形の関係上きわめて狭く、かつ4棟、5棟の間の距離がほとんどなくて、工食用進入路もここしかとれない現状にあります。この現状でできるだけ工期を短くし、かつスムーズに進めるために、2棟を一括して発注することになった次第でございます。

以上でございます。

○ 議長（赤阪和見君） 次の答弁。

○ 総務部次長兼契約課長（奥村富彦君） 契約保証金の免除の問題につきまして、総務部奥村から答弁をさせていただきます。

契約課ができて2年を経過いたしました。経約事務について昨年度からいろいろ見直しをしてまいりました。そうした中で、財務規則の一部改選であるとか、あるいは専決規定の一部改正であるとか、あるいはより効率的な契約を進めていく上で、複雑な手続を必要とする部分について、何とかして省略をしていこうということであるいろいろ検討してくる中で、契約保証金についても、実は今日まで契約保証金を取ったもの、あるいは履行保証を取ることで免除したものの、あるいは過去2年間公団、公社、市との間で契約があったという財務規則を適用して免除したもの、いろいろなケースがありまして、それらについて研究検討した結果、今後の契約について、市と規模あるいは内容について同じような契約を進めている業者については、財務規則を適用して契約保証金を免除していこうという方針を固め、総務部の方から改良事業部の方へもそういう取り扱いをしてほしいということで依頼を申し上げ、こういう扱いにしていたものだものがございます。

以上でございます。

○ 議長（赤阪和見君） 次。

○ 改良事業部理事（堀 宏行君） 住宅戸数のお尋ねでございます。ただいま私、25戸を合わせて1,456戸という御説明をさせていただきました。全体戸数は、先生今言っていただきましたように1,642戸でございます。したがって、あと186戸で1,642戸になると思います。その数字で現在も進めてございます。

さらに、政策空き家の件でございますが、これにつきまして約90戸持っております。ただし、これにつきましては、先生、先ほど言われましたように既に予約で100戸ほど参っておりますので、その中で取捨選択いたしまして、90戸は十分充足するという状態でございます。

それから政策空き家でない空き家、すなわち一人改良住宅に入りまして、そのまま空き家になっているというのが、先生今言われましたように20数戸ございます。これにつきましては、現在管理をしております建設部の方と私の方と協議いたしまして、いささか見解は違いかもわかりませんが、私どもの方では1,842でも危惧をしている部分もございまして、その辺も含めての検討になるかと思っております。将来課題として考えてございます。

○ 19番（原 重樹君） 最後の部分がちょっと聞き取れなかったんですけども、結局言われたことは、27戸については将来課題だということですけども、1,642戸でも足りないかもしれないからということも含めてのことですか。そうですね、そういうふうに言われたたね。

これは予算委員会等でも言ってきた問題なんですけれども、1,642戸そのものが昭和45

年か6年に立てた計画なんです。それ以後、人口を見てもかなり減っているということがありますし、18年間ぐらいたっているわけですから、変化があって当然のことだと普通思うわけです。しかし、いまだにその1,642戸を目指していると。今言われたように、27戸のことを聞けば、要するに1,642戸でも足りるかどうかわからんのだというようなことまで返ってきている。

確かに変化というのは、これ以下になるかもしれんし、増えるかもしれないということで、それは変化ですけれども、要するに一貫して1,642戸を崩さずにきているという点では、われわれこういうものを審議する上からしたら、本当にどうなのかということでは疑義を感じるところなんです。

ですから、予算委員会等でも申し上げましたように、実際にこの地域内の実態調査等もされていると思いますので、その辺の資料をきっちりと議会にも提出すべきだと思うんです。であってこそ、初めてこれが本当に妥当なのかどうかということが審議されることになると思うんです。

数からしたらあと180何戸と言われていますけれども、かなり大詰めに差しかかってきていることは確かだと思います。改良住宅そのものは、今年度、来年度で一応終わるといって、特別委員会でも資料をもらったらそういう計画にもなって進んでいる問題ですので、かなり大詰めにきている段階では、本当に中身がどう移り変わってきたのかということを示していただきたい。その辺、資料がどこまでどうかということはあるんですけども、実態調査等々をしている中身を示していただけるのかどうか、実態調査そのものもしているのかどうか、その点だけをお伺いしたい。

○ 議長（赤阪和見君） 答弁。

○ 改良事業部理事（堀 宏行君） ただいまの御質問につきましては、前回の議会でも私どもの部長からお答えさせていただきました。と申しますのは、私の方の計画では、あくまでも不良住宅の除去、いわゆるまちの活性化ということを目指してこれまで改良事業を進めてまいりました。現在で約500戸余りの不良住宅がまだ地区内にございます。これらを一括して買取し、かつそこに新しいまちをつくるということになりますと、平均していささか、先ほども申しましたように、おしかりをこうむることもわかりませんが、私どもが現在持っています残りの180数戸ではしんどいんじゃないかという見解を持っておるのが実態でございます。

それから実態調査についてどうかということのお尋ねでございますが、実態調査につきましても、われわれといたしまして一部総務の方で実施している部分もございますが、それがおっしゃっているような形で、十分に先生の御意見なり御質問に充足するのかどうかということに

については、いささかわれわれとしても心もとないのは事実でございますが、事実、それに類するような調査はしてございます。ただし、それにつきましては、まだ調査が正式に全部済んでしまったということではございません。

- 19番(原 重樹君) 時間のあれもありますのでね。今お答えいただきましたように、市長もよく聞いてほしいんですけども、不良住宅があるから、それを除去して新しいまちをつくっていくということをやっているということは予算委員会等でも聞いているんですが、私はそのときにも言ったと思うんですが、まちをつくっているんだから、不良住宅があるからそれを取り除いて、45年だか6年につくった計画でどんどん立てていきゃいいというものとは違うと言ったと思うんです。それは本当のまちづくりになっていないし、そこに何かあるからどんどん取って、当初計画したものを目指してやっているわけでしょう。そこでは間違いなく大変な誤差が生じてくるものだと思うんです。

ついでです、うちの態度としてははっきりさせておきたいんですけども、今まで改良住宅そのものには、請負契約そのものには賛成をしてきました。ただ、数が一定数、1,456戸まできておりますし、先ほど申し上げたように、事業も大詰めになってきております。今の答弁等でも、まちづくりとしては非常に考えられないような格好になっておる。実態調査そのものもまだ終わっておらんとか、10何年もやってきて、そんなことは答えになってないというふうに思いますし、その上で議会に資料が渡されてないということにもなっていますし、われわれとしてはこの必要性等については、ここまできた以上判断ができないという立場に立って、本件については保留をしておきたいと思います。態度もはっきりさせて、終わっておきます。

- 議長(赤阪和見君) 他に。

- 29番(田中包治君) 改良事業が果たして現在成功しているかということです。というのは、このまま進んでいくと、結局幸地区の人々が減って、出ていってしまう。これにすぎないと思うんです。聞くところによると、幸地区で生まれた人でない人がたくさん入っていると、うそか本当か知りませんが、いろいろ聞くわけです。

改良事業というのは、社会主義国家のやり方をやっているわけですね。要求団体は、御存じのとおり解放同盟ですが、昭和20何年ですか、共産党の指導下でやって、それから30年ぐらいになってから社会党できた。こういうことで、要求団体の言いなりな事業をやっているんじゃないかというのが私の考え方なんです。

それだから非常に減っているわけです。そして、小学校の人が減ったから区域を減らせと、こう言っているわけです。これを資本主義的社会の中の個人を保証する家になぜ変えないのか。

このままゆくつもりだっか。空のうちばかりこしらえて。そして、市民が出ていっているんだから、これどうするつもりなんですか。考え直す必要がないというのなら、いわゆる幸校区の中で固有財産を持っている人は全部出ていってくださいと、こういうことだっか。

○ 議長（赤阪和見君） 答弁。

○ 改良事業部理事（堀 宏行君） 今の御指摘でございますが、決して財産を持っている人は出ていってくれということでは私どもはないうつもりでございます。と申しますのは、先ほどから私申し上げさせていただいておりますように、当初、この改良事業が始まる時には、改良地区内の人口は1万人弱、9,000人余りであったと思います。それが改良事業が完成した暁に約6,000何名に減らすという計画を立てたわけでございます。この計画で現在やっておりますが、今6,000何名より若干は減っているかとは思いますが、

ただ、われわれとしても減っていくのを手をこまねいて見ているわけではございません。以前から市長からも強く、まちの活性化、若者が集りまちをつくるためにどうしたらいいのか、衆知を傾けて検討せよ、という至上命令を受けてございます。いかにすればそういう形のまち、すなわち私どもが当初まとめました6,000人程度の改良地区を実現するかということで模索してございます。模索ということになりますと、先ほど原先生から言われましたように、今になって模索とは何事だというおしかりを受けるかと思いますが、あくまでもこれに向かいまして、いろいろの施策を、私どもだけではなく、同対部を中心として全体で考えているというのが現状でございます。

○ 29番（田中包治君） 減らすのが当たり前やと思うねん。当時、1万超して町制をしいておったんだから。それが6,000というたら、3分の1ぐらしかそこら辺に減るわけだけれども、あのね、現在資本主義社会ですよ。社会主義社会と違いまんねん。社会主義社会なら、給料に対して何%、2%なら2%の家賃でいけるわけです。ところが、現在、日本は社会主義社会じゃない。資本主義社会だ。そうしたら、死ぬまでそんなものやっつけられない。何で個人住宅を建てないのかということですよ。せやから私は、改良事業というのは市民をほり出す方法やというわけです。違ひんやったら、なぜ出ていくのや。資本主義社会というのは金が財産がなかったら食っていけない。社会主義社会とは違ひ。そうでしょ。

あなたが言っているのは、要求団体の言いとおりしたらよろしい、市民に対してはどっちでもええんだと、こういう考え方でしょ。違ひのやったら、はっきり反論してください。

○ 議長（赤阪和見君） 助役答弁。

○ 助役（坂口禮之助君） 田中先生の御意見、いわゆる資本主義社会とか社会主義社会、いろいろそうした議論がございまして、決して言いなりにやっているというような施策は行ってこ



ざいせんが、御承知のとおり、当額地域は非常に老朽化した住宅が密集しておりまして、人口密度も和泉市の中でも飛び抜けて高いというような状況でございます。そうした地域の配分を図っていくという1つの手法として、方向としていわゆる改良住宅手法を実施させていただいているというのが現実でございます。

おっしゃるとおり、いわゆる戸建ての住宅でもって分譲なり、あるいは賃貸をやってもいいんじゃないかという御意見でございますが、市の基本的な政策として、いわゆる戸建ての住宅を建てて、販売もしくは賃貸をやっているという手法はとってこなかったわけです。これには賛否両論があるだろうと存じますが、戸建ての場合は、地域内における換地政策をとらせていただきました。今、伯太町三丁目ではいわゆる宅地分譲方式をとらせてもらっておるところもございまして、地区内においても、総数が175を予定して、換地対策をして、その土地を買い取っていただいて、建物については個人の資金でもって借りていただくという方式をとってございます。既にそうしたことで、地域内における個別の換地分譲を行った土地に対して住宅を建ててお住みになる方々もかなりの数になってございますが、地域自身がそういう方向で対応してきたということでございます。

その点はいろいろと議論のあるところでございますけれども、和泉市の地域改善対策につきましては、改良住宅事業法というものを適用していくということで進めてきております。議員さんのおっしゃっておられる考え方にはちょっと食い違いがあったと思います。

ただ、地域内の代替地政策というものは、たくさんの方の代替地がございまして、いずれも密集した地域でございますので、区域外、いわゆる伯太町三丁目75戸の代替地をつくってございます。それについては一定の条件、自分の土地をお持ちだとか、あるいは自分の住宅、手持ちの住宅に住んでいる方で、いわゆる改良事業で立ち退いていただく場合には、地区外を希望される方については優先的に土地分譲をさせていただき、そういう政策もあわせてやってきておるわけでございます。

そういうことで基本的には、地域改善につきましては住宅改良事業法を適用して、ああいふような高層建築物とか、中高層の建物が中心になった地域の改良事業をやらせていただいているというのが現状でございます。

- 29番(田中包治君) 助役さんの理論もわからんことはないんだけど、今、政府は土地整備とかいろいろやっていますけど、ああいふやり方をしているところはないでしょ。社会主義社会がやっていることなんですよ。ところがね、こんなことを言うたら革新政党の人に怒られるかもしらんけれども、日本の革新政党というのはデンボと一緒に、大きくなったらつぶれてしまうねん。昭和の初期から。これが実態なんですよ。せやから、わがの金と財産を持って生

活したいというのが実際なんでしょう。それにマッチしておらないんです。そうでしょ。せやから出ていってしまうんです。

しかも、アパートばかりで、安くするから、管理維持費もあれへん。その負担は全部市民にかかっているわけです。これが実態なんですよ。御存じのとおり、今住宅・整備公団が売っている3DKだったら、6万円も7万円も出して皆買ってまんねん。そうせなんだらいけないんですよ。それを安くしているから、その負担は全部市民にかかってくる。14万人の市民が負担せにゃならん。せやから、資本主義社会ならなぜ資本主義会社の方向で改良事業をやるのかということですよ。このまま、まだ家を建てていくつもりか。建てれば建てるほど市民の負担が増えていくということですよ。維持費も今足らんでしょ。この間、水道の人だったか1,000万か2,000万、予算で突っ込んでおったけれども。

私が言っているのはそこなんですよ。現在の社会に適合して事業をやりなさいと。ええかげんに変えたらどうかというのが私の考え方です。あほの一つ覚えみたいと同じことばかりやっておってね、市民の負担はかかるわ、地元の人を出ていってしまうわね。緑ヶ丘やったら皆ぎょうさん来てますわな。それで、田んぼも売ったやつは全部公社が買って、処分困って、またそれも損せないかんというのが実態と違いますの。ええかげにね、資本主義社会だから資本主義社会の方向で物の判断をしないとね、あくまでも市民の負担がかからんようにするのが道じゃないかというのが私の考え方ですわ。

まあ再考してくださいな。そんなばかな話ないぜ。

- 議長（赤阪和見君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第29号は原案どおり可決されました。

- 
- 議長（赤阪和見君） 日程第37「和泉市立総合福祉会館条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第30号

和泉市立総合福祉会館条例制定について

和泉市立総合福祉会館条例を次のように制定する。

昭和62年7月14日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市立総合福祉会館条例(案)

(設置)

第1条 市内に居住する老人、心身障害者及び市民の福祉向上を図るため、和泉市立総合福祉会館(以下「会館」という。)を和泉市府中町4丁目20番4号に設置する。

(施設)

第2条 会館内に次の施設を置く。

- (1) 老人福祉センター
- (2) 身体障害者福祉センター

(事業)

第3条 会館は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 生活等の指導及び相談に関すること。
- (2) 身体の機能回復訓練に関すること。
- (3) 教養の向上及びレクリエーションに関すること。
- (4) 講習会、講演会の開催に関すること。
- (5) 各種福祉団体の活動の場の提供に関すること。
- (6) その他市長が必要と認める事業

(使用許可)

第4条 会館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、市長が次の各号の一に該当すると認めるときは、使用の許可をせず、若しくは既にした使用の許可を取り消し、又は退去を命じることができる。

- (1) 秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 営利を目的として使用するとき。
- (3) 建物又は附属施設を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 会館の設置目的に適さないとき。
- (5) その他市長が管理上支障があると認めるとき。

(使用料)

第5条 会館の使用料は、無料とする。

(損害賠償)

第6条 会館を使用する者が建物又は附属設備その他器具等を破損し、又は滅失したときは、市長の認定に基づき、損害を賠償しなければならない。

(運営委員会)

第7条 会館の適正な運営を図るため、和泉市立総合福祉会館運営委員会を置くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会館に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

理 由

老人及び心身障害者に対し、機能回復訓練、教養の向上、交流の促進、レクリエーションのための便宜等を総合的に供与し、もって老人、心身障害者及び市民の福祉の向上を図るため、和泉市立総合福祉会館を設置する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長(赤阪和見君) 提案理由の説明を願います。
- 福祉事務所長(中川鉄也君) お許しを得まして自席から、ただいま御上程いただきました議案第30号「和泉市立総合福祉会館条例制定について」、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、高齢化社会を迎え、老人人口の急増、国際障害者年を機として、障害者の社会参加の促進などにより近年、老人、心身障害者の福祉施策に対するニーズが多様化してまいっております。本市においてもこれらの方々の御要望に応えるため、機能回復訓練、教養の向上、交流の促進、レクリエーションのための便宜等を総合的に提供し、老人、心身障害者及び市民の福祉の向上を図るため、昨年10月より工事を進めておりました総合福祉会館が本年秋に竣工、開館する運びとなりましたので、これに伴い今般、和泉市立総合福祉会館条例の制定の必要が生じたものでございます。

次に、本条例案の内容について御説明申し上げます。

第1条は、当会館の設置目的と名称並びに所在地を定めるもので、老人、心身障害者及び市民の福祉向上を図ることを目的に、和泉市立総合福祉会館を和泉市府中町四丁目20番4号に設置することを定めるものでございます。

第2条は、会館内の施設として老人福祉センターと身体障害者福祉センターを設置することを定めるものでございます。

第3条では、会館の事業として、生活等の指導及び相談、身体の機能回復訓練、教養の向上

及びレクリエーション、講習会、講習会の開催、各種福祉団体の活動の場の提供などの事業を行うことを定めるものでございます。

第4条は、会館の使用許可とあわせて、その使用が秩序または風俗を乱すおそれがあるなど会館の設置目的に反する場合は、使用の許可をせず、もしくは既にした許可を取り消し、または退去を命ずることができる旨を定めるものでございます。

第5条は、本会館の使用料は無料とすることを定め、第6条は、損害賠償について、会館を使用する者が建物または附属設備などを破損または滅失したときは損害賠償しなければならない旨を定めるものでございます。

第7条は、会館の適正な運営を図るため、総合福祉会館運営委員会を置くことができることを定めるものでございます。

第8条は、委任事項として、この条例に定めるもののほか、会館に関し必要な事項については規則にゆだねることを規定するものでございます。

最後に、附則といたしまして、この条例の施行については、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することを規定するものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、議案第30号「和泉市立総合福祉会館条例制定について」の提案の理由並びにその内容の説明を終わります。よろしく御審議の上原案どおり御可決、御決定くださいますようお願いいたします。

○ 議長（赤阪和見君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 17番（西村慎太郎君） 内容についてお尋ねしますけれども、1つは、使用者の範囲がわかりませんが、どういう人たちが利用できるのかという点と、あらかじめ市長の許可を得なければならないということですが、許可を得る手続の方法、そして利用できる時間と休館日をどうされるのか。

それから運営委員会の規模やメンバーの構成、そしてこの会館に従事する市の職員はどうなるのか。会館が行う事業、会館内に事務局を置く団体はどうなるのか。

そして、機能回復訓練のことが言われているわけですが、隣接する保健センターや市立病院の機能回復訓練とどこが違うのか。

また、ここを利用する方々がお年寄りや障害者ということで、地域的にも場所が偏在をしているという点で、全市内の対象者が公平に利用できる手だてをどうとられるのか。こういう点についてお尋ねしたいと思います。

○ 議長（赤阪和見君） 答弁。

○ 福祉会館準備室長（松尾 守君） 福祉会館準備室の松尾がお答え申し上げます。

第1点目の使用者の範囲でございますが、これにつきましては、老人については60歳以上の老人でございまして、また市内に居住する心身障害者・児のそれぞれの介添者、それに福祉に関するボランティアなど福祉関係の団体及びその個人としてでございます。

それから2点目でございますが、利用時間 休館日と関係がございまして、私の方で考えておりますのは、利用時間については原則として、平日は午前9時から午後5時まで、土曜日については正午まで。また、日曜・祝日、それに年末年始は一応休館いたしたいと考えております。

なお、この場合の受付等の事務等でございますけれども、年末年始を除きまして、平日の5時以降並びに土曜日正午以降及び日曜・祝日などにつきましては、利用者、団体からの御要望もございまして、これについては便宜を図ってまいりたい、このように考えております。

なお、使用の手続の関係でございますが、現在考えておりますのは、個人使用の場合は許可証を発行するという形で行いたいと考えております。

それから次に、運営委員会のメンバーでございますが、これについては議会、障害者団体など15名以内で構成いたしたいと考えております。

次に、事業内容でございますが、まず身体障害者福祉センター部門でございますが、条例にもございまして、各種研修会、それから生活相談などを行うとともに、機能回復訓練も行っていきたいと考えております。次に、老人センター部門でございますが、これも同じく、機能回復なり、各種研修、講演会、その他趣味、娯楽などの計画をいたしております。

それから当会館に入居の予定をいたしております事務所の団体でございますが、福祉会館事務局並びにシルバー人材センター、それとあわせて社会福祉協議会が入居を予定いたしております。

以上でございます。

○ 17番（西村慎太郎君） 大体あったんですが、ちょっと抜けている問題があるのですけれども。

○ 議長（赤阪和見君） 答弁。

○ 福祉事務所次長（原 美助君） まことに申し訳ございません。

職員はどういうようになるのかという件でございますが、今年の4月1日より福祉会館の開設に向けまして福祉会館準備室を設けてございます。その内容は、室長1名、係員1名、計2名を配置いたしてございます。この2名の職員が10月のオープンから移行することとなっております。その他の職員といたしまして、福祉会館のオープンが年度途中ということでもございますので、その間3名の非常勤職員でもって運営をいたしてまいりたい、かように考えて

ございます。

- 17番（西村慎太郎君） いろいろ問題はあると思うんですが、時間もありませんので、大きな問題だけお尋ねいたします。

今、開館時間と休館日のお話がありますが、これでは昼間働いて、夜とか空き時間に障害者やお年寄りのボランティアで従事をしようという方々が活動する時間に、その方々のお世話をする方々がいない。まず、会館自身があいていない。使用については便宜を図るということですけれども、どうせ条例が出たら、その後、規則とかそういうことでこういう問題について定められると思うんですが、絶対、日曜日や祝日はあけていただきたいと思います。障害者の方々も自立を目指して頑張っていくというようにということでこのたび会館の建設の運びにもなったと思いますし、働けば、障害者の方々が集まって、自立できない方々、またお互いに相談の時間もやはり晩や休みの日になるわけです。そういう点で、ぜひともこの点は改善をお願いしたい。日曜日や祝日、そして夜も、コミュニティセンターまでとはいかなくても、9時過ぎまでは会館が利用できるようにしていただきたいと思うわけです。その点はどうでしょうか。

それからもう1つは、手続の問題でお話がなかったわけですが、どういう事務手続を組まれるかということについても今後の規則になるわけですが、例えばコミュニティセンターを現在、視力障害者のみで利用しようとするれば、例えば使用申込書が書けないという問題がありますし、それからお年寄りの方々が談話室やホールでお話をする、また囲碁をする、おふろに入る、そのたびに、今のコミュニティセンターみたいに申込用紙を書かなければならないのかどうか。そういう点もいろいろと問題が出てくるのではないかと思います。

手続についても、なるべく利用者が簡易に利用できるように、他市でやっているようなカード形式。まず会館を使用される方は登録をしていただいて、登録を受けた方についてはカードを渡して、部屋を専用しない限り、そのカードで会館が使用できるというふうな形をとれないものかどうか、その点についてお尋ねいたします。

運営委員会の問題ですけれども、今議員や障害者団体というお話がありました。しかし、ここを利用される方はそれだけではなくて、老人クラブもありますし、また授産施設や親子教室の子供や父母、また一番大きな問題で、今後の活動の中でそういう方々の手助けとなって頑張っていたかなければならないボランティア団体、そして一般質問の中でもありましたけれども、授産施設や親子教室については会館を貸すだけだというふうなお話もありましたし、また、授産施設については団体でというお話もありました。そういう点で、会館内で事業を行う施設の従事職員の代表も入れるべきではないか。そういうふうに検討されるのかどうかお尋ねいたします。

そして、機能回復訓練の違いの説明がなかったので、その点もお願いしたい。

それから交通手段の問題、利用する問題についてお答えがなかったと思いますので、お願いいたします。

○ 議長（赤阪和見君） 答弁。

○ 福祉会館準備室長（松尾 守君） 第1点目の時間外、いわゆる日曜日・祝日の利用の問題につきましては、私の方では利用者団体の希望する日時については便宜を図ってまいりたいというふうに述べております。

2点目の使用手続の問題ですが、今議員さんがおっしゃった方法について今後検討いたしてまいりたいと考えております。

それから運営委員会の問題ですが、現在では、先ほど申し上げましたように議員さん、福祉推進団体、福祉各館の利用団体、それから福祉関係のボランティアグループ、それに学識経験者などを加えた組織で行いたいと考えております。

次に、機能回復訓練の違いでございますが、ここで行おうとしておりますのは、もちろん器具などを使って行いわけでございますが、いわゆる機能の回復を図るということが目的でございますので、現在やっておる機能回復訓練と同じような形になるのではないかと考えております。

それと会館までの遠隔地のバス運行の問題でございますが、これにつきましては、財政状況厳しい中、今のところ考えてございません。

以上でございます。

○ 17番（西村慎太郎君） 意見だけ申し述べておきます。

まず、会館の使用時間の問題ですけれども、ぜひとも日曜日については開館をしていただくように努力をしていただきたいと思っております。といいますのは、団体からの申し入れというふうな話がありましたが、御存じのように、団体に加入している障害者というのは非常に少ないわけです。まだ組織率が非常に悪いという状況でありますので、個人で集まって、その中で自分たちの問題やボランティアの問題を相談をしていくという意味でも、活動の拠点の場を提供していくという上でも、日曜日や夜間の会館の使用というのは非常に重要な問題になってくると思っております。

それからもう1つ、福祉会館の運営委員会の問題ですけれども、政策課題の中でもボランティアルームを開設していくという方向も得ておりますけれども、まだまだボランティアの数も少ないですし、そういう点でボランティアや、そしてボランティアをつくっていく上で会館内で従事をされる方々の力も大きな問題が出てくると思っております。会館内事業に非常勤嘱託などで



来られる職員の御意見も聴いて、こういう面を充実をさせていくという意味でも、運営委員会の構成やその審議は、福祉センターをいかに内容のあるものにしていくかにかかってくると思います。そういう点でもこういう問題は重視をして検討をしていただきたいと思います。

バスの問題ですけれども、私も泉南方面に委員会の視察や、また独自でも見てまいりました。泉州方面の会館は、バスを運営しているのは高石の老人センターだけでしたけれども、南河内地域では、羽曳野を初め多くの市でバス運行をやっております。例えば羽曳野市では32カ所の停留所をつくって、朝に2ルート、午後に2ルートという形で送迎をしております。その中では、連日ここに寄って来られるお年寄りはゲートボールや、また囲碁、将棋、毎日のようにカラオケの練習会、舞踊の練習会、そういうこととか、いろんな交流もされて、会館がお年寄りで毎日いっぱいになっているというふうな状況が見られるわけです。そういう点で、府下の各市の利用実態の中でのバスの運営をどういうふうに行っているかという点についてもぜひ研究をしていただいて、その資料のもとに検討をお願いして、ぜひ御報告もお願いしたいと思うわけでありまして。

以上、意見を申し上げて終わります。

- 議長（赤阪和見君） 若浜君。
- 21番（若浜記久男君） 非常に時間が迫っておりますので、何点かお聞きさせていただきたいのですけれども、この分についてはまた原課の方でお尋ねをさせていただくとして、条例の第1条の1点だけについて御答弁をお願いしたいのですけれども、市内に居住する老人云々ということで規定してありますが、市内勤務者またはその家族は対象外の取り扱いになるのか、この点だけ御答弁をお願いいたします。
- 議長（赤阪和見君） 答弁。
- 福祉事務所長（中川鉄也君） ただいまの先生の御質問でございますが、あくまでも市内に居住する60歳以上の老人もしくはその介添者という判断でございます。したがって、他市に居住されておって、和泉市内に通勤等をされている老人については使用できないという立場でございます。
- 21番（若浜記久男君） これは心身障害者も含めてそういう解釈ですか。
- 福祉事務所長（中川鉄也君） そういうことです。
- 21番（若浜記久男君） 何かとこの問題ひっかかる面があるんですけども、市外の方が市内に居住をされ、市に貢献しておるそういう部分もあるというふうに理解をするわけですが、その点で家族を排除する、本人を含めて対象外ということはいかがなものかというふうに私は解釈するわけです。皆さん方の方で精査検討された中での条例文の制定がされたとい

うことであれば、いま一度検討の内容をお聞かせ願いたいと思います。

- 福祉事務所長（中川鉄也君） 介添者が市内の方ですか。利用される方は和泉市外の方ですね。
- 21番（若浜記久男君） ええ。
- 福祉事務所長（中川鉄也君） この施設は和泉市民の施設ということになりますので、やはり利用者は和泉市民という立場で建設もいたしておりますし、条例もそういう前提で制定しておりますので、あくまでも和泉市民ということで御理解願いたいと思います。
- 議長（赤阪和見君） 他に。
- 7番（藤原正通君） 一言だけお尋ねしたいのですが、会館内に次の施設を置く、老人福祉センターと身体障害者福祉センターとなっていて、シルバー人材センターと社会福祉協議会というのは明示されていませんね。恐らく5番の「各種団体の活動の場の提供に関すること」というところになると思うんですが、ちゃんとした事務所を置くということを書いておかんとかんのと違いますか。いや、書いてなかったら、社協の福祉事務所というのは向こうに持ってってもらわん方が各会長さん便利がよろしいから、それでお尋ねしているんですが。
- 福祉事務所長（中川鉄也君） 実は第2条でございますが、国庫補助の対象といたしまして、老人福祉センターと身体障害者福祉センター、この2つが国庫補助の対象になっておるわけです。したがって、条例としてはこういう書き方ということになりますので、その点ひとつ御理解を願いたいと存じます。
- 7番（藤原正通君） それなら何で持っていきまんねん。国庫補助対象になって、それ以外のものを書いたら何合悪いもの何で持っていきまんねん。
- 福祉事務所長（中川鉄也君） 恐れ入ります。国庫補助対象として、老人福祉センター、身体障害者福祉センターという2つの施設をした複合施設になるわけです。この施設は合計2,300平米ほどでございますが、いわゆる補助対象にならない部分があるわけです。例えば事務所の部分の一部であるとか、あるいは授産所の部分であるとか、あるいは母子通園施設であるとか、そういう補助対象にならない部分があるわけです。したがって、補助対象になる部分だけを条例の性格としてこういう書き方をいたしておりますので、その点御理解を願いたいと思います。
- 7番（藤原正通君） わかりました。後でまた寄してもらいます。
- 議長（赤阪和見君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第30号は原案どおり可決されました。

---

○ 議長（赤阪和見君） お語りいたします。

本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

なお、あすも引き続き議案審議を行いますので、定刻御参集くださいますようお願いいたします。

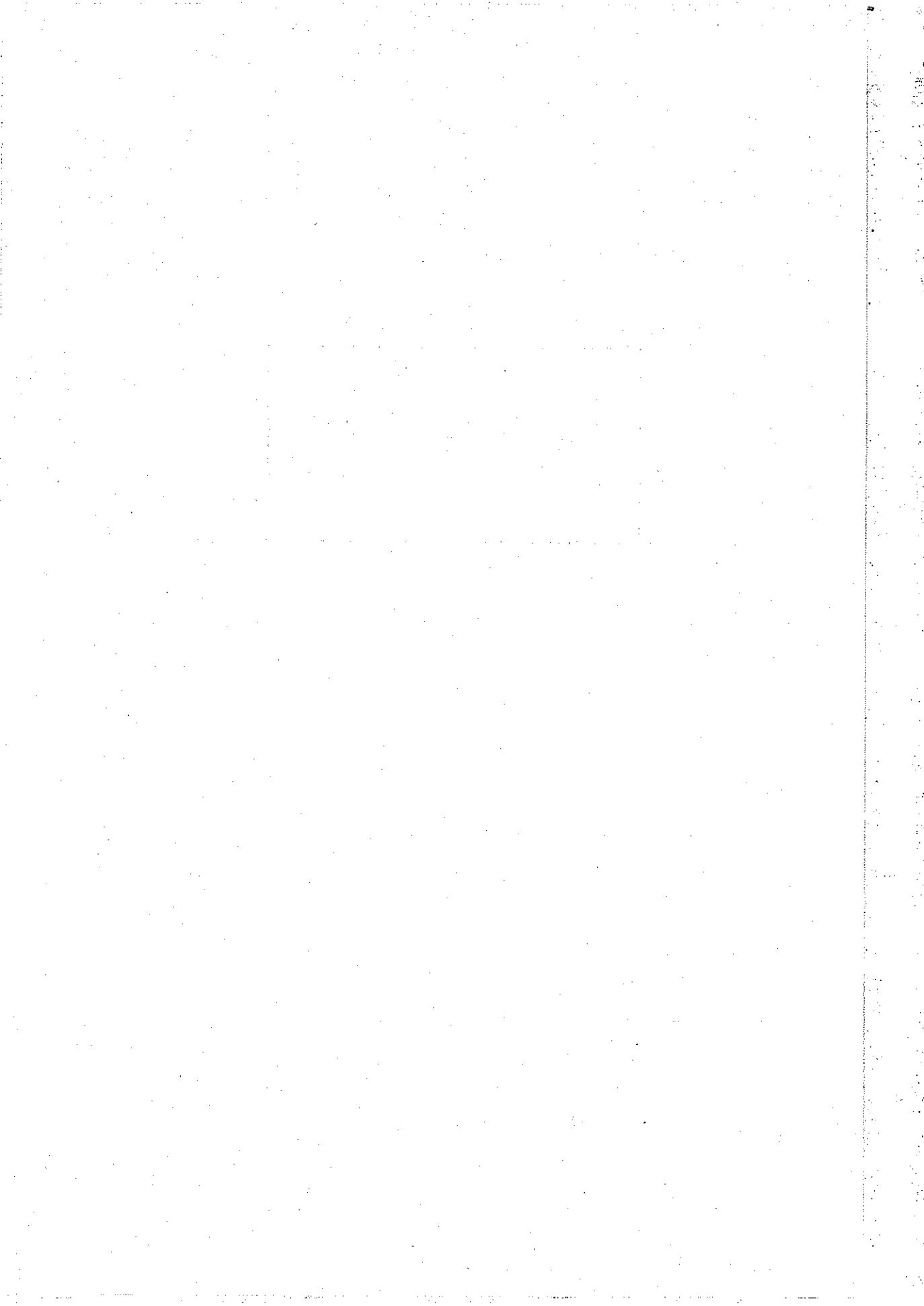
それでは、本日はこれにて散会いたします。

（午後4時48分散会）

---



最 終 日



昭和62年7月17日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員（24名）

1番	飯坂 楠次君	17番	西村 慎太郎君
2番	奥村 圭一郎君	18番	勝部 津喜枝君
3番	田中 昭一君	19番	原 重樹君
6番	赤阪 和見君	20番	坂口 敏彦君
7番	藤原 正通君	21番	若浜 記久男君
8番	穴瀬 克己君	22番	西口 秀光君
9番	並河道 雄君	23番	柳瀬 美樹君
10番	竹内 修一君	25番	大谷 昌幸君
11番	仁井 明君	26番	池辺 秀夫君
12番	竹下 義章君	27番	金谷 衛君
15番	松尾 孝明君	28番	出原 平男君
16番	天堀 博君	29番	田中 包治君

欠席議員（1名）

13番 貝淵 博治君

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

市 長	池田 忠雄	総務部次長	森 利治
助 役	坂口 禮之助	総務部次長	奥村 富彦
収入 役	中塚 白	財政課長	阪 豊光
市長公室長	杉本 弘文	同和対策部長	橋本 昭夫
市長公室理事	逢野 一郎	同和対策部理事	生田 稔
市長公室理事	神藤 恒治	同和対策部次長	向井 洋
市長公室理事	隆琦 大我	福祉事務所長	中川 鉄也
市長公室企画室長	稲田 順三	福祉事務所次長	原 美助
秘書課長	井阪 和充	市民生活部長	中西 淳富
人事課長	西岡 正徳	市民生活部理事	中上好美
企画課長	今村 堅太郎	市民生活部次長	岸田 秀仁
総務部長	麻生 和義	市民生活部次長	坂田 平之
総務部理事	大塚 孝之	産業部長	松村 吉堯

産 業 部 次 長	高 三 一 行	消 防 本 部 次 長	一ノ瀬 喜 広
産 業 部 次 長	赤 田 備 信	用地担当理事・ 土地開発公社事務局長	明 坂 貞 士
建 設 部 長	浅 井 隆 介	用地担当参事・ 土地開発公社事務局次長	中 辻 寿 夫
建 設 部 理 事	前 田 守 正	教 育 委 員 長	堀 内 由 延
建 設 部 次 長	山 崎 琢 磨	教 育 長	西 川 喜 久
都 市 整 備 部 長	萩 本 啓 介	管 理 部 長	逢 野 博 之
都 市 整 備 部 理 事	高 橋 欣 吾	管 理 部 次 長	白 樫 通 有
都 市 整 備 部 次 長	三 井 義 秋	指 導 部 長	崎 山 繁
改 良 事 業 部 長	富 田 宏 之	指 導 部 次 長	鹿 島 賢 昌
改 良 事 業 部 理 事	堀 宏 行	社 会 教 育 部 長	青 木 孝 之
改 良 事 業 部 次 長	笠 木 恒 忠	社 会 教 育 部 理 事	竹 田 明 郎
改 良 事 業 部 次 長	大 宅 清 臣	社 会 教 育 部 理 事	佐 原 行 雄
水 道 部 長	田 中 稔	社 会 教 育 部 次 長	明 坂 文 嘉
水 道 部 理 事	岩 井 益 一	社 会 教 育 部 次 長	北 野 喜 平
水 道 部 次 長	岸 本 孝 二	会 計 課 長	藤 木 意 継
水 道 部 次 長	仲 田 博 文	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	高 橋 正 道
病 院 長	竹 林 淳	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	農 端 小 一
病 院 事 務 局 長	藤 原 光 夫	監 査 委 員	庄 司 清
病 院 事 務 局 次 長	藤 原 清 司	監 査 事 務 局 長	吉 田 陽 三
病 院 事 務 局 次 長	谷 上 徹	農 業 委 員 会 会 長	森 口 義 忠
消 防 長	角 谷 泰 夫	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信 田 種 行
消 防 本 部 次 長	高 官 武 男		

※備考 各課長級の職員は、議案説明の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中 野 満 男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北 野 敦 雄
次 長	河 原 茂 隆
主 幹	大 中 保
係 長	佐 土 谷 茂 一
係 員	井 之 上 光 一

本日の議事日程は次のとおりである。



昭和62年和泉市議会第2回定例会議事日程

(7月17日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議案 第31号	昭和62年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について	P. 65
2	議案 第32号	昭和62年度和泉市一般会計補正予算(第1号)	P. 70
3	議案 第33号	昭和62年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号)	P. 94
4	議案 第34号	昭和62年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)	P. 111
5	議会推薦第1号	和泉市農業委員会委員の推薦について	別紙
6	選挙 第2号	泉大津市、和泉市墓地組合議会議員の選挙について	別紙
7	決議 第2号	森田紡績企業再建の要望決議	別紙
8	意見 第3号	長期営農継続農地制度の堅持ならびに都市農業確立施策の実施に関する意見書	別紙
9	意見 第4号	保育所措置費の国庫負担率引き上げ等必要な財源措置を求める意見書	別紙

(午前10時55分開議)

- 議長(赤阪和見君) おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆様には、公私何かとお忙しい中連日にわたりまして御出席賜り、まことにありがとうございます。それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。  
(市議会事務局長報告)
- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。  
ただいま御出席されている議員さんは24名でございます。貝淵議員さんから欠席の届け出がございます。現在、24名でございます。
- 議長(赤阪和見君) ただいまの報告のとおりであります。よって議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。
- 議長(赤阪和見君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承を願います。

- 
- 議長(赤阪和見君) それでは、日程審議に入ります。  
日程第1「昭和62年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について」を議題といたします。  
議案を朗読させます。  
(市議会事務局長朗読)

議案第 31 号

昭和62年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について  
昭和62年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例を次のように制定する。

昭和62年7月14日提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

昭和62年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例(案)

(目的)

第1条 この条例は、昭和62年6月支給分の期末手当の額の特例に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(特例)

第2条 昭和62年6月支給分の期末手当に限り、和泉市職員の給与に関する条例(昭和38年和泉市条例第16号)第25条の規定の適用については、同条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の145」と、「割合を乗じて得た額」とあるのは「割合を乗じて得た額に15,000円を加えて得た額」とする。

2. 昭和62年6月支給分の期末手当に限り、和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年和泉市条例第20号)第5条の規定の適用については、同条第2項中「100分の190」とあるのは「100分の195」と、「割合を乗じて得た額」とあるのは「割合を乗じて得た額に15,000円を加えて得た額」とする。

附 則

1. この条例は、公布の日から施行する。
2. 昭和62年6月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に和泉市職員の給与に関する条例及び和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給した期末手当は、これらの条例及びこの条例の規定による給与の内払とみなす。

理 由

府下の状況等諸事情にかんがみ、本年6月支給分の期末手当の額を特例的に増額する必要がある。これがこの条例案を提出する理由である。

- 議長(赤阪和見君) 提案理由の説明を願います。
- 市長公室理事(神藤恒治君) お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程いただき

ました議案第31号「昭和62年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について」、提案の理由並びにその内容につきまして、市長公室神藤から御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、職員の勤労意欲並びに府下各市の状況等諸事情を勘案する中、昭和62年6月支給分の期末手当につきましては前年度と同率といたしたく、御提案申し上げるものでございます。

次に、その内容でございますが、本条例案第2条第1項は、和泉市職員の給与に関する条例第25条を適用するに当たり所定の読み替えを行うものでございまして、同条第2項中「100分の140」とあるのを「100分の145」とし、「割合を乗じて得た額」とあるのを「割合を乗じて得た額に15,000円を加えて得た額」とし、一律100分の5プラス15,000円としようとするものであります。

また、本条例案第2条第2項は、和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項中、「100分の190」とあるのを「100分の195」とし、「割合を乗じて得た額」とあるのを「割合を乗じて得た額に15,000円を加えて得た額」とし、一律100分の5プラス15,000円としようとするものでございます。

なお、本条例案は、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をいただきまして、原案どおり御可決賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（赤阪和見君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼び者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第31号は原案どおり可決されました。

- 議長（赤阪和見君） 日程第2「昭和62年度和泉市一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第32号

昭和62年度和泉市一般会計補正予算(第1号)

昭和62年度和泉市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,995,1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,135,7,951千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

昭和62年7月14日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 国庫支出金		4,793,730	2,000	4,795,730
	2. 国庫補助金	2,505,460	2,000	2,507,460
10. 府支出金		2,235,133	4,000	2,239,133
	2. 府補助金	1,827,990	4,000	1,831,990
16. 繰越金			53,951	53,951
	1. 繰越金		53,951	53,951
歳入合計		31,298,000	59,951	31,357,951

2 歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		288,427	304	288,731
	1. 議会費	288,427	304	288,731
2. 総務費		3,319,696	7,419	3,327,115
	1. 総務管理費	2,159,269	3,699	2,162,968
	2. 徴税費	490,097	1,639	491,736
	3. 戸籍住民基本台帳費	207,472	893	208,365

款	項	補正前の額	補正額	計
	4. 選挙費	78,707	128	78,835
	5. 統計調査費	18,644	65	18,709
	6. 監査委員費	26,322	102	26,424
	7. 同和対策費	339,185	893	340,078
3. 民生費		8,759,467	28,346	8,787,813
	1. 社会福祉費	3,361,272	17,667	3,378,939
	2. 児童福祉費	2,833,545	10,349	2,843,894
	3. 生活保護費	2,558,509	330	2,558,839
4. 衛生費		3,540,868	1,936	3,542,804
	1. 予備衛生費	2,020,238	971	2,021,209
	2. 環境衛生費	1,448,758	865	1,449,623
	3. 墓地管理費	57,422	100	57,522
5. 農林水産業費		350,735	610	351,345
	1. 農業費	285,640	610	286,250
6. 商工費		249,954	462	250,416
	1. 商工費	249,954	462	250,416
7. 土木費		5,877,955	9,734	5,887,689
	1. 土木管理費	207,899	807	208,706
	2. 道路橋梁費	916,083	406	916,489
	3. 河川水路費	193,707	29	193,736
	4. 都市計画費	1,741,557	7,178	1,748,735
	5. 住宅費	2,818,709	1,314	2,820,023
8. 消防費		797,626	3,085	800,711
	1. 消防費	797,626	3,085	800,711
9. 教育費		3,462,117	8,055	3,470,172
	1. 教育総務費	374,667	811	375,478
	2. 小学校費	1,348,400	2,658	1,351,058
	3. 中学校費	789,597	1,622	791,219
	4. 幼稚園費	377,695	1,313	379,008
	5. 社会教育費	479,124	1,457	480,581

款	項	補正前の額	補正額	計
	6. 保健体育費	92,634	194	92,828
歳出合計		31,298,000	59,951	31,357,951

- 議長（赤阪和見君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部理事（大塚孝之君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程いただきました議案第32号「昭和62年度和泉市一般会計補正予算（第1号）」について、担当の総務部理事大塚より御説明申し上げます。

今回、御提案申し上げました補正予算の内容につきましては、期末手当の特例による人件費、市立総合福祉会館開設に伴う管理経費の計上が主な内容でございます。

それでは、予算書に基づきまして御説明申し上げます。70ページでございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,995万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ313億5,795万1,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書により歳出予算からその内容を御説明申し上げます。76ページでございます。

議会費30万4,000円、総務費741万9,000円につきましては、期末手当の特例による追加でございます。

民生費につきましては、2,834万6,000円の追加でございますが、職員の期末手当の追加と、今秋、開館いたします市立総合福祉会館の管理運営費2,473万3,000円計上いたしましたものでございます。

次に、衛生費193万6,000円、農林水産業費61万円、商工費46万2,000円は、それぞれ期末手当の特例によるものでございます。

次に、土木費973万4,000円の追加でございますが、一般職員の期末手当追加と、都市計画費といたしまして、本年度計画いたしております府中駅前の地区再生基本計画の作成に当たりまして、周辺地域との整合性を含めた調査経費が国及び府より認定されたための追加計上でございます。

また、公園費につきましては、公園の管理を本年度設立いたしました財団法人和泉市公園緑化協会に委託すべく、既定予算の組み替え計上をいたしましたものでございます。

次に、消防費 308万5,000円、教育費 805万5,000円は、それぞれ期末手当の特例によるものでございます。

以上が歳出予算でございます、総額 5,995万1,000円と相なる次第でございます。

続きまして、歳出予算に充当いたします歳入予算につきまして御説明申し上げます。75ページでございます。

まず、国庫支出金 200万円、府支出金 400万円それぞれ計上いたしておりますが、地区再生基本計画作成に伴う特定財源でございます。

次に、繰越金でございますが、昭和61年度実質収支見込み額におきまして約1億2,000余万円の黒字が見込まれる予定でありますので、今回、その一部を計上いたしたものでございます。昭和61年度の財政運営につきましては、国庫補助率の再引き下げなど非常に厳しい年でございましたが、議員各位の御指導、御鞭たつをいただき、おかげをもちまして実質収支、単年度収支とも黒字決算の見込みでございます。本席をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。今後、なお一層財政構造の改善に向け努力いたす所存でございますので、よろしく御指導、御鞭たつをお願い申し上げます。

以上が、今回御上程いただきました一般会計補正予算の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願いを申し上げ、提案の理由といたします。

- 議長（赤阪和見君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 9番（並河道雄君） 上伯太線の整備事業についてお答え願いたいと思います。この件につきましては地元のことであり、過去、一般質問でも早期の接続実現についてお願いしておりますので、この補正予算は人件費で問題はないんですが、今回、この事業の入札をされたと思うんですが、予定価格、設計金額、それと落札価格について御説明願いたいと思います。

それから、供用開始が4月の予定と聞いておるんですが、議会でその辺のところも確認しておきたいと思いますので、よろしく願います。

- 議長（赤阪和見君） 理事者答弁。
- 建設部次長（山崎琢磨君） 上伯太線でございますが、先日入札いたしまして、4月に供用開始の予定で進めておるものでございます。工事金額につきましては、全体で6,900万円でございます。
- 9番（並河道雄君） 落札価格は……。業者は決まってるんやろう。
- 総務部次長兼契約課長（奥村富彦君） 御質問の詳細につきましては、ここへ資料をお持ちしておりませんが、3,950万円で落札されてございます。

以上でございます。

- 9番(並河道雄君) 設計金額はどれですか。
- 総務部次長兼契約課長(奥村富彦君) 設計金額につきましては、ここに資料を持ち合わせてございません。
- 9番(並河道雄君) それを持って来てください。
- 議長(赤阪和見君) それでは、並河議員に対する答弁は資料を持って来てから後にお願いたします。

西村君。

- 17番(西村慎太郎君) 民生費についてお尋ねいたします。  
78ページに福祉会館運営費の非常勤嘱託員の報酬が出ておりますが、どのような仕事をし、採用に当たっての選考方法はどれされるのか。  
2点目に80ページ、同じく福祉会館ですが、浴場管理委託料でございますが、委託先はどこになるのか。関連して、浴場組合補助金がありますが、補助の充当、算出方法についてお尋ねいたします。

- 議長(赤阪和見君) 答弁。
- 福祉事務所長(中川鉄也君) ただいまお尋ねの非常勤嘱託員の件でございますが、8名予定しております、市職員もしくは教職員のOB等を予定いたしております。採用の基準は、OB等で適当な人があれば、市長の権限で採用していくという方法を考えてございます。期間については、この10月1日から来年3月31日まででございます。

それから、浴場の管理でございますが、これの管理委託先でございますが、和泉市浴場組合に委託する予定でございます。

3点目の浴場組合に対する補助金でございますが、今回、福祉会館の2階部分に老人福祉センター部門で公衆浴場法に該当する浴場を男女各1カ所ずつ、それぞれ10名程度が同時に入浴できる浴場を設置する予定になってございます。このため周辺の浴場に対して、現在、公衆浴場を利用されている方々が、福祉会館の浴場を利用することによって営業上お客さんが減るという問題がございます。それに対し特に厚生省の方から事前に浴場組合と十分に協議を行え、という通達がございまして、浴場組合と協議した結果、福祉会館の浴場を使った方の中で日常、公衆浴場を使っておられるのはどのくらいおられるか、という一定の算定率に基づき補助金を支出していきたいと考えております。

- 17番(西村慎太郎君) 非常勤嘱託員の問題では、3月31日以降どれされるのか、また、公募されるのかという点について再度お尋ねしたい。

3点目の一定の算出方法に基づく浴場組合に対する補助金97万円となっておりますが、利



用された人数割で補助されるとか、いろいろあろうかと思いますが、その点について再度お答え願います。

- 福祉事務所長（中川鉄也） 第1点目の非常勤嘱託員の件ですが、年度途中で福祉会館が開館するという事で正規職員の配属がむずかしいということもございまして、臨時的に職員を採用していくということです。したがって、6カ月間の非常勤嘱託員ですので、公募は考えてございません。

それから、浴場組合に対する補助金でございますが、現在、和泉市の浴場は、1人当たり200円の入浴料金を徴収していると聞いております。それに対して週2回で月に8回として6カ月分、人数は100人程度になるのではないかとということで算出した結果、96万円予算計上を行ってございます。ただし、これは福祉会館の浴場を開業した場合、浴場組合の役員さんと福祉会館の職員とが立ち会いの上実数を把握し、その実数に基づき補助を行うという予定をしております。

- 17番（西村慎太郎君） 3月31日以降、どうされるかについてお答えがなかったのと、実数を把握して補助金を算定するということですが、浴場のお湯をわかすとか入浴者のお世話をすとか、そういうことも含めて維持管理を浴場組合に委託するということですか。

- 福祉事務所長（中川鉄也君） 第1点目の職員の問題ですけど、非常勤嘱託員にしろ臨時職員にしろ、その年度にまたがって採用するという事は原則としていたしておりません。したがって、3月31日までの雇用と考えております。4月以降については、来年度の市の職員の全体的な配置計画の中で判断していきたいと思っております。

2点目の浴場の入場者人数の確認につきましては、浴場組合の役員さんと福祉会館の職員が1ないし2回程度、特定の日を選び、その日の浴場利用者をもとに実数を確認していきたいと考えております。

それから、浴場の管理でございますが、特にボイラーを使ったり浴場の管理や清掃など専門的な業務でございますので、一定の経験者を派遣していただきたいということで、和泉市の浴場組合と委託契約をする予定にしております。

- 17番（西村慎太郎君） 特にお年寄りのことすし、健康管理の問題も出てこようかと思えます。その点で浴場利用者に対する健康管理の点も含めて、浴場管理について浴場組合にのみ委託しているのか、いかがなものかと思えます。人命の問題、特に心臓発作や脳内出血などで倒られるというようなことも想定できますので、浴場利用者に対する配慮をどう考えておられるか、最後にお尋ねしておきたいと思えます。

- 福祉事務所長（中川鉄也君） 公衆浴場もそうだと思いますが、利用に当たっての注意書を

出入り口などに貼っていきたい。血圧の高い方とか酒を飲んで入浴するのは御遠慮くださいとか等々、浴場内に明記していきたいと思います。ただ、それ以上に入られた段階で起こる事故等に対しましては、その場、その場で何とか対応せざるを得ないということで、具体的にいまのところ、利用者に対するそこまでの細かい配慮までは考えておりません。

○ 17番（西村慎太郎君） 運営委員会もできますし、規則等の制定に当たっても研究していただきたいということで意見だけ述べておきます。とりわけお年寄りということで老人福祉センターの性格上、お年寄りの健康管理を推進する立場から、昨日の条例審議の際も質問や意見を述べましたように、カード形式とかも踏まえ、登録された方々については、日常的な健康管理も把握して浴場利用をしていただくとか、何らかの手立てはとれないものか、御検討を要望申し上げてして終わります。

○ 議長（赤阪和見君） 他に。

○ 8番（穴瀬克巳君） 85ページの公園管理費でございますが、恐らく公園緑化協会に委託することによる公園管理費の補正減額だと思いますが、清掃、除草、害虫の防除委託料、植樹祭設備委託料、黒鳥山公園花壇花植付け等委託料などすべて減額されております。これらがそっくり公園緑化協会へ委託するんだという形にすり変わっているのかどうか。

それから、もともと補正前のそれぞれの額はどうなっているかについてもお聞かせ願いたい。

○ 議長（赤阪和見君） 答弁。

○ 都市整備部次長（三井義秋君） 都市整備の三井からお答えいたします。

まず、今回の減額につきましては、すべて協会の方へ委託することによるものでございます。

2点目につきましては、4月、5月ごろは原課でそれぞれ対応しておりましたので、その残りの分につきましては、協会の方へ委託するというところで処理いたしております。ただその中で、シルバー人材センターにそれぞれ委託しておりました分につきましては、61年度よりシルバー人材センターで委託する分について補助制度というものができ上がりましたので、協会からシルバーへ委託する場合は、補助の対象にならないという制度になっておりますので、そのまま原課からシルバーに委託する。ただ現場での作業につきましては、協会の方で対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○ 8番（穴瀬克巳君） 清掃委託料の補正前の額、また、黒鳥山公園の花壇花植付け等委託料などの補正前の額をお示し願いたい。

○ 都市整備部次長（三井義秋君） 当初の額につきましては、清掃及び除草委託料につきましては1,918万6,000円、害虫防除委託料400万円、植樹祭設備費10万円、花壇植付け等